

平成19年 第6回

佐伯市議会定例会会議録

自 平成19年12月4日
至 平成19年12月21日

佐 伯 市 議 会

平成 1 9 年 第 6 回

佐伯市議会定例会会議録

第 1 号	1 2 月 4 日
第 2 号	1 2 月 1 0 日
第 3 号	1 2 月 1 1 日
第 4 号	1 2 月 1 2 日
第 5 号	1 2 月 1 3 日
第 6 号	1 2 月 1 4 日
第 7 号	1 2 月 2 1 日

平成19年第6回佐伯市議会定例会会議録目次

平成19年12月4日(火曜日)(第1号)

開会.....	14
1 日程第1 会期の決定.....	14
1 日程第2 委員長報告(質疑、討論、採決).....	14
1 決算特別委員長(矢野哲丸)の報告.....	14
1 35番(高司政文)の反対討論(認定第3号).....	17
1 審議結果.....	18
1 日程第3 議案の上程.....	18
1 上程議案一覧表.....	18
1 日程第4 提案理由の説明.....	19
1 市長(西嶋泰義)の説明.....	19
散会.....	24

平成19年12月10日(月曜日)(第2号)

開議.....	27
1 日程第1 一般質問.....	27
1 17番(肥後四々郎)の質問.....	27
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	28
1 農林水産部長(河野伸生)の答弁.....	29
1 17番(肥後四々郎)の再質問.....	29
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	32
1 農林水産部長(河野伸生)の答弁.....	33
1 17番(肥後四々郎)の再々質問.....	33
1 農林水産部長(河野伸生)の答弁.....	36
1 25番(菅原忠)の質問.....	36
1 総務部長(大鶴直己)の答弁.....	37
1 市民生活部長(田崎誠)の答弁.....	38
1 25番(菅原忠)の再質問.....	38
1 総務部長(大鶴直己)の答弁.....	39
1 市民生活部長(田崎誠)の答弁.....	40
1 財務部長(久保田成太)の答弁.....	40
1 25番(菅原忠)の再々質問.....	41
1 市民生活部長(田崎誠)の答弁.....	42
1 13番(河原修仁)の質問.....	42
1 教育長(武田隆博)の答弁.....	43
1 13番(河原修仁)の再質問.....	46
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	48

1	教育長（武田隆博）の答弁.....	49
1	13番（河原修仁）の再々質問.....	50
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	51
1	教育長（武田隆博）の答弁.....	51
1	40番（児玉輝彦）の質問.....	52
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	53
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	53
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	55
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	55
1	上下水道部長（戸高公人）の答弁.....	56
1	40番（児玉輝彦）の再質問.....	56
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	58
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	58
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	59
1	40番（児玉輝彦）の再々質問.....	59
1	36番（浅利美知子）の質問.....	60
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	61
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	61
1	36番（浅利美知子）の再質問.....	62
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	64
1	教育長（武田隆博）の答弁.....	65
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	65
1	36番（浅利美知子）の再々質問.....	66
1	34番（吉良栄三）の質問.....	67
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	68
1	34番（吉良栄三）の再質問.....	68
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	70
1	34番（吉良栄三）の再々質問.....	71
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	72
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	72
	散会.....	73
平成19年12月11日（火曜日）（第3号）		
	開議.....	76
1	日程第1 一般質問.....	76
1	1番（三浦渉）の質問.....	76
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	77
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	79
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	80
1	1番（三浦渉）の再質問.....	80

1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	82
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	83
1	1 番（三浦渉）の再々質問.....	83
1	44番（土師辰英）の質問.....	85
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	85
1	44番（土師辰英）の再質問.....	86
1	教育長（武田隆博）の答弁.....	87
1	44番（土師辰英）の再々質問.....	87
1	教育長（武田隆博）の答弁.....	88
1	38番（玉田茂）の質問.....	88
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	90
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	90
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	91
1	38番（玉田茂）の再質問.....	91
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	94
1	副市長（塩月厚信）の答弁.....	94
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	95
1	39番（村松講一）の質問.....	95
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	97
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	98
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	98
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	99
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	100
1	39番（村松講一）の再質問.....	100
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	101
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	102
1	39番（村松講一）の再々質問.....	102
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	102
1	28番（渡辺邦壽）の質問.....	103
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	104
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	105
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	106
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	107
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	107
1	28番（渡辺邦壽）の再質問.....	108
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	109
1	28番（渡辺邦壽）の再々質問.....	110
	散会.....	110

平成19年12月12日（水曜日）（第4号）

開議	113
1 日程第1 一般質問	113
1 43番(寺島孝幸)の質問	113
1 市長(西嶋泰義)の答弁	114
1 企画商工観光部長(三原信行)の答弁	116
1 建設部長(川人宣行)の答弁	117
1 43番(寺島孝幸)の再質問	117
1 市長(西嶋泰義)の答弁	119
1 企画商工観光部長(三原信行)の答弁	121
1 建設部長(川人宣行)の答弁	121
1 43番(寺島孝幸)の再々質問	121
1 27番(日高嘉己)の質問	122
1 市長(西嶋泰義)の答弁	123
1 教育長(武田隆博)の答弁	123
1 27番(日高嘉己)の再質問	124
1 副市長(塩月厚信)の答弁	125
1 教育長(武田隆博)の答弁	125
1 26番(和久博至)の質問	125
1 福祉保健部長(菅俊邦)の答弁	128
1 建設部長(川人宣行)の答弁	129
1 26番(和久博至)の再質問	130
1 福祉保健部長(菅俊邦)の答弁	131
1 建設部長(川人宣行)の答弁	134
1 26番(和久博至)の再々質問	134
1 福祉保健部長(菅俊邦)の答弁	135
1 11番(矢野精幸)の質問	135
1 財務部長(久保田成太)の答弁	137
1 建設部長(川人宣行)の答弁	138
1 11番(矢野精幸)の再質問	138
1 市長(西嶋泰義)の答弁	140
1 財務部長(久保田成太)の答弁	142
1 11番(矢野精幸)の再々質問	142
1 建設部長(川人宣行)の答弁	143
散会	143

平成19年12月13日(木曜日)(第5号)

開議	146
1 日程第1 一般質問	146
1 8番(後藤幸吉)の質問	146
1 市長(西嶋泰義)の答弁	148

1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	149
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	150
1	8番（後藤幸吉）の再質問.....	150
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	152
1	8番（後藤幸吉）の再々質問.....	153
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	154
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	154
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	154
1	37番（河野周一）の質問.....	155
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	155
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	156
1	37番（河野周一）の再質問.....	157
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	158
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	159
1	37番（河野周一）の再々質問.....	159
1	23番（柳井二生）の質問.....	160
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	161
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	161
1	23番（柳井二生）の再質問.....	162
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	163
1	23番（柳井二生）の再々質問.....	163
1	21番（河野豊）の質問.....	164
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	165
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	166
1	21番（河野豊）の再質問.....	167
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	169
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	170
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	170
1	21番（河野豊）の再々質問.....	171
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	172
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	173
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	173
1	42番（戸山盛喜）の質問.....	173
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	176
1	教育長（武田隆博）の答弁.....	177
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	177
1	42番（戸山盛喜）の再質問.....	178
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	180
1	教育長（武田隆博）の答弁.....	181
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	181

1	42番（戸山盛喜）の再々質問.....	182
	散会.....	182

平成19年12月14日（金曜日）（第6号）

	開議.....	185
1	日程第1 一般質問.....	185
1	24番（泥谷和喜）の質問.....	185
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	186
1	24番（泥谷和喜）の再質問.....	186
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	187
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	187
1	24番（泥谷和喜）の再々質問.....	188
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	188
1	29番（染矢玉夫）の質問.....	189
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	189
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	190
1	29番（染矢玉夫）の再質問.....	190
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	191
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	191
1	29番（染矢玉夫）の再々質問.....	192
1	35番（高司政文）の質問.....	192
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	194
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	196
1	35番（高司政文）の再質問.....	196
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	202
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	203
1	35番（高司政文）の再々質問.....	203
1	16番（小野宗司）の質問.....	204
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	209
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	210
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	210
1	16番（小野宗司）の再質問.....	211
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	214
1	16番（小野宗司）の再々質問.....	214
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	215
1	日程第2 議案の上程（提案理由説明）.....	215
1	市長（西嶋泰義）の説明.....	216
1	追加上程議案一覧表.....	216
1	日程第3 議案質疑.....	216
1	35番（高司政文）の質疑（議案第147号、第148号、第149号及び第150号）.....	216

1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	217
1	35番（高司政文）の再質疑（議案第147号、第148号、第149号及び第150号）.....	217
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	218
1	35番（高司政文）の再々質疑（議案第147号、第148号、第149号及び第150号）.....	218
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	218
1	21番（河野豊）の質疑（議案第151号）.....	218
1	上下水道部長（戸高公人）の答弁.....	219
1	21番（河野豊）の再質疑（議案第151号）.....	220
1	上下水道部長（戸高公人）の答弁.....	220
1	日程第4 議案等の委員会付託.....	221
1	議案等付託表.....	221
	散会.....	223

平成19年12月21日（金曜日）（第7号）

	開議.....	226
1	日程第1 委員長報告（質疑）.....	226
1	総務常任委員長（渡邊邦壽）の報告.....	226
1	建設常任委員長（三浦渉）の報告.....	230
1	教育民生常任委員長（浅利美知子）の報告.....	231
1	経済産業常任委員長（矢野精幸）の報告.....	237
1	日程第2 討論、採決.....	239
1	8番（後藤幸吉）の反対討論（議案第138号）.....	240
1	26番（和久博至）の賛成討論（議案第157号）.....	243
1	35番（高司政文）の賛成討論（請願第14号）.....	245
1	35番（高司政文）の賛成討論（請願第15号）.....	246
1	35番（高司政文）の賛成討論（請願第16号）.....	247
1	43番（寺島孝幸）の賛成討論（請願第17号）.....	248
1	審議結果.....	249
1	日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）.....	250
1	42番（戸山盛喜）の提案理由説明（意見書案第27号）.....	250
1	追加上程議案一覧表.....	251
1	審議結果.....	252
1	日程第4 会議録署名議員の指名.....	252
	閉会.....	252

一般質問一覧表

平成19年12月

10日(月)

11日(火)

12日(水)

13日(木)

(質問者順)

14日(金)

番号	質問の要旨	答弁者	質問者	頁
1	一次産業の振興について 限界集落について	市農林水産部長	肥後四々郎	27
2	住民サービスの中で職員の住民対応は万全か 有価ごみの扱いについて	総務部長 市民生活部長	菅原 忠	36
3	学校教育について	市教育部長	河原 修仁	42
4	公共工事と最低落札と指名競争入札制度について 災害時応急給水対策について 建設業協会との防災協定について	市総務部長 財務部長 企画商工観光部長 上下水道部長	児玉 輝彦	52
5	発達障がい児対策について 介護予防事業について	市教育福祉保健部長	浅利美知子	60
6	国民健康保険税税率の改正について	市福祉保健部長	吉良 栄三	67
7	旧南郡地域にケーブル回線で携帯電話の使用を急げ 合併後の地域格差是正 東九州自動車道佐伯～蒲江間堅田地区にインターを	市総務部長 建設部長	三浦 渉	76
8	学校消耗品費の不足による指導困難対策について 学校施設における安全確保について	教育次長	土師 辰英	85
9	水産振興策について 二又トンネルの改良工事について	市塩田建設部長 農林水産部長	玉田 茂	88
10	行革における振興局の位置付けについて 合併特例債について 観光振興と道路整備について	市総務部長 財務部長 企画商工観光部長 建設部長	村松 講一	95
11	来年度予算編成(西嶋市政第1期最終年度)に対する市長の基本方針を問う	市総務部長 財務部長 企画商工観光部長 福祉保健部長	渡邊 邦壽	103
12	佐伯市のまちづくりについて	市企画商工観光部長 建設部長	寺島 孝幸	113
13	蒲江地区小学校統合計画について 国道388号の整備について	市塩田建設部長 教育部長	日高 嘉己	122
14	介護保険のチェック体制について 脇津留の道路廃止について	福祉保健部長 建設部長	和久 博至	125

15	市並びに土地開発公社が所有している遊休地について 番匠川河口橋の建設について	市財 務 部 長 建 設 部 長	矢野 精幸	135
16	全市的な「まちづくり」について 行財政改革について	市総 務 部 長 財 務 部 長 企 画 商 工 観 光 部 長	後藤 幸吉	146
17	番匠川河口橋建設の早期着工を 東九州自動車道関連事業について 企業誘致について	市 建 設 部 長	河野 周一	155
18	農協直川支店の廃止について 直川振興局の有効活用について	市財 務 部 長	柳井 二生	160
19	公民館の使用について 財政改革について	市総 務 部 長 財 務 部 長 企 画 商 工 観 光 部 長 教 育 次 長	河野 豊	164
20	佐伯の今と明日をつくる施策について	市 教 育 部 長 企 画 商 工 観 光 部 長	戸山 盛喜	173
21	佐伯市中心市街地の活性化策について	市 企 画 商 工 観 光 部 長	泥谷 和喜	185
22	県道梶寄浦佐伯線の改修について 県の農林水産祭について	市 建 設 部 長	染矢 玉夫	189
23	後期高齢者医療制度の問題点について 国保税の値上げについて 文化会館や地区公民館の使用料の問題等について	福 祉 保 健 部 長 教 育 次 長	高司 政文	192
24	農林水産業の活性化施策と観光について	市 企 画 商 工 観 光 部 長 農 林 水 産 部 長	小野 宗司	204

平成19年 第6回

佐伯市議会定例会会議録

第1号 12月4日

第6回 佐伯市議会定例会会議録（第1号）

平成19年12月4日（火曜日） 午前10時00分 開 会

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
8番	後藤	幸吉	9番	江藤	茂
10番	清家	好文	11番	矢野	精幸
12番	矢野	哲丸	13番	河原	修仁
14番	宮脇	保芳	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	17番	肥後	四々郎
18番	榊田	穂積	19番	村尾	清一
20番	井野上	準	21番	河野	豊
22番	下川	芳夫	23番	柳井	二生
24番	泥谷	和喜	25番	菅原	忠
26番	和久	博至	27番	日高	嘉己
28番	渡邊	邦壽	29番	染高	玉夫
30番	児玉	忠義	31番	甲斐	迪彦
32番	狩生	寿一	33番	廣瀨	精一郎
34番	吉良	栄三	35番	高司	政文
36番	浅利	美知子	37番	河野	周一
38番	玉田	茂	39番	河村	周一
40番	児玉	輝彦	41番	松田	清一
42番	戸山	盛喜	43番	寺島	孝幸
44番	土師	辰英			

欠席議員の氏名

なし

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企市福建農	市市育務部	市長	西木	嶋許	泰政	義信	上教	下浦	水道	道次	部長	戸川	高島	公ふみ	人え
副教	市育	長	木塩	許月	政厚	信博	教消	浦生	道防	局	長	川高	島橋	ふ安	え忍
総財	務部	長	武大	田鶴	隆直	博己	上弥	振振	局	長	長	大加	鶴藤	宗隆	信義
企市	務部	長	久保	田原	成信	己太	本直	匠川	局	長	長	御手	洗宮	隆二	清美
市福	工観	長	三田	崎	信	誠邦	宇目	川見	局	長	長	曾安	藤高	廣一	徳郎
建農	生部	長	菅川	野	俊宣	邦行	鶴米	見水	局	長	長	戸高	高治	一和	康
	保部	長	河		伸	生	蒲江	津振	局	長	長	高児	玉		
	設部	長						興	局	長	長	児			
	水産	長						興	局	長	長				

議事日程第1号

平成19年12月4日(火曜日) 午前10時00分 開会

- 第1 会期の決定
 - 第2 委員長報告(質疑、討論、採決)
 - 第3 議案の上程
 - 第4 提案理由の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 委員長報告(質疑、討論、採決)
 - 日程第3 議案の上程
 - 日程第4 提案理由の説明
-

午前10時00分 開会

議長(児玉忠義) 本日招集の会議は成立いたしました。

ただいまから、平成19年第6回佐伯市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

議長(児玉忠義) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から21日までの18日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、会期は18日間と決定いたしました。

日程第2 委員長報告(質疑、討論、採決)

議長(児玉忠義) 日程第2、委員長報告を行います。

閉会中継続審査として、決算特別委員会に付託されました認定第3号、平成18年度佐伯市各会計決算の認定についてを議題とし、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、矢野哲丸君。

決算特別委員長(矢野哲丸) 決算特別委員長の矢野哲丸でございます。

本特別委員会に付託され閉会中継続審査となっております認定第3号、平成18年度佐伯市各会計決算の認定について、去る11月14日から16日までの3日間にわたり委員会を開会し慎重審査いたしましたので、その経過の概要並びに結果につきまして御報告申し上げます。

まず初日は、委員3名欠席のもとに委員会が開会され、冒頭の正副委員長互選の結果、不肖私が委員長に、副委員長に河野周一委員が選任されました。

市長のあいさつに続き、監査委員に平成18年度決算に対する総括的意見を求めましたので、その概要を申し上げます。

平成18年3月策定の「行財政改革プラン」に基づき執行した初年度決算の規模は、一般会計・特別会計合わせた決算額は、歳入総計767億4,557万円、歳出総計743億5,302万円、実質収支21億126万円の黒字となった。そのうち、一般会計については、歳入452億1,209万円に対し歳出437億6,641万円で、実質収支12億2,340万円の黒字である。

一方、特別会計については、歳入315億3,347万円に対し歳出305億8,660万円で、実質収支8億7,785万円の黒字であるが、一般会計からの繰入金を差し引いた実質収支は26億9,334万円の赤字となっている。特に、国保会計、集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計等において一般会計からの繰入金が増加傾向にあり、経営悪化が懸念される状況にある。

普通会計における財政状況の分析として、行財政改革に伴う経費節減効果などにより、経常収支比率は前年度比1.1ポイント好転し91.2%となった。しかし、市債・公債費の増を要素とする財政指標の悪化は、財政の硬直性が更に進んでいることをうかがわせる。

今後は、市税・使用料等の徴収強化はもとより下水道普及率向上など自主財源比率を高めるとともに、なお一層行財政改革を推進し、財政の健全化・安定化に向け特段の努力を求めるとの意見が監査委員から述べられました。

これに関連して委員から、市税を中心とする未収金の処理対策並びに不納欠損処理に対する監査委員の所見を求める質疑が出されました。

次に、執行部から平成18年度普通会計決算の概要及び決算カードについて説明を受けましたので、その概要を御報告いたします。

歳入総額455億7,301万1,000円、歳出総額441億2,075万3,000円で、歳入は補助事業に伴う国庫支出金及び市債の増などにより前年比0.2%増、歳出は人件費・物件費などの抑制により1.0%の減となっている。形式収支額から翌年度繰越財源を差し引いた実質収支は12億2,340万5,000円で、標準財政規模との対比においても適切な収支額となっている。

歳入・歳出の状況について、自主財源比率は22.6%と非常に低く、財政基盤の弱さを示している。歳出では、義務的経費の比率が49.3%で、前年度比1.8ポイント増となったが、旧市町村が行ったインフラ整備に伴う起債元金の償還開始が主な要因である。

決算カードに表れた各種指標のうち、財政力指数は0.34と、類似団体と比較しても圧倒的に低い数値となっている。実質公債費比率は14.8%で、前年度比0.5%の増となった。現債高倍率は2.946となり、財政上の体力である標準財政規模に対し約3倍の借金を負っていることとなる。経常収支比率は、前年度より1.1ポイント好転して91.2%となったが、その要因は行革推進プランに沿って着実に行革を推進した成果であると分析している。

18年度決算では、基金を取り崩すことなく財政運営をすることができたが、市債の増加、公債費償還額の増により公債費に関する財政指標は軒並み悪化し、今後も更に厳しい財政状況下にある。人件費を中心とする経費のなお一層の削減に取り組むとともに、良質な財源を確保しながら多様化する住民ニーズにこたえ得る持続可能な財政運営に努めたいとの報告がありました。

さらに、行革推進担当課から、18年度決算を踏まえた今後の財政収支の見通しについて報告がありました。行革プランでは、平成21年度末時点での取崩し型基金を20億円以上保有し、職員数を1,100人以下まで削減することを基本方針として、これまで行財政改革の推進に取

り組んできたが、いずれも当初計画をクリアできる見通しとなった。特に、基金については、約52億円の保有が可能なまでに財政収支の見通しはかなり改善される結果となった。しかし、多額の起債残高を抱え公債費の負担が将来の財政運営上重荷となってくる現状に変わりはなく、今後も引き続き行財政改革の継続が不可欠であるとの報告がありました。

引き続き、一般会計歳入歳出決算事項別明細書から順次款を追って審査を行いました。

各会計における歳入歳出各款の各種事業に関連して、活発な質疑、答弁が交わされましたが、本委員会は、議長及び議会選出監査委員を除く全議員で構成され、委員会審議の経過は皆様御承知のとおりでありますので、詳細な報告は省略し要点のみ御報告いたします。

一般会計歳入では、市税の滞納整理に対する基本的考え方を質したのに対し、執行部から、管理職職員で特別チームを編成、強化月間を設定して市税徴収に取り組んだ結果、年間総額3,679万8,000円を徴収し一定の成果を上げている。今後は、より効果的かつ強力な徴収組織体制の整備に向けて全庁的な検討を進めたいとの答弁がありました。

その他、合併特例債を含む市債の状況等について質疑、答弁が交わされ、14日は歳入の質疑を終了して散会いたしました。

翌15日は、委員1名欠席のもとに委員会を再開し、一般会計歳出から質疑を続行いたしました。

歳出2款総務費では、地域パワーアップ事業の今後の充実策、3款民生費では、福祉バスの運行状況、4款衛生費では、住民健診を含めた健康づくり事業の取組、6款農林水産業費では、放流事業の効果ほか水産振興の方策、7款商工費では、企業誘致の取組状況、8款土木費では、中山墓園整備事業の今後の見通し、9款消防費では、今後の防火水槽整備方針、10款教育費では、芸術文化振興事業の内容など、各款の各種事業について活発な質疑、答弁が交わされ、15日は一般会計歳出の質疑を終了して散会いたしました。

最終日16日は、委員3名欠席のもとに委員会を再開し、16会計にわたる各特別会計の質疑を行いました。

そのうち特に、国民健康保険特別会計における保険税について、現年度課税分収入未済額が約2億300万円、さらに多額となった不納欠損の状況を踏まえて、抜本的な収納対策について議論が交わされたところでございます。

3日間にわたる決算書による審査を踏まえて総括質疑を行いました。

一委員から、当初予算編成時においては減少すると見込んでいた地方債残高が結果的に増額となった要因を質したのに対し、地域振興基金積立金20億円の原資として合併特例債を補正予算により新たに発行したことによるものだが、全体的には市債残高の伸びを大きく上回る基金を積み立てており、将来的な債務負担の軽減が図られ、財政構造は改善されたと考えているとの答弁がありました。

総括質疑ののち討論に入り、一委員から、行財政改革の姿勢が前面に出すぎて、まちづくりの基本的視点が明確でない。市民に負担増を強いる政策が決算の随所に現れており、それに対する市の独自支援策が不十分であるとして反対意見が出されました。

一方、他の委員からは、人件費・物件費の抑制など行財政改革の取組により、一般会計・特別会計を通じて黒字決算となり、経常収支比率も好転した。さらに、平成21年度時点における基金保有目標額も、当初目標を大きく上回り50億円を超える基金確保の見通しが立つなど、財政運営に対する執行部の努力は高く評価できる。市税を中心とする多額の未収金に係

る抜本的対策を含め、更なる行財政改革の推進を求めながら本決算の認定に賛成するとの意見が出され、採決の結果、認定第3号、平成18年度佐伯市各会計決算の認定につきましては、賛成多数をもって認定すべきものと決した次第でございます。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

これより、討論、採決を行います。

認定第3号、平成18年度佐伯市各会計決算の認定についてを議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

35番、高司政文君。

35番（高司政文） おはようございます。ちょっと今日、耳がわるくて、半分聞こえてないので自分の声の大きさが分かりませんので、ちょっとお聞き苦しいかもしれませんが、よろしくをお願いします。35番、高司政文です。

私は、認定第3号、平成18年度、佐伯市各会計決算に反対の立場で討論を行いたいと思います。まず初めに、西嶋市長が、自ら編集した予算に対する決算ですが、昨年3月の予算議会において、私は当初予算とはいえ、債務残高を減らす予算を組んでいることを評価しましたが、終わってみれば債務残高が増えていたことは大変残念であります。債務負担行為を減らしているため、将来債務残高が減る方向にあることは分かりますが、単年度でも減らすことは可能だと思います。大きな問題として、市民の負担増が目白押しだったということです。介護保険料の値上げ、障害者自立支援法に伴う負担増、老人医療の負担増、定率減税、高齢者控除の廃止、縮小などによる負担増などが盛り込まれている一方、乳幼児医療費の独自情勢などにつきましては評価しておりますが、国保や、介護保険料などの減免制度を始め、負担軽減のための独自策が少ないことが問題だと思います。公益予算についても、問題が幾つか見受けられますが、代表して土木費の港湾改修負担費、石間地区の埋立事業について触れます。県が、現時点では、ほかに考えられないとしながらも用途の協議次第では、計画の見直しもあり得ると答えているのに、市の側が大入島一本やりでは解決しないことは明らかです。解決のためにも、負担金の一部凍結と港湾計画の変更を求めたいと思いますし、同時に女島ふ頭の背後地の整備など、現在の港湾での活用策を考えることを要望します。最後になりますが、行財政改革の必要性は分かりますが、あまり急な民営化や、職員の削減、旧町村部の市民サービスの補てんなどを進めると、住民の要求との矛盾が激しくなることを指摘して反対討論を終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

決算特別委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

議長(児玉忠義) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

審議結果

認 定

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 3 号	平成18年度佐伯市各会計決算の認定について	決算特別	原案認定

日程第3 議案の上程

議長(児玉忠義) 日程第3、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第129号から第162号まで及び諮問第13号、計35件でございます。

平成19年第6回佐伯市議会定例会 上程議案一覧表

議 案

番 号	件 名
第129号	平成19年度佐伯市一般会計補正予算(第3号)
第130号	平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
第131号	平成19年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第2号)
第132号	平成19年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算(第2号)
第133号	平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
第134号	平成19年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算(第1号)
第135号	平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
第136号	平成19年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
第137号	平成19年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
第138号	佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正について
第139号	佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例の一部改正について
第140号	佐伯市情報ネットワーク施設条例の制定について
第141号	佐伯市庁舎建設審議会条例の制定について
第142号	佐伯市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正について
第143号	佐伯市税特別措置条例の一部改正について
第144号	工事委託契約の変更について(日豊本線臼坪高架橋新設工事)
第145号	訴えの提起について
第146号	訴えの提起について

第147号	訴えの提起について
第148号	訴えの提起について
第149号	訴えの提起について
第150号	訴えの提起について
第151号	佐伯市水道事業給水条例の一部改正について
第152号	佐伯市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
第153号	佐伯市一般廃棄物処理施設条例の一部改正について
第154号	佐伯市保育所条例の一部改正について
第155号	財産の無償譲渡について（佐伯保育所）
第156号	財産の無償譲渡について（長島保育所）
第157号	佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正について
第158号	佐伯市視聴覚センター条例の一部改正について
第159号	佐伯市立佐伯図書館条例の一部改正について
第160号	佐伯市立佐伯図書館及び佐伯市視聴覚センターを併せて管理する指定管理者の指定について
第161号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（大字狩生）
第162号	字の区域の変更について（中山間地域総合整備事業夢産地匠の里地区前高工区）

諮 問

番 号	件 名
第13号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者桑門超）

報告事項

番 号	件 名
第19号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

日程第4 提案理由の説明

議長（児玉忠義） 日程第4、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） おはようございます。まず冒頭に、「地方自治法施行60周年記念式典」における総務大臣表彰受賞について、御報告申し上げます。

地方自治法が施行されて、今年で60周年に当たることから、去る11月20日、東京都の「東京国際フォーラム」で記念式典が開催されました。この式典で、地方自治に関する功労者の表彰が行われ、地方自治の充実発展に寄与した市町村として、佐伯市が総務大臣表彰を受けました。『9市町村による大同合併の調印を県下で最も早く実現し、県内市町村合併の先駆的存在として貢献した』ことが受賞の理由であります。

新佐伯市が誕生して3年になろうとしておりますが、新市としての基盤づくりは道半ばであります。これからの時代を生き抜く、力強い佐伯市としていくために、全身全霊で取り組む決意を新たにしたところであります。

それでは、提案理由の説明をさせていただきたいと思っております。平成19年第6回佐伯市議会

定例会の開会に当たり、市政諸般の報告を申し上げ、あわせて今回提出いたしました諸議案について、その概要を御説明いたします。

第1 市政諸般の報告

1 映画「釣りバカ日誌19」の大分ロケ決定について

人気映画「釣りバカ日誌」のシリーズ19作目となる新作のロケが、佐伯市を中心とする大分県内で行われることに決定し、去る9月26日、大分県を通じて松竹株式会社から連絡がありました。

「釣りバカ日誌」は、国民的な人気のあるシリーズ映画であり、そのロケ地となれば全国に佐伯市をアピールできることから、大分県とともにその招致に取り組んでまいりました。今後は、来年2月ごろにストーリーや配役が決定され、5月からロケに入る予定と伺っております。

市といたしましても、できる限りの支援を行うとともに、この絶好の機会を生かして佐伯市のすばらしさを広くPRし、観光の浮揚につなげていきたいと考えております。

2 佐伯市観光協会と由布市観光協会との交流協定の締結について

去る11月22日、大分県マリンカルチャーセンターで、佐伯市と由布市の両観光協会による交流協定書の調印が行われました。この協定は、両市の観光協会を中心に食、人材、情報などさまざまな分野において交流を行うことで、新たな広域観光を推進することを目的に締結したものであります。

今後は、12月9日に行われる豊後二見ヶ浦の大しめ縄の張替えに由布市の関係者を招待する一方、来年3月に由布市で開催される「スローフードとの出会いin大分」に佐伯市からも参加する予定にしております。

全国有数の観光地である山間部の由布市と、海、山、川のすばらしい自然景観や豊富な食材を有する佐伯市の両観光協会が結んだこの交流協定は、両市の観光振興に大きな効果をもたらすものと期待しております。

3 東九州自動車道（津久見～佐伯間）トンネル全通式について

現在工事が進められております東九州自動車道「津久見～佐伯間」は、約13キロメートルの区間のうち約4.8キロメートルがトンネル部分となりますが、このトンネル4か所5本がすべて貫通し、去る10月13日、関係者出席のもと、弥生工事区・床木トンネル上り線で「トンネル全通式」が行われました。

なお、明日にはアスファルトプラントの火入れ式が行われるなど、平成20年6月の佐伯インターチェンジ（仮称）の開通を目指して急ピッチで工事が進められております。

4 おおいた国体開催への取組について

去る11月9日から12日までの4日間、佐伯市、津久見市及び臼杵市の3市4会場で「第11回西日本軟式野球選手権大会」が開催されました。この大会は、おおいた国体軟式野球のリハーサル大会として県南3市が共同で開催したもので、佐伯市ではメイン会場となった総合運動公園佐伯球場と弥生球場で試合が行われました。

各会場では、西日本各府県の代表26チームが熱戦を展開し、地元大分銀行チームが見事準優勝を果たしました。

大会運営においても大きなトラブルはなく、出場チームから「気持ちよくプレイできた。」というお言葉もいただいております。これも、スタッフとして大会を支えていた

いただきました関係各位やボランティアの皆様方の御尽力のたまものであり、厚くお礼申し上げます。

また、去る10月21日には、おおいた国体開催1年前イベントとして、佐伯市総合体育館で「めじろんとあそぼうDay」を開催しました。当日は天候にも恵まれ、多くの子どもや家族連れなどでにぎわいました。

国体開催までいよいよ1年を切り、来年2月にはレスリングのリハーサル大会が予定されております。今後も市全体の気運を高めながら、万全の準備を整えてまいります。

5 産婦人科診療所の開設決定について

産婦人科の不足が全国各地で深刻になっており、本市においても分べんを扱う産科医療機関は現在1施設のみで、一部の市民が大分市や近隣の市で出産しているのが現状です。こうした中、来年9月、市内脇津留地区に新たに産婦人科診療所が開設されることになりました。

この件につきましては、今年5月に佐伯県民保健福祉センターから市内で産婦人科診療所の開設を希望する医師がおられるとの情報をいただきましたが、佐伯医療圏は既に大分県地域医療計画の病床数を上回っていたため、新たな病院や診療所の開設はできない状況にありました。しかし、産婦人科については、大分県に申請し、審査で認められれば開設できる特例があり、今回、この特例の適用を受けたものであります。このことに関し、市の要望に対し迅速に対応していただいた大分県を始め、御協力いただきました関係各位にこの場をお借りして厚くお礼申し上げます。

今後も、市民が安心できる医療環境づくりを目指して取り組んでまいります。

第2 提案理由の説明

今回提出いたしました議案は、予算議案9件、予算外議案25件及び諮問1件であります。以下、その主なものについて概要を御説明いたします。

1 予算議案について

議案第129号「平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出予算について、それぞれ17億3,696万5,000円を追加計上いたしております。

今回の補正は、主として、市立保育所を民間移管するに当たっての施設修繕に要する経費や人事院勧告に伴う給与改定等による職員給与費の調整と早期退職者の増による退職手当の増額、各特別会計への繰出金の調整並びに佐伯市土地開発公社が先行取得している用地を買い戻すための措置であります。

以下、歳出について、その主なものを御説明いたします。

まず、総務費につきましては、11億4,562万6,000円を追加計上しております。その主なものは、市職員の退職金の追加措置及び情報システム再構築事業に要する経費の計上であります。また、ケーブルテレビ施設の統合、デジタル化への対応及びケーブルテレビ網を利用した災害情報提供システムの構築を行うための経費についても追加措置しております。

民生費につきましては、6,181万1,000円を追加計上しております。その主なものは、佐伯保育所及び長島保育所を民間移管するに当たり、施設の危険箇所や老朽箇所などの修繕に要する経費の計上であります。また、平成18年度国庫・県費負担金交付額確定に伴い身体障害者保護費、障害者医療費及び生活保護費の超過交付金の返還が生じたこと

による追加措置と、国民健康保険特別会計への繰出金の減額を行っております。

衛生費につきましては、2,640万円を追加計上しております。その主なものは、国民健康保険特別会計のうち直診勘定への繰出金の追加措置と、平成18年度国庫負担金交付額確定に伴う老人医療費適正化推進費の超過交付金の返還による追加措置であります。また、クリーンセンターにおける薬剤等の搬入・搬出路の電動シャッターの取替費用と、一般廃棄物の収集運搬業務委託を行うための事前乗車訓練に要する経費の追加措置を行っております。

農林水産業費につきましては、6,494万5,000円を追加計上しております。その主なものは、イノシシ、シカによる農作物被害対策のための有害鳥獣捕獲事業の増額措置であります。また、県単林道^{とがむれ}梅牟礼線整備事業、県単治山事業の事業費の内示に伴う所要の調整と漁業集落排水事業特別会計への繰出金の減額措置を行っております。

商工費につきましては、653万4,000円を減額しております。その主なものは、職員給与費の減額措置であります。また、ロケ地が本市を中心とする大分県内に決定した「釣りバカ日誌19」の映画制作のためのロケーションハンティング等に要する経費の計上を行っております。

土木費につきましては、2億6,266万1,000円を追加計上しております。その主なものは、公共下水道事業会計への繰出金の追加措置と、総合運動公園園路工事に伴う追加工事に要する経費の計上であります。また、佐伯市土地開発公社が先行取得している旧国鉄清算事業団用地をルートインジャパン株式会社へ売却するため、その買戻しに要する経費を計上しております。

消防費につきましては、1,814万6,000円を追加計上しております。その主なものは、職員給与費の追加措置と、救急救命士による医療機関^{きかんないそうかん}での気管内挿管の実習に要する経費の計上であります。

教育費につきましては、1億3,885万4,000円を追加計上しております。その主なものは、市職員の退職金の追加措置及び尾浦小学校閉校に伴う記念行事等に要する経費の計上と、県指定有形文化財「十三重の塔」の修復に伴う経費の計上であります。また、弥生球場にバッティングゲージを設置する経費の計上も行っております。

災害復旧費につきましては、1,489万4,000円を追加計上しております。その主なものは、台風により被災した農地・農業用施設の災害復旧に伴う重機の借上料及び林業用施設の復旧工事費を追加措置したものであります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げますが、その主な財源といたしましては、土地建物売払収入、普通交付税の追加分を充当することといたしております。

以上が今回の一般会計補正予算の概要であります。この結果、既決予算と合わせた一般会計予算の総額は、423億8,492万6,000円となります。

このほか、債務負担行為及び地方債についても所要の補正をいたしております。

次に、特別会計補正予算といたしまして、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、介護予防支援事業特別会計、簡易水道事業特別会計、大島航路事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計について、また公営企業会計補正予算といたしまして、公共下水道事業会計について、それぞれ提案しておりますが、いずれも説明については省略させていただきます。

2 予算外議案について

予算外議案につきましては、いずれも議案の末尾にそれぞれ提案の理由を付してありますので、そのすべてについての説明は省略させていただき、主なものについて申し上げます。

議案第138号「佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正」及び議案第139号「佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例の一部改正」につきましては、国家公務員の給与改定に準じて、職員及び医師の扶養手当の額及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ引き上げ、あわせて若年層の職員及び医師の給料月額の上上げを行おうとするものであります。

議案第140号「佐伯市情報ネットワーク施設条例の制定」につきましては、行財政改革推進プランに従い、合併前の各地域で格差のあるケーブルテレビ事業を公平性・平等性の観点から、合併後の佐伯市のケーブルテレビ事業として統合するため、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第141号「佐伯市庁舎建設審議会条例の制定」につきましては、佐伯市庁舎の建設に関し、市長の諮問に応じて調査審議するため、佐伯市庁舎建設審議会を設置することに関し、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第144号「工事委託契約の変更(日豊本線臼坪高架橋新設工事)」につきましては、市道臼坪女島線道路改良工事のうち、JR日豊本線と交差する臼坪高架橋新設工事に関し、九州旅客鉄道株式会社と締結している工事委託契約の契約金額を減額変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第145号から議案第150号までの「訴えの提起」につきましては、市営住宅について、家賃等を長期にわたり滞納している入居者及びその連帯保証人、保管義務の履行を怠り、建物の一部を損壊等した入居者及びその連帯保証人並びに明渡し完了義務の履行を怠り、家賃等を長期にわたり滞納している退出者に対し、それぞれ市営住宅の明渡し、滞納家賃及び修理費用等の支払を求めるため訴えを提起しようとするものであります。

議案第154号「佐伯市保育所条例の一部改正」並びに議案第155号及び第156号の「財産の無償譲渡」につきましては、平成20年4月から佐伯保育所及び長島保育所の運営を社会福祉法人佐伯民生福祉会に移管するに当たり、両保育所を廃止することについて条例の一部改正をし、あわせて両保育所の財産の無償譲渡について議会の議決を求めるものであります。

議案第157号「佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正」につきましては、平成20年4月から尾浦小学校を上入津小学校に統合することに伴い、尾浦小学校を廃止しようとするものであります。

議案第158号「佐伯市視聴覚センター条例の一部改正」、議案第159号「佐伯市立佐伯図書館条例の一部改正」及び議案第160号「佐伯市立佐伯図書館及び佐伯市視聴覚センターを併せて管理する指定管理者の指定」につきましては、佐伯市立佐伯図書館及び佐伯市視聴覚センターを指定管理者による管理とすることについて、それぞれ条例の一部改正をし、あわせて指定管理者の指定をすることについて議会の議決を求めるものであります。

3 諮問について

諮問第13号「人権擁護委員候補者の推薦」につきましては、^{わたなべよしのぶ}渡邊 義 信氏の任期が、
来る平成20年3月31日で満了するため、新たに^{くわかどちよう}桑 門 超氏を後任の候補者として推薦
することについて、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。

なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（児玉忠義） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日はこの程度にとどめまして、10日は午前10時から本会議を開きたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午前10時42分 散会

平成19年 第6回

佐伯市議会定例会会議録

第2号 12月10日

第6回 佐伯市議会定例会会議録（第2号）

平成19年12月10日（月曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番	三 浦 涉	2 番	高 橋 香一郎
3 番	川 野 紀久雄	4 番	曾 宮 司 好
8 番	後 藤 幸 吉	9 番	江 藤 茂
11 番	矢 野 精 幸	12 番	矢 野 哲 丸
13 番	河 原 修 仁	14 番	宮 脇 保 芳
15 番	佐 保 曉	16 番	小 野 宗 司
17 番	肥 後 四々郎	18 番	榭 田 穂 積
19 番	村 尾 清 一	20 番	井野上 準
21 番	河 野 豊	22 番	下 川 芳 夫
23 番	柳 井 二 生	24 番	泥 谷 和 喜
25 番	菅 原 忠	26 番	和 久 博 至
28 番	渡 邊 邦 壽	29 番	染 矢 玉 夫
30 番	児 玉 忠 義	31 番	甲 斐 迪 彦
32 番	狩 生 寿 一	33 番	廣 瀬 精一郎
34 番	吉 良 栄 三	35 番	高 司 政 文
36 番	浅 利 美知子	37 番	河 野 周 一
38 番	玉 田 茂	39 番	村 松 講 一
40 番	児 玉 輝 彦	41 番	松 田 清 德
42 番	戸 山 盛 喜	43 番	寺 島 孝 幸
44 番	土 師 辰 英		

欠席議員の氏名

10 番	清 家 好 文	27 番	日 高 嘉 己
------	---------	------	---------

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市副	市長	西木	嶋許	泰政	義信	上教	下水	道次	部長	戸川	高島	公ふみ	人え
副	長	塩	月	厚	信	消	育	防	長	高	橋	忍	信
教	長	武	田	隆	博	上	浦	振	長	大	鶴	安	義
総	長	大	鶴	直	己	弥	生	興	長	加	藤	宗	義
財	長	久	保	成	太	本	匠	興	長	御	手	隆	二
企	長	三	原	信	行	直	川	興	長	曾	宮	清	美
市	長	田	崎		誠	宇	目	興	長	安	藤	廣	徳
福	長	菅		俊	邦	鶴	見	興	長	戸	高	一	郎
建	長	川	人	宣	行	米	水	興	長	高	治	和	康
農	長	河	野	伸	生	蒲	江	興	長	児	玉		
林													
水													
産													
部													

議事日程第2号

平成19年12月10日(月曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) 本日の平成19年第6回佐伯市議会定例会第7日目は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(児玉忠義) 日程第1、一般質問を行います。

通告による質問者の順序を発表いたします。

1番、肥後四々郎君、2番、菅原忠君、3番、河原修仁君、4番、児玉輝彦君、5番、浅利美知子さん、6番、吉良栄三君、7番、三浦涉君、8番、土師辰英君、9番、玉田茂君、10番、村松講一君、11番、渡邊邦壽君、12番、寺島孝幸君、13番、日高嘉己君、14番、和久博至君、15番、矢野精幸君、16番、後藤幸吉君、17番、河野周一君、18番、柳井二生君、19番、河野豊君、20番、戸山盛喜君、21番、泥谷和喜君、22番、染矢玉夫君、23番、高司政文君、24番、小野宗司君、以上の順序で順次質問を許します。

なお、本日の質問者は6番までといたします。

17番、肥後四々郎君。

17番(肥後四々郎) 皆さんおはようございます。人生で1番は恐らくこれが最初で最後だろうと思います。65年間生きてて1番ということはですね、今回初めてございまして、事務局の方がですね抽選していただきまして、大変感謝しております。苦のあることは先に済んだ方がいいかなと思いますので。市長のですね諸般の報告の中にもありました。また、昨日はですね上浦の方で大しめ縄が盛大に行われて、市長始めですね幹部の方、また地元の方、大変御苦労さまでございました。テレビニュースでも御覧させていただきました。市長の諸般の報告の中にですね、釣りバカ日誌のロケ地が決定したということで大変うれしくも思います。しかしながら、過去日韓ワールドカップが佐伯で開催しチュニジアが来た時には、中津江と大きな差ができてしまいました。今回はですね是非そういうことのないように我々も市民総動員8万人がですね一生懸命になって1分でも1秒でも多く映画画面に佐伯が映るように我々も含めて頑張っていきたいと思います。

それでは質問に入ります。今回質問は2点あります。一次産業の振興について、2、限界集落について、で、一番目の地域産業の振興について、特に水産業の振興について、18年4月より新たに水産課を設置し、水産振興に努力されてまいりましたが、その効果をどのように検証されていますか。また、農林水産分室の再編、廃止が議論されておるように聞いております。一次産業の振興を図る中で分室再編が議論されていますが、再編するのか廃止する

のか、またした場合のメリットとデメリットをお聞かせください。

2番目の限界集落についてですが、あまり先般の議会の中でも、質問の中でも言いましたが、限界集落ってというのは何か行き着くようですね、息苦しく感じます。適切じゃあないかも分かりませんが、これは某大学の教授がですね、特定して限界集落っていうふうな表現をしておりますので、それを活用させていただきます。現在、佐伯市の自治区の中でですね、多くの限界集落に当たる、果たして限界集落って言うていいのか限界地区って言うていいのか自治区を基準に考えさせていただきました。当たる地域が多く見受けられます。現在、市はどのように把握されていますか。現在のまま推移すると自治会運営やよく皆様方が言われる伝統芸能だとか、いろんな祭りごとが非常に厳しくなるように感じます。今後策定されるであろう総合計画の中でどのように織り込まれているのか、また来るであろう高齢社会の対応をどのようにお考えかお尋ねいたします。現在ですね、新聞報道など、また先般は宇佐の方で大野教授っていうんですけど来て、限界集落についての考え方の講演会がありました。私は出席できなかったんですけど、江藤議員が参加していただきまして、その情報もいただいております。行政の対応の必要性があるかと思えます。その中でですねマイナスに限界だ限界だって言うと息が詰まります。しかしながら、その中で地域産業と結び付けたり、観光に結び付けたりしてですね一生懸命その地域をアピールしたり、カバーしようというふうな動きがですね、かなり多くの自治体で見られております。本市はどのようなお考えかお尋ねいたします。1回目の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。本日より12月議会が始まりましたが、皆さん方の一般質問、お手柔らかにひとつよろしくお願い申し上げます。

では最初に、限界集落の御質問でございますが、肥後議員より2点ありますが、私の方から限界集落についてお答えをさせていただきたいと思っております。佐伯市は限界集落についてどのように把握しているのかということですが、平成19年の4月時点で、本市には高齢化率50%以上の行政区は一応32地区あります。ただし、通常限界集落とは高齢化率が50%以上で、なおかつ冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落のことをいいますので、今申し上げた32地区がすなわち、いわゆる限界集落というわけではないと考えている部分もあります。また、この点に関しましては、本年の10月から11月に掛けまして、県の観光地域振興局旧町村部対策班と合同で、小規模集落実態調査を実施してまいりました。これは人口100人未満で高齢化率50%程度の限界集落的な集落のうち、平地、中間地、山間地という三つのモデル地区を抽出し、区長などに集落の状況などを聞き取りを行うとともに、集落内のサンプルとして抽出した世帯を個別的に訪問し、聞き取り調査を行ったものです。調査の結果につきましては、現在県で取りまとめを行っているところです。次に、佐伯市としてどのような取組を考えているのかということですが、私も合併いたしまして、佐伯市の面積が903平方キロという非常に広大な土地の中に、さまざまな個性と輝きを持った地域が存在することは本市の魅力の源泉であると考えております。特に、限界集落的な地区は都会的な生活からかなりの距離があるといえますが、逆に都市生活にないいやしや憩いなど満喫することができ、その面では非常に魅力的な地域性を持っているといえます。したがって、私は高齢化が相当進んだ集落につきましても、行政効率などの問題はありますが、基本的にはこれらの集落がいつまでも魅力のある地域として存続してほしいと願っております。私にとり

まして去る11月ですね30日は、東京都においてですね、過疎化・高齢化の進行による地域活動が困難となっている集落活性化を目的としました全国水源の里連絡協議会の設立会を開いております。当市もこれには加盟をしておりますし、これがその時の趣旨でございます。このような観点から市といたしましても、まずこれらの集落の住民が安全・安心に暮らしていくために必要となる道路や交通手段や情報通信網などの社会的基盤を整備してまいりたいと考えております。また、私はこれらの集落がそれぞれの状況に応じて若者の定住化の促進や自主再生のみちを検索する必要があると考えております。そのためには、これらの集落において何らかの形で住民の収入のみちが確保される必要もありますし、こういった観点から議員さんも指摘されるように、例えば、これらの集落における地域資源を生かした事業の立上げなどについて必要な支援等を行っていき、いろんな状態が違ってきておると思いますので、そうした方法論をですね、これからもやっていきたいと思っております。特に、この取組につきましても、先ほど言いましたように自主再生ということを中心に考えていきたいと思っております。他につきましても、一次産業等につきましても担当部長等に答弁させていただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） おはようございます。肥後議員さんの一次産業の振興についてということで2点ほど御質問をいただいております。まず始めに、水産業の振興についてお答えをいたします。平成18年4月に新たに水産課を設置し、佐伯市の水産振興を進めているところでございますが、設置以前と比較いたしますと、資源管理型漁業の推進、赤潮被害対策の実施、後継者育成や経営基盤の強化といった主要施策に関し、漁協や国・県、試験研究機関と一体となった協力体制を構築することにより、集中的かつ効率的な実施が図られるようになったと認識をしております。しかしながら、水産業をめぐる^{じりょう}は餌料や燃料油の価格高騰といった新たな問題が発生し、漁業経営を取り巻く環境は大変厳しい状態が続いております。本市の水産業の振興は、漁村地域や佐伯市全体の活性化に大きく寄与することはもちろん、大分県の水産にも大きく影響を及ぼしますことから、市といたしましては、今後とも漁協・漁業者・国・県等関係者との連携を常に密にしながら、必要な施策を積極的に実施してまいり所存でございます。続いて、分室を廃止した場合のメリット・デメリットについてお答えをいたします。まず、メリットについてですが、各分室間で生じている仕事量のアンバランスが解消できることや農林水産関係職員を分散した状態から集約することにより、事務の効率化が図られることとございます。さらには、集約することにより部としての緊密度が増し、組織体制の強化が図られることや一元的な農林水産行政の構築が可能になるものと考えております。デメリットも多少あるかと思っておりますが、合併後3年目を迎え、今後の農林水産行政は新市としての広い視点に立ち、将来を見据えた政策の一元的な事業構築を図る必要があることから、農林水産分室については、本庁への一定の集約を行う必要があると考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 肥後議員。

17番（肥後四々郎） 模範的な回答をいただきまして誠にありがとうございます。先般の議会、9月の議会です、通告順に再質問に入ります、の中で、染矢議員からですね質問があつてほぼそれと同じ、その時の総務部長の方が詳しく、分室に関してはですね。生産にしましては先ほど確かに部長がおっしゃいましたように、実績を見ますと効果が上がっております。

す。と申しますのは、分室があるからこそできたかなという部分もあるわけですね。部長におかれましては1年間米水津の振興局長として随分頑張っていたと聞き、退いたあとですね聞いてみますと、やっぱりすごい人だなあというふうな大変お誉めの言葉をですね、米水津の方で大変よく聞かせていただきますけど、そういう中で、その息を地域の声を旧佐伯市という言い方当たるかどうか分かりませんが、本庁の中に吹き込んでいただいた。総務部長も含めてですね、弥生の振興局長を務めていただき、1年で本庁に帰られ、我々が言うちったあ田舎も分かれよとちいうふうな気持ちも分ったかなというようなところは大変評価するところですね。水産の水産振興課は10人ですかね当時、そういうふう聞いております。3人が水産振興であって、あとは公務的なものが主だったと思うんですけど、確かに施設がですねかなりありますね。漁港が32港ですかね、漁礁だとか漁場というふうなものは旧南郡の時にそれぞれの町村で作られたものが県とタイアップしてできたもの。また、市独自で造った魚礁というふうな数はまあここに書いておりますけど、県絡みの魚礁が16ですかね、それと市の魚礁が133、養殖場が68、漁港37港ですかね。こういうふうなことを管理していくにはやっぱりそれなりの人員は必要だろうと思います。また特に、魚礁については物を守るということもあるんですけど、物を生むというふうな部門があるかと思いますが。そういう部門では旧佐伯市、対抗意識燃やしてまだ言うんじゃないんですけど、あまり慣れてなかったかなと思います。やっぱ分室があってそこからいろんなことが注入されて市の考え方も変わってきたかなというふうなことが考えられます。是非ここらですね、水産課独自で立ち上げられ、課長ですかね次長ですかね、本庁から来られて随分頑張っていたと聞いておりますので、県の推奨する、もうかる一次産業というふうなものの取入れ方をどういうふうに進めるのか、これ再質問の一つです。していくのか、少なくとも佐伯は佐伯でやりますよっていう行き方はまず厳しいもんがあるかと思いますが。今、県が県のホームページ見ますとですね、もうかる水産業、一つ、安心・安全のですね2005年の分からずーっと引き続いておるといふ。消費者の立場に立った安全・安心な農林水産物を生産し、これに恵まれた自然環境、豊かな地域資源や美しい景観の大分らしさを付加し、全国に通用する安心・安全、美しい、おいしい「おおいたブランド」の確立という。こういうふうなことと絡んで佐伯市も事業展開しなければならぬと私は思っております。そういうふうな絡みをどのように進めるのか。続きまして、もう一緒に答えいただきました分室廃止論、廃止するのか見直すのか、いろいろ言ってもですね、お互いに話が分かりにくいと思います。廃止しようとするのか、現状を見直そうとするのか、どちらでしょうか。再質問です。

それと限界集落について、確かに市長はおっしゃるようになりますね、限界集落、市長の言われるのが一般的に言われるところなんです。これはもう確かにそうです。しかし、そこに陥ってる地域はないような感じでとらえると大変なことかなというふうには私は思います。この推移を見ますとですね、私個人的に作ったもんですから、皆さん方のこの議場におられる方の資料はですね、自分でパソコンでですね数字をはじきながら作ったからあんまり立派なものじゃないんですけど、あまり大きく外れてないかなというふうな予測をしております。その中でですね、限界集落とまではいきませんが、それに準ずるもの、そういうふうになるんではないんだろうかという予測される分がですねありますね。今、今朝ほどもあまべの会の中で出た鶴見に幾らあるかなというふうなことを聞かれたんですけど、鶴見の行政区の中でですね、過去鶴見町の中で六つ、6か所あるわけですね、50%以上。確かに海岸部はで

すね、集落がまとまっておりますから、さあ有事のときにはお互いに連携し合うことができるんですけど、山間部におきましては、なかなかそういうふうなことはできない部分があるかと思えます。確かに数字はないんで、その予兆はここに出とるんじゃないかと思うんです。市長の先般の私の質問の中にですね、9月の時にお答えになられたのは、やっぱりコミュニティの再生、見直してというふうなことは情報の多い市長ですから、いろんな収集されてこうあるべきだなというふうなことのお考えの中でありましょう。今も答弁の中でですね、何らか考えなきゃいかんというふうなことですけど、現実には地域を回られるなり、また職員さんが回るなりしてですね、現状の把握をどういうふうにされておられるのかな。確かに総論からすると市長が言われたことはもう当たっておりますし、是非そういうふうには県とタイアップしながらなるんですけど、市独自の考え方、地域住民とですね直接、密接に関係しておるのはやっぱり市の行政だろうと思うんです。県じゃないと思うんです。県の考え方もありましようけど、実際、実質的に市に住民の市民の方はかかわってくるだろうと思うんです。そういう中で、373自治区ありますね今、これは区長さんがいらっしゃる所だろうと思うんですけど、その中に世帯数が3万2,874戸、非常にですね目を向けていただきたいのが、単身、お一人で住まわれる方が2,337人、夫婦世帯1,339人、これ固有名詞挙げてですねここがというふうな言い方がいいかどうか分かりません。実質ですからこれはもう御勘弁願います。旧市内、佐伯市大越ですね戸数が人口が61人ですね28世帯、50.8%。これはお手元の資料を見ていただければ分かりますけど、ここに単身の方が3人、夫婦世帯が3家族ですね。もう一つはぐっていただきまして3枚目ですけど、これは一番赤が多い所、大入島地区ですね。もちろん親御さんがおられて若い人たちが旧市内にお勤めになられて、こちらの方におられるという身近に子どもさんがおられるという家庭の方も随分いらっしゃると思えますけど、ただ単に数字で見るとどうかと思えますけど、世帯477戸、単身家族85、夫婦世帯56っていうふうな、これは菅部長この資料恐らくお持ちだろうと思えます。前回も言いました。この資料から分析していくとですね、非常に危険だ危険だということはないんですが、何をせにゃいかんかということ、限界集落であるからどうかということではないんですけど、出てきてるだろうと思うんです。是非そこらをですね。今総論的に市長の方で申されます、あと補足でですね誰が答えるか分かりません、部長かも分かりませんが。今、市長のままていくのかですね、もう少し分析してかかって本気で佐伯市民の生活を守ろうと行政がするものか、江藤さんからいただいた資料の中にですね、国の方では集落機能の再生っていうようなことを11月23日、今年のですよ、に出ております。その中に紹介させていただきます。これは大分合同新聞の記事に、市長の言われたですね、限界集落再生交付金制度の創設、これは度々江藤さんの名前を使って申し訳ないんですけど、水源の条例を作らないかというふうなことの中で、市長は全国の副会長されてますね。だから、いろんな情報が入られてプラス要素が多いかなあと、是非やっぱり頑張っていたきたいと思えます。集落機能の再生っていうふうなことをですね、農水省は23日までに過疎の高齢化が深刻な農山村の活性化に向けて住民の協力や助け合いによる地域力を強化し、先ほども市長申されましたよね、もう地域の中で何とかしようじゃねえかと。集落機能の再生を進めるため戦略をまとめた地元で伝わる祭りや伝統文化、美しい景観などを保全、再生する活動の費用の助成や地域リーダーの育成の支援を行いましょう。地域力の再生に向け集落間の共同活動を推進するほか、都市部の住民が組織するふるさと応援隊、活動費用を助成しよう。もろもろありますけど大まかに

はそういうふうなことで国もやっぱり動きかかったと。こういうふうなことを即佐伯市が取り入れるかどうかというふうなことをいろんな条件がかむかも分かりませんが、どういふふうにとらえられておられるのか。ですから今、私が申しました限界集落ではもう少し具体的にですね、市長のお考えがあるのかないのか。また、部の中、課の中でそういうふうなことが語られるのか、今後語ろうとするのか。3点目が、こういうふうな国の制度、どのように受け止めてどのように活用するものか、佐伯市は当てはまるのか当てはまらないのか。以上再質問いたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 肥後議員の再質問に御答弁申し上げたいと思います。限界集落につきましてはですね、これもとも今年10月の始めにですね市長会の中に改革をする市長の連携という形で何市かで作っております。そうした中で、先般静岡の方でこれのことに綾部市の市長から提言されて、これ綾部市はですね、昨年水源の里条例を作ったと。どうしても1市じゃできないと、お互い市長同士で連携して自治省また今の総務省ですか、いろんなとこにやろうということで、これを10月にですねまず大会をしたと。私も当時ちょうど10月に入って行けなかったんですけど、そうした中で、総務省ほか各省が非常にこれに注目をしてですね、そうした水源の里条例の中を制定をしながら全国的な方向付けでやっていこうということで意見が一致、先般11月にですね、私の方も参加しようということだったんですけど、どうしても私が出られずに副市長を出したわけですけど、こうした水源の里条例の中の協議会をですね作らせていただきました。各市いろんな関係がありましてですね、例えば、水を守るためにどうするのかというところが主だったんですけど、私どもの場合は、先ほど議員が言われましたように、漁業という形で非常に集落が小さいこともあるんで、そうした全体的な中で地域の活性化するというので大方の線は出させていただきました。また、地域地域が持ち寄りによって国との間をしよう。国もこうしたことの動きを察知しまして、先ほど新聞記事等になりました回答をですね、その総会に出すためにそうした状況で回答を出してきた。動きというのは9月からあって、10月にそうした協議会の発起人会を作りながら、そうした中で一応発起人という形で私も入らせていただきました。そうしたことを見ていただくということは、まず一步が進んだんじゃないかと、全国的にですね。先ほどの答弁の中で県とは調査をしてですね、県はどうあるのかということと、また私どももそうした全国市長会ですね、こうした動きをしながら市長会として身近なものをですね、まずそれぞれの地域の特性がありますので、そうした中で私たちがどうすればいいかということをやっていきたいと。先ほど一つの中に事例といたしまして、今やっております住民の足の交通の計画とかですね、これも今現在やっております。こうした補助対象、また後ほど出てきますが三浦議員から言われた携帯電話が入らないとことかですね。いろんな所がですね、そうした所が限界集落に近いほど行政サービスが滞ってる部分があると思います。それをどうした形で見直しながら単独市だけでもいけない部分があるんで、全国的に行政としての行えるサービスは何だろう。また、自主再生ということは地域の人だけがただ補助づけじゃなくて、自分でどうすればできるのかということで、昨年あたり言われておりました徳島県の上川町ですかね、つわものという形でああいうものをですね地域の人やるとかですね。そうした自主再生のみちもいろいろあるのではなかろうかと、それは地域地域にとって、佐伯市も32近くありますので、全部が全部特性のやり方は違っておると思います。そうした中で、非常に間越の件も

ああいう形ですね全国に売れていくと。だから、再生の方法っていうのは、そうした中で私どもも確認をしながら、私の方で単位でですね地域を見ていただきたいと思います。答弁につきましては、今何をするかじゃなくて、今何をしてもらいたいのかという部分もあると思います。そうしたことを私たちも情報を地域に出して、地域としてもああこんなことがあるんだなという勉強もしていただきたいと思います。そういうことで限界集落については、これからもある意味で水源の里っていうのは何を作ったかといいますとですね、やっぱり棚田を持ったり、佐伯市の水道水ですね元をですね、やはり上流のそういう地域がしっかりとした山や畑を守ることによって水もできたんだと。川上において川下の方がもっと目を光らせるべきじゃないかということの発想で出たのがこの水源の里条例でございます。こうしたことを基本としながらやっていきたいと思っておりますので、また議員の方からも何かこういう施策はどうだということがありましたときに、いろんな中で私たちも検討させていただきたいと思っております。現在はそうした中で模索って言ったらいんですけど、地域地域が数が多いもんですから、そうした中でやってる状況です。以上です。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 肥後議員さんの再質問のうち、1点目のもうかる水産業、もうかる一次産業となるためにはどうするかということでございますが、まず先ほどもお答えしましたように、もうかる一次産業にするためのサポート体制をどうするかということで、これは数年前の議会の一般質問でもありましたが、水産課の創設そういったことによりまして、農業・林業・水産業を3部門をそれぞれ専門的な立場でサポートするというところで、水産課の創設と林業課の専属ということになりました。水産業に関しましては、今年の4月からまた国の方からも職員を招へいしまして来ていただいて、その体制をかなり強くしていておりますし、その効果も出始めているというふうに考えております。それから、全体的な一次産業でもうかるためにはどうするかということでございますが、私ども今、市のレベルではとかく国の事業、県の事業、それをある面ではこなす場合は、こなすと言いますか業務をするルーチンワークをするような体制が非常に多いんですが、市独自で農業・林業・水産業の計画といいますか、目標を何か作らないといけないなあとというふうに考えております。私どもも職員にソフト事業で何かないかということで、そういったアイデアを出していただきながら、市は市の独自策を作って、それに職員が国・県の計画もあろうが、市の独自の計画も作りながらある面では夢を持って仕事に当たりたい。そういったことをすることによって地域の一次産業が活性化するのではないかなあとというふうに、これは微々たるもんかも分かりませんが、そういう考えを今持っているところでございます。それから、2番目の分室をどうするかということでございますが、これは行革の中で現状では廃止の方向で今進んでおります。私どもとしましては、これは農林水産部、建設部も同じような立場になりますが、その廃止の方向に進んだ時に、それでは振興局管内はどうなるかということが一番問題になってきますので、その辺は地元の皆さん方に御迷惑掛けないように地域の振興局の方と十分調整をする必要がありますので、そういった調整の作業もするように段取りをしているような、そういう状況でございます。以上でございます。

議長（児玉忠義） 肥後議員。

17番（肥後四々郎） 市長がお答えいただきましたんで、限界集落の件から再々質問をやります。確かにですねいろんな条件の中で各集落、それぞれ文化が違いますし、今までの進んで生き

てきた過程が違いますので、いろんなトーンがあろうかと思えます。何をするかというよりも、何がしてもらいたいかということになりますと、現実にはですね膨大な要望が出てくるだろうと思えます。しかし、市は皆様方をどういうふうに守っていきますよという考え方がですねきちっと提示されないとな非常に厳しいもんになるかなというふうな感じがいたします。一つですね、先ほど市長から米水津の間越地区、来だんせえ市の件がふられましたんで、米水津の状況からですね周囲が見れる部分がありますので御案内いたします。一番最後のページをよろしければお開き願いたいと思えます。米水津地域今年の3月31日現在で人口がこれ登録されてる分だけ2,369人、世帯数はここに書いておりませんが、この中でですね旧佐伯市、その次には弥生地域ですね、若い順にいきますと、次が米水津なんです。ややもすると新聞紙上ではですね限界集落には近いかなという表現が書いておりますけど、現実には31.9%でひとつもそういう集落にないわけですね。で、ひとつ考えてみますと、これは産業との絡みもあると思うんですけど市長、これも是非一考していただきたいと。昔から営々と加工にですね全国ブランドを輩出しておりますのは米水津ですね。鶴見半島りょう線北と東でこうも違うかなというふうにですね気質の違いもあるわけですけど、すさまじいやっぱ商魂たくましいというんでかね、渡邊議員、村尾議員がですねよく言われますよね。何とかして認定こども園をとというふうな裏付けというのはこちら辺も、部長これ今日言いませんから心配しないでください。そういうふうなですね、やっぱ地域が何とかして産業で支えようといったことがこういうふうな結果に。事業所がですねあるところにはすべて跡取りがいらっしゃるということを地元で聞かせていただいております。それだけやっぱり産業に対して熱心であるというようなことの裏付けがやっぱり郡部においては若い地域を作っておるのかなというふうな感じですが。それとこの中に、上から2番目ですね間越というのがありますけど、ここ集落かなり小さい、もう市長も何回もおいでになっていただいておりますけど、65歳以上が11人、30%を切った地域なんですね。こういうふうな産業を発展すると若者が帰ってきましたね。そこらにもやっぱり今後の水産業の絡み、農林でも同じ部分が見えるかなと思えますんで、是非目を付けていただきたいなというふうなこと。それと、先般お年寄りが多くないというんか理解度が速いなというのが、これをやっていくのには非常に地域防災、自主防災っていうのが叫ばれ、先般市長もですね講演会の中で、米水津防災シンポジウムというのがありました。有名な先生が地質調査をして、こういうふうな事業展開する振興局ですよ。そういうふうな先手を打って自分たちで何とかせないかんとていう模範的なところがあるわけですし、この時に防災訓練があつとるわけですけど、市長どのくらいおいでになったと思う、米水津の方が防災訓練に40%、私が聞いた範囲ではもろもろ入れた場合が42%というふうなことを。やっぱすごいなというふうな、やっぱりそれだけ自分たちの地域を守ろうという方がいらっしゃるといふふうなことを、こういうことを言ったんですけどね。一つの例ですけど、是非鋭意努力していただきたいと思えます。

それから、分室、水産に関しましてはもうよろしゅうございます。分室に関しましてね、先般の9月の質問の中で大鶴総務部長が染矢議員の再質問の中で、こういうふうな答えられております。あり方がどうかなあって我々分からないところがあるんですが、農林水産分室はこう考えるんだっていう中で、水産にかかわる水産課とか、建設は建設部があるんですけど、そこらの自主的なもんでいくものか、それともよく話に出る行革がこういうふうにしなさいとか、こういうふうにしたらどうだろうかなというふうなことは土台になつとるのかで

すね、我々なかなか分からない。我々が考えるのに農林水産分室はこれじゃあねえといけんのじゃというふうなものが、行革の中でいや駄目ですよと言われたら行革の方に右にならえせないけんもんかです。そこらの考え方で、我々若干です理解できないところがあるんです。その例が、現実どうかなるか分かりませんよ。一つ、農林水産分室は総務がなくなるんですか、総務、農林総務、まあ仮になくなる。建設は建設総務が残る。行革の中でそれが示唆されるもんか、農林水産分室、農林水産部、建設部というふうな部分で独自でそれがそういうふうな動きができるかって、行政の中でバランスが取れないと思うんですね。農林水産分室が例えば、農林水産総務がなくなるとすると各課が庶務を行うわけですか。そういうふうなそれが質問流れです。のそういうふうな行政の組立ての中ですね、ちょっとバランスが分からないところがあるんですね。そういう中で分室を廃止っていうふうなことを、確かにですすべての人たちが分室に残るっていうふうなことが良いか悪いかって言うと決してプラス要素はないと思います。総務部長の先般の答弁の中にですね、当初からこの分室論は職員の中で不評だったというふうな発言があります。かいつまんで言うと。その不評だった要因は何だったのか。本庁の組立ての中で、分室を設置した組立ての中で、現場を余り持ったことのない佐伯市と現場主義でいっとった郡部とのトーンの違いがあったんじゃないんですか。いわば大変失礼な言い方になります。間違っていたらごめんなさいで済まんかも分かりませんが、やっぱりそういうふうな生産にかかわった、これは言い過ぎですね。直接業者の方、いわゆる生産者の方と密に連携を取りながらいった地域とそうでない地域のトーンがですね事務的にものを進めればいっていいというふうなところと、現場に足を踏み込んで生産者の声を聞いて何とかそれを反映しようという地域のトーンは違うと思うんですね。そういう中で、総務部長の言葉を借ります。去年からずーっと1年掛けて職員の間で意見を聞きながらいろんな行革の方からもヒヤリングを受けながら考えてきた。その中でですね、これ非常に重要なことです。どのように地域がなるかと言えば戦々恐々ですね、私が知ってる範囲では全廃する方針で進んでおるようにありますね。だけど、この言葉が本当に生きてもらいたいし、希望を入れながら質問をしております。地域振興・教育課を充実させなければならぬっていうふうな文言が入っております。これは3か月前の行革が下にあります総務部長の答えですね。それがどういうふうに動こうとしとるのか、全廃してしまうとですね果たして本当に市長が一次産業を何とか支えよう。もう一つ言わせてもらいます。本庁が言い方語弊があるかどうか、佐伯市の水産なら水産、農林なら部長の河野部長のところですね、の人たちが恐らくやってくれるだろうという期待を込めながら言うところですが、現実に現場にどれだけ即座に動けるか、そこが一番ポイントだろうと。今、県の推進のですね担当者が鶴見・米水津担当という方がいらっしゃいます若い方が県の普及員ですね。ほとんど作業着を着て鶴見・米水津の半島を回っております。ここまで佐伯市が相乗りしながら、協調しながら市長の下、市長の命令の下ですね水産の再生をしようとするものかどうか。特に、今漁業者に関し、市を飛ばして県と折衝しておりますね、漁業者は。これはもう恐らく河野部長が詳しいかも、米水津の方もそうです。もう佐伯市が当てにならんっていうたから語弊がありますけど、それよりも県の方にいるんなお願いに行った方が勝負が速いんだと。そういうふうな情報を伝達するのは県の普及員がこういうふうに動いたらどうですか、こういうふうないいところがありますと言うて、情報の提供をしとるわけですよ。だから県とおのずと、もちろんそれは担当者が振興局におればですね相乗りできる部分があるかと思えます。非常に

厳しい地域振興になっておりますけど、本気でそれを分室全廃やるつもりですかどうですか。再質問。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 肥後議員の再々質問でございますが、これは全庁的には農林水産部またあと行革を持ってます総務部の関係にもなってますが、農林水産部としての考えということで申し上げますが、今農林水産部は私どもの部の中に五つの課と四つの分室がございます。それぞれ担当課長、職員は頑張っていただいておりますが、やはりどちらの組織がいいということは分室存続、分室廃止、どちらがいいということは一概には言い切れませんところがあるんですが、行革、職員の減の絡み、そういったことでやはり効率的に行うにはもう本庁集約の方向を取らざるを得ないなあとということを今考えております。先ほど、ちょっと御説明しましたように、地元の振興局の方にとりましては、今は振興局に行けば分室の職員がもうじかにおりますので、その辺の対応を今後どういうふうにかバーしていくかというのが一つ問題になってくると思いますので、流れとしては私どもは本庁集約方に持って行かざるを得ないなというふうに今考えております。それから、そうなったときにそれじゃあ市の職員がどこまで出られるかということは今ちょっと、県の職員との兼ね合いで言われました。たまたま佐伯市、新佐伯市と県の南部振興局は行政エリアが全く一緒でございます。これはもう水産だけではなくて林業も農業も一緒でございますので、私どもは県の方々に県の方で行くときは必ず市の方も呼んでくださいと、一緒に行きましょうということで今お願いして、そういう形をもう徐々にとってきておりますので、県は県、市は市というふうなそういった行き違いがないように、できるだけ進めていくように県の方にも今お願いをしまして、今年の7月にありました木立の白穂の件につきましても、最初は県だけが行った状態がありましたが、その後は合同に行って地元対応に当たろうということで、そういうふうにやっていただいておりますので、県は県、市は市とバラバラにならないように、これからも連携を密にとってそういったものはカバーしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 以上で、肥後議員の一般質問を終わります。

次に25番、菅原忠君。

25番（菅原忠） おはようございます。25番、菅原です。通告に従いまして早く終わりたいと思いますので、執行部の方、協力をよろしくお願いいたします。

まず1点目に、住民サービスの中で職員の市民対応は万全かと上げております。先月のことですが、ある方からやっぱり御相談を受けました。それは税務課のことで相談を受けました。今回もちょっと似たような議案が上がってるようにもありますので、極力そっちの方には振らないようにお聞きしたいと思いますが、ある家庭が相続を受けまして、その機会に今までの滞納分をポンと一括で市役所の方が徴収されたらと、その件には何も疑義はないと。ただ、そんな中で説明をしてくれんかと言うことに対して忙しいから出れないと、出てくりゃ話ちやるよという。果たしてこのあり方が佐伯市の住民サービス、行政をやっていく上で市民サービスの向上とか市民に優しいとか言えるのか言えないのか、そんな中でよく危機管理という話をこれまでも何度も何度もさせていただいてきました。そのたんびに担当総務部長は、職員の教育をして住民サービスの向上を図るようにするんだとか、そういったいい答弁を今までたくさんいただいております。ところが、どうしても結果が、仮に僕がある部署に電

話したときも実際そうでした。塩月副市長にも実際委員会の席でも言いましたが、私は裁判官じゃないから分かりませんなんかいう返事をする職員がいます。もうこれは本当にがっかりします。そんな中で今日でもそうですが、今日から1週間一般質問を議員の方がたくさんやって市民の問題を取り上げてやります。ところが、担当課、担当職員、正直議員の顔も知らない職員がたくさんいます。これにはまたショックを受けます。誰のために職員は仕事をしているのか多分認識が全くできちゃらんのかなあと。職員の教育そういった部分をやりますよと言うんだけど、実際に話をしてみれば、どこの職員は議員の名前も知らない、議員の顔も知らない、それで果たして本当に市の行政をやっていけるのかなあという部分がありましたので、今回の職員対応は、市民対応は万全かという意味で説明責任はちゃんと果たしているか。それから、一般質問の内容等を担当課職員は把握をできているか。できてないとするれば、これまでの答弁の教育をしますとかうんぬんはいいから、もうちょっと先の取組策があればお聞かせ願いたいと思います。

それから2点目に、有価ごみの取扱いについてということで上げさせていただいております。これちょっとあの、これもそうなんですが、通常一般質問を上げて僕のは分かりにくい一般質問が多いみたいで、必ず担当課、担当部署から、菅原議員どんな質問でしょうかねえというヒアリングがあるんですが、今回は2点に関して電話も一切連絡がありませんでした。多分中身で品目、入荷量、出荷量はと上げてます。で現況、今後という上げ方をさせていただいておりますので、多分そういった資料を出していただけるものと思っておりますので、2点よろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） まず、大きな意味での行政の説明責任について述べさせていただきます。市町村合併から早くも3年が経過しようとしております。この間、合併に伴い調整した各種行政のサービスの周知はもとより、市長の政治姿勢である市民との協働によるまちづくりを円滑に推進していくために積極的に市民との情報交換の場を設けてまいりました。中でも、担当職員が直接回答いたします市民の声・行政への提言、合併以後継続して実施しているタウンミーティング、重要な施策を決定する前に期間を設けて資料を提示し、意見を募っておりますパブリックコメントなどは他市に比べても早くから積極的に取り組んでおりまして、これに建設や農林水産部門の事業説明会や、さらには地域審議会、市報、ホームページ、ケーブルテレビによる情報提供を加えると一定の説明責任は果たしているものと考えております。申すまでもなく、業務遂行に当たって市民へきちんとした接遇を行いながら市民の理解を得ることは職員として基本的なことであり、各部署において鋭意努力をしているところであります。また、一般質問等で業務等に関する指摘を受けた場合は、担当部署の関係する職員に必ず周知し、必要な対応を行っております。しかしながら、市町村合併後は、各種業務の調整作業を続けながら、大幅な人員削減と組織改編に取り組み、毎年大規模な人事異動を実施していますので、場合によっては十分に対応できていない面もあるかもしれません。このような状況は、市としても認識しておりまして、昨年度から特に職員研修に力を入れているところですが、今後は広く人材育成の観点から早急に人事評価制度を確立し、さらには人事異動と連動した総合的な対策を検討し、職員の資質向上に図ってまいりたいと考えております。また、各職員へアンケート調査などをやりまして、市民サービスの観点できちんとした職務を果たしているかどうかを常に問い掛けながら、職員の更なる資質向上に努めているところ

です。また、市の業務に関するさまざまな情報や注意事項等につきましては、毎月2回行っております部局長会で情報交換を行いまして、それらを各部で行っております課長会等を通じて職員に周知しております。今後も改めて報告・連絡・相談、いわゆるほうれんそうの徹底を図り、住民サービスに支障のないよう対応してまいりたいと思っております。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それでは菅原議員の御質問のうち、有価ごみに関する御質問にお答えいたします。平成18年度の収集及び搬入された有価ごみの総量は合計で2,663トンとなっております。その品目ごとの内訳につきましては、紙類として新聞・チラシ1,004.7トン、段ボール206.7トン、その他の紙類、これは雑誌類とか事務処理用の紙でございますが611.3トン、それから缶類としまして、アルミ缶が59.8トン、スチール缶151.4トン、鉄類が279.6トン、布類、これは綿だけでございますけれども11.5トン、ビン類としまして、白色ビン94.4トン、茶色ビン204.6トン、その他の色のビンが29.8トン、そのほかペットボトルが9.4トンとなっております。なお、現在蒲江地区のみで実施しておりますペットボトルの収集につきましては、来年度からは市内全域で収集・回収する予定になっております。また、資源ごみの有料指定袋制につきましては、同じく来年4月からこれを廃止する方向で検討しておりますので、今まで以上にリサイクル率の向上が図られるものと考えております。以上でございます。これは今申し上げた数字はすべて有価物として売却された数量でございます。入荷量につきましてはですね、実は全部入荷されたものが出荷できるわけではございません。例えば、ビン類で悪いビン、汚れたビン等はこれはもうすべて焼却、溶かしております。そのほか紙類でもですね、汚れたごみ等はリサイクルできない分についてはこれ焼却をしております。そういったことで今申し上げた数字はすべて売却された量、有価物として処理された量というふうに御判断いただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 菅原議員。

25番（菅原忠） はい、先に大鶴部長お願いします。今部長が言われる説明責任の部分で、行政がこれから物事を推進することに関しての住民説明、それからタウンミーティング、パブリックコメント等を、それは結構なされてるちゅうのは逆に分かります。ただ、僕が言ってるのは住民サービスの観点で行政が推進することじゃなしに、逆に住民のトラブル、住民の疑問等に関しての部分を中心にお願いしたいんですが、結局、さきほどちらっと触れましたが、肥後議員の言ってることもそうだなあと思うんですが、行革が推進する中で各振興局がどんどんどんどん定数配置は縮減されます。逆にローカル地域になればなるほど市役所の顔がどんどんどんどん職員の顔が見えなくなるということは、どんどんどんどん市役所が見えなくなることに完全につながってます。そんな中で、行政推進はもちろんですが、予算はカットされて事業はできなくなる。その事業も縮小されてくる。そういった中で、住民のやっぱり不満というのはかなりローカル地域の方がかなり増してるかなあと。じゃあ実際、旧市内の方はどうかなあと思うとやっぱり住民の対応というものが本当僕もがっかりすることばかりです。本当に職員に直接電話してみても聞くと、さっきも言ったように裁判所じゃないから分かりませんなんか、誰がそんな職員に答弁を求めているわけじゃないし、市民サイドで職員がどうすることが一番市民のために方向性として向くのかという答弁がほしいのに、裁判所の判断を聞いているわけでありませぬし、それからこの前の今さっき言った税務課もそうです。金を取るときは、徴収するときは行く、取り上げてしもうたら出てこいと、行きませぬよと。

この前も、この中で触れていいか悪いか分かりませんが、この前の決算議会、繰越金の件で、これはもうはっきりその課長が、菅原議員間違っていましたと電話がありました。僕はいいよと、ただ今度の定例会の開会の時に財務部長に頼んで、それ謝罪してもらえというふうに本人に直接言ってます。いつのタイミングにその話が出てくるのかなあとは思ってますが、皆さんに、ちょうどおられる席で僕も言いましたけど、郡部の繰越分が入ってるから大きくなってるといのは、それはおかしんじゃねんかという話に対してのことでありましたが、そこは財務部長、担当課長の方から話入ってますかね。あとから聞かせていただけるんだろうと思いますが、そんな中であと、さっき触れました部長の答弁書の中に、もちろん僕の言ったこと入ってませんから、職員の中で今日、例えばこの一般質問、ケーブルテレビの再放送何人の方がこの一般質問を見てるんでしょうか本当に。例えば、あなた方が苦慮して部長、振興局長らが本当に苦慮してこの41人の議員の一般質問を受けて一生懸命やってる。でも、一職員がそれを本当に把握できてるんでしょうか。僕はもちろん職員の皆さんが悪いというお話をしてるわけではありません。一部の職員の方のまずい対応で市民の方々が市役所のやつどもがという言葉を使います。あれに言うてもこんな返事しかせんのやなあと言います。部長会でやってますよ、それから課長会でやってるといのが、これは果たして市民サイドの部長会なのか、事務的な部長会なのか課長会なのか、行政推進のためだけの部長会、それから課長会であるのであれば、今僕の言ってる市民サービスの向上には到底追いつきません。だから、今までも危機管理の面で言って職員研修を開きます、やりまますやりまますち言うけど、全然改善されてこないんです。どんどんどんどん中央に本庁化されて本庁に寄っていくけど、どんどんどんどん電話対応が増えます。電話対応ですごくまずい。相手の顔が見えない。その時に電話でどんな対応ができてるのかなあと思うと、僕がしてもそうです。必ず自分から名前を名乗ってます。こっちが怒るまで本当平気で答える。これが職員研修の中で部長どのように生かされるのかをあとお願いしたいと思えます。

それから、有価ごみ。これ部長ですね正直あと、その先に入りたいと思うんですが、今出荷量のトン数をお伺いいたしました。その中で例えば、スチール類とかそういうやつは多分入札で出されてると思います。これは年に何回ぐらい入札をするのか。それから紙類の例えば、紙類であればこれはトン幾らで出してる、何はトン幾らで販売しているというやつを分かりますかね。分かりましたらそれをちょっともう1回詳しくお願いしたいと思えます。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 幾つか御質問をいただきましたが、こういった一般質問のテレビ放送のことをまずですが、内部ではやっぱり勤務時間中ですのでなかなか職員見れないと思いますので、再放送を何回もやっておりますので、徹底してこういった議会関係のテレビは職員全員見るようにということは徹底したいと思えます。それから、職員の市民に対する接遇とかそういった面についてですが、実は今12月になってですね、全職員を対象に業務状況等調査というのを今やっております、総務の方ですね。その中に、先ほど私の答弁の中に申ししたんですけども、六つの問い掛けをしています。これ全部ちょっと申しませんが、その中に六つの中に、報告・連絡・相談を積極的に行っているかどうかというまず問い掛けをしています。それから、市民の立場に立って職務を遂行してるかどうかという点、それから相手の話をよく聞き、相手の立場を尊重して話をしているかというその三つがこの6項目、あと三つあるんですけども入っております。議員言われるようにですね、我々どうも部局長会も

そうなんですけども、市民の皆様から見れば画一的な形だけやってるようなというような印象を持たれてるかもしれませんが、決してそうではないわけでごさいます、この業務状況調査に関しましては、今後ですね、ただそのアンケートを収集するだけでなく、そのアンケートを収集して整理してですね、もう1回各部・課・係にその収集した結果を戻しまして、必ずこういった今私が申しました点について係・課でミーティングをやってくれと、実際に市民の立場に立って職務をやってるか。それから、相手の立場を尊重して話をしてるかというような点をですね徹底して今後はやっていきたいと思ひます。職員研修と申しますとただ職員研修をしたというだけで、その結果だけで満足してしまう面が今まではあった部分もあるかもしれませんが、今後は研修をもう1回フィードバックしてバックして必ず研修が本当に職員の身になってるかということをお願いしながら、今後はやっていきたいというふうに考えてます。どうぞよろしくお願ひします。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） 有価ごみの入札をどのようにしてるかという御質問でございますので、手元にある資料で分かる範囲でお答えいたしますが、缶類、それから古鉄類につきましては、市内の複数業者と2か月に1回入札をしております、これは非常に鉄類の価格変動が激しいもんですから、この程度やらないとなかなか難しいというところでございます。それから、古紙類、紙類につきましてはですね、現在売却単価はゼロ円でございます。前は実は逆有償でお金を付けないと持って行ってくれなかったんですが、最近やっと処理手数料が掛からなくなりました。これはすべて無料でお渡しをしております。それから、ペットボトルにつきましても、現在無料で業者の方に引き取りをさせていただいております。それから、ビン類、これは民間ベースでなかなか引き受けてるところがございません。したがって、容器包装リサイクル法に基づいて設立された財団法人の容器包装リサイクル協会、こちらの方に今お願いをしております、これは逆有償でございましてお金を少し付けております。例えば、茶色ビンですとキロ当たり1円、白色ビンですと0.3円、それからその他の色は0.9円といった状況で、まだまだ有償になるというような状況ではございません。ていうのは、ビンの再商品化というのは非常にお金が掛かりますもんですから、なかなか事業者だけではこの費用負担が難しゅうございまして、自治体の方の負担も若干求められております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長より説明したいということでございますので、許可いたしたいと思ひます。

久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 菅原議員さんの御質問の今回の一般質問の一つの発端が税務課の職員の対応がひとつあったということで、大変恐縮に感じております。税務課のもちろんお金をいただくところなので、何かにつけ御不満やお怒りの指摘をいただくところではございますが、お金は取り行くときは行って、説明の時には来ないのかということ、そういった御指摘も日々いただてることもありますが、その当時の懸案がどういう細かいいきさつであったかはちょっと分からないので詳しくは述べられませんが、極力行くべき内容であれば当然出かけて説明をさせていただく基本的な姿勢は常日ごろ指導しておるところではございます。ただ、全部が全部また行って説明するというわけにもこりゃ当然いきませんで、電話で対応を済ませるといふことも中にはあろうかと思ひますが、その時の言葉遣い等は今後も十分注意

して不愉快の思いのないように努めていきたいと考えております。それから、先般の決算委員会で担当課長の方から不正確な答弁がございまして、これ大変不愉快な思いをさせまして失礼いたしました。この場を借りておわびいたしますとともに、先般これにつきましては、議員さんにも課長の方から謝罪の旨を申し上げまして、その後の対応として議会事務局と相談する中で、議会運営委員会の場で謝罪をとということで、私と税務課長と出向いて謝罪させていただきました。そのことの正に、この報・連・相ですが、議員さんに一言申し上げておくべきであったかなとちょっと反省しております。そういうことでまた今日謝罪する形になりましたが、今後はそういうことのないように十分心を引き締めてまいりたいと思いますので、おわび申し上げ説明させていただきます。以上です。

議長（児玉忠義） 菅原議員。

25番（菅原忠） じゃあ、先に大鶴部長の方からお願いしますが、結局、例えば一番大事なのはね、職員さんが例えば市民が分からんから電話をしよる。これ困ったからどうかならんかなというようなお願いをしてるのに、どうも話を聞く上で、役所のルール優先、できませんよというのが先に出る人と、それは何とかかならんかなあと考えてくれる。結局印象のいい職員というのは、それは本当そうですねと、どうか対策の方法はないかちょっとこっちも一生懸命調べさせてもらいます。とか言う人はこういうクレームの対象には出てきません。ところが、役所のルール優先で、ああできませんよと平気でやってしまう人、これはもうほとんど主に対象です。だからその部分で、例えば今業務状況調査をこれからやるよという話を部長されてましたが、それと六つのアンケートを、例えば市民の立場、相手の立場等含めてやるよということですが、例えば部長ね、こんなアンケートなんかは、例えば今41人の議員さんがおるわけですよ。一番市民の苦情を担当係がやっぱり議員ですよ。そしたらね、その議員のところにアンケート来ないんですよ、極端な話が。内部だけでやるから内部だけで終わらせる。その意識を持ってない人が幾らアンケート答えても駄目ですよ。それは一人あんたの言うことを聞いたら皆せないかなるから私しませんよという職場のルール付けでものを語られる方、それがクレームの対象ですから、じゃあ議員さん方はみんなクレームをみんないっぱい市役所に持っていきます。そしたらね、職員さんのアンケートももちろん大事かもしれませんが、議員41人の方にもこれまでの職員対応に対するクレーム等ありましたら、アンケートありましたらお願いしますということであれば、もうこの2年間の間でもかなりの苦情を皆さんが持たれると思います。議会にそういったヒアリングをしていただくなり、アンケートしていただくなり、そういったことも含めてやっていただければより深いものができるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから生活部長、ただ今、今ありましたが、古紙、段ボール、雑誌、紙類で実際に売却単価ゼロだよと、例えば産業廃棄物の中で通常、民間から民間の中で買取りをされてるのがトン当たり8,000円という部分で動いてます、実際のところ。で、それが売却単価ゼロ円を出されてる。市民が持ち込む分別の分で持ち込む古紙、雑誌、新聞等も当然ありますから分別することが必要とされない部分もあります。これが実際市民にやっぱりごみの料金をセッティングする中に、果たしてこのゼロ円が正しいのか正しくないのか、実際にこれがゼロ円じゃないと実際に引き取ってくれる業者がないのか、実際これはもうクレームとして僕は受けました、本当に。佐伯市は紙をただでやりよると、実際に古紙の会社にも電話してみました。で、引き取ること不能かと。会社として取りに行くことはしませんけど、持ち込んで

いただければ会社としては十分引き取れますと。有償です。無償ではありません。例えば、今部長は、例えば報告のみで僕に答弁をされてるんだらうと思いますが、実際には今言ったようにこれゼロ円で、年間に紙だけで200トン超えますよね、200じゃない2,000トン超えますよね。大体の通常のごみの収集量が旧佐伯市だけで1回回れば30トン、2回で60トンですから月に旧佐伯市内だけでも年間720トンはゆっくりあるっていう話は聞いてましたし、この売却の仕方、今後についてお願いいたします。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） 古紙の売却単価が無償ということについて、これは適正かという御質問でございますが、一応今現在の紙類の収集の仕方はですね、一般家庭から収集したものを市内の要するに、そういうふうな紙を扱っている業者に直接搬入をしております。その時点で業者との交渉の中で、今までは要するに有償にならなかったというふうな長い歴史がございます。ちょっと前までは実は逆有償でございまして、なかなか引き取ってくれなかったんですが、これが議員がおっしゃるように産業廃棄物ではそういう状況ではないよということももしあるようございまして、これについては調査をしてみたいと考えております。検証してみたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 以上で、菅原議員の一般質問を終わります。

次に13番、河原修仁君。

13番（河原修仁） 銀河の流れ仰ぎつつ星を数えた君と僕。先ごろ、岩手県北上市に研修視察に行っまいりました。教育民生所属、南風会の河原修仁でございます。さて、先日第19回の全国子守り唄フェスタが本市佐伯市で行われました。遠くは静岡県沼津市から14市町村の皆さんが本市に集いました。私はその中で特に宇目の唄げんかと五木の子守唄に深く感動をいたしました。40年ほど前までは子守りといえ、ほとんどの人がおんぶをしたり、だっこをしたりする姿がよく見かけられました。あの背中ぬくもり、だっこされたときのあの包み込むような暖かさ、やさしさ、あれが母の愛情だったんだなあと今なつかしく思い出されます。背中ぬくもり、それは言わば熱であります。熱は陰は通しません。1980年代の前半に校内暴力が猛威を振るいまして、その時、教育界は一斉に暴力に光を当てました。しかし、その陰にはいじめを生み出し、今度は一斉に光をいじめに当てました。その光を当てた陰は不登校という陰で出てまいりました。その不登校にまた光を当てましたら、引きこもりという陰の要素が出てまいりました。このような取組では、いつまでたっても子どもたちを救うことはできないというふうに思います。例えば、子どもたちを昔のように、おんぶしたりだっこして愛情をもって、いわゆる熱をもって子どもを育てていけば、いじめや不登校はもっと少なくなってくるんじゃないだろうかと思います。そこで昨今、教育現場において、いじめやいじめを苦しめた自殺、不登校、引きこもり、援助交際、児童虐待等、目を覆いたくなるような恐ろしい事件が次々と起きています。しかし、これらは子どもが悪いのではなく、私たち大人がそうした社会をつくってきた責任があると思います。今、私たち大人は教育の原点に立ち戻って考えるべき時ではないだろうか。

そこで、今回は学校教育について、主に本市長期総合計画に基づきまして教育長に質問をいたします。まず、生きる力は子どもたちに着実にたくまれていると感じておりますか。次に、豊かな心の育成についての1点目といたしまして、子どもたちが人間としてのあり方を自覚し、人生をより良く生きるためのその基盤となる道徳性をどのように推進をされ

ておられるのか。また、文科省は2002年からすべての小・中学生に心のノートを配布しておりますが、どのように活用されているのかをお伺いをいたします。2点目として、音楽・図工・美術といった分野は現在の学校教育においては軽視されがちであるのではないのでしょうか。情操の欠如がいわゆるキレにつながっているのではないかと思います。そういう観点から情操教育の取組についてをお伺いをいたします。次に、生徒指導の充実について、その1点目として、今年の佐伯管内のいじめ、不登校などに関する調査はどのようになっておられるのか。また、その結果を踏まえてどのように対処し、そこから子どもたちを救ってやろうと考えているのかをお伺いをいたします。2点目として、パソコンや携帯電話でひぼう、中傷するネットいじめや犯罪が急増しておりますが、その回避策と指導方法についてお伺いをいたします。次に、教職員の意識改革と資質の向上についてをお伺いをいたします。1点目として、よく教師は雑務が忙しいと言われますが、例えばどのような雑務が多いのでしょうか。また、団塊世代の多くの退職者を抱え、少人数学級への対応のため、教師の確保は切実な問題と思いますが、今後どのように対処していくつもりかをお伺いをいたします。2点目として、教師に求められるものを大きく分ければ、専門的力量と人格的魅力になろうと思われれます。一つは知識、専門性において優れていること。もう一つはコミュニケーション能力も含めて、人間的に魅力があるということだと思いますが、いかにして教師力を高めていこうと考えているのかをお伺いをいたします。3点目として、未来を担う子どもたちを育てる教職員にどういったことを期待をされますか。お伺いをいたします。以上でございます。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 河原議員の御質問にお答えしたいと思います。御質問が教育の根幹にかかわる内容でありますので、少々答弁が長くなることを御了解いただきたいと思います。生きる力とは、御案内のように変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい力として、いわゆる知・徳・体のバランスのとれた発達を目指した総合的な学力のシンボルであり、学校教育では学習指導要領の理念を表すキーワードとして位置付けてきたものであります。子どもの生きる力の育ちについては三つの要素、つまり確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた発達がどの程度できているかで総合的に判断する必要があると考えております。確かな学力や健やかな体の中には、学力テストや体力テストなど数値で測定できるものもあれば、豊かな心のように数値では測れないものもあります。これらの資質や能力が総合的にどの程度育成されているかは、現段階では十分検証されているとは言い難い状況にあります。提唱されて約10年がたちますが、生きる力とは何か、生きる力がなぜ必要かということについて教育行政関係者と学校関係者や保護者、地域社会との間に十分な共通理解がなされていなかったことも検証が十分にできていない要因であると考えております。文部科学省で次期学習指導要領の改訂作業が現在進行中ではありますが、生きる力という理念の共有を大きな柱に据え、共通理解できる目標、検証できる内容となるように取り組んでいると聞いております。このことから、今後は総合的な学力としての生きる力の検証が更に進むものと期待しております。次に、豊かな心の育成であります。現行学習指導要領では、道徳性とは、人間としての本来的なあり方やより良い生き方を目指してなされる道徳的行為を可能にする人格的特性であり、人格の基盤となすものであるとあります。この道徳性は、生まれた時から身に付いているものではなく、人間社会におけるさまざまな体験を通して学び、身に付いていくものと考えております。御案内のとおり、道徳教育は学校教育全体で行

われるものであります。いわゆる道徳の時間は、学校教育全体で営まれる道徳教育を補充・深化・統合するという場となっています。すなわち、道徳の時間の充実を図ることは、学校教育全体で行われる道徳教育のありようを左右するものであり、道徳性が高まるためには体験活動と関連付けた道徳教育の充実が大切であり、地域人材・地域施設の活用等が重要なポイントとして挙げられております。先月30日に上堅田小学校で開催されました道徳教育の公開研究発表会では、正しくこれら体験活動と人材活用を中核に据えた実践報告がなされました。地域を流れる堅田川での自然体験、車いすやアイマスクを体験する福祉体験、あるいは地域のお年寄りを招いての昔の遊び体験等、自然や人々と心通わせる体験活動を仕組み、道徳の時間へとつなぐものであります。体験を通じて学んだことが実社会で生きる。それが道徳教育の目指すものだと考えております。他の学校では上堅田小学校のように体系的に整理されてはいないものの、地域の特性に合わせた取組が各地で行われているのが現状であります。心の教育の活用についてであります。実際、冊子はこういうふうに分冊になっております。小学校低学年、小学校高学年、中学校という3分冊になっておりますが、平成17年度調査では小学校の97%、中学校の93%で道徳の時間を中心に活用されております。具体的には、道徳の時間の導入やまとめの段階での活用、学級活動における活用、朝の会・帰りの会での活用、教科における活用等があります。内容的には、かなり洗練されたものであり、視覚的に子どもたちの興味・関心を引き出すように作られていますので、高い教育効果を上げていると思われまふ。また、書き込むことにより考えをより深める一助となるばかりか、その時々のおもいを記録に残すという良さもあつてあります。いわゆる読み物ではありませんが、確実に道徳教育のさまざまな場面で活用されています。情操教育を充実すべきとの議員の御指摘についてであります。全く同感であります。人は音楽や美術などの優れた文化芸術に触れ、そのすばらしさや美しさに心動かされることで感性が磨かれ、豊かな想像力がはぐくまれていくものと考えております。そういう意味でも、学校教育で行う文化芸術活動は、子どもたちに深い感動と喜びを与えるだけでなく、豊かな心の育成という面でも極めて重要な役割を担っています。教育課程で示されている授業時数では、例えば小学校の5年生では算数が年間150時間あるのに対して、図画工作や音楽はそれぞれ年間50時間と少ないのですが、授業時数が少ないから軽視しているというわけではありません。少ない時間を有効に活用して指導内容を充実させようと、昨年と今年の2か年計画で県指定の感性きらめく芸術教育推進事業の一環として、音楽、図画工作、美術の教科指導を重点化する取組が行われています。また、今年から始まった小・中一貫教育では、感性の教育も重要な柱として掲げております。小・中一貫教育校の小学校の音楽の授業では、中学校の音楽教師が専門性を生かして指導しておりますし、美術の授業では美術専門の非常勤講師を採用し中学校に派遣しております。また、来年度からは小学校にも派遣したいと考えております。一方、教科の授業だけでなく課外活動として中学校における文化活動の活性促進も進んでおります。県内では、中学校文化連盟が発足し、佐伯市内中学校の今後の取組に期待しているところであります。キレる子ども対策といったしましては、こうした情操教育だけでなく、命を大切にする教育の一環として、さまざまな教育場面での音読指導や国語を中心とした伝え合う力の育成など、自己表現や相手とコミュニケーションが図れる場を意図的に設定した取組を進めているところであります。生徒指導の充実についてであります。各学校は問題行動等の対応について未然防止、早期発見・早期対応を念頭に取組んでおります。平成18年度1年間に発生したいじめの認知件

数は174件、不登校児童生徒数は69名です。いじめについては、生命の人権を尊重する教育を進めるとともに、定期的にアンケートや個別面談等を実施し、児童生徒の状況をいち早く察知しようと努めております。いじめの対応の多くが、ひやかし・からかい、仲間はずれ・無視となっているため、特に未然防止に努めることを最重点課題として学級でのルール作りや人間関係等の改善を図る取組、いわば学級を絆づくりの場とする取組を進めております。いじめの問題の原因や背景はさまざまありますが、自尊感情や思いやりの心、自分のことが好きで大切にしたいから相手も大切にするという心が貧困になれば、いじめが発生しやすい状況にあると考えております。特に、自尊感情が低下しやすいといわれる小学校から中学校への接続の時期には、周囲の大人による温かい目や援助が必要であります。そういう意味で、教師は子どもと触れ合う場をできるだけ多く設定するとともに、カウンセリングマインドをもって子どもとかわかることができる教師の資質が重要です。このことは不登校の未然防止につながると考えております。さらに、議員御指摘のネットや携帯等でのひぼう、中傷についてであります。その多くが学校生活外で行われており、家庭の協力が欠かせません。児童・生徒へのインターネット・携帯等の使用マナーについての指導、家庭への啓発とともに、学校間の情報交換や警察等とも連携して未然防止を図りたいと考えております。また、不登校の児童・生徒に対しては、本人や家庭と連絡を密にし、学習面や人間関係づくりの支援を行い、適応指導教室等関係機関とともに連携を図りながら取り組んでいるところであります。教職員の意識改革と資質の向上についてであります。まず、学校の教員は雑務が多くて忙しいとよく言われますが、日常行っている業務はすべて教育に必要なものであり、雑務というものではありません。しかし、報告書の作成や学級費などの会計事務、学籍にかかわる事務など、授業そのものに直接かかわらない事務的な業務の負担も大きいので、そのような表現になっているものととらえております。現在、佐伯市では学校事務研究協議会が中心となり、教員が教育活動に専念できる体制づくりを進めようと学校共同事務支援室の設置に積極的に取り組んだり、教員の担っている学校事務を事務職員へ移行したりして、業務の見直しにおいても県下でも先進的に取り組んでおります。次に、教員の人材確保についてであります。いわゆる団塊の世代の退職が始まっており、今後更に退職者が増え、教員の世代交代が急速に進みます。少子化による人材不足は教育現場も他の業界と同様であると考えております。少子化による児童生徒数の減少に伴い定員定数も減りますが、きめ細かな学習指導の実施などで一定数の教員の確保は必要となります。小・中学校の教員の採用については県で実施しておりますが、人材を確保するために退職教員の再雇用制度や場合によっては教員免許を持たない専門家を採用できる特別免許状制度を活用するなど、今後さまざまな工夫が必要になってくると考えております。二つ目の教師力を高めるための方策についてであります。教職員研修の充実と昨年度より実施されている教職員評価システムの充実が重要であると考えております。校外研修として県教育センターでは、教科指導能力、コミュニケーション能力、マネジメント能力の3点を教職員に身に付けるべき基本的資質能力ととらえ、専門的な力量を高めるための各種研修を企画・実施しております。佐伯市教育委員会では、初任者研修、10年経験研修の実施及び県センター研修への積極的な参加の呼び掛け、その研修内容の普及・還元等、校内研修の充実に努めているところであります。また、各学校が自主的に行う校内研修の充実も不可欠であります。各学校では新しい評価の考え方に立ち、評価規準や評価計画を作成し、授業改善に取り組んでおります。校内研修ではそれが妥当なも

のであるか検証するために授業研究を行い、校内研修の対象となるのは、教科指導だけでなく道德の時間や総合的な学習の時間、特別活動など教育活動全領域です。教職員がこの授業研究の中で互いに意見交換し、授業力や生徒指導などに関する教師としての力量を高める取組を行っております。そこに主導主事が参加してより充実した研修になるよう支援を行っているところであります。教職員評価システムは、教職員の能力開発、資質向上及び学校組織の活性化に積極的に関与していくための支援策であります。教職員が日常の教育活動に意欲を持って取り組み、教育力を高めることをねらいとしており、このシステムを円滑に運用し、より充実したものにしたいと考えております。最後の御質問の未来を担う子どもたちを育てる教員にどのようなことを期待するかということについてであります。教員が教職に対する使命と責任を自覚し、子どもたちに対する愛情、教職に対する強い情熱、教育の専門家としての確かな力量、豊かな人間性や社会性などの総合的な人間力を備えた教員を目指して努力し、急激に変化している社会や児童・生徒・保護者の多様なニーズに適切に対応しながら、未来を担う子どもたちの教育に当たってほしいと願っているところであります。以上であります。

議長（児玉忠義） 河原議員。

13番（河原修仁） 武田教育長より、今懇切丁寧な答弁をいただきまして、私も久々にこう生徒になったような気がいたしておるところでございます。提言をしながら質問をさせていただきたいというふうに思います。まず、生きる力は今10年が経過をして検証をされておる。さらに今、充実に向けて尽力をされようという段階だそうでございますけれども、このたび文科省は、ゆとりある教育からの転換を目指して、次期学習指導要領で思考力・表現力など言語力の育成や理数の時間を増やして総合学習を減らすという考え方のようにございますけれども、この点について教育長はどのような見解を実はお持ちであるだろうかというふうにお聞きをいたします。次に、道德性、道德教育の推進について今答弁をいただきました。道德教育、大変こう何か難しい、いわゆる課題のようございまして、私もよく分からないから実は質問をいたしますけれども、この戦後の日本の道德教育は心の教育であったというところに行き着いたような今、心の教育という推進を、心に響く道德教育ということは今なさっているようございましてけれども、この心の教育を強調をしていくなれば、宗教ないし宗教教育に触れようとしないのはそれこそ仏を造ってと、仏を掘って仏を造って魂をいれない。道德教育として、これは本当に根幹として正しいんだろうかと、どうだろうかというところを教育長さんの見解をお聞きしたいというふうに思います。次に、情操教育でございますけれども、私は音楽の時間がもっと今文部科学省でございますけど、文部省唱歌や童謡を多く取り入れていただきたいというふうに実は思います。唱歌やこの童謡は日本の美しい自然と四季の風景とそれよりも何よりもやっぱりこの日本の心が実はあるように思います。戦前・戦後少なくとも私たちの世代のころまではやっぱこれを慣れ親しんで歌ったり、この曲を聴いてやはりその敬う心などをはぐんできたような気がいたします。そういう意味で、この唱歌や童謡は子どもたちにとって最も重要な情操教育の役目を果たしていくんではなかろうかなあとということで、これはひとつ音楽等々の文部省の唱歌や童謡などをもっとひとつこの時間内に取り組んでいただきたいというふうに思います。またちょっとホテルのことを感性を磨く意味でホテルの話をしよと思ったんですけども、時間の関係上ホテルはひとつホテルの学校ということでまた情操教育のあれにします。それで次にですね、私はここが一番今

日は実は質問をしたかったし、そして何とかこのいじめ・不登校の子どもたちを救ってやって1日でも早く学校に来て、楽しいみんなと一緒に学校生活を送っていただきたいという意味で実は質問をいたしまして、私はこの役場に5年9か月実は勤めさせていただきました。その間、2年間は朝、月曜日の朝8時15分から必ず朝礼を行いました。この朝礼に職員が40名から50名常に実は出ておりました。この中で、この15分か20分の間で、私は職員が今どういう状態にあるか、どんなことを悩んでおるんだらうかと、どうか今日は顔むきが悪い、どうかふさぎ込んでおるといことは、この1週間の中の15分か20分の間で実は分かりました。その後、私の部屋に来ていただいて何か悩んどるんじゃないか、何か心配事があるんじゃないかということを実は職員の皆さんに言ったりしました。それで、これは職員のお陰でございませうけども、5年9か月の間、余り入院することもなく、いろんなこともなく実は過ごすことができました。で、先生方にこの子どもを見る、子どもを理解するということが一番大切じゃあなかろうか。この見る時間というのはホームルーム、休み時間、放課後等が実はあると思います。この中でですね、やはり子どもとしっかり向かい合ってホームルームの時間は報告するだけじゃないんじゃないか。もっとやっぱり子どもたちをよく見て、理解をしていただきたいなあというふうに思います。先ほど教育長さんが雑務が忙しい、これは授業の日常に必要なことを実はやっておるんで雑務ではないというふうなお話をいたしましたけれども、やはりこの一般のサラリーマンも朝、始発で出て行って、残業でへとへとになってあのラッシュで出て帰ってまいります。みんなやっぱり生活するために一生懸命になって授業時間以外のことを実はやっておるのが社会の実情でございます。そういう中を踏まえて、もう少し学校の先生方に子どもたちをよく見ていただいて、理解していただいて、何とかやっぱりこのいじめ・不登校に対応していただきたいというふうに思います。それから、そのためにはやはり担任とか副担任だけではいけないんじゃないか。やっぱり校長をリーダーとして教師の集団を作って、点としてではなく面ですべてやっぱり子どもたちを救っていただかなくちゃいけない。そのためには、やはり教師の集団を校長のリーダーシップによって作っていただいて、そういう面で子どもたちを拾っていただきたいというふうに思っております。それからやっぱり、世代的このバランスと申しますか、考えた人事を実はこのお願いをしたい。議長が野球の監督でありましたけれども、やっぱりこの好守・好打、それからこの天才型とか努力型とかいろいろあるんじゃないか。やっぱりそういうベテランもおれば若い人もある。女性の職員もある、そういったバリエーションと申しますか、バラエティにとんだひとつ人事をやはり学校の中に入れていただいて、そういう形で子どもたちのひとついじめや不登校をなくしていただきたい。それから、これはこのたび小学校の4校で一貫教育を小・中一貫教育をやられるということでございませうけども、いずれにしてもこれから小学校で小・中一貫教育の中学校で連携があるんじゃないかなあというふうに思っています。私は学校と地域もやっぱり縦の連携が非常に必要じゃあなかろうかなあというふうに思っております。そんな意味では、例えばその新学期となる前にですね、小学校や中学校それぞれの担任の方々がですね、顔を合わせて情報交換をするぐらいのことは、これは容易にできるんじゃないかなあというふうに思います。そういう意味合いで、ひとつ縦と横の連携を作っていただき、そういう大きな網でひとつ児童や生徒、子どもたちをひとつ救っていただきたいとそういうことを実は切実に思います。それに次に、ネットいじめについてでございますけども、この佐伯市管内の小・中学校はこの携帯電話を実は持たせてないということ

でございますけれども、ただ家の方では持っておられる方が実は多いんじゃないかなあというふうに思っております。ここでやっぱり神戸の私立高校の男子生徒がやっぱり自殺した事件も実はございます。今このいじめによって、ネットいじめについて、相次いで自殺が実は出てるんじゃないかなあというふうに思います。それから、佐伯管内の方じゃないと思いますけれども、やっぱり授業中にメールを実は打ったり、こうして学校の公式サイトとは別なひとつ学校の裏サイトという掲示板実はを立ち上げてですね、中傷や私的な写真をさらすといったような現状も今出てるようでございます。そういう実は意味合いから長崎県の教員の方では、もう既にやっぱり携帯電話とかインターネットとか適切な利用に関する研修会を実は開いておりまして、児童・生徒の携帯電話を利用する際の危険性や回避を指導するというふうな実は研修を実はやっております。こういったやっぱり取組をですね、早急に本市でも実施をしていただきたいというふうに思います。それから、教職員の意識改革、資質向上についてと、大変大きなあれを立てましたけれども、私も雑務が忙しいと言いましたけれども、私はこれは子どもにやっぱりゆとり教育というのがあるように、やっぱり先生方にもやっぱり少しやっぱり余裕を与えないと、これがひいてはやっぱり子どもたちのためになっていくんじゃないかなあという意味において、雑務が忙しいというところを実はお聞きをいたしました。それから、教師の確保についてでございますけれども、これももう余り時間の関係上長く申しません。これは市長にひとつお聞きをしたいというふうに思っております。今学校の現場ではですね、学力の低下問題、それからゆとり教育の問題、いじめ・不登校の問題等々がですね、それに実は保護者からこれは多岐にわたる要求、要望がですね出ておりまして、地域の方々からも苦情等が大変押し寄せてるようでございます、現場の方では。そのために、うつ状態の教師がだんだんちゅうか、だいぶ増えてるようでございます。このですね、現状を見たときに市長、この自治体のトップとして何とか打開策を考えていかなきゃいけないのではなからうかなあというふうに思います。私はですねやっぱり教育ちゅうのは、時間と人とやっぱりお金ではないんだらうかなあというふうに思います。この将来を担う佐伯市の児童・生徒や子どものひとつためにですね、来年度から教育の増員、それから教育予算の増額をひとつ考えたらどうかなあ。考えていただきたいというふうに思いまして、ひとつ市長に再質問といたしまして、これをどのように考えておられるのかをお伺いをいたします。次に、教師力についてでございますけれども、これはちょっとあの教育長さんと私のずれが、私の質問が悪かったんでしょ、実は、ずれがありまして、ちょっと答弁の方が、私は何と言いますか、教師力を高めるのに何が必要じゃらうかというふうに実はこう考えまして、あんまり研修とかそういったことでなくて、本来の教師がどげなのが必要だらうかなあというふうに実は思いまして、私なりに考えたときにですね、やはり指導、技術力と申しますか、指導、技術力、それから教科分析力と申しますが、教材の分析力それから人間的魅力、それから児童の生徒をやっぱりよく理解する。こういうことじゃあなからうかなあというふうに自分なりに考えてるんです。時間の関係上、中身については申しません。以上で大変取り急ぎでございますけれども、再質問をさせていただきます。議長以上でございます。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河原議員から急に教育予算のことを言われましたもんですから、行政がする教育予算というのは、基本的には学校の建物とかまた需用費の問題とかですね、そうしたものが私は多いと思っております。特に、教育者に対する補佐的な部分っていうのは一部分的に

やってる場合もありますが、現在学校の施設については非常に素晴らしい施設がたくさんありまして、電気代にしても旧町村でも格差が出ております。先般でも旧市内にあります学校に行きますと、例えばトイレに行くそうですね、本匠の場合は自動で出る。市内の学校は蛇口を押さなきゃいけない。ここは遅れとるなあと、市内の方がそうした大規模改修もまだしてない状態、地域によっての格差と言って悪いんですけど、それぞれが整備された所と未整備の所があります。そうした中で、今年度も市内の木立の方の改築をやってます。来年度以降順次そうした中での施設についてはやっていきたい。また、各学校については統合等の問題がございますし、私の方も予算的には教育委員会が一応要求する範囲の状況をしながらやらせていただいておりますし、先ほど保護者からの要求ということで、保護者は幾らでも要求します。いろんな形の中で要求するわけですから、私のPTAの時にあった時にですね、いろんな要求をするもんですから、じゃああなたが役員になってやんなさいと、ただ口だけ出すんですね。それで役員になってやらないで先生にいろいろ言ってきたもんですから、そうした中で事件が1回ありました時に、その父兄に対しまして、教員に対してこれだけ教員に言うならあなたがPTAに入って役員なさい。役員になって文句を言うんなら私も聞きましようということで強引に役員にしましたら1年で辞めました。言いたいこと、私は暇がない何がないと、あなたたちの代りに我々がやるとるんだからそうしたことを言うべきじゃないと。また教育者、教員にいろいろ言うよりも保護者の教育が逆に必要だと。地域としての対応も必要じゃないか、本当に地域によって素晴らしいPTA活動をされてる所もありますし、現在PTA連合会もいろんな中で私は勉強しながらやっていく。そうしたPTA関係の活動には素晴らしいものをもっておるとしておりますので、そうした部分についてはいろんな情報交換しながら、また必要部分が行政として必要な部分については十分話し合いをやっていきたいと思っております。詳細については、いろんな角度があると思いますが、そうした中での答弁をさせていただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 河原議員からの再質問七つほどあったかと思っておりますので、またこれも非常に重大な御質問をされておりますので、できるだけ的確、簡単に答えさせていただきたいと思っておりますが、まず最初に生きる力のことについての御質問であります。今回の学習指導要領の時間を増やすことについてということでもありますので、現実としてまだ確定されているものでありません。3月に多分示されるというふうに思っておりますが、新聞紙上でも増えるということは事実でありますし、私は今までの現行のゆとりのある教育、その前の教育、どちらかという詰め込み教育と言われるんですが、そういう両方のいいところをより取り寄せた形が今回の学習指導要領に示されてくるものというふうに思っております。ですから、現行の学習指導要領の中で授業数がかなり授業時間数が減りました。その分を一部回復させるとかいう形、それとなおかつ現行でいいものは残すと、総合的な学習の時間を残していくというような形で取り組んでおりますので、基本的にはよりそれぞれ前回の学習指導、現在の学習指導要領のいわゆるマイナス部分を補足するのが今回の学習指導要領ではないかというふうに考えております。それから、道徳教育の中に宗教教育を取り入れてはどうかという御質問であります。特定の宗教を持ち込むということは教育基本法に反することになります。ただ、道徳自体がいわゆるそれにかかわる心の問題を問う教育になっておりますので、特段ある宗教教育を取り入れるということではなくても、実際にそういう教育は学校で実施

されているというふうに考えております。それから、情操教育につきましては、確かに昔の児童唱歌、文部省唱歌、日本の心を歌った内容のものが多くあると私もってはおりますが、現行の音楽の教科書の中にもそういうような形で盛り込んでおりますし、教師の指導過程を組むときにも、そういうものを盛り込んだりできるようになっておりますので、教師がどういうふうに考えていくかということにもつながるかというふうに思っております。それから、いじめ・不登校に関してであります。河原議員がおっしゃるとおり、そのとおり同感と思います。子どもたちに触れ合う時間が長ければ長いほど、こういうものについては事前、未然防止ができるものというふうに思っております。子どもの顔を見ることによって、この子が今日、朝どういう状況であったのかなとか、最近どうだろうかということも教師が把握できることが当然だろうというふうに思っております。学校にも教育委員会で指導しているのは、特にいじめ・不登校にかかわっては一人で解決しようとするのではなくて、チームでこの子を一人の子どもを見ていこうということをしております。学校全体で取り組むようにいじめ・不登校、いじめが出ないように、不登校が出ないように、出たときにどういうふうに対応するかというのは、学校全体で取り組むように今指導しているところであります。それから、小・中一貫教育につきましても御提言のように、早い時期にやはり教師と保護者が顔を合わせるといことも大切だというふうに思っておりますし、そういうふうな形ができるように考えていきたいというふうに思います。それから、携帯電話でネットでのいじめというようなのがありました。確かに河原議員が思っているように、現状ではかなり携帯電話、学校では小・中学校は今学校には持参させることは禁止しておりますので、校内ではそういうことは起こっておりませんが、現実として家庭でのパソコンの活用と携帯電話を家庭で持っておりますので、そういうことがあります。それで、各学校では警察等の協力をいただきながら、この件については各学校ごとに研修会を子どもに対しての研修会も実施しておりますし、その際、教職員も当然聞いておりますし、そういうような形での研修も実施しているところであります。それから、教師力につきましては、河原議員が4項目挙げましたが、そのとおり同感だと思えます。そういうような教師が育つことを願いながら私ども教育委員会とも努力をしてまいりたいと思えます。以上です。

議長（児玉忠義） 河原議員。

13番（河原修仁） お昼になりましたから、もう一言だけ質問をさせていただいて、一言で市長と教育長から答えていただきたいというふうに思っています。私が質問をいたしました教員増を図るのが、それが図っていただけるのか、教育予算を増やしていただけるのだろうかというところにはちょっと答弁がなされないようございましたけども、市長も恐らくそうであると見て、私はやっぱりこの佐伯市の中で地学地就、平松知事が地産地消と言いましたけど、私、地学地就がやっぱり必要じゃなからうかなというふうに思います。その地で学んでその地でやはり働き場をつくる。これがやっぱり一番望ましんじゃなからうか。就の方は後ほど議員の皆さん方が今期のこの一般質問で何人かあるんじゃなからうかと。やっぱり何としてでも、そういう意味合いにおいてもやっぱりこの地でやっぱり学べるように教員のやっぱり皆さんが質の向上のために研修プログラムを学び、いろんな形で研修にもいかになくちゃいけない。さっき言いましたいろんな問題でうつ状態にある先生方もいらっしやいます。そういう意味合いを込めまして、やっぱり教員の増、加配等の問題があるんじゃなからうかと思えます。そういったところをひとつ教員の増を図っていただきたい。今度、県の方も少

人数の30人学級という形で今度小学校6年生じゃったのでしょうか、この教員の増を図っていかうかというふうな感じも実は出ておりましたけども、ひとつそんな意味合いにおきまして、この教育、先生方の増、それとやっぱり教育予算を何とかして増やしていただきたい。教育のやっぱり原点は人、人なりといえますし、学校教育は私は子どもたちを理解する。これが学校教育の原点ではなかろうかなというふうに思いますけれども、そういう意味合いにおいて再度質問をいたします。それから、教育長の方には今言いましたけれども、今一度やっぱり教育長から教育は人なりという実は原点に返っていただいて、教師の資質向上にやっぱり努められていただいて、さらに教職員のですね使命感、教育の情熱などをひとつ心のひとつ炎を燃やす動議付けをですねやはり教師のお一人お一人に教育長から浸透させていく責任が教育長にはあるんじゃないかなというふうに思います。その2点を再質問とさせていただきますので私の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河原議員の再々質問ですが、私の方もちょっとあの、先ほどお答えした時にですね、行政のやる教育予算という中では施設等ということで、教員になるとですねこれ県の管轄でありますので、市の方が臨時を入れるってまたこれもいろんな問題もあります。サポート的な考え方はできるかも分かりません。そうしたことについては、前、教育長もちょっと話したことがあります。また、教員増につきましては、これは県の方にですね私どもお願いしながら、いろんな角度がこれからの教育についてもあるだろうし、先般新聞等で見ました時に、全国の臨時の先生についての対応をどうするかとかね、そうした意味で地域における教育の実態というものをやっていきたいと。また、先般行いました全国共通テスト、非常に大分県が低いということでございますので、こうした意味では県にもやはりそうした中の対応をですねやっていって、地域教育の向上に図っていく。そのための教員増という。そういう形でやっていきたいと思っておりますので、市の方で直接雇用するということは非常に難しいと思っております。そのような考え方でサポート的な関係ができるかということは教育長とも話してみたいと思います。教育予算につきましては、先ほどお願いしましたように、必要部分については教育委員会と話ながら私どももいろんな中で、お金をあげればできるかということは、お金だけの問題ではないと思っておりますので、いろんな角度を見ながら教育委員会と話していきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 河原議員の再々質問ではございますが、確かに教育は人なりということ、そのとおりというふうに思っております。そういう意識で教員を指導していきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 以上で、河原議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。

午後0時17分 休憩

午後1時30分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に40番、児玉輝彦君。

40番（児玉輝彦） 皆さんお昼の、また1時から昼寝の時間をしている人もおると思いますが、

ちょっと3点ばかり質問してしますので、どうかよろしく願いいたします。40番議員、あまべの会、児玉です。通告に従い一般質問をさせていただきます。今年もあと20日余りとなりました。上浦ではきのう日曜日に1年を締めくくり、日本一長い豊後二見ヶ浦大しめ縄の張替え作業が行われました。また、皆様の協力のお陰で事故もなく、無事に架け替えることができました。特には、荻の皆様にはとてもお世話になっております。そしてまた、荻のワラを提供し、上浦商工会、市民皆様の協力の賜でいろいろありましたが、来年は今年よりまたいい年でありますように願って架け終えました。

それでは、質問に入らせていただきます。今回大きく3点質問いたします。まず1点目ですけど、公共事業と最低落札指名競争入札制度について、まず1点、19年度3件の最低落札価格で落札した建設業者2社、工事現場で3件工事途中で工事停止した原因と指名委員会の業者指名に問題はなかったのですか。今後、指名競争入札制度、契約方法の改善をする必要があると思います。いかがお考えですか。今回高落札率入札調査の基準、落札比95%以上と決めたことに伴うこれまでのメリット、デメリットの経過と今後の対策、計画についてお伺いします。3点目、国の公共事業削減による建設業界の倒産が相続しています。国・県・市として緊急な対策を取る必要があるのではないですか。また、現在の入札、最低入札価格に問題はないのか、落札業者の経営状況審査について問題はなかったのですか。今後の取組についてのお考えをお伺いします。建設建築工事が1年ごとに削減されています。市全体の失業者が増加している状況です。市民税また全体の税滞納が今後増えると思います。行政として早急に納税対策室設置の対応は考えてないのか。公共事業が大幅削減のため、地方全体の景気が低迷しています。そのためにも企業誘致、工業用地の開発また雇用対策は今後の重要課題と思います。5点について詳細に説明をお伺いします。

大きな2点目として、災害時応急給水対策について、今回私たち建設検討委員会で行政視察に川崎市役所に地震災害時の水道における防災対策の研修を受けてまいりました。震災・災害に強い施設整備が進められていました。特に、市民生活に不可欠な飲み水を確保するための対策に取り組んでいます。佐伯市の水道整備は大丈夫ですか。そこで、地震災害はいつ発生してもおかしくない状況です、つい最近も地震がありました。市民生活にはなくてはならない水、市民の水道配管布設、震災の備えは現在何割ぐらい整備されているのですか。また、今後の状況についてお伺いします。1点、地区内に水道管の給水器具を設置し、給水を行う方式が今後必要と思われる。行政の取組についてお考えをお伺いします。災害時の地域住民と管工事業者との協力体制が今後必要と思われる。計画、対策について3点お伺いします。

大きな3点目ですが、建設業協会と防災協定について、今回建設業協会との防災協定破棄について、行政としての今後の対応、取組の問題をお尋ねします。1点、現在、本庁、振興局、地域防災組織、消防団との協力体制の見直し、行政と市民全体の協力体制対応取組について、合併をして振興局の消防団員数が極端に減っています。現在、本庁消防団員数は何名ですか。また、振興局の消防団員数は何名ですか。旧佐伯市本庁の消防団員数は、また旧南郡では職員のかかりの人が消防団員又は消防を経験しています。今後の防災強化を考えますと本庁の職員も消防団員に入団する必要があると思います。合併をして各振興局の防災力は低迷しています。そのためにも職員の入団を考えてはいかがでしょうか。私は合併をして市全体が広がって今までの防災力では十分な対応ができないのではないかと考えていま

す。3点について市長のお考えをお伺いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 児玉議員さんから、三つの大きな点に質問をいただきましたが、私の方から主だった点について御答弁申し上げたいと思っております。最初は、公共工事の最低落札と指名競争入札の制度についてということでございます。この中で、今後の入札制度の考え方ということで御答弁申し上げたいと思っております。入札制度、契約制度につきましては、現在試行運用を行っている。また、電子入札システムについても来年度から本運用を開始するようにしております。高落札入札調査制度については、9月議会で答弁をしていますが、今年度は試行という形の中で実施してみて、その結果によって必要な時点において見直しをしていく考えをとっております。また、今後は一般競争入札に適用される範囲の拡大を目指すとともに、最低価格の落札をする方式から価格と価格以外の技術力などを勘案して落札者を決定する、いわゆる総合評価入札によることについても取り組んでいきたいと考えております。

次に、建設業協会との防災協定ですが、これも9月14日、大分県建設業協会佐伯支部から災害時における応急対策活動協力に関する協定の破棄の申し入れがなされましたが、今のところ同支部側は、市の方にこれに対する返答を求めているわけではございませんので、しばらくこのままの状態推移していくしかないと考えています。したがって、今後において土砂被害等緊急に建設業者へ対応を依頼する事態が発生した場合、原則的には協定書に基づき、同支部に協力の依頼をさせていただきたいのですが、破棄の申し入れをした以上、要請はしないいでほしいと言われておりますので、同支部への加盟をしている業者への依頼は避けざるを得ないと考えております。基本的には非会員に個別に依頼させていただくしかないと思っております。次に、関係組織との防災協力体制ですが、国交省や県など公的機関の連携は当然であります。地域に密着して地域の最前線で活躍していただいている消防団との連携は防災には欠かせないものがあります。さらには、共助のために中核組織であります地域住民が相互に支え合う自主防災会の役割も非常に大きいと考えております。現在、そうした中で未設置地区につきましては、その組織化を積極的に呼び掛けているところです。しかし、防災への取組は行政、地域、個人それぞれに限界があります。したがって、お互いの不足する部分を補いながら、行政と住民組織が相互協力していける方法を検討し、最大限効率的な防災対策を推進していくべきだと考えております。非常に詳細にわたりますので、他については部長より答弁させていただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 児玉議員の御質問のうち、入札制度に関する3点と納税対策に関する部分についてお答えします。まず1点目ですが、平成19年度中に、これはまあ18年度の繰越分も含めまして、工事続行不能が3件発生しております。その原因は破産や経営不振によるものでございます。市の指名委員会では、佐伯市に競争入札の参加資格を持つ業者の中から、工事の種類、規模に応じて認定された業種、格付けの等級ごとに佐伯市が発注する工事請負契約に係る指名基準に基づき競争性、公平性及び透明性を確保しつつ業者指名を行っているところでございます。この時点で、指名業者の経営状態の詳細な把握にはどうしても限界がありまして、業者指名・入札の段階では、特に問題はなかったものと考えております。また、入札制度、契約方法の改善等についてでございますが、先ほど市長が答弁しました分と多少重なる場合がございますがお答えします。建設工事の入札、契約制度につきましては、今

年度より最低制限価格及び低入札価格調査制度の見直し、それから高落札率入札調査制度の試行導入、中間前払制度の導入などを行い、より適正な執行に努めているところでございます。さらに、現在試行運用を行っております電子入札制度につきましても、来年度から本運用を開始することになっております。さらに、先ほど市長が申し上げましたように、今後は一般競争入札や総合評価方式の導入等も取り組んでいきたいと考えております。2点目の高落札率入札調査制度についてお答えします。御存じのようにこの制度は、昨年度の議会において御質問をいただいた経緯もありますが、落札価格の割合が極めて高い結果について、その対策として本年度より試行で導入しておるところでございます。メリットとしましては、例えば18年度の平均落札率が96.37%でございましたのに対して、今年度11月までの平均率では92.75%と下がっております。この結果、今年度の発注分について仮に昨年度並みの落札率で落札されたものと仮定した場合にですね、この推定発注額と本年度の実際の実績等を比較してみますと、約7,800万円ほどの歳出削減がなされた計算となると言えると思います。デメリットとしましては、高落札率入札の調査案件が出た場合には、当然調査に今一定の日数を要することなどが挙げられるかと思っております。当制度に対する賛否それぞれの御意見もいただいておりますが、現在試行中でございますので、その結果や反響等を引き続き検証しまして、今後の対応を考えていきたいと考えております。3点目の建設業者の倒産に対する対策と落札価格に関する御質問についてですが、国、県、市においても現在行財政改革を実施中であり、投資的経費につきましても、削減基調が続く中で市も行革プランで一定のライン以内、90億円をめどですが、を目標に設定しているところでございます。合併特例債などの優良な起債等を活用を図りながら必要な事業には積極的に取り組んでいきたいと思っております。また、発注に当たっては、可能なものは極力分割発注に努め、受注機会の拡大も図りたいと考えております。それから、落札価格や業者の経営状況に関する御質問についてお答えします。建設工事の入札に当たっては、競争入札の激化から極めて低い価格による入札が行われ、このことにより安全管理の不徹底や粗雑な工事のために設計内容に適合した履行がなされないおそれがあるとの考えから、最低制限価格制度を導入しております。最低制限価格につきましても、現行制度では設計金額が130万円を超え、1億円未満の建設工事を対象としております。設計金額1億円以上の建設工事につきましては、低入札価格調査制度の対象とし、基準価格を下回る入札が行われた場合には入札価格の積算内訳書などを提出させ、工事が適正に施工させるかどうかを調査を行い、その後、低入札価格調査委員会で工事が適正に履行されないおそれがあるか否かについて審査を行うこととなっております。その際に、会社の経営状況の内情までつぶさには把握し難いのが実情ではございますが、今後はこの業者の聞取りの際に会社の経営状況につきましても、より一層注目をしていくなど改善を図りながら、引き続き公正な入札、契約制度を維持していきたいと考えております。それから、次に4点目の納税対策についてお答えします。地域経済の不振の影響で税収の確保には大変苦慮しているところでございますが、特に三位一体改革による税源移譲や住民税の改正に伴う税額の増加により、今年度の収納率確保には厳しいものが予想されます。そのため、今年度県との連携による徴収の強化に取り組み、これにより職員一人一人の滞納処理に関する知識・技術の向上を図っているところでございます。これは正に緒についたばかりではございますが、次第にその成果も見えつつあるところでございます。今後もこの取組を生かしながらより一層徴収体制の向上を目指そうと考えております。また、御指摘のような納税対策室などの専

門の課あるいは室の形態の設置はどうかということですが、この形態はともかくとしましても、今後は現年の未納に対する早期対策の部分と滞納繰越分に対する特に大口だとか、重要案件に対する法的処分の専門化を図るなどの特別班の編制等も視野に入れて組織の強化をしていこうと考えておるところでございます。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 消防団員に関する件についてお答えいたします。本年度4月1日現在、本庁に勤務する職員の消防団員は121人、振興局では上浦が10名、弥生19名、本匠17名、宇目18名、直川19名、鶴見13名、米水津6名、蒲江18人でありまして、全体で見ますと消防団に所属する職員数は241人で、そのほぼ半数が現在本庁に勤務しております。市町村合併後の職員の広域異動に伴い、旧町村部地域では昼間の消防団員が不足してその確保は当市のみならず、全国的にも喫緊の課題となっておりますが、消防団への入団はあくまで本人の自由意思に基づくものであらうと考えております。今後もちろん呼び掛けはいたしますが、決して強要されるべきものではないというふうに考えております。いずれにしても懸念されている周辺地域の防災力の低下に対しましては、地域の協力をいただきながら、国や県が提唱しております機能別消防団員の確保に向けた取組を是非検討していきたいというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは、始めの公共工事と最低落札と指名競争入札制度の中の5番目の質問、景気対策として企業誘致、工場用地の開発、雇用対策についてにお答えをいたします。まず、企業誘致についての取組でございますが、企業進出に向けての情報収集のための在京、在阪の郷土会への参加のほか、大分県企業立地推進課や大分県東京事務所へ訪問し、佐伯市の現状や立地に対する優遇制度などを説明し、情報交換をするなど機会あるごとに取り組んでいるところでございます。また、工業団地、コールセンター立地などの照会に対しても適宜情報提供を行っております。企業からの照会に対しましては、直接工業団地に案内して工業団地の状況、立地に対する市の優遇制度等について説明するなどを行っております。さらに、佐伯市工場設置促進条例による製造業の設備投資への助成、佐伯市工業用水使用料補助金交付要綱による工業用水への上水道の利用助成、佐伯市情報通信関連企業立地促進補助金交付要綱によるコールセンター事業への助成金など、企業誘致のための支援措置を講じております。次に、工場用地の開発についてでございますが、現在佐伯インターチェンジ付近の門前地区に東九州自動車道の建設残土を埋め立てております。20年9月までにはアスファルト舗装のプラントが撤去される予定でありますので、その後工業団地として整備を行う予定にしております。整備後の面積は約2.2ヘクタールになるものと見込まれます。次に、雇用対策についてでございますが、ハローワークでの職業紹介並びに月2回ほどの就職支援セミナーによる自己の可能性の広がりや早期再就職への指導を行っております。新規卒者につきましては、ハローワークと連携して市内企業者への早期求人募集の呼び掛けにより市内への就職促進を図っております。また、ジョブカフェ佐伯サテライトから高校への働き掛けによる就職支援セミナーを開催をしております。また、若者いわゆるニートやフリーターに対しましては、ジョブカフェの利用を進め、自己アピールの指導や自分にあった職種探しのお手伝いをしているところであります。さらに、中高年につきましては、今年度から県の主催事業であります中高年再就職支援セミナーを12月の6日に開催をしまして26

名の参加をいただいたところであります。今後、このセミナーの受講者につきましては、追跡指導を行ってまいります。それから、高齢者につきましては、御存じのとおりシルバー人材センターで活躍をお願いをしているところでございます。また、企業進出に係る新規の大口雇用が見込まれるような場合につきましては、市としましても人材確保に向けて万全の支援体制を構築していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 戸高上下水道部長。

上下水道部長（戸高公人） 災害時の応急給水対策についてお答えをいたします。上水道では管の総延長約410キロメートルのうち、耐震管は19キロメートルで約4%、簡易水道では約400キロメートルありますが、ほとんど耐震管は使われておりません。佐伯市全体では2.3%の整備状況となっています。耐震管は近年使用され始めた管で、鋳鉄管の継ぎ手が特殊であるものと高密度ポリエチレン管といわれる伸縮性に優れた管を言います。耐震構造の管に布設替えをすることがベストではありますが、管の価格も高く布設替えのための工事費はばく大なものとなることから、そこまでの設備投資は経営的な面から現実的ではないと考えています。都市部では大規模な施設により広範囲に給水していることから、被災時の被害は甚大で応急給水に困難な面もありますが、幸いにも佐伯市では多くの水道施設が点在しており、すべての施設が被災することはないと想定されますので、応急給水が可能だと考えています。現在は、老朽管の布設替えや他工事に伴う布設替え、新設工事の際に主要幹線等は耐震構造の水道管を布設するようにしていますが、今後もその方向でいきたいと思っています。2点目の水道管に給水器具を接続して、給水を行う方式が必要ではないかということですが、現在、地区内には消火栓が要所要所に設置されています。上下水道部では緊急時の給水にはこの消火栓を利用して給水をしています。災害時の応急給水には、この消火栓から給水タンクやポリ容器に給水して対応したいと考えています。3点目として、管工事業者との協力体制についての御質問ですが、突発的な水道事故については、佐伯市の管工事協同組合と業務委託を締結し、修理等で対応しています。御指摘の災害時の協力体制につきましては、現在管工事組合と協議を進めており、来年度の5月に予定されております佐伯市管工事協同組合の総会で災害協定の締結について決定していただくよう今準備をしているところでございます。以上でございます。

議長（児玉忠義） 児玉議員。

40番（児玉輝彦） 再質問をさせていただきます。まずは、答弁は正確な答弁をしてもらっていただきましたけど、やはり現在全国的にやはり公共事業の削減、景気低迷長期的に続いております。特に、市の建設業者、中小業者今大変な状況を迎えています。特に、工事単価の減、低落札などで工事を落札し、それぞれ40%台から50%、60%という低い落札価格でこれまでまともな工事は、それでまともな工事はできないと私は思うんですね。この指名委員会の指名基準、審査は的確にそういった面でできているのか私ちょっと疑問に思われるんです。工事落札価格では業者はこういった低い落札価格では業者の利益もないような状況で、市に税金を払うどころじゃありません。そういう中で、倒産・廃業する業者が増えています。今後、行政として何らかの対応を早急に考える必要が私はあると思います。そういった中で、佐伯市の未来はないのではないかと思います。中小企業建設業者、建築業者、各関連の業者は、これからこういった中の見通しは立たないような状況で、税金を払うどころではない状況になってます。また、働く人の一日一日の生活が大変な中、また市民にとってはやらなくては

ならない課題があるのではないかと。特に、港湾の整備とこの大入島の埋立問題、この工事を解決し何とか佐伯市の明るい未来が解決されるようにしていかなければ私はないのではないかと思います。その中で、やはり若い人は佐伯市で働くような企業に来てもらうと、やっぱり行政の方で努力し何とかやっていく必要があると思いますが、今後いかにしてそういった問題を解決するか、市長のあと1年ちょっとの任期中に何とかならないのか、市長のお考えをお伺いいたします。

まずは、防災協定と消防団員の問題ですけど、地域の団員確保は大変な時期を迎えています。地域に残りたくても働く会社、企業がない状況です。これも国の締め付けが問題になっています。地域は地域で協力していけというけれど、若者が地域、地区から出て少なくなっている状況です。その中で、消防団員数も減っています。今回の建設業界との防災協定破棄は、市、地域にとっては大変な状況ではないかと私は思っております。そこで、地域防災力と消防団員数の増員ですが、旧郡部では合併をして振興局の防災力は低下されています。地区の団員も減少しています。数少ない中で、団員は災害時また台風の時、家族、家を出て消防の詰め所に詰め、地区で被害が発生したら出動し対応しております。あまり危険な場合は、台風がおさまって行動、処理しますが、いつ危険度が付きまってくるか分からない状態、その中で団員は一生懸命頑張っております。合併をして消防費削減され、地区から消防費を負担していただいています。その中で、団員の活動が十分にできないような状況になっております。団員確保が難しくなっています。特に、合併をして振興局職員の団員数が減っています。本庁の若い職員を私は今回入団させる必要があると思います。今総務部長が言われたように、振興局そのものの消防団員数は激減しています。そういった中、どうしても私はいざというときにはやっぱり振興局の団員の力が必要じゃないかと思っております。そこで、今総務部長が言われたように、個人の自由ですって言っても私たち振興局の旧役場の場合には、ほとんどの若い職員はもう自主的に地区からお願いに行き、地区消防団がお願いに行き、若い人たちは入っていただいております。それで今まで旧南郡の消防団員の防災が守られてきたと思っております。そういった中、やはり行政の力で何とか若い人たちを説得して、やはり消防団員に入ってもらい、防災力向上を目指してもらいたいと私は思うんですけど、今答弁していただいたんですけど、そういったことを今からしていけないと、これからの地域を守るにはどうしても若い人が動かねば守られないような状況になるのではないかとと思うところがあるんです。今後地域を守るには、やはり地域で守られていってまずけど、やはりそこに昼間災害があって、その地区に若い人たちは今現状では消防団員に入るとる数が仕事に出とっておる人数はもう知れとるんです。そういった中で、やはり振興局の力が必要じゃないかと思っておりますので、そのところを再度考え方をお伺いいたします。

そして、今水道管の耐震の問題でパーセントが低いような状況になっておりますが、予算も大変な額が掛かるのでちょっと無理なようですけど、やはりいざといったときに、水がやっぱり生活から水がない、水がその水道から出ないといえ、市民全体も対応できないような状況になってはならないので、なるたけなれば少しでもそういった方向性で今から配管を布設するにはなるたけなれば、そういう方向性を見出して少しでもやってもらいたいと思います。それはもう答弁は要りません。これからの消防団活動、防災に対しての考えを今ひとつお伺いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 児玉議員さんよりの再質問をいただきましたが、重複部分がございますので、先ほど質問の中で私の方の部長答弁も私の方でさせていただいたんですが、また私の考えをという部分もございましたが、そうした中で、特にこうした状況の中での企業に対する地域の問題ということでもあります。特に、国や県等につきましても、公共事業等が減ってきておりますが、9月議会でも私も市としてもできるだけ対策という形で、現在合併特例債の運用とかですね、それを見直しながら次年度に向けていくと、そうした地域における事業費の拡大をですね来年度に向けて、また今年度も途中から入れる分は見直していきたいと思っております。企業誘致等につきましては、先ほど部長が申し上げましたが、いろんな中での誘致運動はしておりますが、なかなか厳しいものがございます。先般、キヤノンが日田市に大きな企業誘致ができましたが、これもこれだけの面積が当市でどうだったんだろうかということであるいろいろお伺いしたときに、面積の面、高速道路の対応の面、いろんな面の中で地域的があるという形で日田市に決定したようですが、随分前から適地を探していたということですが、当市にとってもある意味では面積が広いんですけど、非常にチャンスがなかったかなあと思っておりますが、それ以上、まだこれからいろんな方面に、また県等にいろいろ話ながらやらせていただきたいと思います。それから、ポツと急にきたもんですから私も全部控えておりませんが、最低落札制度というのは、昨年度はですね最低落札制度というのは持っておりませんでした。要するに幾らでも安ければ取れるということでありましたので、今年度から、先ほど答弁申し上げましたように、試行して最低価格以上に下げるものについては駄目ですよと、何ぼでも低ければ取るのではなくって、入札ができるのではなくってですね、そうしたのを逆にセーブしてお互いの競争をですね、できるだけ適正価格にやっていきたいということで導入させていただいておりますので、先ほど答弁の中でも1年間の試行をしておりますので、そうした中で私は推移を見守って、来年度については一つの方法であります総合評価とか、いろんな形にも検討をしている状況でございます。他につきましては、部長等の方で答弁させていただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 児玉議員の再質問にお答えします。先ほどの市長の答弁とまた多少重なる部分があるかと思いますが、ちょっと分けにくかったもんですから。確かに全体的に、先ほど申し上げましたように投資的経費につきましては、減額の基調にございまして、大変厳しい状況が続く見込みですが、先ほど市長も申し上げましたように、行革プランでは90億円というおおむねのラインを決めておりますが、何とか来年度予算の今のこの見込みというか、想定にしても多少の増等も視野に入れながら、何とかやるべきものは取り組んでいきたいという考えに立っております。この投資的経費を見ますと、佐伯市におけるこの投資的経費の割合は、県下の団体各種の中でも比べてみましても、予算の規模に対する比率としてはまだまだ大変むしろ高い方でございまして、標準財政規模に対する比率につきましても上位の方になっております。それでこれを大きく増やすことは当然行革の観点でなかなか不可能なことではございますが、そういった優良な起債等も活用しながら事業の展開をしていきたいと考えております。それから、低入札に対する対応でございますが、1億円以上につきましては、低入札の調査ということで十分に調査した結果、業者ができるということであれば、これも業者のいろいろ手持ちの資材等の関係もございまして、それぞれできるできないはあるわけですが、できるということになれば入札の成立と、落札の成立ということに

しております。県の方でも先般この低入札の調査に絡みまして、失格基準というのを設けておりますので、今後そういったことも勉強、研究しながらより良い方向を目指していくべきかと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 先ほどは幾分ぶっきらぼうな答弁で大変申し訳なく思っております。ただ、先ほど申しましたように、職員に消防団員になることをいわゆる義務付けるようなことはいろんな面で何か非常に難しい部分があるみたいですね。ちょうどその研究を私も十分にはないんですけど、そういったことを聞いております。ただですね、ここに私が今、今年の今年度の5月15日に市の消防長と連合消防団長から私と各振興局長あてに要請文が来ております。その文書を持っておるんですけども、この要請文の内容を読みますと、要するに先ほども議員が言われましたように、昼間の火災が非常に重要だということで、昼間の火災については振興局、いわゆる前は旧役場ですが、そこで働く職員が初期消火を担ったという非常に重要な役割をしてたということで、当面、団員に入っていない振興局の職員について、機能別団員というふうに位置付けて必要な訓練等、環境整備に努めてもらいたいという、そういう要請文をいただいております。この要請文に基づきまして、各振興局では今検討、対応をしているっていうことを御報告いたしたいと思っております。それから、防災に対する対応っていうのは、いつも言われますように、行政と地域と個人という三つが連携して立ち向かわなければならないっていうふうに思っておりますし、消防団の活動っていうのは、その中の真ん中に位置する地域活動、いわゆる共助の部分になるかと思っております。とは言いましても、いわゆるもちろん公助、いわゆる行政が行う部分と自助、個人が行う部分というのも非常に重要でありまして、その連携っていうところを考えたところを言いますと、変な言い方ですが、例えば、職員が極端に言えばみんなが消防団員っていうことになってしまいますと、公助の部分の手薄になるといったところもありますので、非常に防災にはバランスが必要であろうということで、そういった状況も踏まえて、まずは職員の意識付けをしていくのが非常に重要じゃないかということで、先般いろんな新聞等を見ますと、栃木県が8万3,000人の市、栃木市なんですけども安心・安全のまちづくりで、職員全員に消防士の資格を取らせるという試みをやっているっていう情報がありました。これは全国では初めてということで、6年間を掛けて全員を取らせると。防災士の免許を取らせて防災意識の高揚を図ると。そういった取組をしております。こういったのをですね、ならって市もやればいいんですけども、何せ1回の防災士の取るのに6万円1人にいるっていうようなことも聞いておりますので、実際18年度3人、19年度3名佐伯市も防災士の免許を民間の人に取ってもらっておりますけども、こういったことも兼ね合わせながら、何とか職員に防災意識をよりこれからも高揚させていきまして、意識付けをしてですね、議員の言われます地域の防災対策に積極的に関与できるような体制を作っていけたらというふうに考えてます。どうぞよろしく願います。

議長（児玉忠義） 児玉議員。

40番（児玉輝彦） 今答弁いただきましたけど、やはり今から地域を守るにはやはり若い人たちが動いてからやっぱ守ってもらうが一番適切じゃないかと思っております。ただ、その消防団員に入らなくても、やはり市職員若い人たちその者がやっぱホースを持って活動できる。そしてまた、機械を自発的に取り扱われるような程度ぐらいまではやはりしていただきたいと思

います。なるたけならやっぱ今若い人たちを消防というのはどういう任務、どういう活動をしなければいけないのかちゅうそれだけぐらいの認識を持っていただきたいと思います。今からやはり地域を守るには、やっぱ若い人たちが主体になると思いますので、そのところやっぱ意識改革をしてもらいたいと思います。

そしてまた、業者がやはりもうからなくては市は潤わないと思います。だから、やはり入札するときでもちゃんとしたやっぱ落札価格で入札をするような方向性にして、やっぱみんながやっぱ下請けもろもろがやはり税金を納めるような対応をしてもらわないと市は潤わないのではないかと思いますので、そのところやはり行政の方で対応をしていただきたいと思います。これで一般質問を終わらせていただきます。

議長（児玉忠義） 以上で、児玉議員の一般質問を終わります。

次に36番、浅利美知子さん。

36番（浅利美知子） 皆さん大変お疲れ様でございます。36番議員の浅利美知子でございます。

私はこの12月定例会におきまして、大きく2点について御質問をさせていただきます。まず始めに、発達障がい児対策についてお伺いをいたします。現在、乳幼児健康診査は母子保健法の規定により市町村が乳幼児に対して行っております。健康診査実施の対象年齢はゼロ歳、1歳半、3歳となっており、その後は就学前健診になります。実は3歳児健診から就学前健診までのこの期間の開き過ぎは、特に近年増加している発達障がいにとって重要な意味もっております。なぜなら、発達障がいは早期発見・早期療育が重要で5歳児程度になると健診で発見することができるのですが、就学前まで健診の機会がなく、ようやく就学前健診で発見されたのでは遅いと言われております。発達障がいは対応が遅れるとそれだけ症状が進み、就学前健診で発見されても親がその事実を受け入れるのに大変時間が掛かり、適切な対応、対策を講じることなく子どもの就学を迎えるために状況を悪化させてしまうという現状があります。今、軽度の発達障がいの疑いを見つけ、より早く子どもの個性に合った支援をするための取組として法定の3歳児健診と就学前健診との間に、独自に5歳児健診を設ける自治体が少しずつ増えております。模範的な取組として、鳥取県と栃木県が全国に先駆け県内全市町村で5歳児健診を実施しております。鳥取県の5歳児健診では9.3%、栃木県では8.2%もの児童が発達障がいの疑いがあると診断されたものの、こうした児童の半数以上は3歳児健診では何も発達上の問題を指摘されておりました。平成17年4月施行された発達障害者支援法は国、都道府県、市町村の役割として発達障がい児に対して、発達障がいの症状の発見後できるだけ早期に発達支援を行うことが重要であることから発達障がいの早期発見のために必要な措置を講ずることと定めております。このようなことから、佐伯市においても5歳児健診を実施していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、介護予防事業についてお伺いをいたします。少子高齢化が叫ばれる現在、高齢者を住み慣れた地域で自立を支援していくことが重要だと思います。佐伯市の65歳以上の高齢者の人口が着実に増加をしており、高齢化率は29%となっていると思います。このうち要支援、要介護を高齢者が占める割合は18%で、認定を受けた高齢者の状況を見ると、要支援1から要介護1までの軽度の判定を受けた人の比率が最も高いことが分かります。また、全国でも高齢者の一人世帯、高齢者の夫婦のみの世帯は今後増加するとともに、認知症高齢者も増加していくと推移されております。佐伯市ではどうでしょうか。特に、閉じこもりやうつ病、認知症の予防対策は重要なのではないのでしょうか。そこで、現在佐伯市では認知症高齢者を

どのように把握をしておるのか現状をお聞かせください。次に、地域で暮らす認知症高齢者をバックアップしていく事業として、今年度佐伯市と宇佐市が認知症地域支援事業のモデルとなっていると聞いておりますが、その事業内容と実施状況をお伺いをいたします。厚生労働省の試算によりますと65歳以上の約5%を特定高齢者と想定しております。この特定高齢者の把握は難しいようですが、要支援に認定されていない高齢者に対して、どう予防ケアをするかがこれから最も大切なことだと思います。今求められているのは歩いて行ける居場所ではないでしょうか。閉じこもり、うつ、認知症の予防対策の一つとして、住み慣れた地域で、見慣れた風景、親しい地域の人々の中で生きがいを感じ、生活していくことが重要だと思います。放課後児童クラブなど、子どもの居場所づくりは整備されつつありますが、高齢者にとっても外出の機会を作り、歩いて気楽に立ち寄れる快適な居場所が必要だと思います。近くの公民館などを利用して地域の方々と支え合っていけるような介護予防のための居場所が必要だと思いますが、お考えをお聞かせください。以上、大きく2点について御質問させていただきます。執行部の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 浅利議員さんから二つの質問を受けております。いつも福祉に関するいろいろな質問ありがとうございます。また、御提言等もいただいております。特に、議員がおっしゃいます介護予防事業ということで、私は今年度のタウンミーティングについて、この介護保険のあり方、これからうける高齢者のあり方ということで9地域を全部タウンミーティングして回ったわけですけど、なかなかやっぱ地域においていろいろな問題がございますが、そうした中で、特に議員が指摘されております閉じこもり、うつ、認知症の予防策ということで、市が社会福祉協議会に委託しておりますふれあいきいきサロン事業等がございます。現在140か所でその事業をしておりますが、その各サロンは月1回から2回の開催ですね、介護予防体操やレクレーション等が行われておる程度だと聞いております。今後は、こうしたことでなくて高齢者がですね気軽に歩いて出かけられる場であり、地域での世代間交流ができる住民主導型の場づくりを検討したいと思っております。議員がおっしゃいますそうした公民館がいいのか、空き地がいいのかと、こうした中で平成20年度には、認知症の地域支援体制構築推進事業をという中ですね、モデル地区を3か所ぐらいですね設置をして、そうしたその状況の中に、その後の対策についてですね、検討させたいということを考えております。こうした事業というのは、なかなか行政が行うんじゃなくて地域での御理解が必要だとなっておりますので、そうした時につきましては、御理解を賜りたいと思っております。他につきましては、部長より答弁させていただきます。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） それでは、発達障がいについてお答えいたします。発達障がい児対策につきましては、議員の言われるとおり早期発見・早期支援が大切です。本市では1歳6か月健診及び3歳児健診での早期発見に努めております。平成18年度の実診率は、1歳6か月健診が94.9%、3歳児健診は90%でした。県下でも高い方でよい評価をいただいております。特に、早期介入が必要となる広はん性発達障がい等の場合には、3歳児までの健診の方が発見しやすく、知的発達の良好なケースでは5歳ごろには症候が隠れ、発見しづらくなってまいります。逆に5歳ごろにならないと発見しにくいケースもありますし、5歳ごろの方が保護者の納得も得られやすいので確かに5歳児健診は有効だと思います。現在、本市では発達

障がい児は3歳児健診までに早期に発見することを目指して、1歳6か月健診、3歳児健診の制度の向上を図っております。また、最近は保育所等に入所希望の子どもが多く、集団生活も早い時期から経験しており、保育所の保育士が発見するケースや相談が増えておりますので、今後も保育所や県民保健福祉センターとの連携をなお密にして健診後のフォロー体制・支援体制の整備に努めることが優先課題だと考えております。5歳児健診の実施につきましては、フォロー体制・支援体制を整え、導入に向けて検討していきたいと考えております。

次に、介護予防事業で、認知症高齢者の現状についてお答えいたします。平成18年4月に市直営の地域包括支援センターを3か所設置し、介護予防の事業として、閉じこもり、うつ、認知症等の相談支援を行っております。高齢者人口の増加に伴い、特に認知症の相談が多く、増加の傾向にあります。平成19年3月末現在、介護保険の認定者の分析を行い検討いたしましたところ、認知症高齢者のうち、日常生活自立度3以上の常時介護が必要な方が809人、そのうち施設入所・入院者が588人、日常生活自立度2以上の注意が必要な中等度の方が948人、そのうち施設入所・入院者が297人、日常生活自立度1の何とか生活ができている軽度の方が1,308人、そのうち施設入所・入院者が173人となり、合計3,060人、そのうち施設入所・入院の方が1,028人、在宅におられる方が2,032人となっております。次に、県のモデル事業の内容についてお答えいたします。本年10月より大分県のモデル地域の指定を受け、認知症地域支援体制構築等推進事業を平成19年度・20年度の2か年間で実施することとしております。事業内容及び実施状況といたしましては、認知症の困難事例の検討、本事業の助言者として認知症コーディネーターの設置、本市の高齢者福祉サービスがホームページ等で検索できる地域支援マップの作成及びパンフレットの作成、認知症のはい回による搜索を目的としたSOSネットワーク構築及び隣近所による地域の見守りネットワークの構築を進めております。また、任意事業としまして、引きこもりやうつ、認知症等の予防のための、いつでも出かけられる場づくりが必要と考え検討しております。この居場所づくりにつきましては、先ほど市長からお答えをいたしました。以上です。

議長（児玉忠義） 浅利議員。

36番（浅利美知子） ありがとうございます。まず先にですね、発達障がい児の件から再質問ってうかですね、お伺いしていきたいと思っております。私の周りにいらっしゃるですね、実際発達障がいの子もさんを持っている方がいらっしゃいますけれども、その方たちの話によりますと、ある方は看護師さんをされております。その方は、看護師をしてるということでですね、自分の子どもさんが3歳になる前に、何か異常に気付いたと、何か言葉が遅いんじゃないかと、何か行動がおかしいということで早期に気付かれたそうです。でもその方がおっしゃるには、自分は看護師をしていて、そういう専門の知識があったからこそ分かったんじゃないかなあと言われておりました。ですから、こういう職柄で分かったけれども、普通の方であれば恐らくこういう状態は分からないでしょうとおっしゃっておりました。また、この方は養護学校の先生ともですねお知り合いがいらっしゃいましたので、すぐにその方に御相談をして、すぐに療育を受けられました。それで今小学校に入っているらしいですけれども、ある程度落ち着いた状態になっていると言ってらっしゃいます。また、この方から見るとですね、非常にそういう子どもさんが多いと、まわりに。だけど、それを言うことができないんだと、そういうことを言われておりました。そういう意味からも、先ほど部長の答弁にもありましたけれども、母親ってうか保護者がその実態を認められない、認

めたくないという現状が非常にあるんじゃないかと思います。そういう意味で、5歳児健診ですね、私は大変必要じゃないかなあと考えております。それとある方はですね、幼稚園に、保育所に行っておりませんでしたので、幼稚園に入園して数箇月後に担任の幼稚園の先生からですね、子どもさんの行動を指摘されたそうです。で、家では何ともないようなのになぜこの先生は自分の子のことをこのようなふうにするんだらうと、大変にお母さんとしてはですねショックを受けられたと、そういう話をお聞きしました。で、数箇月後に保育参観というかですね、そういうのに出席した中で、先生が言われていたことが少しずつではあるけれども集団の中で見えてはきたけれども、それでもどうしても自分としては認めたくなかったと、そういうお話をしておられました。また、この方が5歳児健診っていうのがですね、今大変全国的に広がっておりますので、そういうお話を聞いた時に、自分の子どもの場合でもその5歳児健診っていうのがあればまだ早く発見されていて、療育、それなりの療育を受けられたんじゃないかと、そういうふうなお話もお聞きいたしました。ですから、この今回の5歳児健診非常に期待してるっていう声もお伺いしております。で、またですね、全国的に今この5歳児健診は大変広がっておるんですけども、その中でですね、健診っていいますと、何ていいですか、いろんな歯科検診があつたり、身体のそういう測定があつたりとかいろんなのが考えられると思うんですけども、長野県ですね塩尻市、ここはですね健診という名は付けていますけれども、5歳児ですね集団遊び、これをですね保護者とまた保育士の方たちと一緒にですねこういう遊びを通してですね、そういう状況っていうかですね、そういう状況を皆さんで見学し、そういう子どもさんがある子に対しては実際親御さんも一緒に見てらっしゃいますので、相談に応じるっていうかですね、そういうのが指摘ができるんだと、そういう体制を長野県の塩尻市はですねとっていらっしゃるそうです。そういうことをやっぱし考えますと、やはりこれは本当に子どもの、普通の病気でもそうですよね、早期発見・早期治療が必要だと言われておりますよね。そう思うと本当に極一部の子どもさんかもしれないけれども、やはりこの子どもさんの将来を考えたときには、やはり早期発見・早期療育、是非必要なものだと思います。部長も先ほど答弁では十分にこの5歳児健診のことは認識していらっしゃると思いますけれども、少しでもですね対応が早くなるように、できるだけ早期にですね実施していただくことを強く希望しておきます。そして、お聞きすることによりますと、大分県の中では竹田市が現在実施しているというふうにお伺いしております。私も最近知ったばかりですので、まだ竹田市の状況というのは知っておりませんけれども、これを機会にですね竹田市の状況をですねまた是非調べてみたいと思っておりますので、どうか市の方もですねそういう意味で実施している竹田市のですね、方もまた視察っていうかですねそういう形で研究していただければ大変ありがたいと思います。そして、5歳児健診今言いましたけれども、先ほど言いました母子福祉法ですかね、この中で、学校へ入学する前の健診っていうのがあります。これは教育委員会の方に入るっていうふうにお聞きいたしましたので、まず教育長の方にですね、ちょっとお伺いしたいと思います。就学前の健診、これはもちろん学校に入る前の健診っていうことですがけれども、この健診の中でやはり障害、何らかの障害が発見される子どもさんもいらっしゃるかと思っております。その中で一番親御さんが心配されていらっしゃるのが、学校に入学するに当たり、どのような教育を受けられるんだらうかと、また普通の教室でみんなと同じように教育を受けられるんだらうか、そういうのを親御さんは一番心配されているかと思っております。そういう中で入学をする前に、この

就学前の健診の結果を見てですね、それぞれ入学前に親御さんとの相談体制はできているかと思えますけれども、そここのところをですね教育長にお伺いいたします。そしてまた、私は特別教育支援員のことにつきまして、この3月に子どもの発達障がいの子どもさんが小・中学校の在籍してる子どもさんの中に6%いるということが全国の統計に出ておりましたので、その件について質問させていただきました。その3月の質問の中で、特別支援員の配備を拡充していただきたいというふうをお願いをいたしましたところ、この11月から市の方ですね、その支援員を18人ほど増やしていただいたというお話をお聞きいたしております。その18人の支援者が増えたということですが、この支援に当たられるこの方たちがどのような形で学校にですね配備されていらっしゃるのか、そしてまた、配備されたことによって、また学校の状況もまた違ってきているかと思えますけれども、そのまだ11月からですので、1か月ですのでまだいろいろ結果っていうか分からない部分もあるかもしれませんけれども、現在のところで何かそういういいお知らせがあればですね、またお聞きしたいと思えますし、今後またそういう支援員っていうのをですね増やしていく計画があるのかどうか。3月の時点ではちょうど48校中28校にですねそういう発達障がいの子どもさんが点在しているっていうふうにお伺いしております。まだまだ人数もそういう意味では足りないのではないかなあと思えますけれども、今後特別支援員の配備はどのようになっていくのか、その点をですね教育長にお伺いしたいと思えますので、よろしくお伺いいたします。

それと、介護予防の件についてですね、先ほど市長の方から御答弁がありました。閉じこもりとか、うつとか、認知症の方々の対策ですね、これは本当にいろいろ市の方でも予防対策いろいろ実際実施してはいらっしゃるのですけれども、例えば、転ばん教室とかありますよね、そういう中で実際そういう教室に行ける方っていうのはどうしても限られます。そうすると高齢者の方々にとりましては、実際歩いて行ける場所、そういう場所が一番行きやすい場所となりますので、そういうところであれば参加する方も実際私は増えるんじゃないかなあと思えます。またそれが、参加できる場所があることによって介護の介護度が進むといえますか、そういうのを防ぐこともできるんじゃないかなあと思えます。そういう意味で、先ほど市長が3か所に配置していききたいというお話がありましたけれども、この3か所、この広い佐伯市ですね、3か所というと本当に極々わずかな数字だと思うんですけども、まずはモデル的に実施されていかれるんじゃないかと思えますけれども、その3か所を選定するに当たりですね、どのようなふうにしていかれるのかですね、その点をお聞きしたいと思えますので、よろしくお伺いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 浅利議員の再質問の中で、今年一応モデルとしてですね、3か所程度予定をしたいということで、地域によっていろんなことがあると思えます。先ほど答弁の中にですね、地区の公民館というよりも集会所ですかね、そうしたものが使えるのか、また地域に空き家等があるのかですね、そして地域の方々によってそうした介護、またそうしたことができるのかと、私はまあ選挙の時に言いました宅老所という言葉覚えておられると思えます。そうしたことをですね、働き掛けていきたいと、これが2年間ずーっと声を掛けとんでですけど、なかなか地域から声が挙がってこないということでありましたので、こうした中で行政側としてですね、もう一度そうしたことに声を掛けて、モデルとしてやっていきたいということでございますので、よければ3か所じゃなくて、次の年もう少し増やしていけば非常に効果

があるものだと思っております。基本的には来年度に3か所ぐらい、欲張るとなかなかできませんので、取りあえずそういう形でやらせていただきたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 浅利議員の再質問に答えていきたいと思っております。現在、教育委員会が所管している形の就学指導であります。就学児健康診断という形で実施をしております。それだけではなかなか子どもたちの障がいの程度というのがなかなか把握できませんので、実際に佐伯市適正就学指導委員会というのがありますが、委員に内科医、精神科医それから臨床心理士、特別支援の設置している学校長、それから関係者、保健士、社会福祉関係、家庭児童相談員等の方々の委員の方々の障がいの程度を判定していただいております。それだけでも不十分ということで、昨年度から佐伯市子ども特別支援ネットワークというのを立ち上げて、保健士さんそれからそれぞれ保育所の関係とか、そういうことで早い時期から子どもたちの障がいを発見すると、早期治療が大切だという意味で発見するということで現在やっております。実際に就学の指導を指導委員会から答申を受けまして指導をしておりますが、浅利議員がお話をされるように、実際に判定をされたから即そういう実態になるという形ではありません。保護者の理解をまず求めて子どもの幸せがどうあるべきかということの説明もいたしまして、保護者の理解を求めながら就学を指導しているというのが現実であります。それから2点目の質問で、特別支援教育の中の特別支援員ということであります。浅利議員が実際にお話していただきましたように、今年度、年度途中ですが11月に18名の支援員を配置することにいたしました。これに加えて補助教員を特別支援ネットワークの中の事業の中でありまして、特別支援教員補助教員という形で小学校に2名、合計20名の職員を学校に配置しております。現実として、佐伯市が今とらえておる障がいのある子どもたちの人数は155名把握はしております。現実155名のうち、診断を受けている者というものが54名、実際に診断を受けていない者が100名近くおるといような段階であります。佐伯市全体で言いますと大体2.3%ぐらいの割合だろうというふうに考えております。実際にまだ入ったばかりで現実的にどういう効果かということも含めて、どういう事業をしてるかということではありますが、一応支援員という形で、授業という形にはなりませんが、支援員という形で入っておりますので、日常生活上の補助、それから学級担任や教科担任が行う授業の補助、それから学校行事における補助、それから周りの子どもたちとの理解の促進、それから学習活動、教室間移動における補助、そういうような形をとっております。実際に子どもたちに障がいのある子どもたちにかかわっておりますので、いわゆる学級担任また教科担任が授業をする中でTTという形で入っておりますので、学校では非常に有効であるというふうな評価を得ているところであります。以上です。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 先ほどの答弁の中でですね、私一つ数字を読み間違えまして、訂正をさせていただきますと思います。日常生活度3以上の方の内数で施設に入所されておる方や入院されておる方の合計の数を588人と申し上げましたけれども558人の間違いでございますので、訂正をお願いします。それから、5歳児健診につきましては、有効性ということにつきましては、議員の言われるとおり、私も認識しているわけでございますけれども、大分県で竹田市だけが導入しておることにつきましては、事情があるようでございますし、私もその有効性は分かりますので、ただ実施するには幾つか越えながらハードルがありま

す。それを一つ一つ越していく努力をしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（児玉忠義） 浅利議員。

36番（浅利美知子） ありがとうございます。市長の方から介護予防事業の件につきまして3か所程度で実施をしていきたいってお話がありました。本当にこれは本当に小さい地域ってことになると、歩いて行ける場所ですので、本当に地域の方ですね協力がなければできないものだと思っております。こういう今社協の中でもですね、ボランティアがあったりとかいろんな地区社協が大変活発なところもありますよね。そういう中では皆さんが御協力をいただけるんじゃないかと、そしてまた、こういうのができることによってですね、本当先ほど私言いましたけれども、高齢者の居場所づくりができれば、本当に高齢者の方たち生きがいを持ってまた生活ができるんじゃないかと思えます。実際、私も周りを見てみますと、まだ介護に認定されていない方はデイサービスとか行くようにはないわけですね。それで、実際介護認定要支援とか要介護とかになっていらっしゃる方たちはデイサービスに通ってらっしゃいます。そうすると皆さんがデイサービスに行かれるもんですから、早く言うと一人になってしまうっていう方もいらっしゃるんですね。そうするとどうしても家に閉じこもりになってしまう。そしてまた、それが段々進んでいくと毎日人と話すこともなくなるとまたそれがうつになったり、また段々と悪化してまたその認知症っていうふうな形にもなる可能性もあるんじゃないかと思うんです。そういう意味で少しでもですね、多くの場所に地域の皆様と本当に支え合っていけるようなですね、このような場ができることを私も常々思っておりました。ですから、今回このような市長に御答弁いただきまして、大変にうれしく思っておりますし、少しでもですね今回は3か所程度だということですがけれども、段々こういう場所が増えてくることを望んでおります。そういう部分をですね、よろしくお願いします。

そしてまた、今教育長の方から発達障がいの方の対策っていうかですね、そういう学校での支援員も増えてきているっていうお話をお伺いいたしました。少しでも子どもさんが平等にですね、教育を受けられるような体制をこれからもですね作っていただきたいと思えます。そして、いきいきとですね、子どもの姿を見ることが私たち大人にとってもうれしいことでもありますし、また先ほど言われておりましたけれども、いじめとかですね不登校のそれにもつながるっていうことが多いと考えられますので、こういう対応の方をですねまたよろしくお願いします。私は3月の時にもそういう、例えば発達障がいの方たちの理解度がまだまだ周りができてないんじゃないかっていうことをこの場で言わせていただきましたけれども、本当にその理解っていうのは確かにできていないのではないかと思いますけれども、こういう支援員さんをですね配置することによって、また子どもさん、そしてまた親御さん、そしてまた教職員の方々にもその理解度がですねますます高まることを期待しておりますので、今後ともこういう発達障がいの子どものさんたちの対応をですね、よろしくお願いします。以上で終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、浅利議員の一般質問を終わります。

次に34番、吉良栄三君。

34番（吉良栄三） 本日最後となりました。もうしばらくお付合いをいただきたいと思います。

34番、吉良です。よろしくお願ひします。12月になりまして、今年も残りわずかとなりましたが、先日米水津で開催されました防災シンポジウムに参加をしてみました。その時の話をお聞きしますと、これまでの歴史の中で分析をしてみると、陸・海合わせて記録的な大災害が約12年のサイクルにより発生しているということでありまして、また、別の所でもデータがありまして、その12年の周期は干支で言いますと、イノシシ年に当たるということでもあります。歴史的にみましても関東大震災や阪神淡路大震災などもこの年に当たり、偶然か必然かイノシシ年に大災害が発生しているということでもあります。そんな不安を覚えるイノシシ年でもあります今年も残り20日余りとなりました。年が変われば未来は明るい信じたいところではありますが、現実には非常に厳しく佐伯市民にとっても生活に身近な各分野での負担増に頭が痛いところでもあります。そして、頭が痛い一つであります国民健康保険税の税率改正について今回質問をしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

国保の税率改正につきましては、18年度の最後になります3月定例議会におきまして、一度質問を行っておりますが、後期高齢者医療制度の関係などもありまして、その時点では明確な税率といった答弁はいただけませんでした。あれから8か月が経過をしまして、来年4月から制度化される後期高齢者医療制度も具体的な調整が進められているようでありまして、また国保の運営協議会におきまして、平成20年度からの税率改正に向けた具体的な数字も出てきているとお聞きをしております。そこで、国保の税率改正について、執行部に4点ほどお聞きをしたいと思ひます。現在の試算におきまして、平成20年度からの国保会計について述べますと、医療分の予算総額が約95億、介護分が約6億6,000万、後期高齢者医療制度への支援金分が約11億となっております。総額で約112億円が見込まれているということでもあります。そこでまず1点目として、被保険者、いわゆる国保加入者が負担する保険税の賦課総額について、被保険者の負担が全体で幾ら必要なのかということをお聞きをしたいと思ひます。次に2点目として、保険税率、佐伯市は所得割・均等割・平等割の3方式での案分方法となっておりますので、それぞれの数値をお聞かせください。続いて3点目ですが、税率改正に伴う負担増の額について、賦課額が全体でどのくらい増加するのか、また世帯平均でどのくらいの負担増になるのかをお聞きします。さらに4点目として、被保険世帯の平均所得の現状についてお尋ねをしたいと思ひます。以上の4点について、それぞれの具体的な数字をお聞かせいただきたいと思ひます。また、そのほかでこの機会に伝えておきたいことがありましたら併せてお願ひをしたいと思ひます。そして、この税率の改正について、今後ですね、この税率の改正について今後市民の皆さんへどのように周知、告知をするのか、考えをお聞きしたいと思ひます。これは偶然ですが、一般質問を通告した直後だったと思ひます。今回の市報に国保の特集がありました。内容としましては、国保会計の現状と保険税アップの予告的な特集かなあと私は見たんですが、それも踏まえまして今後についてお聞きをしたいと思ひます。以上につきまして、答弁をよろしくお願ひします。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） それでは国保税についてお答えいたします。平成20年度の医療制度改正に伴い、国民健康保険税の見直し等について、国民健康保険運営協議会を開催し協議をいただいているところです。御質問の明確になっている具体的な試算数値については、国等が決定する数値がいまだに不確定要素を含んでいる状況にあります。現在把握できる限りの数

値を使用し、国民健康保険事業の原理原則に基づき試算した数値を第3回の国民健康保険運営協議会に提示しました。その資料を基にお答えしたいと思います。まず、被保険者が負担する保険税の総額について、医療分24億9,463万2,000円、介護分3億5,372万5,000円、後期高齢者の支援金分5億7,581万5,000円、合計で34億2,417万2,000円となります。保険税率について、まず医療分について、所得割11.17%、均等割3万1,767円、平等割2万4,613円。介護分、所得割2.96%、均等割1万772円、平等割6,102円。支援金分、所得割2.47%、均等割7,332円、平等割5,681円となります。次に、税率改正に伴う負担増の額についてということでございます。今回お示した数値は、現在把握している制度改革の内容を基に国民健康保険事業の原理原則に基づき試算した結果であります。この場合の負担額の増額は全体調定額で8億3,703万6,000円の増額です。1世帯平均で5万5,262円の増額となります。被保険世帯の平均所得について、今回の試算は平成18年中所得を基にしており、世帯の平均所得は151万100円となっております。そのほかに伝えておきたいことということでございますが、重ねて申し上げますが、ただ今お示しいたしました数値等につきましては、国保制度の理解をいただくために、不確定要素の多い中で、第3回国民健康保険運営協議会に提示をいたし、検討中のものであります。決定された数値ではないことを御理解いただきたいと思います。また、議員皆様にも国保財政が非常に厳しく、税率改正は避けられないということへの御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。税率の改正についての市民への告知等については、市報12月1日号に平成18年度の国民健康保険特別会計の状況を掲載しております。税率等の改正につきましても確定すれば市報等により周知していきたいと考えております。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） それぞれの数値を出していただきましてありがとうございます。今聞いて分かりますように、非常に今後税率を上げていかなければ運営が厳しいといった答弁であったと思います。そのような数字が示されたんじゃないかなあと思います。確かにこれは確定値ではないですが、現行で実際に試算をした場合にどれだけの国保税、市民負担が掛かるのかという部分では、かなり明確に近い数字が出てきたんじゃないかなあと思っております。非常に厳しい数値であると受け止めております。その中で合併当時、3年前ですか合併をした時に、当然この国保の現在の税率を決める時にも非常にまあ議論をされたということで、旧佐伯市に合わせた9.5、所得割が9.5、均等割が2万6,000円、平等割が2万8,000円ということで進んできた。その中で、当然その当時においても税率がそれではまだ低いという中で一般財源からの補てん、そして基金からの繰入れをしてきながら3年経過をしようとしている時であります。そして、もう財政状況が分かりますように、非常にもう基金が底をついた今状態となっておりまして、それではもうこの国保を運営するのは非常に厳しい、税率を見直さなければ20年度以降の運営が非常に厳しいという中で税率の見直しをし、そして今途中経過かもしれませんが、部長の言われた非常に負担の大きい数値が出てきたんじゃないかなあと思います。国保の加入者につきましては、御存じのように佐伯市の全体の中の約半分、約5割のですね世帯が国保加入者ということで、佐伯市全体の半分を占めているということでもあります。そして、先ほど言われましたように、平均所得が151万ということでもあります。それよりも高い所得もあれば低い所得もあるということで、低い所得の分については7割、5割、3割の軽減措置がありますが、高い所得についてはそれに応じた税をいただくというふうな現状になっていると思いますが、非常に運営が厳しい中で、何度も言

いますけど、非常に厳しい税率が示されたんじゃないかなあと思っております。そこで、今後のまだ検討課題、来年度になって国保の運協等も開くと思うんですが、その中でまだまだ議論をするという部分であります。そこでですね、今回あえてこの質問をしたのも執行部としての考えをですね、運協に掛ける以前、執行部としての考えと言いますか、腹づもりと言いますか、どのようなもう考えをもっているのかっていうのを再質問でお聞きをしたいと思えます。それは先ほど言いましたように、非常にもう基金もないという状況の中で税率を出してきた、試算をしてきておるわけでありまして、20年度この税率でいった場合に、いわゆる基金の充当もなし、一般財源からの繰入れもない状態が今の数字であると思えます。非常に厳しい数字であります、執行部としてはこの数字をですね、確定値やなくてももうこれに近い数字、もう一般財源からも充当はしない。基金ももうあまりないから、もう一般財源も充当もなかなかできない。それぞれの皆さんの負担でこの国保の運営を賄ってほしいというふうな執行部の考えなのかですね。それとも、先ほどまだ確定値ではないということでもありますので、まだまだ緩和的な支援的な措置も考えているのか、その部分をですね現時点でこの数値を出された時点でその部分が答弁いただけるのであれば是非その辺の考えをお聞かせいただきたいと思えます。もう国保税、国保加入者の税金で今後その部分を賄うのか、それとも一般財源の繰入れ等も視野に入れながら今後の税率を検討していくのか、その辺をお聞かせいただきたいと思えます。それともう1点であります、ちょっと1点、確認したいことがありますので、よろしくお願ひします。今回のこの税率の試算につきましては、11点、ちょっと全体的には広くなりますので、医療分だけをちょっとかいつまんでお聞きをしたいと思えます。医療分、所得割が11.17、均等割が3万1,767円、平等割が2万4,613円という数値が示されたわけですが、保険税収納必要額っていうのがあります。これが資料を見てもみますと約22億9,000万という数字が出ております。正確には22億9,506万2,288円が保険税の収納必要額、要は純粹にこれだけ負担をしてもらわなくちゃいけないという数字だと思えます。それに対して賦課総額というのがあります。これが実際に税率を算定する上の額になります、それが24億9,463万2,921円、つまり収納必要額に対して約2億円の増額をしております。じゃあなぜこの2億円の増額をしたかという内容を分析してみますと、収納率を見込んでおります。収納率が92%で見込み、全体で2億円の増額を今回この積算でされておるわけでありまして。結局92%で税率を出すということは、残り8%の分についてはもう徴収はできないと、徴収ができないんであればもう払ってる人がその分をもう負担してもらおうと、そのための92%の掛率になって、2億円の増額を払ってる人に負担してもらおうというふうな算定になるんじゃないのかなあと思っております。私としましては、収納必要額に対して100%の税率を試算するんであるんなら、公平・公正・平等という理解ができるんですが、この賦課総額92%、8%分はもう払ってもらえないということを見込んだ上でのこの金額に対して税率を定めてるといのはいかがなものかなあ。こういう定め方をするのははっきり言って正直者が、まじめに払っている人が何で払ってない人の分も負担をせないけんのかと、正直者がある意味ばかりを見るような試算に私はなっているんじゃないのかなあと非常にこの数値を見たときに思うわけでありまして。国保の加入者、被保険者は支払いの義務があります、当然。しかし、保険者であります市にとっても納税の義務というのがあります。この算定でいきますと、92%、8%の人はもう収納が見込めないから残り92%の人たちだけでその分も賄ってもらいましょうというふうな算定になっていると思えますが、公平・公正であるとい

う部分でこの税率を定めたのか、私はちょっと疑問に思いますので、執行部の見解をお聞かせいただきたいと思います。それと市民への告知について、この告知については先ほど市報で告知をしますと、また税率が決まったらまた市報等で告知をしたいというふうな答弁をいただきましたが、なぜ私がこの告知について質問をするのか、やはりこういったものは市民負担に直接つながるものでありますので、でき得限りの情報提供はやはりしていかなければならないんじゃないかなと思うしております。最近ですね、いろんなケーブルテレビだとか、いろんな部分で負担増が言われております。その中で必ず最後に付く言葉が、皆様の御理解と御協力をお願いしますというふうな本当、どこを見ても何を見ても皆様の御理解と御協力をお願いしますと、佐伯市の流行語大賞になるのではなかろうかなあというぐらい、そういった言葉が出ております。皆様の御理解と御協力をいただくためには、やっぱり御理解・御協力をいただくための情報提供、誠意ある情報提供をしていく必要がある。もうそれなら仕方がないと、そういう状況ならばもうそれもやむなしと言ってもらえるほどのやはり情報提供を示していく必要があるのではなかろうかなあと思います。その点について、きめ細かな、でき得限りの情報提供が必要という部分で私はお聞きしたいと思いますので、その部分の答弁をいただきたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） まず最初の方で、一般財源どうこうという話もございましたが、現在運営協議会を開いて検討しておる途中でございます。こういうところに今言及するには当たらないと思います。それから、必要額と賦課総額でございます。この点につきましては、国保会計を運営していくに当たりましては、収納率は避けて通れないものであります。現在、92%ぐらいで推移しております。それを見込んで先の税率も試算したところでございます。運営を考えれば、いきなり100%であるというのは反対に不誠実なことではないかと考えております。それから、市民への周知についてでございますが、私ども今年この国保が特別な状況にあるということ、これは常々申し上げてきておりますし、後期高齢者の制度が入ることについても、春のタウンミーティングの際からチラシで説明をしたりしてですね、周知を図ってきたところですが、ただ、この国保の税率の最終的な部分につきましては、今言いましたように、先ほど答弁でも申し上げましたように不確定の要素がたくさんございます。まだまだ数値が動いております。そういうところも含めて、それなりにその都度情報は出してきたつもりでございます。今回も今までですと、運営協議会の最中でこうして数字を示すこともなかったかと思っております。ただ、今年は大変な状況になっておりますので、運営協議会も公開でやっておる関係もございまして、議員の質問に対してこうして正直に出していったところでございます。御理解いただきたいと思っております。それから、これからの動きにつきましても、できるだけ情報は出していききたい。ちょっとまた戻りますけども、今県内でどの市も同じ状況にあると思っております。ただ、基金を少し持っているとか持っていないとかいう差はあるかと思っておりますが、大分市以外を除きますと大抵どこも同じような状況にあると思われまます。ただ、私どもほど情報を出し、こうして運営協議会を3回も開いてやっておる所はまずないと思っております。それぐらい情報は出し、検討していこうとしておるわけでございます。その辺は理解をいただきたいと思っておりますし、今後の市民への周知につきましても、折々数字ははっきりしたとか、そういうことにつきまして、できるだけケーブルテレビであるとかいろいろございますから、そういうものを使って周知を図っていききたいと思っております。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） 一般財源の補てんの件、基金の件につきましては、今現在では答弁ができません、運協の方で図っていきたいというふうな答弁でありました。ということは、もう運協にさじを投げるではありませんが、げたを預けるでもありませんが、運協の判断に委ねるといった解釈をさせていただきたいと思っております。できればですね当然運協の中でいろいろなパターンの条件というのがあると思います。この数字出ておりますけど、例えば一般財源から補てんした場合にどうなるのか、残りの基金を補てんをした場合は、充当した場合はどうなるのかというふうないろんな試算ができると思っておりますので、その部分をですね、ただ一つじゃなくて明確に示してほしいなあと思っております。その部分をお願いしたいと思っております。それと、先ほど言った92%で見込んでる部分、部長は100の方がちょっと公平ではないという言い方をしました。でも単純に考えて、例えば100人で100万円を仮ですが、100人で100万円を賄いましょうというのと、92人で100万円を賄いましょうという部分、じゃあどっちが公平かと100万円払うのに、100人であれば1人1万円、92人であれば1万以上の負担を、払わない人ですね、残り8%ですから8%の払わない人の分までじゃあ払う人が負担しなくちゃいけないのかという部分で私は不公平さを感じているところです。いいと思うんですよ。収納必要額100を掛けて税率を出して、先ほど言いましたように不確定な部分が大変ありますので、足りないときもあるかもしれない、もしかしたらそれで足りるときもあるかもしれない。それってやはり今後の推移を見てみなくちゃ分からないと思います。それに予算を組む時点ではですね、その92%の収納率というのを考えて、その当初予算を組んであれば分かりますけど、税率を換算するのにもう頭から2%は取れないから、8%は収納が見込めないからもう残りの92%で残りの8%を賄おうというのは果たして平等なのかなあと、それがじゃあ払っている市民、この国保の保険者にとっては、ああそれは納得できるということになるのかなあという部分も非常に疑問に思いますので、部長は100よりも92の方が正しいということではありますが、私は100の方が公正・公平であると考えますので、そう思いますよ。その辺の答弁をですね、いただければお願いしたいし、いただけないのであれば、今後の運協の中でその辺も踏まえてですね、きちんと議論を是非していただきたいと思っております。それと市民への告知について、かなりの情報提供を今までしてきたということではありますが、要は切実に本当に国保がこれだけ厳しいんだよという部分ですね、やはり数字的な部分、金額的な部分を示していかないと市民ってあんまり実感があんまり数字だけではないと思うんですよ。実際にその国保の10期でありますから6月ですかね、6月に納税への通知が来たときに、ええこんなに今年から上がるかというふうな状況になると思うんですよ。何でこんなに負担せにゃいけないのかというふうな部分の混乱というのも非常に大きい、苦情も非常に多くなると思います。そのためにはやはり前もって前もって、非常にこういう厳しい状態にあるんだというふうな情報提供は、数値的な部分をもっともっとやはりしていく必要があるんじゃないかなと思います。実際にですね、200万、300万もうちょっと言わせていただきますけど、今回の試算でいきますと約300万の所得の世帯については18万ほど上がりますね、負担が年間で18万、それ10期ですので1万8,000上がります、1期が。1万8,000の負担っていうのはかなり大きいと思います。それが1万8,000負担すればいいだけじゃない。そのほかにも負担増の部分でありますから、42万ですか払っているのが60万になるというふうな非常に厳しい負担を強いられる。この数字でいったときにですね、現状にな

る。本当にじゃあこれで公平な国保の運営、健全な運営がですね本当にできるのか。これだけ負担をしたときに、どんどんどんどんやっぱり払えない。どうしてもそんな金額は負担できないといって収納率がどんどんどんどん下がっていった場合に、本当にそれが健全な運営と言えるのかという部分でも非常に危くをするわけであります。そういう意味におきまして今後ですね、国保の運協の中で議論をしていただきたい。3月定例会の中で、この国保の税率改正は提案をされるものと思っております。そのときは、国保の運協で決められたものを出されると思っておりますので、そういう市民代表、有識者の中で決めたことが議会に掛けられるというところで、非常に反対もしづらいと私たち立場でもあるのかなあとと思いますので、その辺をですね、しっかり議論をしていただきたい。御理解と御協力をお願いを申し上げます。答弁がありましたらよろしく申し上げます。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 吉良議員の質問を聞いております。私どもの答弁をということでございますが、この国保審議会、どうした理由で設置しておるのかということを考えていただきたいと思えます。これは議員、要するに市議会の代表の方が4名おられます。これは私どもも古い議会の話をするのは、あんた古いんだと言われるんですけど、当時私たち議会議員の時は、議会代表として出ておりますので、議会ですね代弁者として、この国保審議会に掛けておるわけです。今の答弁を諮問を作ったのは執行部にどうしてもらいたいというのでなくて、議会は議会の内部で全協なりですね話していただいて、そして議会運協の中でそうした意見をまとめていただきたい。また、お医者さんの側が4名おります。これは医者という立場の中です。そうした中で審議会をどうすればいいのかと、また利用者という形で各区長会、いろんな住民代表が4名おるということで、こうした中で全体的に運協で審議するということです。私どもが審議していただきたいと部長に言うわけですけど、私どもが審議をお願いしておる立場で、むしろ皆さん方の中で国保の運協を運営はどうあるべきかということが必要だと思っております。本来この質問について、私いただいたんですけど、できるだけ皆さんにそうした部分ではと思ったんですけど、何か執行部がこうしたことが逆に出すことよりも本来は審議中の案件であり、皆さん方の審議する中で、私どもとすれば審議会無視になるような発言はできないもんでございますので、審議会の中で執行部としての意見のやり取り、また議会の方といたしましても、議会の全体の中ですね、そうした中の意見をやってですね、本来一般質問でするそうした考え方をですねするんじゃないかと、議会内部での協議をしていただいて、その運協に望んでもらいたいと思っております。そうしたことでありますので、今後ともよろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 不公平ということでありましたので一言。私どもは会計を運営していく上で、やはり先ほど申しましたように、収納率がやはりあるわけでございます。で、公平、不公平という部分で言えば、確かに議員のおっしゃるとおりですが、実際に運営するためには、その収納率というのはどうしても考えていかなくはなりません。それを無視して100%でということで行っていくということ設定していくことは反対に不誠実な話になるんじゃないかという具合にお答えしたもんでございます。それから、運営協議会につきましては、協議していただいて、そしてその結果を市長に報告をし、決定は市でするわけでございますから、その辺も押さえていただきたいと思えます。

議長（児玉忠義） 以上で、吉良議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時35分 散会

平成19年 第6回

佐伯市議会定例会会議録

第3号 12月11日

第 6 回 佐伯市議会定例会会議録 (第 3 号)

平成19年12月11日 (火曜日) 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番	三 浦	涉		2 番	高 橋	香一郎
3 番	川 野	紀久雄		4 番	曾 宮	司 好
8 番	後 藤	幸 吉		9 番	江 藤	茂
10 番	清 家	好 文		11 番	矢 野	精 幸
12 番	矢 野	哲 丸		13 番	河 原	修 仁
14 番	宮 脇	保 芳		15 番	佐 保	曉
16 番	小 野	宗 司		17 番	肥 後	四々郎
18 番	榎 田	穂 積		19 番	村 尾	清 一
20 番	井野上	準		21 番	河 野	豊
22 番	下 川	芳 夫		23 番	柳 井	二 生
24 番	泥 谷	和 喜		25 番	菅 原	忠
26 番	和 久	博 至		27 番	日 高	嘉 己
28 番	渡 邊	邦 壽		30 番	児 高	忠 義
31 番	甲 斐	迪 彦		32 番	狩 生	寿 一
33 番	廣 瀨	精一郎		34 番	吉 良	栄 三
35 番	高 司	政 文		36 番	浅 利	美知子
37 番	河 野	周 一		38 番	玉 田	茂
39 番	村 松	講 一		40 番	児 玉	輝 彦
41 番	松 田	清 德		42 番	戸 山	盛 喜
43 番	寺 島	孝 幸		44 番	土 師	辰 英

欠席議員の氏名

29 番 染 矢 玉 夫

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市		長	西	嶋	泰	義	上	下	水	道	部	長	戸	高	公	人
副	市	長	木	許	政	信	教	育	防	次	長	長	川	島	ふ	え
副	市	長	塩	月	厚	信	消				長	長	高	橋	み	忍
教	育	長	武	田	隆	博	上	浦	振	興	局	長	大	鶴	安	信
総	務	長	大	鶴	直	己	弥	生	振	興	局	長	加	藤	宗	義
財	務	長	久	保	成	太	本	匠	振	興	局	長	御	手	隆	二
企	画	長	三	原	信	行	直	川	振	興	局	長	曾	宮	清	美
市	民	長	田	崎		誠	宇	目	振	興	局	長	安	藤	廣	弘
福	祉	長	菅		俊	邦	鶴	見	振	興	局	長	濱	野	芳	和
建	設	長	川	人	宣	行	米	水	津	振	興	局	高	治	一	郎
農	林	長	河	野	伸	生	蒲	江	振	興	局	長	児	玉	和	康

議事日程第3号

平成19年12月11日（火曜日） 午前10時00分 開 議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開 議

議長（児玉忠義） 本日の平成19年第6回佐伯市議会定例会第8日目は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（児玉忠義） 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、三浦渉君、2番、土師辰英君、3番、玉田茂君、4番、村松講一君、5番、渡邊邦壽君、以上の順序で順次質問を許します。

1番、三浦渉君。

1番（三浦渉） おはようございます。今年最後の一般質問でございます。力一杯やらせていただきます。1番、南風会の三浦渉でございます。12月定例会において一般質問を通告に基づき行います。まずは、ケーブルテレビ回線に携帯電話回線を接続する気持ちはないか、今や全国では1億人といわれるほぼ国民一人一台必ず使用するほどに普及しています。我が国は、車社会から携帯電話の時代へと進んでおり、特に携帯電話の良いところは契約会社が変わっても電話番号が変わらないという、番号ポータビリティ制度の開始により、民間事業者間の契約者獲得に向けた激しい価格競争も展開されています。携帯電話は、日常は生活の連絡手段だけでなく、災害や事故、病気等の緊急時の連絡や子どもや独居老人の見守り、コミュニケーションの道具など、情報収集手段として広く利用されており、今や生活必需品となっております。特に、近年では携帯電話は災害時における緊急情報伝達手段として活用が図られ、その効果が期待されております。しかしながら、携帯電話が通じない地域が県内の中には、この県南佐伯市、旧南郡が一番多いと言われております。特に、山間部や海岸部であります。また、佐伯市は九州一広い市であります。その上、300キロに近いリアス式海岸を持ち、佐伯の9割は森林といった地形にあります。なお、公共交通の便も完全整備されてなく、交通アクセスが極めて悪く、旧町村部が地震や水害、自然災害により独立する地域も多くあります。市長、ここで旧南郡ではほぼ100%に近いケーブル回線が加入ですが、ケーブル回線に接続し携帯電話の使用が新市市民、全戸、全地域が携帯電話使用可能とするのですが、これから1日も早く九州で一番先にこのようなことを研究し、実現させる気持ちはないかお尋ねいたします。国・県の補助事業でお願いする気はないか。

2点目でございますが、合併後の地域格差は急激に進んでいるが、市長あなたの手によって市長の考えによって進め始めたところが多く見られるが、旧市内と旧南郡部の生活による

格差はどのように考えているのか。旧佐伯市内と旧南郡部の生活による格差、交通便による格差、合併前は町村役場を中心に建設課は道路工事や水道工事にわたる住民サービスが十分行き届いていた。産業課は林道工事を始めとする一次産業の推進、また農協や森林組合、漁協などの連携で住民サービスが十分であったことも記憶に新しく残っております。農協の第1回目の合併や森林組合の合併、学校統合、郵便局の民営化などなど旧町村部にある集落は今や大変な危機に直面してきた。市長あなたは、今は佐伯市は行財政改革を始めたので辛抱してくれと言ってきたが、いつまで待てば、いつになったら、あなたの選挙公約の市民の目線とか、経済界の感覚の行政の推進とかができるのでしょうか。地域活性化の消えかかった、また崩壊しかかったふるさと県南の夢は灯は、西嶋市長の政治手腕で守ることができるのか、地域格差の是正は本当にできるのか、広がる旧市内と旧郡部の格差は市長、合併によってできた格差でしょうか。それとも行政改革によってできた格差でしょうか。この2点をお尋ねいたします。

3点目、東九州自動車道、津久見・佐伯いよいよ来年6月には開通予定となっておりますが、今度は佐伯・蒲江間は道路公団ではなく、国の直轄事業で佐伯・蒲江・北川までとなっております。佐伯・蒲江間も着々と工事の発注がなされておりますが、佐伯・蒲江間20キロ、蒲江・北川間26キロとなっております。その中には、佐伯・蒲江間トンネル9か所、橋梁が11か所、蒲江・北川間はトンネル11か所、橋梁が13か所、佐伯・蒲江間の総工事が760億、蒲江・北川間の総工事は940億、佐伯・蒲江の完成予定は29年となっているが、少しでも市長、短縮の要請はしたのでしょうか、お尋ねいたします。もう1点は、佐伯・蒲江間ですが、20キロという距離があり、また中心部には総合スポーツ公園があり、堅田周辺部にインターを設置したらどうでしょうか。高速道路は地区を通過しても、これを利用するためには交通渋滞の市街地などを通して佐伯インターまで行かなければならない不便な部分があり、また台風・集中豪雨のときなど、市内中心部への通勤・通学にも緊急車両の運行に大きな支障が出ていることから是非とも必要なインターであろうと思っております。また、臼杵・津久見合わせて大型スポーツ公園であり、県南一の総合体育館も完成しているので、一日も早く県・国にまずはインター接続の申請を市長から出さなければ、いくら市民がインターが必要でもお願いしても、市長がその気になって接続の申請を県・国に出してあげなければいつまでもできないのであります。早いうちに堅田まで工事の完成を国にお願いし、蒲江まで29年を、そして23年には堅田インターの完成を供用開始を見たらどうでしょうか。佐伯・蒲江間29年の完成を26年ぐらいに縮める要望はしているのか、堅田インターを1日も早く要望し、23年ぐらいには堅田インターを設置して供用開始を考えているのかお尋ねします。以上、1回目の質問を終わりますが、昨日のように、教育長のように長い答弁は控えていただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。本日はトップバッター三浦議員さんのいろいろな質問事項でございますが、私の方から、まず合併後における地域格差の是正についてということでございます。これにつきましては、合併後における地域格差の是正についての御質問にお答えをしたいと思います。市町村合併による自治体構造の再編がなされたことによって、昨今、私たちの暮らしもあらゆる面で変ぼうを遂げてきました。そして、地域の枠組みが大きく変り、生活圏もより一層広域化することにより、自治体だけでなく、それに付随するよ

うに各種の機関や団体等において統合や合併といった組織の再編が行われております。議員の御質問のとおり郵便局や農協、森林組合、商工会など、これまでの組織の再編が行われ、また今後行われようとしている代表的な団体が、そういうような団体であると思っております。こうした中、合併後に地域間の格差が広がらないように、特にその衰退が懸念される市町村、いわゆる周辺部対策を中心として、国・県の補助金や支援なども取り入れながら各種事業を展開しておりますが、現在、市独自の取組としては、昨年度から始めました旧町村地域パワーアップ事業やそのハード版として今年度からスタートした地域緊急対策事業などはその代表例であり、住民活力の向上や事業実施意欲の堅持、きめ細やかで迅速な緊急時対応策などの面において、一定の効果をもたらしているとの認識はしておりますが、まだまだそうした地域に対する納得が得られてない部分もあるかも分かりません。また、各種のインフラ整備におきましても、均衡ある地域の発展を視野に入れ、現在合併特例債を有効に活用した事業を展開しております。さらに、大分県においても地域活性化総合補助金制度の中で、周辺地域の再生や活力の創造、緊急支援や文化の継承などの各種の事業について財政的支援を行っており、本市としても民間における取組が県の補助金を受けられるよう、強力にバックアップしているところでございます。今後、周辺対策事業として、地域間格差の是正を進める上において、地域に眠っている潜在的な力、いわゆる佐伯市のポテンシャルの掘り起しとその活用が重要になってくると思っております。こうした中で、今後ともまた地域のイメージの向上に伴う地域へのいろんな効果をとっていききたいと思っております。さらにまた、昨日も御答弁申し上げました限界集落の問題とか、いろんな形も出ておりますが、議員がおっしゃいます合併してできた地域格差か、行革でできた地域格差かというのも、非常にこれは問題があると思っております。もし合併しない場合になったときに地域はどうなったんかという、これもなかなか予測しつかない部分がございますので、全体で新佐伯市としての行革として、現況の非常に大きいこうした借金等を、また地域の均等化を図っていききたいという具合に私は考えております。

次に、東九州自動車道につきましては、追加インターについて御質問にお答えしたいと思っております。東九州自動車道も着々と整備が進んでおります。いよいよ来年の6月には佐伯インターが開通することとなってまいりました。佐伯市がこの高速道路の拠点地域として発展するためにも産業・経済・文化など一層の発展のための玄関口となるインターチェンジが重要な位置付けとなります。そこで、今決定されております佐伯インターチェンジ、蒲江インターチェンジと併せて地域の活性化となる追加インターチェンジが是非必要と考えています。現在、追加インターチェンジとして、波当津地区と議員の御指摘の堅田地区を県の方に現在お願いをしております。波当津地区につきましては、国と前向きな協議が県とも進んでおりますし、当市についてもやっておりますが、堅田地区につきましては、今から芽を出していかなければならない部分だと思っております。昨年9月に自治委員会連合会からの要請を受けまして、当時の議長と一緒に11月27日に大分県の方に要望したところでありますが、当時は本線も用地入したばかりでまだ時期尚早という感じを受けましたので、改めてもう一度これについては要望に参っていききたいと思っております。こうした中、私どもも現在部分的に着手されましたこの事業につきまして、今後とも設置位置、先ほど議員が言われたいろんな意味での必要性、非常に高い位置だと思っておりますので、この地域活性化のためのインターチェンジは是非とも持っていききたいと思っております。また、この高速道路につ

いて市はどうしとるんかということですが、よく冒頭で話すときあるんですけど、私どもも蒲江までの工事に対して、いわゆる作業道等については林道や市道、いろんな形で肩代わりをしながら工事の進ちょくをするということで早急的にしております。当初、今年度の予算も予定されておりました30億を超えて74億という予算を付けておりますし、国交省の方に行きまして非常に佐伯市は工事に協力だという形で大きな予算を付けていただいております。そうした中、今後ともそうした方針をもって1日も早いこの工事の完成を見てやっているところでございます。そして、先ほど申し上げましたインターにつきましては、私どもの市だけではなくて、やはり地域全体での大きなこれ要望が、総合運動公園の近くの堅田インターチェンジについては必要だと思っております。

そうした形の中で、今後とも皆さん方に御協力をお願いし、また議員から言われましたケーブルテレビの回線等につきましては、担当部とも協議したいと思っておりますが、こうしたのも将来的な中で、私は必要だと思っておりますので、これについての研究については、来年度からどうすればやれるかということについて研究をやっていきたいと思っております。他は詳細になりますので、担当部長よりの答弁をさせていただきます。よろしく願います。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 三浦議員御質問のうち、東九州自動車道追加インターについてお答えします。先ほど市長からもかなり詳しい答弁がありました。重なる部分があるかと思えますけれども答弁いたします。東九州自動車道も着々と整備が進み、いよいよ来年の6月には津久見から佐伯までが開通する予定となっております。全体で佐伯管内の延長は約38キロメートルありますが、そのうち、佐伯インターチェンジまでは西日本高速道路株式会社での施工で通行有料方式。佐伯インターから蒲江県境区間は、国土交通省直轄で施工する通行無料方式となっております。そこで、佐伯インターチェンジには料金所が必要ですが、蒲江のインターチェンジには料金所は不必要となります。現在この2か所のインターチェンジが決定されているところです。地域の交通網や地域住民の利便性、将来の活性化にかんがみ、これらのインターチェンジの間で更に2か所の追加インターの設置を大分県に要望しているところです。この追加インターは地域の活性化が目的であり、設置の必要性、整備効果が大きく問われるところであります。御質問の堅田地区の追加インターにつきましては、現在市の構想として、設置位置や必要性について検討している最中であります。設置位置としましては、佐伯から蒲江間が20キロメートルある中で、佐伯インターチェンジから約5キロメートル下った佐伯市総合運動公園付近を考えており、堅田・青山地区、蒲江・米水津・鶴見地区へのアクセスや総合運動公園及び下堅田工業団地へのアクセスを、また市街地の交通混雑の解消や台風等による下城地区道路冠水時のう回、周辺との緊急輸送などの効果などが考えられます。さらに隣接して、佐伯の食を生かしたサービスエリア的な道の駅、里の駅、また総合運動公園の関連施設なども視野に入れながら、市としての構想を基に追加インターの設置について大分県に要望を強めてまいりたいと思っております。このような地域活性化インターの接続は県及び佐伯市が事業主体となります。県も厳しい財政事情の中であり、市として応分の負担も考えられますが、今後県と調整を図りながら、時期を見計らって国への接続要望をお願いしていただくよう考えています。市としましても地域住民皆様の意向に沿うよう、積極的に取り組んでまいりますが、そのためにも、東九州自動車道本線の事業進ちょくに対する

沿線住民の皆様方の温かい御理解と御協力をお願いするところでございます。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 携帯電話に関する御質問に対してお答えいたします。平成19年の6月現在、携帯不感地域は大分県全体で121地域あります。県及び県内自治体においても、地域の情報格差是正という観点から、不感地域の解消は重要課題の一つに位置付けられておりまして、これまで携帯電話事業者に要望してまいったところでありまして、佐伯市には19の不感地域があります。NTTドコモの構築計画によりますと、本匠地域は小半区を20年度以降に、宇目地域は木浦鉦山区を20年度に、鶴見地域は梶寄地区を20年度に、蒲江地域は尾浦地区及び葛原地区をそれぞれ19年度末に、それから佐伯地域は大越地区、黒沢地区にそれぞれ構築していく計画を持っているようです。しかし、こうした構築予定のない地区がまだ12地区ありまして、これらの地域はこのままでは緊急時に対応できない状況が続くこととなります。携帯電話事業者からは、地元からの強い要望があれば前向きに検討していくということですので、まず地元の区長さんや住民の方々から陳情、電話などにより携帯電話事業者に対して積極的に要望していただければと思っております。現に、蒲江地域の尾浦と葛原では地域の住民の方々の熱い要望が功を奏し、今年度中の整備が予定されることになったとお聞きしております。一方、総務省においても、市町村を事業主体とした移動通信用鉄塔施設整備事業や携帯電話事業者を事業主体とする無線システム普及支援事業など、携帯不感地域解消を目的とした補助事業制度がありますので、市としてもこういった事業を念頭に置きながら、引き続き要望してまいります。本市は全域にケーブルテレビ網が設備され、その加入率は旧町村ではほぼ100%です。議員御指摘のとおり、このケーブルテレビ網を利用した携帯不感地域解消は当然考えるべきものであろうかと思っております。現在、安心・安全という大前提のもとに、携帯不感地域解消を含めたあらゆる情報伝達手段を検討するため、防災課、情報推進課等で構成したプロジェクトチームを立ち上げ、防災行政情報や緊急情報等を迅速に住民にお知らせする手段についての研究を真剣に続けているところでございます。以上です。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） それでは順を追って再質問を行います。大鶴部長ね、今からアンテナをあっちこっちあっちこっち建て回して、まだ計画もない地域もあるというふうに聞きましたがね、先日ですね、福井県の敦賀市、携帯電話不感地域解消事業というものをね南風会で研修をしてきました。総務省の19年度情報通信格差是正事業というもので国の補助金を取ってね、国が2分の1、福井県が5分の1、事業者負担が6分の1、敦賀市が15分の2と、10億で1億3,000万そこそこしか掛からないわけですね。ケーブルテレビ回線に携帯電話の回路を引き込んで、これやったら全戸ケーブルテレビが入ってる所は全部携帯電話は入ると。あんたたちはわしの通告を見て今調べたんでしょ。そういうことをここで答弁をベラベラベラ言うんであれば、もっと早くからこの勉強をせな。私が通告を出してからNTTじゃどこや調べたんでしょ。こういう事業を早く進めることによって、災害時の危険が逃れると、こういうことをする気はないかあるかということに答弁しよる、国の事業で。鶴見にアンテナ建てるじゃ、本匠にアンテナ建てるじゃ、小半が電話が入らんじゃいいうのを聞きよるんじやない。通告に基づいて答弁をしてもらはないと。国の補助事業でこういうのがあるよと、これを今後する気はないかと。市長も先ほど、将来にわたっては考えていかなければいけないと。あなたも三浦議員の質問は当然考えるべきだということをお願いするけど、本当に考え

てくれるのか分らんじゃないですか。これは再度答弁、こういう国の事業でね、やる気があるのかないのか。

それと地域格差については、これは市長が答弁をしたと思いますが、今どの新聞を見ても市長、どこのテレビのチャンネルを見てもですね、都市と地方の格差を書いてない新聞記事はない。先日、増田総務大臣は都市と地方の格差を埋めるために3,000億って言いよったけど、5,000億予算を特別枠を設けなければ市町村長が納得いく予算をやることができないじやろうと、記事があったのを市長見たことがあるでしょ。市町村長が納得いく予算ということは、やはり我々の所まで西嶋市長が配布してくれるということを増田総務大臣は言うてるわけですよ。これを先ほどの質問の中からいけば、旧佐伯市内と旧郡部に置き換えて市長あなた考えたことがありますか。地方と都市の格差を埋めると、やはり郡部と旧市内の格差を是正するというのをね、これを気持ちは一緒ですよ。これ置き換えてね、考えていただきたい。昨日の肥後議員でしたか質問に、河野部長が行革の方で分室は廃止する方向で進んでおるということを言いましたけど、市長が訂正するかなあとこう私は議席から見ておりましたけど、市長も訂正はしなかった。私どもは去年の行政改革のプランを木許行財政改革担当部長という名の下に南風会とあまべの会の合同会議をし、振興局の職員を減すよと、何で減すんか。いや分室を設けるよ。いや納得いかん、市長を呼び上げてくれと。市長が来たことありますね、市長。その席の中で、じゃあ市長あなたの任期中はこの体制で行くんですかと念を押したら、この体制でいきますと。それはあまべと南風会の議員が全員聞いておると思いますが、来年まだ任期が来るときに市長が辞めるんならもういいんですけど、任期中ということであつたんですから、それがちゃんと21年の3月31日までは守ってもらわなければいけないなあと。ちょっと議長、時計止めてくれんですか市長聞きよらんから。そういうこっちやけえ副市長あんなたちはね、木許副市長困るんじゃ。あんたの説明が悪いということで、それじゃあ悪いということで市長が上がって、市長の任期中はこのままいくんですかと言うたら、いきますということをやちゃんと明言しちよんじゃないですか。それをきのうは河野部長がね、行革の方でそのような方向で進めておりますと。分室を廃止の方向で進めております。どうということですか、これ。こういうことでやはり格差がどんどんどんどんついていきよるわけ。これを是正するために国は金を出そうと、総務省は金を出してやろうと。広瀬知事も合併周辺地域の合併周辺地域といえは8町村のことを言うんじゃないんですか。5町3村のことを言うんじゃないですか。合併周辺地域を寂びらせないために補助を出してあげよう。市長はそれをどんどんどんどん逆なでするような行政じゃないですか。全然違うじゃねえですか。市民の目線とか経済界の感覚に立って私がやらなけりゃいけないということで市民の大きな負託を受けて市長席に座っておるわけですから、行革がやりよんだということは市長がやってない、行革がやりよる。市長が全部すべて決裁するんでしょ。先般の入札の指名のことも私はやってない。やってないから、ただ印鑑付くから変な入札しちよるわけですから、木立小学校のことなんか、今日は時間がなければ言うつもりはしてないけれども、そういう問題が次から次に出てきておる。私は知らない、私は知らない。知らなければ市長という報酬をいただくことはできんわけですから、知っちよるから市民が認めてあげとるわけですから。その辺のところの答弁をひとつ聞きたいと思いますが、振興局をもうぶち崩してしまうのか、それとも私どもと約束したとおりに任期中は分室を置いてするのか、ひとつその辺をお聞きしたい。

高速道路についてでございますが、市長の答弁もありましたが、建設部長、県にお願いをしてあるとか、県にお願いに行くと。接続のお願いの書類はいつ県に出すのか、もう決定しておるのか。まず、接続の認可をもらわなければインターは造られないわけです。私が調べたところ接続の申請は出てない。接続をしてください。ここにお願いしますという市長名でその書類はいつ出すんですか。20キロあるんですからインターは可能と思いますよ。ここにですね湯布院と九重が料金所のある道路公団が造った正式なもう国の認めた高速道路、湯布院と九重が12.3キロしかない。それにインターがある。九重と玖珠は9.5キロ、これでもインターを造っておる。玖珠と天ヶ瀬が11.3キロ、こういう近い所に政治のお願い、力次第ではインターができるわけですから、これ道路公団から取り寄せた資料だからこの数字は間違いないと思いますが、12.3キロや9.5キロやこういう所にインターができる、やる気があれば。だから、接続のもう長いことはいらんから、接続の申請はいつ出すのか。区長会から市長も言いよったけれども、佐伯市自治委員会連合会から要望書がもう昨年出ちょんじやないですか、これは。18年の9月14日、佐伯市自治委員会連合会からここに是非ともインターを接続設置してくださいという18年の9月14日に出ちょんじやないですか。今ごろ県に要望するとかね、あまりにも遅いんじゃないんですかこれは。それと市長、29年を26年ぐらいに、27年ぐらいに縮めてもらう要望をした方がいいんじゃないんですか。それと堅田の接続インターをお願いして、それは途中で供用開始を蒲江までの完成をみらずに堅田インターの供用開始をみるような段取りはできないのか。

それとさっきのもう1回格差に返りますが、パワーアップ事業等をやっておると、周辺格差を埋めるためにということですが、300万振興局長に渡して、その300万で格差が埋まって市長は思っておるんですか、おらないんですか、その辺をひとつお願いします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員の再質問に御答弁したいと思います。さっきの地域格差それぞれの中でありますが、確かに総務省としてそのような形の中で上がっておりますが、昨日言った限界の集落の関係とかですね、いろんな個々の話の中で出てきて、そうした要望が総務省に私は伝わったと思っております。内容的にはまた私ども聞いておりません。また、国からいろんな中でそうした補助金制度というのが、先ほど言った分室等に関係する人件費の関係でくるんかという、非常にそれも難しい部分であります。そうした中については、どうしたら地域とですね全体的に活性化できるかということはこれを見ながらやっていきたいと思っております。また、先ほど両会派の中で分室体制ということですが、私の記憶では、基本的には私は今年度、在任中については、振興局についてはこのままの体制で維持をしたいという答弁をその当時したと思っております。分室等については、そうした一体となった話でなく、振興局ということで私は答弁をさせていただいたと思っておりますので、そのところが何か私が思っとるのとちょっと違うのかなあという部分がございます。また、そのところで各振興局については、いろんな中で今やっておりますが、そうした最終判断を私は下していきたいと思ってるわけですが、各部においてどうしたら効率的にできるかと、また地域によってどうしたことによってその事業ができるかということは考えていきたいと思っております。

それから、総合運動公園の所につきましては、昨年度そういう要望はしております。今年度については、そうした中で向こうの受け入れ体制をするための要望を行っていきたくい。

先ほど申し上げましたように、県の方としても堅田までの路線の問題、いろんな中でそうした線を決めてる中に今要望するのはちょっとまだ悪いんで、用地を確認しながらやっていった方がいいというアドバイスを受けておりますので、そうした中でもう一度今年度そうした形をやっていきたいと思っております。

さっき携帯の話をしておりますが、これは国の方針の中で携帯電話を使うということは、これは私の方も早くから関知しております、先ほどNTTの話をしたわけですけど、市独自のケーブルを使った防災無線、そうした有線LAN、無線LANの中でやっていくという形で、今国がちょっとやってるんがいろんな事業があるわけですが、ちょっと難しい言葉で言いますと、WiMAXという方法が今度の通信の2.5ギガサイクルを使うということで、これについて、そうした携帯電話の解消ができるんじゃないかということを知り得てます。敦賀市については、佐伯市よりも早くモデル的に、今回そういった事業の方向で取り組んでおるといことで周知しておりますが、佐伯市の場合は全体網の中のケーブル網の整備等も携帯電話が入りますと、容量等の問題がありますので、そうした部分についてはケーブルの張替え等も必要となってきますので、そうしたことについても検討したいということがございます。他については部長より答弁させていただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 追加インターの再質問にお答えいたします。現在、堅田地区の追加インターの設置につきまして、大分県とともにその効果、必要性等を協議しながらまとめる最中でございます。この年内にその必要性和効果等を取りまとめ、詰めまして、今年度中には正式に再度県の方に要望していきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

1番（三浦渉） 市長、冒頭に申し上げましたように、あなたの手によって旧南郡と旧佐伯市内の格差是正が本当にできる、やるという自信があるんですか、市長。これだけ安心で安全なまちづくりというが、昔は市町村を中心に住民は生活しておったわけですから、その市町村の庁舎の中から職員がどんどんどんどん一引く、二引くおらなくなって安全・安心のまちづくり、火災が起きた、事故が起きた、防災無線は旧市町村役場を中心に入るわけですから、臨時職員ばかり送り込んでそういうことができる。言うこととすることがどうかこう違うんじゃないんですか市長。格差ものすごうついておりますよ。格差ついておりますよ。あなたたちがねえ、今日今資料を探すけど、ちょっと持ってないんですけど、行政改革のプランの中には分室をなくそうと、あなたたちが旧町村を回って歩いたところのまとめの要綱の中に、ちょっと記憶があるんですが、分室をなくす代わりに職員を増やしてくれという要綱がありましたよ。そういう要綱がね。そのまとめの中に確かに入っておる。これは私はきのう見たから間違いない、分室をなくすのであれば職員を増やしてくれという。その辺については行革はどのように考えてるのか。そのまとめの資料を帰って見てください、市長室にあると思います。私も持っておるんですけど、その要綱が入っておった。そして、分室を作ったときに産業や経済や一次産業やいろいろ書いて、そういうものが是非とも必要だから分室を設けるんだという要綱もあった。そういうことは必要なくなったわけですね、ここ1年の間にね。そういう要綱を書いておったよ。木許副市長が作った資料が何か分かりませんが見てください。間違いないと思います。ちょっと今日忘れてきたけど。

川人部長、接続の申請は3月31日には必ず県に出すということでもいいんですね。いいんで

すね、今年度中うち言うたら3月31日でしょ来年の、には接続の申請を県に提出するという
ことでいいんでしょ、いいんでしょ。はい。

市長あのねえ、長野県の中野市という所にですね、南風会の視察、これも行きました。エノキタケの栽培で日本一、日本一の売上げも生産高も日本一、ここはどうしてそんなにエノキタケが生産して売れるのかと、一つのアイデアとして、市長自ら職員を200名集めて、腕をまくって、血液の検査をして、エノキタケを今日から2か月食べなさい。エノキタケを食べたら血液がサラサラになるんだという。職員が200名対象に市長が先頭に立ってエノキタケを食べて、エノキタケを食べれば血液がサラサラになると、そういう先頭に立ってですね自治体の長が、市長が自らそういうことをやって、日本一の生産高、売上げも日本一というような。うちの市長はそこまでやる気はあるのかないのか分かりませんが、やはり1日に朝・昼・晩は因尾茶を飲みなさいとか、西野浦のプリはこうだよということですね、自ら市長がそういうことをやればですね、農業も発展をしていくのではないかなあと。ただ胸にリボンを付けてですね、海があり、山があり、川がありとか、山の幸・海の幸と地産地消と市長のごあいさつを聞くだけではですねどうも伸び率もないし味もないし、あいさつだけですから、どうも調子が悪いなあと、やはり市長が自ら先頭に立ってですね、そういうことを佐伯ブランドを作っていただけじゃいいなあと、ここにこういうのももらってきました。エノキタケの料理これはですね、売れる農業中野市経済部というところで作って市役所の中で作っておるんですけど、エノキタケの料理を全部これに書いておる。シイタケでいいし、プリでもいいし、これを全部PRのためにですね、やはり何かやらなければ市長話だけでは売上げもないし、所得も伸ばないし、市民あるいはそういった零細企業、中小企業みんな死んでしまいますよ。市長一人残りますよ、正直言うって。やはり何か一つやってください。釣りバカ日誌をやろうということで市長も元気を出しておるけど、経済効果があると、幾ら経済効果があるのか分かりませんが、経済効果っていうのは、私に言わせれば利益があってそれを翌年に納税でもって市役所に払ってこそ経済効果ではないかなと、このように思うんですが、今この冷え切ったまちに釣りバカ日誌で経済効果があっても、やはり仲町商店街を始め、いろんな商店街の方はやはり冷え切っちゃってしまってるから、金利に払ったり、借入れに払ったりというようなことでつんとも言わないと、やはり釣りバカ日誌をやるのであれば、経済効果があるって言うのであれば、翌年にもうけて、釣りバカ日誌のお陰でもうけて、市長さん納税を納めますよと言うのが経済効果ということになるんじゃないかなあと、私はそのように考えるわけです。だから、冷え切っちゃまわらないうちに次から次に何か仕掛けてもらわなければ、これは打ち上げ花火で仕掛けてもう終わったらそれで終わり。だから、よく昔の政治家がごあいさつの中に、鉄は熱いうちに打てということを言っておりますけれども、やはり冷え切っちゃまわらないうちに市長何かの手だてを次から次にやってもらわなければ経済効果は生まれませんというふうに私は思っております。今日は時間を残してやめますが、市長、来年は国体もありますし、今ゴーゴーチャレンジ大分という歌が出ておりますが、来年のこの忘年会の時期には、ゴーゴーチャレンジ西嶋というような声が大きく高くな上がるように、ひとつ来年はいい年でありますように、お願いをいたしまして一般質問を終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

次に44番、土師辰英君。

44番（土師辰英） 44番議員の土師辰英です。私は教育長に学校教育に関する質問を2点させていただきます。昨日は河原議員が学校教育についての大変格調高い質問をされ、教育長そして市長も学校教育に掛ける強い意気込みを答弁されましたので、私本日、簡単明瞭な確認だけで終わらせていただきたいと思いますので、是非明快な答弁をお願いいたします。さて、本年の7月11日に市議会の教育民生常任委員会は市内小・中学校の3校を視察いたしました。その際、光熱水費が少ないので自動ドアは電気を入れていないとか、2階の窓の腰が低いとため児童の転落の危険性がある。また、地盤の沈下のため玄関の施錠ができないと、非常時の脱出口がない。雨漏りがするなどを多くの課題をお聞きいたしました。その後、各学校に教育委員会の対応を聞きますと、早速転落防止用の手すりを設置できたとか、今年度中に玄関の施錠ができるようになる予定であるというお話を聞きました。教育委員会の手早い処理に感謝をいたします。しかしながら、積み残した課題もあるかと思っておりますので、市内の学校全般に関して教育長に質問をいたします。まず1点目は、学校消耗品費の不足による指導困難対策についてであります。消耗品費の削減によって指導することが困難となった実態を教育委員会として把握をされているのかということでもあります。また、これから年度末に向けて予算不足によりですね、いろいろな困難が出てくる。そういう部分を解決の方法を教育委員会はどのように考えておられるのかをお聞きをしたいと思います。

2点目は、学校施設における安全確保についてであります。市内の学校施設において、安全の確保に課題があると考えられる箇所はどのくらいあるのか。また、安全確保のための施設整備の計画をどのように考えているのかであります。以上2点です。わずかな質問ですが、是非明快な答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） 教育予算と学校施設の整備についてお答えいたします。市内小・中学校の消耗品費につきましては、今年度から学校事務職員の協力を得まして、それぞれが担当する各学校の予算を八つの学校共同事務支援室で取りまとめ、予算要求額を算定することになりました。学校の前年度実績額を基礎として、次年度の学級数や児童・生徒数を基本に必要額を算定し、各学校に配分しておりますので、学校予算の配分方法に関しましては、平等であると考えております。しかし、要求額に対し厳しい財政事情を勘案して予算全体の調整がなされておりますので、やりくりで苦慮している実態は承知しております。また、合併前の教育予算額を参考に作成した前年度と査定との扱いが違いため、校長及びPTAとの学校関係者から配分要望が提出されておりますが、学校間でも要求額にバラツキがありますので、需用費等の使途について調査を行い、必要額の調整を行っていきたいと考えております。次に、年度末に向けて予算不足が生じている場合についてですけど、補正予算要求時に学校ごとの不足必要額を支援室で取りまとめ、予算要求書を提出していただき、必要な予算確保に努力しているところです。学校独自予算は十分とはいえませんが、今後とも学校が必要とする予算確保に努力してまいりたいと考えております。

次に、学校施設における安全確保についてお答えいたします。学校施設の安全性の確保は、極めて重要なことでもあります。本市の学校数は小学校が34校、中学校が14校であります。これらの学校施設の約4割が昭和36年度から昭和56年度までの間に建築されており、築25年以上が経過しております。教育委員会では学校施設の安全性を確保するために、随時劣化した箇所の補修などの老朽化対策や手すり設置等の安全対策を行ってまいりました。特に、児童

・生徒等の生命に危険があるような緊急性・重要性がある施設整備につきましては、先ほど土師議員のお話の中にもありましたように、早急に対応してきたところであります。しかし、校舎の耐震化推進や通学路の整備要望など大きな課題から、高木せん定や雨漏り補修など学校運営上の課題まで、各種の要望があるのも事実でありますので、関係機関、部署と協力して問題解決に努力していきたいと考えております。今後とも学校施設の安全確保のために、各学校による月1回の安全点検、教育委員会による定期的な点検・現地調査等を実施し、修理・改善が必要な箇所を補修してまいりたいと考えております。大規模改修の必要がある箇所につきましては、耐震化と併せて計画的に実施し、特に緊急性の高いものについては、これまでどおり随時実施してまいりたいと考えております。

議長（児玉忠義） 土師議員。

44番（土師辰英） それでは再質問をさせていただきます。まず1点目のですね、消耗品費の関係ですけれども、恐らく教育委員会として把握をしていると思うんですけども、例えば、今IT機器っていうんですかね、パソコン等で授業なんかもあるんですけども、印刷等でですね、レーザープリンターなんかで印刷する場合に、もう非常にインク代っていうんですかね、トナーっていうんですかね、あれ非常に高いということで、もうですね予算がないからちょっとこの授業したあとプリントアウトして、子どもが持ってそれを見て授業が完結するっていうのがあるんですけども、お金がないし印刷できないからもうディスプレイとか画面を見て、それでもう終わろうと、しょうがないと。それから、教育長に話すのはちょっと釈迦に説法するようにあるんですけども、例えばですよ、授業をしてその日に授業終わったと、この件については子どもたち全員に定着させたいということで、次の授業までに必ずこの課題みたいなのをですねプリントにして、これだけやれば次の授業の定着というのがよくなるだろうということで、毎回一生懸命作成されている方がいるけども、事務の先生からすればですね、もう用紙代がもう底をつくんだと、ちょっと難しいということになるとですね、規制がもう掛かってくるんですね、自分たちでね。だから、本当は子どもたちのためにそうしてあげたいけども、予算がないからもうそれはもうあきらめざるを得ないんだと。教育長も同じ現場におりましたんでね、かなりですね子どもたちは、当時は子どもたちは大変だったと思うけども、かなりのですねプリント量などをして子どもたちを頑張らせたと、その結果ですねかなり学力の定着も教育長自身がなさってたのでねよく覚えてると思うんですけども、それはやっぱりすごい実績が上がったと思うんです。しかしですよ、もう自主的に事務の先生からもうちょっと難しんだと、用紙については制限していただきたいとなればですね、どうしてもその部分がもう、先生方もうそこまでできない、やらないということになってしまう。それから、保護者と家庭をつなぐために熱心な先生は学級通信などで、毎日学校であったことをですね発行したりしてるけども、事務の先生からちょっとね厳しいんだと。だから、毎日したいけどもう1週間に一遍にしようか、それが今年度はそれでやれたじゃないかと。それが実績になるわけです。だから、もう毎日とは出されないんだ。どれを取るにしてもですね、子どもの学力定着に是非ともですね、したいんだけどもうこの予算だからもうということに果たしてですね、佐伯の教育がなっているのかなあという部分があるんですね。それで、教育長そこをちょっと聞きたい。先生方は予算が少ないということがですね、もう学校中でまん延してて、例えば卒業式を感動的なものにしたいたんだけども、もう年度末になると予算がないんですよ。計画的に使えたってそれぞれね、こうずーっとやった中で非常に厳しくな

って、もうしてあげたいけどできないというですね、そういうことで先生方が子どもに本当にしてあげたいことができないという自主規制をですね、先生方がもうしとるんじゃないんですか実際、現場が。これちょっと怖いんですね。お金をですねどんどん減すのはね、減してまあ1年終わったじゃないかと、それはそのままなるかもしれない。しかし、そのことによってねどれだけ教育の低下が起こっているかということが怖いんですね。それで、先生方がもうお金がないということで指導したいことをあきらめて自主規制に入ってるんじゃないかということも1点。これ教育長、動向をそうね把握されてるんかどうかですね、是非そこをお聞きしたい1点ね。そしてもう1点は、佐伯財政厳しいというけど、全国そうであって他の市町村に比べてどこもそうなんだと、佐伯だけじゃないんだと、それなのかそれとも佐伯市は財政がね今若干苦しいから今我慢しようということやってて、やっぱり他の市町村に比べて佐伯は今教育予算はちょっと減ってきてるんじゃないか。その辺りの把握をね、教育長そこをどうされてますか。これは当たり前のことなんですかね、今の学校で行われているこの予算の少ない中でやるしかないという考え、これそれはもう教育長どう考えてるのかね、そこ是非その2点、ちょっと聞きたい。教育長に聞きたい。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 土師議員の御質問でございますが、確かに需用費については、かなり機器が入れば入るほど需用費が高くなるというのは現実であります。先ほど指摘されておりますパソコン等のインク代のことでありますが、確かに学校では自主規制というものがあろうかというふうに思います。というのは、全体の枠の中で各学校で工夫して実施しておりますので、自主規制というものはあろうと思っておりますが、実際に子どもたちに印刷物が渡されないという状況まではいってないと考えております。と申しますのは、カラー印刷は難しい、量を少なくしてくれと。でも、白黒であればプリンター等を出しているというふうに思います。それから、各学校ともプリンターで多く必要とするときは印刷機でかけてやるというふうに各学校とも工夫をして実施してるのが実態であります。ただ学校側がどうしても必要ということがあれば、先ほど次長が答弁したように、各学校から要求が出された分については、予算要求をしているところであります。それから、他の市町村と比べてどうかということについては、実際調べておりませんが、教育長会等での会議の中では、かなり各市町村とも財政的に苦しいので需用費は抑えられているというのが現実であります。以上です。

議長（児玉忠義） 土師議員。

44番（土師辰英） 内容はもう非常に施設のことから言うと多いんですけども、もう具体的なことを言ってもですねちょっと仕方がないので、最後にですね、教育長の決意というんですか、ちょっと私が危ぐしてるのは、学校現場から聞くとですね、教育委員会の方から他の市町村に比べて厳しい、よくないという声は実際現場も聞いているようにありますこれは、教育長、そのようにありますね。それでねえ2年前だったと思うんですけども、この新佐伯市の初代の教育長ということで西嶋市長に請われてですねなられたと、議会もそれを承認いたしましたし、もうこの佐伯市の教育は教育長にお任せしたいということで、議会の中でもですね、確かに合併によっていろいろ財政面きついきけども、こと教育にかけてはね是非やっていただきたいということは、この議会の一般質問の議論の中でもね多くの議員の方が言われたわけですよ。というのが、今佐伯のまちづくりは問題になってるけど、20年、30年後にこの佐伯を支えるのは今、小・中学校、幼稚園も含めてですね学んでいる子どもたちがやがては主人

公になってくるわけです。もちろん、佐伯にエターンっていうふうな形で来る方もいるかもしれないけど、本当に期待するのは今です。ねいる学校の子どもたち、この子どもたちにですねほかの市町村より劣るようなレベルのですね教育をしていただきたくない。それは教育長がですね、一番教育長がしなきゃいけないというのはそこだと思うんですよ。だから、財政がいろいろ言ったってこれだけのものはいるんだと、教育の低下は招かせられないんだということだね、もう市長だってきのうの答弁でね、教育には是非やりたいと言っとるわけですから、委員会必要だったらどんどんですね、財務の方から持ってくればいいわけですよ、是非それやっていただきたい。もう金がないない、ないから教育はできないというですね、こんな悲しい事態はですねこの佐伯管内で是非そういう声はね、ない。もう言えばどうにかしてくれる教育委員会という是非教育長頑張っていたいただきたいんでね。教育長のねその決意、この市長もちょうどいますので、この議会の場でね、最後にその教育長の力強い言葉を最後に聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 土師議員の再々質問にお答えしたいと思います。土師議員の質問の中に、教育委員会頑張れという激励の意味というふうに私も受け取りながらお聞きさせていただきました。先ほど需用費についてお話をいたしました。需用費について各市町村とどうかということでお話をされましたので、そこだけをお話をいたしました。全体的に見たときに私は、佐伯市は教育予算かなりつぎ込んでいっているというふうに判断しております。と申しますのは、特別支援教育を昨日浅利議員が質問をされましたが、各市町村全部が特別支援教育で対応しているというわけではありません。佐伯市が18人支援員を確保していただいているというのは他の市町村ですべてではありません。どちらかというと半々ぐらいだというふうに思っています。人数的には佐伯市はかなりの人数を採用していただいております。それから、総合的に見たときに、その他特色ある学校づくりという予算については、他の市町村では付いておりません。そういうような形で付いておまして、総合的に見れば私は最初に言いましたように、佐伯市は教育予算にかなり掛けていただいているというふうに思っておりますが、現実として、佐伯の子どもたちにやはりいろいろな面で佐伯に住んでよかったというふうにするためにも需用費の獲得も大切だろうというふうに考えております。御理解お願いいたします。

議長（児玉忠義） 以上で、土師議員の一般質問を終わります。

次に38番、玉田茂君。

38番（玉田茂） 午前中最後となりました。38番議員、あまべの会所属、玉田茂です。通告に基づいて一般質問を行います。私は1点目として、水産振興策について、2点目として、二又トンネルの改良工事について質問をいたします。執行部の明快な御答弁を期待をしております。

まず1点目の水産振興策についてであります。私は平成17年6月の一般質問で水産振興に対する質問をいたしました。その時、市長の答弁は漁獲量の安定に関して漁場の造成をする。また、種苗放流をするんだと、漁獲制限などを中心とした資源管理型の漁業をする。その支援を行うんだというふうに答弁をしております。大分県内で50%以上の漁獲高を誇り、また養殖については70%以上の生産量を誇る県南佐伯市の水産業を将来を見据えたとき、現在佐伯管内の養殖をしておる魚種はですね、ブリ、カンパチ、タイ、トラフグ、ヒラメ、そ

の他貝類、また真珠など海を活用しての養殖は大変盛んであります。しかしながら、最近の養殖業界、これは漁価の低迷とともに原油高またエサ代の高騰、さまざまな状況により利益率の低下が懸念をされております。そこで、私はクロマグロの養殖技術の導入はできないかということでお伺いをいたします。これからの海面養殖業の将来性をどのように構築していくか模索をするために10月の9日から11日まで経済産業常任委員会、和歌山県の串本町大島にある近畿大学水産研究所これに行きまして、クロマグロの養殖の実態を視察をいたしました。その場所はですね、本州の最南端であります潮岬、太平洋の黒潮が押寄せる海岸では大変高波と激流に浸食され、その付近にあります橋杭岩はしくいいわというのがありますが、大変荒々しい自然美でありました。そこは日本の中の観光地にもなっております。歌で歌われております、ここは串本、向かいは大島とこの地であります。昔は船で巡航船っていいですか通っておった大島でございますが、今はその大島まで立派な橋も架かっております。交通網も大変便利がよくなっておりますが、その内海を湾内ですが、内海を利用したクロマグロ完全養殖が世界で初めて近畿大学水産研究所が成功したということでありまして、これまではですね、天然のマグロの幼魚、要するにヨコワという30センチ程度のマグロの子を捕って、それを養殖してきたという実態なんです、ここは産卵、ふ化、稚魚、成魚、産卵という、ライフサイクルと言いますか、これを繰り返して完全養殖に世界で初めて成功したという地で勉強させていただきました。また、日本のマグロの消費量はですね、世界の消費量の中で3分の1以上日本でマグロを消費しているということでありまして、供給の方が需要にどうしても追いつかないという状況であります。そして、このマグロ類の自然保護管理の条約が世界でも採択されております。これから先はですね捕獲を規制する動きが大変活発になってきて、将来は幻の魚っていいですか、そういう状況に陥るといことは近い将来出てくる状況等お聞きをしました。そこでクロマグロの養殖はですね、この佐伯海域の自然環境に適しておるのかどうか、養殖方法とか養殖形態、こういうものをですね研究していただきたいなと思います。国・県・市、漁協など産・学・官、関係機関との連携を密にしてですね、補助事業としてクロマグロの養殖についての調査・研究をしていただきたいなというふうに思います。そして、そのプロジェクトチームの結成はできないものだろうかというふうに思っておりますので、是非ともその点よろしくお願ひします。また、この養殖の資金としては大変な資金が要ると思います。地域振興基金の活用はできないか。このことについて2点質問をいたします。次にですね、蒲江の栽培漁業センターの増設についてお伺いをいたします。佐伯海域の種苗放流事業は上浦にある水産試験場の種苗生産をしたものが今大半であります、蒲江地域のアワビの種苗放流は当センターで中間育成した3センチから4センチぐらいの稚貝を放流しております。当然、皆さん御承知のことです。毎年6月議会で皆さん方に報告をしておりますので、その状況はしっかりと把握していることと思っておりますので、具体的なそういうものについては質問項目はいたしません、この栽培についてですね、ちょっと目を私も資料を通して見ましたが、17年度は台風被害に遭っております。18年度は赤潮にも遭っております。大変苦勞をしながらの栽培をって言いますか、種苗育成をしております。しかし、今までの状況っていうのは上浦の水産試験場から種苗を購入した1センチぐらいのものを購入したアワビの稚貝ですが、これを3センチ、4センチまで大きくして、それを海の方に放流するという事業を行っております。しかしながら、この一、二年の中でその蒲江の栽培センターの中で、種苗生産までするのに成功しております。これは皆さんに報告はあ

りますので、よく分かっておると思いますが、研究員、私も現地に行ってみました。大変熱心に研究をしながら臨時職員も何名おりましたが、大変努力をしております。私は感心をいたしました。それでこの栽培センターっていうのは、今までは蒲江地域の海岸、海に放流しておるわけなんです、上浦から佐伯、鶴見、米水津、この所にもアワビの放流を毎年毎年行っております。これは県の公社から購入したものをやっておりますが、こういう種苗放流、種苗生産ができるというふうになれば、もう蒲江のこのセンター一本でこの私どもの海岸線全域のアワビの放流できないもんだらうかな。数量的に言えば次の再質問でも言おうと思っておりますが、かなりの生産ができると私はお聞きしましたので、その点を将来構想をどのように考えてるのかお聞きしたいと思います。

次に、2点目の二又トンネルの改良工事について伺います。現在の二又トンネルは大型車両の交通も相まって大変狭あいであり、離合できない状況であります。通勤・通学大変危険であります。また松浦漁港と二又漁港、この二つの漁港をつなぐ関連道でもあり地域産業の振興に欠くことのできない道路であります。以前から改良の要望をしておりましたが、18年度に費用対効果の調査をしたとお聞きをいたしました。その結果はどのようなになったのかお伺いをいたします。現在のトンネルは歩道として利用して、車道として別にトンネルを掘るという計画でありましたが、どのルートになったのかお伺いをいたします。また、着工の年度は何年度を予定しておるのかということでお伺いいたします。以上であります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 玉田議員の御質問の中に、水産振興と二又トンネルの改良工事についてでございます。水産振興策の方については専門的には担当部に答弁させますが、蒲江の育苗センター、私も何回か見に行きまして、施設的にちょっと狭い部分があるし、まだまだ研究すべきであるんですけど、非常に先駆けた事業だと思っておりますので、今後ともこれについては力を入れていきたいなあと思っております。詳細については、担当部の方から御説明申し上げます。

また、二又トンネルの改良工事につきましては、これはもう地域の要望で現地にも行ってまいりました。こうした中で、当初は漁業関連の事業で非常にコストが安くできるんじゃないかということでもございましたけど、非常に漁業関連道では実施が難しいという形で、これではもう断念せざるを得ないということで、どうしてもそうした中で私の方といたしましても市道改良事業として整備をしたいと。そういうことで来年度にですね、これについては予算化をして、コンサルまた調査、道路の状態をですね来年度から入って詳細にやっていきたいと思っております。そうした中で地域の皆さんのですね、御協力がなければなかなか進まなくて、予算はおりたが地域がってことになりますので、そうした中では是非とも協力いただき、このコンサルがスムーズにいき、一日も早くそれができたら着工に向けてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 玉田議員御質問のうち、二又トンネル改良工事についてお答えします。

まず、費用対効果についてですが、本事業は合併前の鶴見町において漁港関連道事業での整備として計画されていた経緯を踏まえ、昨年度漁港関係事業として費用対効果を算出しております。その調査結果につきましては、総費用額は5年間の事業計画として概算総額15億円、便益は活魚出荷量の拡大や児童・生徒等の歩行者の安全確保等の改善効果が見込まれ、総便

益は20億円となり、約2倍の費用対効果が算出される結果となっています。漁港関連道事業を計画する段階において、現在のトンネルは自転車・歩行者用として利用していく方向で検討を進め、ルートについては現在のトンネルより北側の位置のカーブした所にトンネルを配置するのが事業費的にも安く仕上がるということで計画しておりました。今回、漁港関連道での事業実施を断念せざるを得なくなったため、協議の結果、市道改良事業として整備する方針としたところです。今後実施してまいります市道改良事業では、漁港関連事業道として調査しておりました費用対効果等をそのまま道路事業に生かせない部分もあるため、今後はそれらを踏まえルートの選定、地元調整等もあわせて来年度に道路事業としての概略調査・計画を進め、その上で順次本格的事業の着手に入っていきたいと考えています。以上です。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 玉田議員御質問の水産振興策について2点ございますので、お答えいたします。まず始めに、マグロ養殖の件でございますが、我が国のマグロ養殖につきましては、独立行政法人水産総合研究センターの資料によりますと、1970年より国の試験研究が始まり、90年代に入って各地で本格的な養殖事業が行われるようになったとのことでございます。現在では、三重県、和歌山県、高知県、長崎県、鹿児島県、沖縄県などで養殖が行われており、平成17年の生産量は約2,448トン、これは水産庁の調べですが、と伺っております。クロマグロの養殖漁場に求められる海域特性としては、水温が高いこと、波が静かであること、潮通しがよいことなどが挙げられています。近隣では高知県や長崎県などでも養殖が行われていることから、佐伯市管内の海域も養殖漁場としての利用可能性を有しているものと考えております。しかしながら、クロマグロの養殖を立ち上げるに当たっては、施設整備や物品購入といった初期投資や災害時の対応を含めた維持管理にばく大な費用が必要であり、地元漁業者から起業に関心があるとの声はまだ聞かれておりません。研究成果が地元水産業へ普及する見込みがない限りは、市が多額の予算を掛けてプロジェクトを組む必要性に乏しく、クロマグロ養殖の調査・研究についてはまだ考えていないというのが現状でございます。次に、蒲江栽培漁業センターを増設して、市全域の種苗放流計画はできないかとの御質問でございますが、蒲江栽培漁業センターは、アワビ等の漁獲量の減少に対応するため、平成11年3月に旧蒲江町、旧町内4漁協、漁業者の合意の下、第3セクター方式の有限会社として設立をされました。設立当初は、中間育成施設として位置付けられ、公社から購入した稚貝をセンターで育成し放流を行っておりましたが、一定の成果を確認したことを機に、平成16年度からすべての栽培過程をセンター内で賄う種苗生産に着手をしました。台風、赤潮等の自然災害、水温や餌料じりょうといった育成環境の調整等困難が多く、現時点では必要量を生産するまでには至っていませんが、県の公社並びに試験場に御指導をいただき、種苗生産技術の確立を急いでいるところでございます。本市といたしましては、こうした技術を早急に確実なものとし、将来的には佐伯市管内の放流すべてをセンターで生産した種苗で行いたいと考えております。なお、技術の導入に併せて台風等の災害に備えた取水管の補強や育成水槽の増設といった施設整備についても検討しているところでございます。以上でございます。

議長（児玉忠義） 玉田議員。

38番（玉田茂） それでは、あまりマグロの件についてはいい返答が返ってこなかったようにありますので、もう一押しさせていただきたいというふうに思います。豊後水道の佐伯湾、ここでマグロ漁をしておったということは皆さん方、執行部の方、御存じのことと思います。

昭和の初期、10年、12年ごろまではマグロ漁が盛んであったというふうにとの文献にも記されています。ここの佐伯湾にマグロが押寄せてきておったということでもあります。今ではですね、その小さい30センチほどの今言いましたが、ヨコワこれもほとんど見かけない状況になりました。まして、漁業に従事している人たちは皆さんの食卓にも上がるあのイワシすら高級魚と化したような時代になってきております。この原因と言いますか、これは漁業者が皆さん捕り過ぎたんじゃないかとかいろいろ言うかもしれませんが。それとか自然環境が変わってきたんじゃないかとか、水温が高くなったんじゃないかとかいろいろ皆さん言われております。しかし、これからの漁業者がどのようにして生活をしていくか、今本当に苦しい状況に直面をしております。豊後水道から揚がってくる水揚量、そういうものを逐次観察をしながら、調査しながら本当にしてるんでしょうか。もうちょっとですねしっかりした本当に今の現況を調査をしてもらいたい。そのために私は水産振興策として、マグロの養殖をこれからの佐伯の水産業を担うために何とか活性化できないかということで質問をいたしました。提案をしましたが、いい答えが返ってきません。何だろうかなあという今思いがしております。調査をするぐらいのことはしていいんじゃないかと、何もしないでは何も起こりません。しっかりした水産を支えていく意味で何かの目標を立てながらやはりやっていくのが、それは行政が金を出すことはできないとかいろいろ言うかもしれませんが。しかし、それじゃあ何も生まれません。調査だけはしていただきたいというふうに思います。捕る漁業から育てる漁業に転換したのは昭和30年来の真珠養殖から後に始まったんじゃないかなあというふうに思っておりますが、今はほとんどの魚介類これが養殖をされております。市長考えてみてください。第1回の豊かな海づくり大会、これは鶴見の水産基地で全国で初めてやったのがこの佐伯市なんです。昭和56年の9月の29日だったと私は記憶しております。ほとんど佐伯湾の漁師が大漁旗を揚げながら、当時の皇太子殿下、美智子妃殿下が来泊をさせていただきました。行啓をしていただきました。すばらしい大会であったと私はもう忘れることはできません。また、鶴見から生まれたあの「男の港」とか「豊後水道」とかいろいろ歌もあります。「喜びも悲しみも幾年月」とか、水の子の灯台守であります。今回の釣りバカ日誌の第19回の口ケの決定、いろいろとこういう出来事がありますが、全部海に関する問題です。きれいな海、魚の宝庫の豊後水道、リアス式海岸の大変きれいな海、これがなければ全部でき上がってないことです。海がないとこの佐伯市は生きていけないと私は思っております。漁師育ちですからそのように思うんだと市長は言われるかもしれませんが、事実私はそうだと思います。特に、この佐伯市は水産課もでき上がりました。水産庁の方から研究員、次長さんにお偉い方が見えて熱心に水産に対して頑張ってもらっております。最後のですね養殖魚種、これがクロマグロであります。今や日本中の中で海のダイヤと呼ばれてます。最終的に養殖はクロマグロが最後の魚種だと、またこれには大変な投資は要と思います。市長が言われる食と観光、世界一の寿司のネタ、自前のマグロのネタがこの佐伯で食されるように、そのくらいのことを市長考えていただけないものでしょうか。構想としては、私が言えば簡単に言えるかもしれませんが。しかし、これには巨額な資金が必要になってくるでしょう。それと労力も必要でしょう。時間も必要でしょう。何年も掛かります。5年、7年、8年、この期間ぐらいたてば大きくしたその魚が成魚、親になります。それが卵を産んで、また次の養殖、稚魚を太らしていくというサイクルになりますが、キ口数にするとですね大体4,000円から5,000円養殖したものが、ということでありました。3年目にして1メーター

ぐらいのもの、これが30キロになります。3年で30キロになります。それが1匹が12万円になります。こういうすばらしい研究が日本の中で行われている。海のまち佐伯が大変水産業が苦勞している中で、このままでいいのかなあと養殖をすぐやれとは私は言いません。研究してください市長。市長これ研究してマグロもでき上がったとすると、あなたは全国的な名前を売ります。西嶋市長が全国のマグロ市長と呼ばれるようになるでしょう。私はそのように思ってます。地域振興基金の話をちょっとしました。地域振興基金、市長は水産業また地域の振興のために17年度20億ですか、18年度に20億700万ですか、合計40億700万円の地域振興基金を積立っています。私は何に使うんじゃないかなあという思いで18年度決算の時に見せていただきました。市長にお聞きしたかったんですが、それは決算の状況ですから、ただそれだけの大きな資金があります。市長何かプロジェクト組んで、とにかく水産を元気を出せるような施策を展開していただきたいと思います。是非ともですね市長のこれは見解をお伺いしたいというふうに思います。次に、蒲江の栽培センターの件ですが、私もちょっとだけ調べてみましたが、上浦の放流がちょっと私の手元になくて申し訳なかったんですが、アワビの放流をですね鶴見は18年ですが3,000個、佐伯が5,500個、米水津が5万6,000個、合計で6万4,500個、これを県の公社から購入したものを放流してるという現状であります。一方、蒲江については、当センターで種苗放流をしておるものですね、18年度43万個、大変けた違いに多い、すばらしいことですね。その反面、鶴見、佐伯、米水津、6万4,500個、もう少し頑張ってる増やしていただけないもんでしょうか。その点についてやはり、私は今蒲江の増設っていうかその件について話しましたが、できれば蒲江のセンターで100万個ぐらいまで生産できる体制をですね整えてもらって、今全域に放流するというお話をお聞きしました。すばらしい答弁であったと思いますので、100万個ぐらいまでですね生産できるように、職員頑張ってますから、必ずできると私は確信した、自分でできるという確信持ってますんで、何とかその方向で是非とも検討してもらいたいというふうに思います。

それと次に、二又トンネルの件なんですが、市長の方から20年度に今調査をしていくということをお聞きしまして安心をいたしました。これまで合併した時に、鶴見の方から市町村道としてはこの二又野崎線、二又トンネルこの路線だけが合併協議の中で要望されておったと思います。ほかの所の市町村道はあまり鶴見の中ではありません。これ大変重要な路線でありますので、早急に市長がやってくれるという返答でありましたので、大変すばらしい答弁をいただきました。そのような方向でやっていただきたいと思うんですが、今お聞きした中で、以前は漁港関連道でやっておったのを今回は市町村道でやっていくという部長答弁が今ありました。どちらが早いのかなあというふうに私は思っておりましたが、市町村道が早くできるということですので、いいわけなんです、この計画をですねもう1年でも2年でももう早めにですねやっていただきたい。もう本当に困ってるんです、ここは。活魚車、ここの地域は水産のまちですから、畜養しておる魚を捕ってきたものを生かしておる。その生かした所に活魚車が買いに来るんですね、大きな活魚車です。もう最近交通が大型化してですね、子どもたちがこのトンネル4.5メートルの幅しかない。通学するのも大きな車が通ってくると子どもたち、大人でも歩行者がもう壁に引っ付いちゃらないかん。大変危ないんですね、いつ事故が起こるのかなあちゅうようなことで、私どもは住民としても大変ハラハラしているような状況ですので、その点是非とも早く取りかかっていたきたいというふうに思います。以上であります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 玉田議員さんの中で、クロマグロの養殖ということで、これは是非やってもらいたいと非常に有名になりたい意味でもあるんですけど、非常に大きな状況になると思ってます。こうした中ですね、佐伯市の養殖についてはいろんな問題が出てるのがもう御存じのとおり、非常にえさ代が上がってきた、油が上がってきた。特にえさとなるサバが中国の方に生食としてですね、えさじゃなくて食べる状態で輸出をされてるということで、非常にこれからの漁業について大変な状況になってるのを承知しております。そうした中で、近畿大学が中心とした和歌山県での養殖実験、世界的にも有名になってますし、またオーストラリアの方では小さいマグロを捕って中で養殖するというような方法、こうした先行事例もあるわけですけど、当市の中では御存じのとおり上浦にあります水産試験場、いろんな形の中で今調べてると。今日の新聞ですが、ここにですね新しい養殖魚、マハタの種苗販売を開始というのがあります。これは佐伯市地域によってマハタを非常にいいんじゃないかというような話があるもんですから、私どもとしてはこうしたマハタもしながらですねやっていく必要があると、先ほど調査ということですけど、調査ということになるとどうしても単に海面調査じゃなくってそこに施設を持ってですね、そして実験をしていかなければ、本来的な調査にならないと思ってます。それについての状況が施設をするということになったら、海流の荒い所ですので、非常に大きな費用も出ると思ってますが、これは初めてということになれば国や県のいろんな中でですね調査の補助も出るのではなかろうかと、先般も大島沖で台風災害が起きた防波堤の関係ですか、ああいう形の設備をして旧鶴見をしたんですけど、旧鶴見の方がそこで養殖をしてない。外部の方が入って来るとという事例もあります。これについては、これなりの全体的な漁業としての評価は表れていると思っております。そうした中で、私の方もこの養殖の調査・研究については、第一段階としてはですねやはり近畿大学とか資料を取り寄せながらやっていかなければならないと思ってますし、現在やっておりますマハタの種苗ということについては非常にこれはもう生産にのる段階になっておりますので、こうした思いについて県の補助も出ておりますし、こうした部分も考えながら総合的に研究をさせていただきたいということで御答弁をさせていただきたいと思ってます。他ににつきましては、担当部長より答弁させます。

議長（児玉忠義） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 本当にあの市長が答弁しましたようにですね、実際に新しい魚種での成功はですね大きな経済を実際にですね蒲江でもたしました。しっかり取り組んでいきたいと思えます。また、先ほどの旧蒲江のですね種苗センターにおけるアワビの種栽苗放流の件ですけども、実際ですね栽苗の技術は確立してるんですけども数をですねとれないというところですよ。職員にですね厳しくいろんなことをですね、環境を変えながら種苗の数をとる技術っていうのを言うんですけど、どうも毎年毎年、年に1回しかですねそういうチャンスがないもんですから、もう五、六年なりますか、まずその数のですね確保というのが至ってない状況です。そういうことが可能になればですね、議員御指摘のように100万個の放流とかですね、そこらあと経済的な場所のですね確保とかそういうことになりますので、そこらを考えながらですね100万個放流するというよりむしろですね、種苗のやっぱり技術の確立っていうことに全力投球したいと思えます。そのあとですね、そういう実際に平成17年、18年って赤潮で佐伯湾、湾脇がやられておりますので、天然も恐らく枯渇しているんじゃないか

と思いますので、技術の確立に叱咤^{しったげきれい}激励して頑張りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 二又トンネルについてでございますけれども、当初、先ほど答弁いたしましたように、農林水産関係で事業化予定しておりましたけれども、農林水産関係の県及び国と協議する中で、現道が市道沖松浦線ということで市道には種類が一級市道、二級市道、その他市道とございます。この路線がたまたま一級市道という認定になっているという関係で農林水産省の漁港関連道ではなじまないという結論に達したと伺っております。そういう関係ですとなれば、この道路局サイドの事業でしかできないということで、何らかの道路の補助事業、道整備交付金事業とか県と協議した結果、一応そういった道路事業でもできるという話があったので、一応市といたしましては、道路サイドするように計画を今しているところでございます。議員おっしゃいますように、この路線は活魚の陸上輸送路として大変重要な路線と我々も認識をしておりますので、1年でも早く完成しますよう予算確保に向けて努力していきたいと思っております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 以上で、玉田議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩をいたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に39番、村松講一君。

39番（村松講一） 39番、あまべの会、村松講一です。今定例会一般質問24名中10人目であります。先般11月29日、西嶋市長も出席されまして県道西野浦河内線第2トンネルの起工式が執り行われました。現在のトンネルが平成10年12月に天井のコンクリート崩落事故以来、地域住民の願いが届くところとなりまして、2年後には全長1.7キロメートルのうち1.3キロメートルで部分開通の見通しとなりました。これまで御尽力いただきました御関係皆様に心からお礼申し上げますとともに、併せて今後の御支援・御協力をお願いし、1日も早い全線完成を願うものであります。以上、選挙区内の諸般の報告をいたしまして、通告の一般質問に入ります。

私は今回、行財政改革における振興局、それから合併特例債のこと、観光と道路整備の3点についてお尋ねいたします。持ち時間1時間ではありますが、似通った質問やたびたびの質問もありますので、手短にと思っております。まず、行革の名の下に廃れゆく、寂れゆく振興局のことについてお聞きをいたします。本年10月、あまべの会派で政務調査の一貫といたしまして、2日間にわたり各振興局を訪問いたしました。本日御出席の局長さん方にはその節は大変お世話になり、お手数をお掛けいたしました。遅くなりましたが、厚くお礼を申し上げます。山間部を1日、海岸部を1日の日程で回りまして、あらためて903平方キロという広さを実感いたしましたところでもあります。聞けば南風会の方々も島巡りをされたよしで大変御苦勞でございました。お互いに広さもまた端々の不便さも同感だったと思っております。次回の選挙区の広さも実感したことでしょうか。市役所を中心に八つの振興局が点在しておりますが、ここはかつて旧町村の拠点であり、小さいながらも一国一城の主である町村長が

居た館でありました。今は町村長室は局長室となり、どこも倉庫同然の空き部屋も多くなり、ついこの前までの活気に満ちたにぎやかさは想像すらできません。行革については毎回のごとく質問もあり、振興局や周辺地域のことについては前回染矢議員も他の議員さんからもありましたが、答弁はいつも合併を選んだが結果がこうですよ、一極集中も仕方ありません。ほかに方法がありますとしか私には聞かれない答弁であります。振興局とは文字通りといたしますと、地域を振るえ興こす家であり拠点であります。国も地方も地域の格差是正をと取組を始めました。地方や地域住民が元気をなくしては中心市街地の活性化策も色あせてまいります。効率一辺倒の企業経営とは違い、少しくらいの無駄は住民サービスのためであり、自治体の経営には許されると思いをいたします。行革の成果や御苦勞は評価すべきものといいたしましても、今少し職員の残れる振興局の体制づくりを考えられないものか、今後の組織づくりについてお聞かせください。

次に、合併特例債のことについてお尋ねいたします。これはいわゆる合併時のアメと言われたものでありますが、多くの市民は合併すれば、ともすればもらえるような、また何にでも使える国が出してくれるお金だというふうに受け取っていた向きもありました。過疎債や辺地債に次いで有利な起債ということではありますが、使えば借金となります。先の決算議会の矢野委員長報告では、18年度決算で一般会計・特別会計合わせて743億円使いましたが、借金はそれを上回る844億円あります。今後とも厳しい財政運営が続きますので気をつけなさいという監査意見がありましたとの報告でありました。市民1人当たり86万円で、全国類似団体中78団体中76位という大変不名誉な記録であります。しかし、企業の借入金と違うところは国が交付税で70%から80%は面倒を見ますからという借金ですので、夕張市のような悲惨な姿は想像する心配はないと思っております。県下の合併した自治体の中では特例債の見込額で2番目の中津が280億ですから、本市の380億の起債額というのは断トツに大きな額であります。佐伯市は多くの市町村が合併して苦勞があるでしょう。使ったお金の30%ぐらいは返してもらいますが、70%ほどは国で面倒を見ますよという合併市民のために有効に使いなさいという、いわば国のお墨付きであり、合併で得た権利でもあります。ここは一つゆるい制約があるにしましても大いに知恵を出してもらって新市発展のために使うべきと思っております。現在までの使用事業、予算等をお聞きいたします。また、今後の計画中の事業、予想される事業等があればお聞きいたします。厳密に言えばいろいろと制約があるようですが、産業振興や企業誘致のための土地造成や用地の買収等の計画は考えられないのか、建設業の不況対策としての事業や振興局の要望を取り入れての計画等あればお聞かせください。

次に、観光と道路整備についてお尋ねいたします。観光振興策については前回泥谷議員が質問、今回はあまべの会派の小野議員が質問を用意いたしておりますので、私はただ1点だけ、釣りバカ日誌についてお聞きをいたします。12月初め文化会館において松竹映画のロケ班の先発隊が参りまして、大物俳優の出演もあり本匠のアユや蒲江や米水津のブリが釣れたりとか、大にぎわいのコマーシャルビデオの撮影会があり大変盛り上がった様子を聞きました。大変良い企画だったと思っております。市長以下執行部の取組はさい先のよいスタートダッシュだと感心しているところでもあります。経済効果は県全体で30億円程度が見込まれ、佐伯の観光が全国アピールし、大ブレイクするかどうかのせっかくの機会であります。釣りバカ日誌のロケ地には他市の話もあるようですが、少々負担が増えても佐伯市だけでと考えてはどうかとの思いで今後のスケジュール等をお聞きいたします。道路整備については、

観光振興には欠くことのできない重要な条件といえます。国道388号の整備については、日高議員との重複する点につきましては質問は控え、答弁も結構であります。県の事業評価監視委員会で県事業13件の審議結果を答申いたしております。その中で、蒲江地区国道388号で再評価で継続が妥当とされておりますルートはどの部分なのかお聞きをいたします。そしてまた、現在工事進行中であります小向・森崎ルートの進ちょく状況、今後の計画、残土処理等をお聞きいたします。また、国道388号関連の残土処理地として高山地区の整備、以前一般質問で指摘したこともありましたが、放置され久しいものがありますが、整備の見通しはついたのかどうかお聞きをいたします。大分合同の新聞報道によりますと、日豊海岸シーニックバイウェイ、これを通称、蒲江の方では伊勢えび海道とか言っておりました。大分から宮崎における388号線、それから県道古江丸市尾線を含む道路であります。この日豊海岸シーニックバイウェイが国土交通省選定の九州風景街道の第1回登録ルートとして九州7県の9ルートの中にやまなみハイウェイとともに大分県から二つのルートが入っております。観光振興にかける関係者の期待もまた大きなものとなる今回の決定であります。このルートの中に、国道388号の代替ルートであります古江丸市尾線の丸市尾・葛原間の整備、台風被害を受けたり落石等により地域住民を始め、この観光ルートを通る人たちには大変不安や不便も与えております。この間のトンネル整備、旧蒲江町時代から要望久しいものがありますが、今後の整備計画等をお聞きをいたします。以上、終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 村松議員さんより三つの質問をいただいておりますので、そうした中で私の方から、まず答弁をさせていただきたいと思っておりますが、観光振興と道路整備についてでございます。先ほどチャリティーの釣りバカの宣伝をいただきましてありがとうございます。これにつきましては、議員御存じのとおり、全員協議会で御説明したとおり、映画釣りバカ日誌19の現地ロケの誘致に際して、当初議員のお考えのような趣旨で佐伯市だけでということで松竹に行ったわけでございます。松竹の方とすればですね、これはもう全国各地からいろんな中で来てるんですが、これに対しては今の要望は県単位でないと受けませんと。また、県が入らないと受けないということですね、私どももそうした中で、そうした誘致活動に力入れをするために、大分県へお願いしたという経緯であります。こうした結果、広瀬知事の強力な御支援をいただき、県と市が一体となって松竹株式会社へ大分県・佐伯市のPR活動を行って、現地ロケが決定したのは御承知のとおりだと思っております。また、当日知事から基本は佐伯市ですよということで県もそうした中で助成金もいただき、そうした中で県の方もいろんな中でのバックアップする。まだ私どもの相手先っていうんですか、これは松竹の方で真剣にやっておりますですね、どの市というのは決まっております。また、知事との中で、そうしたものについてはいろんな県との調整の中で応分な負担なりいろんな形をその状態によってどうするかということややっていくということやしております。こうしたことで、物心両面とも県もバックアップしようということで、佐伯市にとりましても主は佐伯市ですよということですが、そうした松竹の強い姿勢がありましたので、なかなか単独市だけではできないということを御理解いただきたいと思っております。特に、大分県というのは初めてのロケ地でありますので、全体大分県のアピールもしたいという部分も入ってくると思いますが、市といたしましても監督を始め映画製作者にかかわる方々に本市へ何遍か来ていただいております、シナリオの製作をするのにどうしたシーンがいいのかと

いう形で、今長時間掛けていろいろ計画しております。私どもといたしましては、そうした中でそのシーンの中でできるだけ長時間ですね、佐伯市が登場するようにですねやっていきたいと思っておりますので、こうした中でも地域に対する受入れ体制とか、いろんな形でこれからも佐伯市をアピールしていきたいと思っております。特に、こうしたスタッフ、若い人が多いもんですから、今後も佐伯市に対する魅力を見た場合、次のまたいろんな形の口ケの可能性も出てきますので、そうした意味で全市的にいろんな所を今見ながらアピールをし、今後ともこうしたことが続くようお願いをしたいと思っております。また、その中で道路の計画等ございましたが、最後にありましたのは、地元の強い要望の葛原・丸市尾間のトンネルの整備の計画はということでございますが、これについては、当市の方では今までこの計画は全く上がっておりませんでした。こうした中で先般、蒲江の方の自治委員会の皆さん方から要望を受けまして、この道路については非常に孤立になるということ、台風時で非常にいつも困るということがございますので、こうしたことについては県の方に強く要望を今上げていこうとしている状況ですが、私の方もこれは是非とも県の方に採用していただきたいと思っております。他につきましては、行革における振興局の位置、また合併特例債、また観光振興と道路の整備についての詳細説明等については、担当部長に答弁させますので、よろしく願います。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 振興局の体制に関する部分についてお答えいたします。現在の分室等を含めた振興局管内における人員配置は、基本的には管内の人口、面積、地理的状況等多方面の要素が考慮されております。ただ正直申しまして、各地域の人口にきっちり比例した組織体制とは決して言えない状況でもあります。それは、この合併が対等合併であったこと、さらにはスタート時のさまざまな取り決めに基づいたものであったことによるものと認識しております。しかし、急激に過疎化の進む周辺部地域の現状をみたとき、将来はそれぞれの地域ごとの特殊性も考慮した人員配置や行政のあり方を検討する時期も必ず訪れるだろうと思っております。さて、現在の本庁と各振興局の業務量は、全体の約7割が本庁で、残りの約3割が8振興局というふうになっております。さらには、一部の振興局間におきましては、約3倍超の業務量の差もあるようです。また、職員数の削減が順調に進んでいる中で、逆に事務量は県からの事務移譲などにより増えております。したがって、限られた人員でいかに効率的かつ機能的に行政運営ができるかが常に問われているところであります。このため、どうしても職員配置が本庁集約への流れになってしまうことはあえて否定できませんが、もちろん現状がベストだとは決して思っておりません。今後の職員体制につきましては、引き続き各地域の振興を重点に置きながら、じっくり検証して対応してまいりたいというふうに思っております。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 村松議員の御質問のうち、合併特例債の使用事業借入れ等、それから今後の予想されるものについてお答えします。まず、合併特例債についての現在までの借入額、借入先、利息、使用事業についてでございますが、借入額につきましては、確定したもので、つまり17年度、18年度でございますが、現在まで62億6,780万円となっております。その内訳は、17年度の普通建設事業が10億90万円、地域振興基金分が19億円の合計29億90万円、それから平成18年度につきましては、普通建設事業分が14億6,690万円、地域振興基金積

立分が19億円の合計33億6,690万円となっております。それから、借入先及び利率につきましては、まず17年度につきましてですが、普通建設事業分の10億90万円のうち、6億5,720万円が大分銀行佐伯支店から年利2.2%で、3億4,370万円が大分県市町村振興協会から年利1.2%で、地域振興基金分の19億円につきましては、大分信用金庫佐伯支店から年利1.94%でそれぞれ借入れをしております。続きまして、平成18年度につきましては、普通建設事業分14億6,690万円のうち、4億2,980万円を豊和銀行佐伯支店から年利1.7%で、3億7,570万円を大分銀行佐伯支店から年利1.99%で、続きまして、3億4,040万円を大分信用金庫佐伯支店から年利1.88%で、最後に3億2,100万円を佐伯豊南農業協同組合から年利1.75%でそれぞれ借りております。それから、地域振興基金分の19億円につきましては、佐伯豊南農業協同組合から年利1.75%で、いずれもそれぞれ借り入れているところでございます。次に、使用事業の明細であります。平成17年度に21事業、平成18年度に14事業をこれに充てておりまして、主な事業につきましては、平成17年度分が市道臼坪女島線の街路事業、直川学校給食共同調理場建設事業、上野小学校校舎改築事業などを行っているところです。それから、平成18年度には、まちづくり交付金事業の中心市街地活性化事業分です。それから、木立小学校校舎整備事業、直川幼稚園園舎整備事業などを行っているところでございます。また、今後の合併特例債で計画中のもの、あるいはまた予想されるものとしましては、それぞれ今年度特に来年度以降に向けて市長の指示もありまして、各部局で鋭意組立てを行っているところですが、現在、消防庁舎につきましては、もう計画もはっきり予定しております。それから今後考えられるものとしましては、新庁舎の建設あるいは文化会館の建設などが大きなものとしては挙げられるんじゃないかと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは大きな2点目の柱であります合併特例債についての中の3点目、4点目につきまして、私の方からお答えさせていただきます。まず、産業振興や企業誘致のための土地造成・用地買収、建設業界の不況対策等の具体的な計画についての御質問にお答えいたします。合併特例債の充当できる事業としましては、基本的に市町村合併後に行う公共的施設の建設事業が対象となっており、産業振興や企業誘致関連事業での合併特例債の充当は厳しい状況であります。しかし、幸い本市は全域過疎地域に指定されておりますので、土地造成費や用地買収費については過疎債の適用を受けることができますので、過疎債を充当しまして門前の工業団地の用地買収や土地造成及び脇津留地区のインフォメーションセンター予定地の用地買収等を計画しております。本市の建設業界の厳しい状況は十分理解をしておりますので、地域経済の安定と発展のため、平成20年度当初予算における投資的経費も増額する予定としております。次に、振興局に要望を出すようにとの通達に対し、具体的な要望事業が出ているのかという御質問ですが、8月21日火曜日に開催しました部局長会において、土木施工業者の相次ぐ倒産を受け、補助金や合併特例債等の優良起債を利用した事業の構築について市長から指示があったところでございます。また、平成20年度に実施する公共事業等実施計画の説明会においても、関係各課の連携と創意工夫によりまして各種補助金・交付金や優良起債をフルに活用しながら事業計画の策定に取り組む方針を打ち出しました。これを受けまして、各地域の振興局においてもこれまでの地域から上がってきた要望書を再度見直しまして、事業の実施を再検討するなどの取組を行った結果、市全体での事業は要望額のレベルで昨年度に比べまして20億円以上増加しております。ただし、事業

の実施につきましては、財政面の問題もありますので、行革プランや中期財政計画との整合性を視野に入れながら、効果的かつ効率的な事業実施を目指していきたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 村松議員御質問のうち、蒲江地区の道路整備についての御質問にお答えします。国道388号につきましては、現在蒲江管内において畑野浦から竹野浦・河内間及び蒲江浦から森崎浦間において大分県により整備が進められています。畑野浦から竹野浦・河内間においては、畑野浦工区や河内地区の一部は完成し、既に供用されています。残る楠本浦工区においては、橋梁で計画されていますが、何しろ巨額な費用が掛かることから、県では費用対効果の検証と併せ整備方針について市と十分な協議を重ねる中で決定していきたいとのことです。蒲江浦から森崎浦間については、東九州自動車蒲江インターにつながる重要なアクセス道路として位置付けており、開通までには整備する計画であるとのことです。次に、高山地区での残土処理の諸問題についてですが、先月の13日地権者に対し市道改築、埋立て事業説明会を実施し、ほぼ全員の賛同を受け、計画通りの埋立てを推進することで承認されたところです。このことを受け、今月25日高山埋立推進協議会を開催し、県や推進委員と協力し、すべての地権者から本事業に対する同意をいただくべく努力し、事業化に向けた取組をしていこうと考えているところです。次に、地元の強い要望であります県道古江丸市尾線葛原・丸市尾間のトンネル整備の計画についてですが、台風の襲来ごとに通行止めを余儀なくされている現状から、波当津追加インターが仮に完成しても葛原地区の要望が解消されないため、この問題の解決について地区から強い要望を受けております。また、蒲江地区自治委員会からも台風や高潮のたびに通行止めとなり、緊急車両はもちろん、一般生活道路として機能されていない現状の解決に対しても要望を受けたところであり、これら自然災害に影響を受けにくいトンネルの整備について、他の要望箇所との調整を図りながら、今後管理者である県と協議を進めていきたいと考えています。以上です。

議長（児玉忠義） 村松議員。

39番（村松講一） 再質問をいたします。釣りバカ日誌のことについては市長からじきじき答弁がありまして、いい方向で進んでいってほしいと思っております。是非大ブレイクするような方法を皆さんで知恵を出して考えていっていただきたいと思っております。

それから、振興局のことにつきましては、部長から答弁がありました。じっくり検証して対応するということですが、午前中、きのうからの一般質問、答弁の中では分室廃止論、これじっくり検証という中には入っていないのでしょうか。そういう答弁がありましたので、これを含めてじっくり検証ということで、私どもはそういうふうにとらえておりますので、これについては答弁は要りません。

それから、合併特例債のことについてですが、詳しく金額あらゆるところから入札か何かで金利は設定するんだそうですが、割と低い金利で借りてるなあという感心しているところでもあります。それから、もうちょっと上がっていくのかなあ、そういう心配もあるのかなあと思いますが、先ほど答弁がありましたが、企業誘致のための用地の造成とか買収には何かあまりこれ使えないのかなあという気もありませんが、企業誘致では県北中津、宇佐の方は大変にそういうのが進んでおります。それから、日田にもキャノンが進出ということが決まっています、残るのはどうしても県南、誰がみましてもちょっと寂しいなあ、かわいそうだなあ

いくらいの心情で知事はおるようですが、これは景気全体で政府の企業誘致支援先というので大分県全域が指定されております。この中で何とか市長頑張ってください、どういふ企業でもいいんです。キヤノン、キヤノン、ウイラブキヤノン、きてきてキヤノンという経済界のそういう運動もありますが、そういうものに乗って市役所も一枚かんで乗って真剣な企業誘致の活動をしてほしいと思います。これについては、企業局何とかいう局は二人か三人か職員がいますが、その働きをみても、働きましても働きというほどの評価は当たらないなあ、もうちょっと気合い入れてほしいなあ、やってほしいなあと思いますし、こういうものに合併特例債を是非とも使って、市民の皆さんが夢の持てる佐伯市を作っていってほしいと思います。金額で聞きますと60億ぐらい、先般の予算委員会では80億ぐらい使ってまだ300億ぐらいあるかなあという質問もいたしました、300億超えて残っているようですが、これをこういうふうにするのかどうか。市民のために使うつもりがあるのかどうか、これは市長からの答弁でも結構ですから、その辺をお願いいたします。

それから、部長が答弁がありましたシーニックバイウェイの中に入ります国道388号は順調に私どもは進んでいるなあと思っております。楠本架橋はあとから後段でこれは日高議員が質問なんです、小向から先は順調にいったるかなあと期待をしております。これは答弁によりますと東九州高速道路ができるまでには何とかということですが、地元は一日も早い完成を願っております。それから、この工事残土は順調にいけば高山に行くということなんだろうが、はける見通しは近くでついているのかどうか。それから高速道路の工事残土が60万か70万か80万ぐらいなるんじゃないかならうかという、六、七十万立米今のところ工事残土の行き場がないというようなこともありますので、こういうのも是非工事残土を利用して、工業用地、企業誘致のための用地の造成がどこか内陸部にできないのか、海岸はなかなか埋め立ててというのは難しいようですが、内陸部でそういう方策、計画は作れないものか。そういうこともお聞きいたします。以上。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 村松議員さんより私にということで、合併特例債の件ですが、先ほど部長が申しあげましたように、産業振興や企業誘致関連事業での合併特例債は非常に難しいとなっております。また、先般日田がやった場合は、これ開発公社ですねあれを買い取ったということで、私どもも議員さんも開発公社の理事でございましたし、何とか土地の処分もあったんですけど、今回そうした中では開発公社もですね活用して必要用地のですね確保もする必要があるかなと、そうした中でのことも必要かなあということで今検討してみたいと思っております。と申しますのも、今回の日田の誘致の場合は、買って1年以内に整備しなければいけないとかですね、もう急な状態でくるもんです、もう自分方で用地を買って地域地域にやったときにその用地交渉がこの県南地区でできるんかなあ、そうした部分を見ながら、これについてはもう少し理事会等で相談して、企業誘致のためのそうしたものを対応するものかなあと思っております。また特に合併特例債、今回こういう形で議員あ、各振興局にですね渡しまして、どうした事業ができるのかということで、議員は御存じのとおり合併特例債以外に過疎債という方法がございます。過疎債の場合もやはり制限がありますので、そうした中で合併特例債でできる事業を優先的に考え、過疎債はまたその後でもできるのではないかと、特に道路事業の件、先ほど鶴見のトンネル等もお話しましたが、これについては合併特例債の対応になるから道路事業でやっつけようとかですね、そうした地

域間の道路問題、林道問題、いろんな問題があるんで、各振興局でどういう事業があるかということで指示をしたわけでございます。特例債、非常に大きな効果がございますので、そうした運用等しながら、佐伯市の財政の中を見極めながら、優先すべき事業は優先していきたいと。特に、こうした公共不況の中でございますし、いろんな事業についても各地域における業者の方々もありますので、地域を見極めた中でのこの起債等を考えていきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 再質問にお答えします。道路事業等で出てまいります残土処理問題につきましては、全市的に大きな課題となっております。今回の高山地区残土処理場についてでございますけれども、先ほどお答えしましたように、現時点では地権者高山埋立推進協議会を中心として地権者との話を続けており、もうほぼ全員了解は得られているところでございます。一部におきましては、投書等とかによりまして御意見聞いている部分もございまして、今後協議会を通じまして十分慎重な協議の上、取りまとめてまいりたいと思っております。高山地区のほかにも蒲江地区におきましては、洲の本地区等も視野に入れながら残土処理場の確保に向けて努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 村松議員。

39番（村松講一） 再々質問、これはもう答弁要りません。丸市尾・葛原間の整備について市長の答弁と建設部長の答弁、建設部長の答弁がちょっと前に進んだかなあというような期待を持たせるような答弁だったんですが、このことについては塩月副市長もおられますが、塩月副市長、議員時代から助役時代、それから町長になってからもずーっと問題になっておまして、地区からも大変強い要望もあっております。これが市長の答弁では何か市長は私知りませんっていうような答弁でしたが、そういうことにはならないと思う大変重要な路線であります。先ほど話が出ましたが、インターは波当津にはできるでしょう。森崎にインターができるでしょう。そうしますとあの間が一番問題になる通行が困難な地域であります。こういうこの図面が市長はこれないでしょうか。こういうのがあれば、これは自治会からの要望ですが、こういうものがあれば市長は当然認識して、これも重要な路線だというふうに認識してほしんですが、これでいきますとトンネルを造りましても約600メートル30億ぐらいかなあというような試算もできるわけですが、こういうものに特例債を充当したり、それから番匠川の河口橋こういうものにも何かそういう道は開けないのかなあ、産業その土地造成とか企業誘致のための産業振興、そういうものになかなか使いにくいということなんですが、そこは一つ知恵を出していただいて、是非なんかやってほしいなあ、300億残す幾ら使うとは聞けませんでした、これ全部使っても市民のために使うんなら私はいいと思っておりますが、そう財政も心配する必要は副市長、心配ないでしょ、それぐらいは使っても。これは30%返せばいい金ですし、今の金利からいきましても1%から2%ぐらいの金利で使えるわけですから、これは使わない手はないと思います。あっ答弁があるようですので。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 村松議員さんの再々質問の答弁をさせていただきたいと思っております。冒頭私はこのトンネルにつきましては、当初佐伯市では上がってなくて、私はまあ知らなかったというよりもこういう状況というのを知らなかったですね。そして、合併支援道路等にもこれ上がってなかったんですね、338が優先だったと、そういう意味で私は上がってないという意

味で言ったわけです。これについてはさっき言いました特例債対応もできるかも、ずーっと調査しております。この場合は、県道の代替線で市道でないの特例債は対応できませんので、非常に難しいだろうと、丸市尾古江線ということで、それで今の協議の中です、もう少し突っ込んで言いますとですね、これはなぜ県の方に協議を上げていくかということですね、今まで全然上がってなかったと、これについては非常に優先的な道路であるんじゃないかと思っております。先般区長会の方にも要望書が出て現場も見させていただいてます。状況等、出口・入口の間もですね一応確認をしております。そうした中で、これは388のですね道路が非常に北浦の方が道路が悪いと、こうした部分についても対応策があるんじゃないかと、そうしたことをもう少し詰めてですね県との協議に入っていきたいと。そうした中で私の方もどちらかといったら支援道路というのはたくさん上がってるわけです、各地区で。その中で、その388が上がってるものですから、これが地域要望として落ちとったということで、私が全く知らないのではなくて、そういう要望を受けて早速そういう状況で動いてるってことを御理解賜りたいと思ってます。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、村松議員の一般質問を終わります。

次に28番、渡邊邦壽君。

28番（渡邊邦壽） 本日のトリを務めます28番議員、あまべの会、渡邊邦壽であります。通告に基づき早速質問をいたします。よろしく申し上げます。さて、12月に入り何かと慌たじさを感じられる昨今ですが、新佐伯市も誕生して1期目の最終年度、4年次の予算編成作業が今正になされようとしております。厳しい財政状況の中で、さまざまな分野で果敢に挑戦してきたこの姿、その成果も若干現れてきていますが、総じてまだまだ改革の緒に就いたばかりのこのことの感がいたします。厳しいこのような中、第1期の総仕上げの年としてのこの1年をどう挑戦しようとしているのか、正に西嶋市政の真価が問われると言っても私は過言ではないというふうに思っております。御承知のように、県が既に10月において来年度の県政推進指針と予算編成方針を発表しております。西嶋市長におかれましては、この平成20年度における市政執行の方針と予算編成に対する意気込みを是非この場でお聞かせを願いたいというふうに思っております。ただ、中でも特に次の点について具体的な施策あるいは予算付けの方針のお答えをお願いしたいと思います。まず、歳入対策についてですが、1点目は、地域活性化対策の中で何といても最重要課題の企業誘致と安定的な雇用の確保であるというふうに思っております。この対応策についてどのような手だてをしておられるのかをお願いしたいと思います。2点目といたしまして、先般の決算特別委員会でも議論がありました。多額の市税の滞納状況について、この徴収率向上対策と積極的な滞納額の回収対策について、その手だてをどうしておられるのかお答えを願いたいというふうに思います。次に、数多くの取組の中で幾つか伺いたいんですが、まず1点目は、この公債費比率、負担率、実質比率、いずれも厳しい数字を示す中で、今後本庁の庁舎あるいは文化会館であるとか、中心市街地活性化対策、周辺部対策事業などなど、大型のプロジェクトが次々に予定されております。投資効果と財政収支についてどうとらえて予算付けをしようとしているのかお答えをお願いしたいと思います。第2点目ですが、行革プランの職員の定員の管理計画、これは早期の退職勧奨制度の適用等々で上回っておりますが、今後ともこの制度をまた職員給与、管理職の手当、特別職の報酬などのカットは引き続き実施されるのかお願いいたします。第3点目になりますが、国保あるいは介護保険料、老人保険会計など国が給付抑制策を講じたことなどから年

金の給付は大体下げ傾向であろうと。各種の負担は総じて引上げの傾向が顕著にあると言われます。このことは特に高齢者、障がい者などに非常に不安が多いということでありますが、制度上の制約もあると思いますが、いつも市長が言われます、安心・安全の生活環境対策、福祉対策をお聞かせ願いたいと思います。4点目に、食と観光づくりのまちづくりを提案、実践されております。来年6月いよいよ開通が予定されています東九州自動車道、この開通を控えて新たな創造を生むものとしての具体的なメニューがあるかどうか、これがありましたらお答え願いたいと思います。最後5点目であります。公共事業の取組について伺います。このことは財政の悪化傾向とともに、当然発注状況は減少傾向にあることは事実と受け止めます。このような中、当然建設業界の経営環境は先の見えない厳しい状況下に置かれています。過疎地あるいは中山間地は建設業の衰退はそのまま地方の活力の減退ともなる大きな要因であるということは紛れもない事実であります。これらの対応について伺いをいたします。以上、1回目の質問といたします。なお本件につきましては、昨日来、児玉議員、それから吉良議員、村松議員さん諸氏の同様の質問があります。重複されることもありますので、同様の答えであれば省略をされて結構でございます。組織や予算についての格別な提示や取組がありましたらお答えをお願いいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 渡邊議員さんの来年度の予算編成についてということで、大きな題目の中にたくさんの項目がございますので、詳細については担当部長の方に答弁させていただきたいと思っております。そうした中で、平成20年度における市政執行の基本方針と予算編成についてを御答弁させていただきたいと思っております。市政執行の基本的方針については、これまで申し上げてまいりました市政運営の基本姿勢であります行財政改革の実現を常に市民の目線に立った市民にわかりやすい市政への実現を大きな目標として引き続きこれを具現化するべく各種事業に取り組んでまいります。また、平成20年度当初予算編成方針については、財政計画に裏打ちされた新市建設計画に基づきながら、市の将来像である豊かな自然のなかで人々が連携し、潤いと活力に満ちたふれあい都市の実現に向けて取り組むとともに、新たに策定される佐伯市総合計画の中に明文化される今後のまちづくりの基本方針である。1、産業を振興し雇用の場をつくる。2、安心して子どもたちが育つまちをつくる。3、地域コミュニティ、いわゆる市民の自治活動の促進と支援を行う。安全・安心なまちをつくる。地域の資源を活かしたまちづくりを行う。との以上五つの重点項目を柱として今まで以上に財源の重点的、効率的配分に努めながら予算編成を行う方針であります。この方針に基づき、各部局において今後も引き続き自らが創意工夫を図り、事務事業の見直しや事業間の優先順位の厳しい選択を行い、特に重要と考える事業には積極的に合併特例債、過疎債を充当し、必要な財源を確保する一方、その他の事業について思い切った合理化・効率化を行うなど、徹底したコスト意識の下にメリハリのある予算編成を行うように通知したところでございます。現在、各部局の方に配付しておりまして、私の方が最終的にチェックするのが12月の25日までに全部それを取りまとめしております。現在進行中でございますが、各部局である意味で方向付けができた分について御答弁を申し上げたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは私の方からは、1点目の歳入対策について、その中の企業誘致及び安定的雇用の確保につきましてお答えしたいと思います。この御質問につきま

しては、昨日児玉議員さんにお答えをしておりますけれども、特に今後は既に佐伯市に立地をしております企業の関連企業への訪問を行い、情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。次に、雇用の確保につきましても、昨日児玉議員さんにお答えしておりますけれども、新規大口雇用が見込める新たな企業が進出することになった場合には、市としてもその人材の確保に向けての万全な支援体制を構築してまいりたいというふうに考えております。次に、2点目の各事業の取組について、その中のアとオにつきましてお答えしたいと思います。まず、大型プロジェクトの投資効果についてどのように考えているのかという御質問についてお答えいたします。御存じのように、財政状況は合併後も依然として厳しい状況であるのは変わりありません。この間、財政的に有利な起債である合併特例債につきましても相応の活用をしておりますけれども、合併後3年目を迎え、これを適用できる平成26年度までの年数が段々と少なくなってまいりました。このようなことから、今後必ず必要となることが予想される事業につきましては、合併特例債を始め、過疎債など優良な起債が利用できる期間内にこれらを活用して事業実施した方が財政的に有利であると考えております。また、財政面だけでなく、投資効果という面でもこれらを活用した大型事業を行うことは、本市の地域経済に大きな波及効果をもたらすものと考えております。次に、公共事業の発注状況の減少に伴う建設業の衰退に対する対応策についてお答えをいたします。本市では合併後、行財政改革推進プランにありますように、投資的経費の規模を決算額で90億円以内に抑制する方針をとっております。この方針に基づきまして、昨年、一昨年と策定しました公共事業等実施計画では、投資的経費の額を当初予算の時点で80億円以内に抑えてきました。平成20年度におきましても、引き続き行財政改革を進めていくのはもちろんですけれども、公共事業の発注の減少による地元建設業界への影響は少なくなかったものと思われまます。そのため、今年度の公共事業等を実施計画におきましては、各種補助金・交付金や優良起債、特に平成26年度末までの時限立法であります合併特例債を活用しまして事業を構築するという方針の下に、計画の策定を行いました。その結果、公共事業関連の予算額は昨年度に比べまして増額の見込みとなっております。これにより、建設業界にとりましても相応の波及効果が現れるものと考えております。次に、食と観光のまちづくりを提案実施されているが、来年6月開通が予定されております東九州自動車道の開通を控え、新たな創造を生み出すものとして具体的なメニューをという御質問にお答えをしたいと思います。まず、九州一佐伯市の観光資源としまして、食のPRに努めてまいります。具体的には、昨年に引き続き、食と観光のまつりを実施し、食や食材を広く市内外へアピールしてまいります。東九州伊勢えび海道に続く取組としまして、地元の食材を使った海鮮丼等や新商品の開発による日豊海岸井海道の構築や佐伯ごまだしうどんのB-1グランプリへの出場、世界一佐伯寿司等の支援を行い、広く情報発信してまいります。また、高速道開通記念事業としまして、地元のショッピングセンター等を活用した佐伯物産展を開催するほか、福岡市中央部やサービスエリアやパーキングエリアでの特産品宣伝販売も計画をしております。次に、由布市との交流を促進します。去る11月22日、佐伯市・由布市の両観光協会による交流協定書の調印式を行いました。この協定は両市の持つ豊かな観光資源の交流を図ることが目的で、来年3月に由布市で開催されますスローフードフェスタを皮切りに、観光・食材・人材・情報の交流を進め、年間100万人の宿泊客が訪れる湯布院温泉のお客様を佐伯市へ呼び込む、佐伯市からは豊かな食材を由布市へ提供したいというふうに考えております。さらに、福岡圏域か

らの誘客事業を促進します。今年も福岡佐伯会ふるさと佐伯訪問の旅を実施しましたが、今回は福岡の旅行社をモニターとしてツアー客と一緒に招へいたしました。その成果としまして、来年の高速道開通後のツアーの提案もいただいているところであります。また、西鉄グループともツアー実施について調整中でもあります。福岡佐伯会の会員を観光大使としてお願いしながら、福岡からの誘客の増員に努めてまいります。また来訪者には、おもてなしの心を醸成するため今年度から一般市民を対象として、おもてなし塾を開催してまいりましたが、来年度は宿泊施設・飲食関係者を対象に、より実践的なおもてなし講習会を実施いたします。最後に、観光協会で作成中の食を中心としました有料ガイドブックを東京・大阪・福岡や大分の書店でも販売をし、併せて九州の道の駅・里の駅や由布院温泉旅館などにお配りするとともに、国体や釣りバカ日誌等も有効活用して、全国へ佐伯市を売り込んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 渡邊議員の御質問のうち、市税の徴収率向上対策及び大型プロジェクトに伴う財政収支に関する部分についてお答えします。まず、徴収率の向上対策としましては、基本的な滞納整理として、電話催告や臨戸訪問、督促状や未納通知書並びに催告書等による対応を実施しているところでございます。現在、県との連携による滞納整理対策の一つとして、場合によっては滞納整理を県へ引継ぐ制度を始めましたので、先ほどの未納通知書や催告書発送の際には、納税を促す意味でこの引継ぎの予告の旨を記載したり、封筒には目立つように重要という表示の赤スタンプを押ししたりして発送するようしております。これを始めてから、納税に対する一定の反応が出ていることも事実でございます。また、今年度も昨年度に引き続き、管理職による特別滞納整理を実施することにしてありますが、今年度で納税組合が廃止されることから、納税組合の納税者も含め、口座振替による納税方法の推進にも積極的に進めております。そのほか、回収対策としまして、長期又は高額滞納者に対しましては、預金調査や給与照会を実施した上で、預金や給与の差押え、場合によっては不動産の差押えについても強化をしているところでございます。それから、次の各事業の取組、大型プロジェクトに伴う財政収支についてでございますが、先ほど来の市長あるいは企画商工観光部長の答弁と重なる部分がございますが、財政収支につきましては、先の決算委員会での御説明いたしました佐伯市行財政改革プランの今後の財政収支の見通しのとおり、現在の行財政改革を引き続き実行していけば、平成21年度には取崩型基金を約52億円保有できるところまで財政収支が改善される見込みでございます。この行革と大型プロジェクトとの兼ね合いが、今後大変工夫を要するところでございますが、今後は先ほども申しあげました市税を始めとする各公金の歳入の確保の強化、それから人件費を始めとする経常経費の抑制、それから投資的事業についての選択、精査等により歳出の削減を行い、民間委託の事業促進等事務事業の見直し等に積極的に取り組んでいきたいと考えております。その上で、今後議員御質問の大型プロジェクトにつきましても、国・県の補助金を有効に活用しながら交付税算入の高い、いわゆる合併特例債等あるいは過疎債等の優良な起債を十分に活用しながら一般財源の持出しを極力抑制して健全な財政運営に努めるよう頑張っていきたいと考えております。それによって財政の収支は必ずや均衡を図っていきたいものと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 給与等のカットは引き続き実施されるのかという点についてお答えいたします。先般の決算委員会において、これまで実行してきた行財政改革が今後の財政にどのような効果をもたらしていくのか、その成果を踏まえて推計し直した今後の財政収支の見通しについての説明をいたしたところです。この推計は、平成21年度までの期間において、現在行われている各種の行財政改革プランが引き続き確実に継続、実行されるものと想定しての試算であります。したがって、平成21年度末には約52億円の基金を保有できるという試算は、今後あらゆる行財政改革メニューの断固とした実施、実現の前提によって打ち出された数値であることを御理解いただきたいと思います。本市の財政状況を見ますと、起債残高が非常に多く、公債費が将来の財政運営の大変な負担になっていくことは確実に、職員数の削減についても順調に進んでいるとはいえ、類似団体に比べるとまだまだ多い状況です。また、これからの少子高齢化による社会保障費の増大、下水道整備やごみ等の環境対策に係る経費、新しい時代に対応するための情報化対策、住民の安全・安心を守るための防災対策等、今後財政負担を増大させるさまざまな課題は山積しておりまして、本市の財政がいまだに厳しい状況であることには変わりはありません。このため、ここ当分は行財政改革に終わりはないものと認識しております。したがって、御質問の職員給与等のカットについても当然ながら引き続き実施していくものとして試算をしておりますし、その継続は財政改革には必要不可欠なものであらうと考えております。今後も行財政改革プランが確実に実施されているかの検証を随時行いながら、着実に本市の財政が改善していくように努力を惜しまない所存であります。以上です。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 障がい者や高齢者の福祉対策についてお答えします。障がい者福祉につきましては、平成18年4月から障害者自立支援法が施行されました。利用者負担について、所得に応じた負担から原則1割の負担になりましたが、対象となる世帯の所得に応じて月額の上限額が決められており、負担が重くなりすぎないように配慮されております。また要件により、入所施設等の利用する場合の個別減免や食事等の実費負担などについても減免措置が講じられ、低所得の方に配慮されております。なお、地域生活支援事業が同時に開始され、地域の実情に応じた柔軟な福祉サービス事業の実施が可能となりましたので、障がいのある人が安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう事業を推進してまいります。生活環境については、佐伯市障害者福祉計画で、障がいのある人が積極的に社会へ参加できるよう建築物や道路などの公共施設のバリアフリー化に引き続き取り組むこととなっておりますので、これら施設の点検整備を進めてまいります。一方、高齢者の安全・安心の生活環境対策・福祉対策では、災害時でも対応できるように無線を使った安否確認システムの導入や総合交通計画の中でもコミュニティバスも検討しております。また、高齢者福祉サービス事業として、生活支援ハウスの運営、緊急通報システムの設置、軽度生活支援事業、食の自立支援事業、住宅改造助成事業等、合わせて30ほどの事業を行い、高齢者の生活の援助を行っております。また、地域支援事業として、ころばん教室、介護予防教室、栄養教室、総合相談事業、家族介護事業等を行っております。本年度は、認知症の方・家族の方への支援対策も開始しており、今後も佐伯市の高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

議長（児玉忠義） 渡邊議員。

28番（渡邊邦壽） 懇切丁寧な御説明ありがとうございました。すべて市長の政治姿勢の表われ

というふうを受け止めさせていただきたいというふうに思っております。特に、当初から皆さんが企業誘致等々特に多かったんですが、この予算あたりが18年度で当初予算156万2,000円、決算額が先般の決算特別委員会で84万5,000円、消化率が実に54%これは何であろうかという非常に私は、当然決算委員会においてもこのたぐいの予算を思い切って計上すべきであり、積極的な企業誘致の姿勢を出すべきという意見も出たのは御承知のことと思います。何はさておいても是非この部分については市長の基本的な重要施策でありますので、予算編成の基本方針にも言っておりますように、産業を振興し雇用の場をつくるため組織と財政に裏打ちされた積極的かつ果敢な取組の姿勢を正に内外ともに示すべきであろうというふうにこれは注文をしておきます。もう回答は要りません。次に、税の徴収率の向上と滞納額の回収対策につきまして、私ども先般総務常任委員会で香川県の善通寺市におじゃまいまして、是非還元率の向上ということを目指して、債権管理局こういうものを部長以下31名体制でとっておるという体制をお聞きしまして、いずれにしてもこの究極の行政改革として住民からの税を行政サービスとして還元して住民福祉の向上に寄与する税還元率の向上において他の自治体を上回る付加価値、つまりプレミアの付いた市役所を目指すということを明確な目標としてこの債権管理局を作っておるという、非常に目の覚めるような実例をお聞きしましたので、また何かの際に私どももこれを生かして御提案申し上げたいというふうに思います。最後にこの1点だけ御質問お願いしたいと思います。市長の言われる地域の資源を活かしたまちづくりの中で、何と言っても食と観光と先ほど言われましたとおりであります。海・山・川・里に囲まれた我が佐伯市の活性化の資源は正に足元にあると言っても過言ではないと言えるのではないのでしょうか。箱物を造ったり、巨額な投資をする観光もあります。しかし、地方が観光で取組を目指すときに、ものに満たされている都市とは違うもの、つまりいやしと本物というものを我々はキーワードとしてとらえていくべきではなからうかと思えます。最近、国の方もやっと経済効果の大きい観光の振興、つまり観光立国への取組を本格化し始めております。その理由といたしましては、交通費、宿泊費、飲食、土産、入場料など、旅行による消費額の推計で2兆5,000億、これはもう観光白書からとったんですが、国内産業への経済効果は実にGDPで国内総生産の2.4%、235万人の雇用、そして2兆円の税収をもたらす。他産業への波及効果も大きいということで、正に観光産業はこれからの主力産業の一つとされるにふさわしい経済効果を持っている実態があるわけであります。日本を代表する京都市は地域全体が資源であり、年間4,750万人、これはまあ別格であります。近くは九重の建設費20億を掛けた夢大吊り橋、これ年間230万人ですか、500円にいたしますと10億以上の1年間の収入があると。あるいはコンパクトであります。年間30万人を超える観光客を呼ぶ昭和の町豊後高田、またこれ全国的にもラーメンを食べに年間100万人っていうこの御承知喜多方ラーメン、これは経済効果は実に172億円だそうであります。先般、今年35万株の紅白の芝桜を丘に植えたそうです。今年のワンシーズン2か月でこれを見に100万人が来たというこれは埼玉県秩父市の例であります。つまり、ローカルという我々の地域の中に再生の資源を探して創造できる地域こそがこれから地域として評価される時代に正になったというふうに私は思います。佐伯市は待望の東九州自動車道が開通をいたします。少なくとも開通イベントのメニューについて若干今聞いたんですが、もう一度この一定の期間、食と観光を巡る周遊ツアーという何コースかのメニューを考えてひとつ旅行業者又はJRなどとタイアップして売出すお考えはどうか、是非今がチャンスというふうに思っ

おりますし、決してナンバーワンでなくても、オンリーワンという形の中での展開でいいと思います。まずは、私は交流人口を増やすということでチャレンジ100万人、一人当たり2万円ほど落してもらおうと200億の効果があります。こちら辺からひとつチャレンジしてみたらどうであろうかと思えます。つまり新たな地域産業の創造としての挑戦をすべきというふうに思っております。以上、これの所感をお伺いをいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 渡邊議員の再質問の中で、観光という面でちょっとお答えしたいと思えます。先ほど総体的な予算に対する形で各担当部より、今まあ私の手元に来てない部分の話もあったようでございますが、いろんな中でいま意気込みを示したところです。特に、この中でございました観光ってということで、昨年ですね菊池ですね、ようこそジャパン、ようこそ日本へという企画をですね九州管内の市が寄りまして懇話会をしております。これは中国の皆さんを是非とも日本へ呼んできたい。特に九州、九州の中国と姉妹都市のある所のということで始めさせていただきました。これはまあ海外との話です。私ども先般11月22日に佐伯市と由布市の観光協定をしたという大きな理由は、佐伯市の観光客というのは由布市に比べて非常に小さなものがございます。由布市は年間約390万人、90万の宿泊があるといわれております。そうした中で、先ほど議員が言われたように、昭和の町でも60万人の方しかお見えになってません。こうした由布市との連携をとることによって高速道路が開通する、またこうした中で福岡佐伯会をですね、福岡の方に佐伯を知っていただくということのキャンペーンもやっていきたいと思っております。先ほどから出ております釣りバカ日誌、これもちょうどその中に、いかに私どもが体制を組むかということでやっておりますが、あと地域における店やまたいろんな関係業者の方については、受け入れ体制をどうするかということもこれからの問題だと思っております。そうした意味で現在、おもてなしという形でやっていますが、来年そうした体系ができるまで宿泊、料飲関係について講習会をして受け入れたお客さんを逃さないようにすることも大事だと思っております。まだまだ仕掛けはいろいろできると思っております。昨日の児玉議員の言われました日本一のしめ縄、これも昨日はですね佐賀市の方からもですね、佐賀県や福岡県の方からもこれは是非とも参加したいという形でお見えになっております。こうした中から、やはり道路網が良ければもっと参加者も多いだろうと、今まで私たちが当たり前だと思ったものがほかの地域から見ればすばらしい観光の対象となると思っております。また来年一応予定をしておりますが、すみつけ祭り等もですねアピールすることによって佐伯市はいろんな事業があるんですが、どちらかといって一体性がないということでプログラムの組み方ができないという形で、観光協会を中心としたそうした一体感を進めて食の事業という形で先般舟盛祭もありました。そうしたことをうまく結び付ければより一層の観光客の流入はあると思っております。特に、高速道路開通後、持ったものにプラスアルファのものがあればまた私たちもいろんな中で考えていきたいと思っておりますし、また議員自身もこういうことがアイデアがありましたら、お願いしたいと思っております。また、祭り等につきましても議員から御提言いろいろ御指導いただいております民間活力もですねそれぞれやっつけていかなければ、全部が行政で祭りもし、こうしたものもするということはまず不可能だと思っております。そうした中で、先般NPOを中心とした、よろうや仲町という皆さんの拠点施設も作りましたので、そうしたNPOの方々も一緒になったまちづくりをやっていきたいと思っておりますので、今後とも御指導賜りたいと思えます。以上です。

議長（児玉忠義） 渡邊議員。

28番（渡邊邦壽） じゃああと3分いただきます。私は今までもうちょっと時間があればと思ったんですが、なぜ企業誘致なのか雇用の確保なのか、ここら辺をちょっと述べてみたいと思います。私、今米水津に住んでおりますが、現在2,400名です。近年のピークは昭和になって戦後間もない25年に4,951名、かつては5,000人ちょっと過ぎておりました。私この米水津を何とか以前の5,000人にできないものであろうかと常々思っております。つまり、適正人口という観点から考えてみると、仮に1万も2万も住んだらたちどころに土地や住宅や水、上下水道、住居環境、その他インフラの整備に膨大な投資が必要となってくるからであります。米水津の今、ある御手洗家の御先祖にあたる御手洗左京という方が米水津組竹野浦に庄屋として拝命されて浦々の地域を統括しながら本格的に海に魚や海藻をとって徐々に山野を開いて畑を作って日々の生活を送ったという文献が残っております。以来、豊かな海の恵みを受けながら第一次産業の捕る漁業あるいは育てる漁業、わずかではありますがかんきつを中心に農業、そして今や全国ブランドの水産加工業、正に私どもには地域資源を生かした厳しい中でも地域に定着した産業がそこにあります。これをベースに豊かな自然環境を活用した磯遊びであり、船釣りや磯釣り、レジャーボート、スキューバダイビング、つまり食であり観光である新たな産業を生み出す雇用の場をつくる。いやしのスポットとしての人口交流、こういうことがまず2点挑戦すべきでなかろうか。そして、あとは企業誘致による新たな雇用の拡大、米水津から佐伯まで通勤が15分から20分であります。この三つの要素がある程度かなえるならば、私は米水津適正人口5,000人がつまりかなうという持論を持っております。だから、市長のいわゆる産業を興し、雇用の場をつくることが望まれるのであります。だから、企業の誘致であり、食と観光のまちづくりということを強く私ども要望をするところであります。地域の頑張りには限界があります。新たな挑戦とその実現を一緒に共に創造していくことということではないかというふうに強く思い、これをお願いいたしまして私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（児玉忠義） 以上で、渡邊議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後2時26分 散会

平成 1 9 年 第 6 回

佐伯市議会定例会会議録

第 4 号 1 2 月 1 2 日

第6回 佐伯市議会定例会会議録（第4号）

平成19年12月12日（水曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

2番	高橋香一郎	3番	川野紀久雄
4番	曾宮司好	8番	後藤幸吉
9番	江藤茂	10番	清家好文
11番	矢野精幸	12番	矢野哲丸
13番	河原修仁	14番	宮脇保芳
15番	佐保曉	16番	小野宗司
17番	肥後四々郎	18番	榭田穂積
19番	村尾清一	20番	井野上準
21番	河野豊	22番	下川芳夫
23番	柳井二生	24番	泥谷和喜
26番	和久博至	27番	日高嘉己
28番	渡邊邦壽	29番	染高矢玉夫
30番	児玉邦忠義	31番	甲斐迪彦
32番	狩生寿一	33番	廣瀬精一郎
34番	吉良栄三	35番	高司政文
36番	浅利美知子	37番	河野周一
38番	玉田茂	39番	村松講一
40番	児玉輝彦	41番	松田清徳
42番	戸山盛喜	43番	松寺島孝幸
44番	土師辰英		

欠席議員の氏名

1番	三浦涉	25番	菅原忠
----	-----	-----	-----

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企市福建農	市副副教総財企市福建農	市長	西木武大久三田菅川	嶋許田鶴保原崎人野	泰政厚隆直成信俊宣伸	義信博己太行誠邦行生	上教上弥本直宇鶴米蒲	下水浦生匠川目水江	道防局局局局局局局	部長	戸川高大加御手曾安戸高児	高島橋鶴藤洗宮藤高治玉	公ふみ安宗隆廣一和	人え忍信義二清美徳郎康
-------------	-------------	----	-----------	-----------	------------	------------	------------	-----------	-----------	----	--------------	-------------	-----------	-------------

議事日程第4号

平成19年12月12日（水曜日） 午前10時00分 開 議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開 議

議長（児玉忠義） おはようございます。本日の平成19年第6回佐伯市議会定例会第9日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（児玉忠義） 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、寺島孝幸君、2番、日高嘉己君、3番、和久博至君、4番、矢野精幸君、以上の順序で順次質問を許します。

43番、寺島孝幸君。

43番（寺島孝幸） 皆さんおはようございます。一般質問3日目中盤戦に入りまして、トップバッターを務めさせていただきます寺島孝幸でございます。私は今回、佐伯市のまちづくりについてということで、7点について西嶋市長、そして執行部の方々に御見解をお伺いをしていきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。来年はいよいよ2巡目おおいた国体が開催されます。佐伯市もレスリング、弓道、そして軟式野球ということでの会場となり、現在受入れ体制も着々と準備が進められているというふうに思います。また、東九州自動車道の整備も来年6月には佐伯インターまでの開通が予定されておるということでもありますし、アクセス道路としての217号バイパスやいろんな整備、道路整備も遅ればせながら現在整備が進められておるといような状況でございます。一方また、JR佐伯駅前には集客施設としてルートインのホテルが建設されるということにもなっておりまして、来年は全国各地から大分へ、そして佐伯市へ多くの選手団や応援者、そうした人たちを始め多くの方々が佐伯市を訪れるだろうというふうに思っております。しかし、この大分国体が済んでしまったら閑古鳥が鳴いておるといような状況が生まれては大変だといふふうに思いますし、そのためにもやっぱり、今からそうしたことのないような体制をつくっていかねばならないといふふうに思いますし、具体的にやれるものからですね、やっていくということで是非取り組んでいただきたいなといふふうに思いますし、そういった意味で何か質問をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

第1点目は、西嶋市長就任当時ですね、観光客の需要に応じた多彩な周遊観光ルート等を構築したいといふふうにおっしゃってございましたし、また新市ならではのおいしい食べ物や観光情報を提供する食の拠点施設の構築を検討するといっておられました。その後、その具

体的にどのようにその計画がですね、進められておるのか。そしてまた、今後どのように考えておるのか示していただきたいというふうに思います。2点目として、佐伯の食のメインとして、寿司をアピールしてまいりましたし、これまで寿司サミット等も取り組んできておりますが、今後の取組についての考え方を示していただきたい。また、寿司観光客を増やすためにも、また佐伯市の寿司業界の活性化のためにも、まずこの寿司を地元佐伯の人により多くの寿司を食べてもらうというような取組を考えてはどうかというふうに思います。例えば毎月24日、ツー・シーということで寿司にちなんでですね、24日を寿司の日というようなことで考えて、その日は3割引にするとかですね、パースデー割引をパースデー、誕生日に行けばですね、例えば免許証とかそういうものを示して誕生日ですよ、ということになれば半額にするとかですね、その分は観光協会とか佐伯市が負担をするというようなことですね、考えてはどうかというふうに思いますけれども、そういった、例えばの話で言いましたけども、そうしたことをですね工夫を考えながらですね、寿司店に佐伯の地元の人がやっぱり佐伯のそういう寿司を食べに行くと、そういう機会を増やしていくというような取組をですね是非取り組んでほしいというふうに思いますけども、こうしたことについてですね、御見解をお伺いしたいというふうに思います。3点目ですけども、佐伯の花はヤマザクラ、木はカシ、鳥はメジロ、魚はアジとアユということで決定してまいりましたけども、このことについてですね市民や観光客等に対するアピール等の取組、またそれぞれに対するですね、市としての今後の取組についてですね、どのように考えておるのか示していただきたいというふうに思います。4点目として、佐伯市の魚、アジの名所になるようなですね、アジを釣るようなアジ釣りの筏、ゼンゴ釣り筏^{いかだ}というものを設置をし、観光の一つの目玉としてはどうでしょうか。きのうの玉田さんのクロマグロという大きなこととですね対照的にゼンゴと、アジということで小さいわけですけども、そういったことを考えてですね何箇所か設置してですね、気軽にやはり子ども、あるいは女性も釣りに親しむことができる。そしてまた、観光客がいろんな重装備をして来なくてもですね、ちょろっと観光に来た客がそうした魚釣りをですね楽しめるというようなものもですね、必要じゃないかなというふうに思いますし、私たち子どもを育てるときでもですね、ゼンゴ釣りに子どもを連れて行って本当にまあ釣りの楽しさとか、そういったものもこう身に付けてですね、いまだに釣りがおもしろくなったということでやっておるような子どももおりますし、是非そうしたきっかけになればというふうに思いますし、そうした取組を考えてもらいたいなというふうに思いますので、御見解をお伺いいたします。5点目として、壽屋跡地の利用計画についてですね、現在どのようになっているのか、今後どのようにしていくのかですね、考え方を示していただきたい。6点目として、菖蒲園^{しょうぶえん}について若干決算特別委員会の中で触れられたんですけども、現状と今後の考え方についてですね、示していただきたいというふうに思います。最後の7点目ですけども、12月1日は映画の日というふうに言われております。平成17年の6月議会にて、私は佐伯にですね映画館の誘致を要望しましたけども、その後のですね佐伯市としてのそうした映画館の誘致の取組、そして今後のですね取組計画等をですね示していただきたいというふうに思いますので、よろしく御見解をお願い申し上げます。以上で、質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。3日目になりまして、今日は寺島議員からの御

質問でございます。議員には佐伯のまちづくりということでいろんな中で提案、またいろいろ指摘していただきました。私の方から答弁を申し上げたいと思っておりますのは、1に市長は就任当時という形で観光客の需要に応じたということでございます。その食の拠点整備について、また周辺観光ルートや食の拠点整備事業について、具体的に進んでいるのか、今後どのように考えているのかという質問について、まずお答えしたいと思います。私は九州一面積が広く自然の恵みが豊かな佐伯市の特性を生かしながら、食と観光を結び付けた周遊型観光地の形成が重要であると考えております。そうした中で今後、番匠川の河口橋のですね建設を最優先の課題として取り組んでまいりたいと思っております。本年度もですねそうした中で米水津地区で空の展望所も整備しました。これについては先般の市長のホットニュースですか、3か月に一遍あるんですが、佐伯市内の各地でそうした名所をですねインタビューしながら出して、皆さんにできるだけ紹介をしております。また、佐伯市街地とですね旧南郡の鶴見・米水津・蒲江を周遊するルートは、これは内外に誇れる私は絶好の風景街道になり得ると確信をしております。今年度開催されましたかみうら食と文化のふれあいフェスタ等も踏まえ、上浦から津久見・臼杵に至る日豊海岸全域についても3市で構成する日豊海岸ツーリズムパワーアップ協議会との連携を強化したいと考えて、そうした会も発足したわけでございます。さらに今年の3月、市内の観光施設を結ぶ距離・時間が一目で分かるマップとですね、日帰りのですね、1泊2日のモデルコースを紹介しましたパンフレットをですね私の方で作っております。それは見たことは、こういうマップを入れてですね、全部それにコース等も全部書いて、皆さんがどうしたコースを選ぶかということもさせていただいておるのが現況でございます。また、観光協会のですねホームページも今年度から立上げまして、そうした中でもいろんな紹介をして活用をさせていただいております。特に、食の拠点づくりということでございますが、昨年にですねこれの懇話会の立上げをして、やっと会議ができたのが今年の3月、要するに前年度の終わりにですね、第一次生産者、加工業者、調理人、市場関係、流通関係、そして行政関係の一部をメンバーとする佐伯市食の拠点懇話会というのを設立しております、今まで数回会議をしております。特に、この懇話会についてですね、大きな問題点といたしましては、流通の現状の把握、市内の農林水産物がすべて手に入る拠点づくりを核とした流通経路の整備をどうするかと。そして、高付加価値のさいきブランドの確立による販売力の強化と地域イメージの明確な案について、そうした中で会合をしながらですね、今年度中には答申を出していただきたいと。と申しますのも、非常に水産のまちというイメージが佐伯市もあるわけですけど、県下でも非常に早い時期での農産物の出荷もありますし、また花き類も非常にすばらしいものがあります。また、山に行ってもいろんなキノコ、それから果樹・園芸等いろんな形で佐伯市はいわゆる三拍子そろった得意な部分ができるんじゃないかと、こうした部分を一体化してやっていくということと、特に合併をいたしましてですね、非常に流通というのが非常に弱いなあと、この地域は。そうした中で、米水津水産加工の地域では非常に流通に強い。それぞれの地域の特性ということでもって、よって集めれば非常にいいものができるということで、私はそうした中で各分野からの若い方とともに、そのあとにはこれを実行するメンバーっていう形も考えていき、まず点と点をピシッとしたものをして核に持っていきたいと考えてます。そういう形の中で、佐伯市の食の拠点ができると判断をしております。また、あとにつきましては、寿司いろんな等がございますが、これについては担当課の担当部長の方より答弁させていただきますし、

また何かございましたら再質問等で御答弁させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） おはようございます。それでは寺島議員の7問の御質問のうち、私どもの担当であります2番、3番、4番、5番、7番につきましてお答えをさせていただきます。まず、観光課の所管からお答えしたいと思います。2番目の佐伯の食のメインとして、寿司をアピールするための取組についてどう考えているのか。市民を対象に寿司の割引デーを実施し、割引分は観光協会が補助する等の取組をしてはどうか、という御質問でございます。確かに佐伯寿司が佐伯の食を代表するものであるということにつきましては、だれもが認めるところであります。本年度は、食と観光のまつりの中でブリとヒラメのにぎり寿司の試食会を開催しており、関係者の御厚意で期間限定ではありますが、約400名に寿司の1割引券を配付いたしました。今後、割引デーを実施するかどうかにつきましては、^{すししょう} 鮨 商の御意見も伺いながら検討してまいりたいというふうに思いますが、飲食費の一部を市が負担するというにつきましては、現時点では考えておりません。しかしながら、寿司に限らず食観光を推進する団体等が行う事業につきましては、県等の補助金も活用しながら支援をいたしてまいりたいというふうに考えております。次に、4点目の佐伯がアジの名所となるように、アジやゼンゴの釣り^{いかだ} 筏を設置して、観光の目玉としてはどうかという御質問にお答えいたします。確かに県内外からの釣り客が市内の護岸や防波堤で釣りをしてる姿をよく見かけますし、今後も自然体験型の観光が伸びるであろうということについては、予測をしております。一方、現在市内ではアジ・ゼンゴと特定はいたしておりませんが、鶴見・蒲江地域に8か所の民間釣り^{いかだ} 筏が営業されており、釣り船や瀬渡しを営んでいる業者も相当数おります。また、鶴見の有明遊漁センターも必ずしも営業ベースにのらなかったこともあり、台風で被災後、施設を閉鎖した経過があります。このような事情を勘案する中で、現時点では、市として釣り^{いかだ} 筏等の施設を整備する考えはもっておりません。とはいえ、これからの観光を考えると、釣り客も重要なターゲットの一つであるということは十分認識しております。続いて3番目の佐伯市の花、鳥、木、魚の取組についての御質問にお答えいたします。市の花、鳥、木、魚につきましては、平成19年4月1日付で決定をいたしました。本年度作成しました市勢要覧や平成20年度の県民手帳、これも市民手帳というふうに言っておりますけれども、この手帳には写真を付けてこれらを掲載するとともに、ホームページにも出しております。なお、市民や観光客等に対する取組については、現時点では格別の取組を行っておりませんが、今後各部署と連携を取りながら、さまざまところで活用してまいりたいというふうに考えております。例えば、市が整備する公園などには、ヤマザクラやカシを植えるなどの取組が考えられますし、新たに作る観光パンフレットなどにもこれらの内容を掲載していきたいというふうに考えております。次に、5点目の壽屋跡地の利用計画につきましては、本年3月議会の際に、旧壽屋駐車場において、多目的広場と交流館を整備することを核とする案と、地域交流センターを整備することを核とする案の二つの案を御報告いたしました。現在この2案をベースに交通処理、駐車場、施設規模、民間開発、土地利用などさまざまな課題について検討してきたところでありますけれども、課題解決のためには更に専門的な見地から比較、検討を行い、絞込み作業を進めなければならない状況であります。したがって、今年度中には1案に絞り込み、中心市街地活性化法に基づく

新基本計画の核作業として位置付け、早期に事業化できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。最後に、映画館の誘致についてでございます。現在の本市に新たな映画館を誘致することは大変厳しいものがございます。これはテレビはもとより、ビデオ・DVD・インターネットなどの普及により、自宅で簡単に映画鑑賞ができるようになったという社会的背景から、映画館が経営的に成り立つのは一定の人口規模を持つ大きな都市か、あるいはその周辺のまちであり、加えてその出店の形態も、最近では超大型商業施設などにテナントとして進出する複合型映画館などが大半を占めていることなどによるものであります。このようなことから、現時点では誘致という面では具体的な展望は開けていないのが実情でございます。ただ、映画は一つの文化であり、良い作品は人々に感動をもたらし、私たちの心と暮らしに潤いを与えてくれます。このような中で、地域に映画館を待望する声があることも事実ですので、今後大手前開発などの地域づくりを進めていく中で、集客施設や住宅施設などの整備に併せ、何らかの形で映画館の機能を盛り込めないかについても検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 議員御質問のうち、6点目の臼坪菖蒲園^{しょうぶえん}についてお答えします。菖蒲^{しょうぶ}は3年に一度の土の入替えや株の植替えを行わなければきれいな花を咲かせることができないことから、維持管理において手間と費用が掛かりすぎ、問題が生じているのが現状であります。菖蒲園^{しょうぶえん}の全面を土の入替えをして菖蒲^{しょうぶ}に植え替える計画では、約1,500万円が必要になり、これを3年ごとに計上していくには費用が掛かりすぎるため、費用を掛けずに持続して整備できる維持管理を考えなければなりません。そこで、今後は部分的に客土の入替えをし、塩害に強い種類の花へ植え替えながら、菖蒲^{しょうぶ}を中心に一年を通じて季節ごとに花の観賞ができる計画で整備を進めていき、また開花前と開花後の処理、池の清掃、樹木のせん定、藤棚の整備、歩道の清掃と作業内容を分類し、年間スケジュールを作成し、管理体制を整えてまいりたいと考えています。以上です。

議長（児玉忠義） 寺島議員。

43番（寺島孝幸） どうもありがとうございました。市長から1点目の周遊観光の関係、そして食の拠点施設の関係等がありましたが、もっとですね、今まだパンフレット等で紹介してあるということですけども、具体的にやっぱり何というか、ほかの都市ですね、福岡近県のそういった観光のやっぱり実現性のあるような、やっぱり観光バスできちっとしたルートを確認をして、こういった方面でやっぱり回ればこれくらいの費用掛かりますよとかですね、そういった細かな点まで含めてですね、具体的にやっぱりタイアップしながらですね、実現性ある今後ですね取組により取り組んでいただきたいなというふうに思いますし、まだまだ市政1期目でそこまで、合併3年というような状況の中で難しいという点もあろうかと思っておりますけども、今後ですねそうした実現性に向けてより具体的にですね進めてほしいというふうに思います。また、拠点施設の関係についてもですね、今年度中には一定の方向性を出していくというようなことではございました。私はこの大手前の壽屋跡地ですね、ここのやっぱり利用をですね、そうした面で活用していくようなことをですね、是非考えてもらいたいなど。食の拠点施設を中心にですね、観光バスが乗り入れて駐車できるスペースも確保しながら、またいろんなやっぱりそうした各旧郡部ですね食、山・海・川のいい食材を集めたやっぱり食の拠点、そしてまたそれらの加工食品も販売できる。そして、観光情報も提供

できる。そしてまた、大型観光客、バスが入ってもトイレが利用できてですね、行ってやっぱり佐伯市のそうした観光の拠点となるようなですね、施設を是非まあ大手前のそういう壽屋跡地の利用をですね、活用をですね是非図っていただきたいなというふうに思いますんで、この辺についての御見解、市長の方でございましたら答弁をお願いしたいというふうに思います。それから、寿司の関係ですけども、これは先日ですね、12月の6日の大分合同新聞で大々的に1面に取り上げられておりました。12月12日今日ですね、今日中東のアラブ首長国連邦のドバイでですね天皇陛下の誕生祝、祝賀会を催すということで、そこに佐伯の錦寿司、寿司源、この人たちが行ってですね、その祝賀会で寿司を握るといようなことが今日、今はまだ中東ですから朝になってはいないかもしれませんが、この12日、今日行われるというようになっております。世界の寿司、世界デビューということでこういった新聞の1面に飾っておりますし、それまでにはですねやはり佐伯の寿司、海外で寿司を売り込もうということで、中国やらベトナムなど視察をし、11月にドバイを視察をした際に、そうした熱心な態度にですね、ドバイのそうした大使館員が注目をしてですね、そうした祝賀会に呼んでいただいたというような状況があります。祝賀会には、現地の王族や政府、高官、日本企業の重役ら約300人が招かれるというような状況も書いておりますし、やはりこうしたですね努力をされておるといことについては非常にまあ今後ですね、世界的にもそうした寿司が出ていくんじゃないかなというふうに希望がですね沸いてくるような記事が載っておりますんで、是非佐伯の地元の人たちがですね、もっとやっぱり佐伯の寿司の良さを知っていきこうというような取組をですね、なされたらどうかなということで私今日提言させていただきましたんで、必ずしも私の提言どおりにといことではありまんけども、是非なんかそうしたですね、佐伯の人たちに寿司を食べていただく機会をですね、より多く持っていただくというようなですね工夫を是非考えていただきたいというふうに思いますんで、直接そうした食べ物に対して補助をするといことはできないといような答弁でございましたけども、何かそこをですね工夫しながらいい方法をですね、考えていただきたいというふうに思いますんで、その辺につきましての御見解がありましたら再度よろしくお願いしたいというふうに思います。あと、3点目のそれぞれの名所をですね今、ヤマザクラ、それからカシを植栽を考えているといようなことですけども、是非現在もですね佐伯市、広い佐伯市の中でこのサクラの本当に素晴らしいですね、峠等も私もこう佐伯市を回る時に見てまいりましたし、そこらをですねもうちょっとやっぱり手を入れたり、アピールしてですね知ってもらおうといことをしていきながら、何かサクラの名所、いろんなカシのウワメガシもですねありますし、そこらのアピールをしていくそういう取組。そしてまた、佐伯市の中で何か取り組める。例えばですね、この佐伯市のメジロっていことでもありますけども、私たちの小さい時には、メジロのけんかといつか、泣き合わせながらですねけんかをさせてした経験がございますが、そうしたですね、佐伯市の中でメジロのそういうけんか大会といような取組をですね、これは県内始め全国でもいいですから、アピールしながらですね、何かそういう愛好会を中心にですね取り組むようなことができないかなあ、テレビでもですね鹿児島の方ですかね、ダイロと言いましたジョロウグモですか、クモのケンカ、これがもう話題になっておりましたけども、あんなんでもですね話題になるんですから、メジロのやっぱりきれいなですね姿、鳴き声、これやっぱりもうちょっと全国にアピールしていく、そういったこともですね是非やはり何か取り組まないとですね、このままメジロと佐伯の鳥はメジロですよとてても、

メジロがどんな鳥か分からないし、またすばらしい鳴き声もですね全国の皆さんも分からないというふうに思いますんで、是非まあそうしたことですね、検討もしていただきたいなあ。そしてまた、そうしたせっかく佐伯市ですね、そうしたものを決めただから、市民にもやっぱりアピールしていただくような機会をですね是非つくっていただきたいというふうに思います。菖蒲園しょうぶえんの関係、これについても建設部長の答弁では今後、今の状況ではですね3年に一度植替えなり土の入替えというようなことで、管理経費が掛かるというような状況があります。そういう中で順次切り替えていきたいというふうにありましたが、今一度ですね、もうちょっとはっきりしない点しょうぶえんが、菖蒲園としてこのまま残していくのかどうか、菖蒲しょうぶは菖蒲である程度残しながら菖蒲園しょうぶえんとしてこのまま継続していくのか、それとももう菖蒲園しょうぶえんということじゃなくて何かのそういうほかの花に切り替えて全体を菖蒲園しょうぶえんじゃない形で今後取り組んでいくのかどうか、そこらについて明らかに再度してほしいなというふうに思いますんで、臼坪川の問題、常盤地域ですね方々の人たちにはやっぱり水害、そうしたこともですね、これまでよく言われてまいりました。川をやっぱりもうちょっと広くとってですね、水はけをよくしてもらいたいという要望もありましたし、その辺も踏まえてですね今後の御検討をお願いしたいということでございますんで、よろしく再度お願いしたいと思います。それと映画館の関係ですけども、大変テレビやビデオが普及をし、大変厳しいというふうに言われました。確かにそうした面では厳しい面もございますが、私も時々大分です映画鑑賞をする機会を持ちますけども、その時にですね必ずやっぱり佐伯の人とですね会うわけですよ。私が知ってる佐伯の人と会うわけですから、知らない佐伯の人がどれだけ行っておるか。そしてまた、私が行かないときにどれだけの佐伯の人がですね行っておるかということを考えればですね、相当の方が佐伯からですね映画を見に大分まで行っておるというような状況があります。実際にやっぱり合併をして佐伯市のそうしたやっぱり娯楽施設、そしてまた若者のそうしたですね、集う施設、文化の拠点としてですね是非これもですね必要な施設だろうというふうに思いますんで、複合型をやっぱり中心にですね、今後食のそういう拠点施設も含めてですねやっぱり考えていただきたいなあというふうに思いますんで、そうした再度ですね、そういったものに向けての決意をお聞かせいただきたいというふうに思いますんで、よろしく申し上げます。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 寺島議員さんの再質問でございますが、周遊観光っていう形での今できないかということで、私どものこうしたバス等については、まだ整備が必要ではないかと思っております。というのが今年ですね東九州伊勢えび海道、非常に多くの方々がおいでいただいております。昨年に比べて昨年から上浦から佐伯・鶴見・米水津・蒲江という長い全部の海岸線を伊勢えび海道とうってやらせていただきました。駅等でその専属のツアーとか、またそれに対して来たときにタクシーの案内とかですね、それだけで行った方もたくさんあると聞いてます。特に、今年は9月に解禁するわけですけど、本来伊勢えびが値下げになるそうですね、解禁。逆に足らずに値上げになってきたという例があって、材料が不足したという具合に多くの方々が来たと聞いております。また、佐伯市はこうした水産物の食っているのは非常に多くのものがございます、昨年等について今年もそうだったんですけど、鶴見の豊漁祭、今まで五、六千人ぐらいだったのが、1万人超す人がですね多く車で来ていただいたとか、いろんなイベントがこの10月から11月に掛けてありまして、そうした食のお祭り

というのはこうしたキャンペーンというのは大分県でも一番多くの形をうっておると思っております。地域地域の発信という形で今そこに行って、やはり旬のものを味わっていただくということになると、それぞれあるんじゃないかなということ、交通計画をどうするかと、非常に距離があるもんです、そうした部分を見ながらですね、どうした手法がいいかということでも庁内協議もしているわけです。それから、拠点施設の中ということで、大手前の考え方ということですが、議会の方でも説明いたしましたように、一部そうした施設をということで考えておりますが、私が考えてる拠点施設っていうのは、全体佐伯市ですね、全体を扱う拠点施設という具合で、先ほど答弁させていただきましたが、通常で佐伯の特産館ですかね、そういういろんな佐伯の特産物が一か所に扱える店も今回の構想の中に入れながらですね、方向付けを今詰めているところでございます。また、こうした施設というのは議員も御承知だと思いますが、ちょっと思い出さんですけど、当時焼津の方にですねお魚市というのがありまして、市場で揚がった部分がパーキングエリア等に併設してですね、多くの方々がパーキングエリアまで買いに行くとかですね、それ目的だけでも地区に来るって、そうしたこれから年末に掛けてもですね、やっぱり正月用の魚は佐伯でどこに買いに行けばいいかと、それが分かる表示ができればということで、そうした中で今観光協会で作らせていただいているのが現実です。また、昨日も御答弁させていただきましたが、佐伯市の食というのはいろんな意味で、生から食べるものという形で現在させていただいています。昨日も答弁の中で、由布院との観光協定の中で、こうした食を中心としたこともして、お互いが調理人同士の勉強会をしようと、また観光客に対するおもてなしがですね、非常に不評な話が多いんです。店に買いに行けば売ってやるんだという、買っていただきましたという店がまだそういう考えがなく、それは地域性があるってですね、そこまでそれがなくて気軽にしとるんですけど、外部から来る人にすれば余りにもぶっきらぼうに言ったもんですから嫌な感じがしとるんですけど、話したらそもそも浜の人間だからそういう気持ちで素直なことですねえと。そうしたことに對してもお客さんに対する対応というのを、そうした私たちも教育また指導をしていかなければならないと思っております。特にまた、寿司についてもいろんな中で頑張っておりまして、これは先ほど言いましたように、ドバイでの今回非常に熱心だということで本日行ってるわけですが、この店は空便という形で日本航空の中の佐伯市の寿司を空便で買えるということでして、その後、いろんな弁当もあるわけですけど、これは生魚を使った空便ということで、珍しいということで新聞にも挙がっておりますし、各佐伯市進出の企業、また佐伯から行った方々にもパンフレットを送って、佐伯の寿司が航空便で持って行きますよというキャンペーンもやっております。今年、この前フランスの方の企業体でありますミシュランの三つ星、東京で指定されまして寿司店が入ったということで、非常に世界的にニュースになりました。また、ロシア等でも寿司店の経営者が非常に有名な方もおられるということで、世界的な企業の中にその寿司の食が入ってきておるということも存じております。寿司について、寿司とのレベルアップ、また寿司のキャンペーンについてはやっていきたいと思っておりますので、非常に寿司も寿司店で売ってる寿司、またスーパーで売ってる寿司、いろんな寿司がございまして、地域においた中でやはり魅力のあるものにやっていきたいと思っております。あとにつきましては、私の方の担当課から、部長から御答弁申し上げます。以上です。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは寺島議員の再質問にお答えしたいと思います。中心となる部分は先ほど市長の方からお答えをいただきました。寿司の問題につきましては、それぞれ店舗の業績アップに向けて、私どもとしましても後方支援をしてみたいというふうに思っております。そういうことによって、佐伯市の活性化につながるという部分でありますので、その点は十分研究させていただきたいというふうに思っております。それから、市の花であるとか鳥・木等の関係でありますけれども、先ほども答弁いたしましたように、市勢要覧や観光パンフ等で紹介もしていきたいというふうに思っておりますけれども、御提案がありましたメジロの関係につきましては、少し研究をしてみたいというふうに思っております。いずれにしましても、来年の6月以降と言いますか、大分国体あるいは東九州、釣りバカ日誌等大きなイベントが市内で開催されるわけありますので、この機会を逃さずいろんなアピールもしてみたいというふうに考えております。それから、映画館の件につきましては、先ほど私もお答えしましたとおり、大手前開発について今調査・研究でありますので、その中で一緒に考え地域づくりを進めていきたいというふうに考えておりますし、現状につきましては、議員も十分御承知のことと思っておりますので、その点を十分御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 菖蒲園の再質問にお答えいたします。引き続き菖蒲園として残していくのかという御質問でございますが、基本的には菖蒲をメインとして残していきたいと考えております。現在の菖蒲園は、もう花菖蒲だけのために花としての観賞期間が6月から7月の1か月と極めて短期間でございます。また、当園における菖蒲の育成も年に幾度かの冠水、海水とか川の水で浸かるという状態、あるいは株の更新期を迎えて衰弱しているのが現状でございます。加えて園全体に宿根性雑草等が繁茂し、菖蒲の生育を著しく阻害している現状でございます。今後につきましては、まず第1に菖蒲の蘇生対策としまして、改植、改めて植え直す改植を3年から4年ごとに行っていくこと。宿根性雑草の完全除草、菖蒲以外を含めまして新品種の導入をしていくことを考えております。現在の菖蒲園を3ブロックに分けて、それぞれ彩色構造を変えて管理をしていきます。それから、管理コストを低くできる植栽構造も考えてまいります。菖蒲をメインとする公園を継続するため、3ブロックをローテーションを掛けて菖蒲の連作障害をできるだけ軽くする手法をとってまいります。以上のことを重点に今後は考えていきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 寺島議員。

43番（寺島孝幸） もう要望にとどめたいというふうに思いますが、要はですね、ゼンゴ釣り筏の関係でもですね、現在7か所あるというふうに言われましたが、やはり釣りの装備をですね重装備をして、構えて釣りに来るといようなことじゃなくてですね、気軽にやっぱりポツと遊びに来た人、何気なく佐伯を訪れた人、そしてまた佐伯の子どもたちが気軽にですね、すぐ近くで気軽にゼンゴ釣りを楽しめるというふうなことでですね、何か筏でなくても代船というかポンツーンとかですね、そうしたものを利用して取り組めるような施設のものでですね設置してほしいなというふうに思いますので、それは今後検討していただきたいというふうに思います。要はですね、この来年の国体目指して今いろんな整備が進められておりますし、この道路整備が進んでいけば行くほどですね、逆にやっぱり出ていく方も多くなると、それはやっぱり佐伯に集めていくという国体以後ですね、観光客がどれだけ佐伯に

集まっていくのか、帰ってくるのか、そうした方策を今後十分にやれば具体的な形ですね、取り組んでほしいと是非国体以後、閑古鳥が鳴くような状況にしてほしくないということでですね、私の意のあるところを理解していただいでですね、是非十分なる具体的な取組のほどをですねお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

議長（児玉忠義） 以上で、寺島議員の一般質問を終わります。

次に27番、日高嘉己君。

27番（日高嘉己） おはようございます。27番議員、日高でございます。通告に基づき一般質問を行います。私自身久しぶりの一般質問ですけれども、よろしく御答弁をお願いをいたします。

近年、少子高齢化と言われておりますが、我が国の総人口も既にピークを打ち、今後人口減少社会へ突入すると言われております。ゼロ歳から14歳までのいわゆる年少人口は既に1979年減少に転じていたと言われております。現在では、団塊の世代となっております戦後間もない第一次ベビーブーム、そしてまた第二次ベビーブームと言われております団塊ジュニア、これが1970年代の最初と言われております。こういった時代と比較すれば現在5分の1とか10分の1の児童数になった地域も多いのではないかと考えております。こういった中、佐伯市長期総合教育計画では学校の適正規模の基準として複式学級をなくす方向で統合を検討するとしております。2学級の複式のある学校は、平成23年度までに統合を、そしてまた平成23年度時点で複式のある学校は、平成28年度までの統合を視野に検討するとしております。そこでお伺いをいたしますが、佐伯市内の小学校数と児童数の状況をお尋ねいたします。蒲江地区は人口約9,100名、海岸延長86キロメートル、そして12の浦々と二つの島を有する大変大きな地域であります。その中に現在、小学校、分校1校・小学校が9校、合わせて10校あるわけですが、今回尾浦小学校は地元の御理解の下に上入津小学校との統合する議案が今定例会にも上程をされております。また、それぞれの小学校区において統合を前提として地元の説明会がなされたと思いますが、その中でどのような意見が出たのか、また教育委員会としてどのようにとらえているのかお伺いをいたします。また、具体的な統合案の一つに10校を1校に統合するといった案もあるわけですが、その場合新しい場所に新校舎を建設するということになるのか、その辺も含めてお尋ねをいたします。また、先ほどの学校の適正規模の基準に照らして、蒲江地区以外の学校の統合計画はどうなっているのかお伺いをいたします。

次に、国道388号線の道路整備についてお尋ねをいたします。蒲江地区を縦断しております国道388号線の道路整備は、蒲江町の時代から町の最重要施策の一つとして歴代町長を先頭に議会、そしてまた道づくりを考える女性の会、あるいはまた宮崎県の北浦町との連携を取りながら大分県、九州地方整備局、また国土交通省などに要望活動を行ってまいりましたが、当時の説明では1路線1工区の整備だということではなかなか進みませんでしたけれども、近年、東九州自動車道の蒲江インターへのアクセス道路として急速に進ちよくをしております。畑野浦・河内間に加えて小蒲江バイパス1,500メートルが平成15年度から平成22年度の予定で事業費28億円、また森崎バイパス2,900メートルが36億円の事業費で平成18年度から新規採択され、急速な進ちよくを見ており大変うれしく思っております。ここで畑野浦・河内間、通称入津バイパスについてお伺いをいたします。昨日の村松議員への

答弁でも若干触れられておりましたけれども、答弁がよく理解できませんでしたので改めてお答えをいただきたいと思っております。この路線は平成4年に事業採択をされた全長5キロメートル、総事業費160億円と言われております。そのうちの畑野浦工区2キロメートルの中にトンネル3本、これはもう既に完成をして供用を開始されております。残り河内・楠本間3キロメートルに楠本トンネル130メートル、また楠本第2トンネル100メートル、さらに楠本架橋550メートルは残っております。事業採択の地元説明会では、橋を含めて10年間で完成させると言われており、漁協の了解もとり既に橋脚の地質調査も行われたと思っております。私どもはこれまで国土交通省や県土木からの説明で完成は遅れてはいるが必ず完成するものと確信をいたしておりますが、地区民は当初の計画と大幅に遅れ、また昨今の経済情勢などから楠本架橋は幻の橋になったとか、夢の大橋になったのではないかと大変心配をしております。こういった公式の場で間違いなく予定の路線で完成するのだと明言をしていただきたいと思っておりますし、また本事業進ちょくのために今後こういった取組をしていくのかお尋ねをいたします。以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 日高議員さんの御質問の前に、議員さんはこの2年間議長としていろんな中で新市のため活躍され、また陳情・要望等につきまして佐伯市のために御協力いただきましたことをこの場をもってお礼を申し上げたいと思っております。

議員の質問でございますが、国道388号線につきましても一緒に国土交通省の方に要望に行き、地域では2年間で北浦が延岡市との合併もあったということで、この事業につきましては、私も議員時代の時に蒲江、北浦を始め、それが県南の道路網整備という形で広くは延岡市、また大分県側では米水津、また佐伯といういろんな道路の関係で要望した経緯を覚えております。特に、この道路につきましては、議員が先ほど御質問いたしましたように、平成4年から入り、事業認可されている畑野浦楠本バイパスの一部であります。この区間内の畑野浦工区は既に現在完成しております。楠本工区の竹野浦河内の方の事業を始めています。仮称でございますが、楠本大橋建設の具体的な実施時期にいたしまして、県によりますと現時点ではまだ明らかになっておりません。現在、佐伯市では御質問の国道388号線、楠本架橋という形と先ほど言いました小蒲江間の道路2区間を整備しているということで、いわゆるそれ以外にも多くの事業が出て、大分県にも全体での要望はしております。また、この388号線につきましては、延岡市とこれについての整備については、今要望のですね、打合せをしながらやっていきたいと思っておりますし、私どもにとりましても、これは388号線の道路につきましては、合併支援道路の関係であるということでございますので、こうした中で市にとって新規事業という形になってくると思うんです。橋だけにつけば、そうした中での整備を国と県について要望し、着手に当たっては県も非常に財政状況ということを盛んに言われておりますが、私どもといたしましても、楠本架橋の必要性は十分認識しておりますので、今まで地域との約束でございますので、その点について要望についてやっていきたいと思っておりますので、時期的にはまだはっきりしておりませんが、そういう姿勢で臨んでいきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。あとにつきましては、教育長の方より答弁させていただきます。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） それでは、日高議員の蒲江地区の小学校統合計画についてお答えしてまい

りたいと思います。市内の小学校数と児童数は、小学校では34校と1分校になります。全児童数は4,074名であります。これから佐伯市全体で今後10年間で約1,000人減少することが見込まれております。次に、蒲江地区での説明会で出された意見についてお答えをしてみたいと思います。蒲江地区での説明会についてであります。代表区長への説明会や各小学校のPTA会長、副会長に集まっていたの説明会を皮切りに、PTA会員を対象に蒲江地区すべての小学校での説明会を行ってまいりました。代表区長やPTA役員への説明会では、近い将来統合の話があるだろうと考えていたとの話が多く聞かれ、小学校統合に対して関心があったと考えております。また、PTA会員の意見は統合することに対し学校によって温度差があり、早く統合してほしいという学校もあれば、今の小規模校に満足してるといった意見もありました。総じて統合が必要である。統合は仕方がない。という意見が大方でありました。加えて統合後の子どもたちの通学方法が心配である。通学に掛かる費用はどのようになるのか。という統合によって発生する問題についての質問が出されてきましたので、学校規模の適正化についての一定の理解があったと感じております。また、各地区での少数意見ではありましたが、1校に統合したらどうかという積極的な意見もありました。佐伯市長期総合教育計画では、小学校では議員が御指摘しましたように複式によらない最少人数で6学級以上を適正規模としております。蒲江地区の小学校もこの計画に沿って進めているところであります。しかし、蒲江地区の将来の児童数を試算いたしましたところ、6年後の平成25年度には、今より全体で116人も減少することになります。この児童数の減少状況から考えますと将来は1校になる可能性もあると考えておりますが、現時点では具体的な計画は策定はしておりません。ただ、統合新設校舎の建設となりますと、関係者の合意、建設場所の特定、補助金要望等の事務手続、基本設計、実施設計で開校まで最短でも5年ほど掛かりますので、1校統合については現在の統合計画と並行して進めていかなければならないと考えております。PTAの方々最も心配されているのは、統合後の通学方法、それに掛かる経費負担の問題でありました。合併の時にそれぞれの地域事情により通学方法、経費負担が統一されないままであり、全市的な調整が大きな課題であります。現在検討委員会で調整を行っておりますので、方向が決定しましたら改めてPTAの皆様へ御説明にまいる予定にしております。また、長期総合教育計画による統合の対象校となる小学校は、蒲江地区を除き市内に8校ありますので、今後も全市的な見地から統合を進めていくことにしております。したがって、地域に出向き子どもたちの学習環境を整えるための統合であることを御理解・御協力をいただけるよう、説明会を実施してまいりたいと思っております。以上であります。

議長（児玉忠義） 日高議員。

27番（日高嘉己） 学校統合の件ですけれども、蒲江地区では平成14年に五つの中学校を1校に統合した経緯がございます。小学校の統合といいますと、それ以上に難しい部分があると思っております。地区から小学校がなくなるという寂しい思いもありましょうし、またその5人とか7人で複式学級で充実した教育環境なのかといったジレンマもあるわけですし、学校はほしいけれども子どもがいないというような感じの思いもするわけですが、こういった統合ということになりますと、十分に時間を掛けて早くから議論を始めて協議することが必要だというふうに思っておりますが、教育長もし何か見解があればお願いしたいと思っております。

それから、国道388号線の架橋のことですけれども、きのうの川人部長の答弁でも、この

村松議員への答弁で、何か先行き暗いなというような思いがして、今日は部長が同じような答弁をしたら、私は一つ文句を言いたいなあというふうに思っておりましたけれども、市長の方から前向きに検討するというところでございます。これはもう御存じのように事業採択されて工事中のルート上にあるトンネルとか橋脚ということですから、今更きのうの部長の答弁のように費用対効果というのはおかしな話だというふうに思っておりますし、地区と協議してとか言っておりましたけれども、地区と協議する前に部長、県の方と十分協議して部長としてもこういった事情はよく分かっておると思うんですね。今まで説明会なんかでも県土木の示された資料でも楠本湾に赤いラインがピッと1本入って橋脚ということになっておるわけですから、そういったことを踏まえて、答弁書を作成するときに十分県と協議したと思えますけれども、その辺の事情を聞きたいなあというふうに思っておりましたけれども、もう今日は答弁はよろしいと思います。このことについては、市長よりも塩月副市長の方が経緯も御存じかと思えます。きのうの答弁聞いて、私はもう本当に憤慨して納得できない思いで今日は思っておりましたけれども、副市長も今まで行政マンとして培われてきた人脈とかいろいろあるわけですが、そういったことを駆使して今後取り組んでいただきたいと思えますが、副市長一言ございましたらお願いしたいと。

議長（児玉忠義） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 非常にこうきのうの村松議員さんですね市長答弁、また今日の日高議員さんに対する答弁、国道388古きより今はなき江藤隆美代議士がですね残国道という、まあ残酷の残にですね国道というあだ名を付けられたルートで、旧蒲江町民にとってですね大動脈の道でありましたゆえですね、地域の人たちの思い、水産業、学校の教育等々ですね非常に重要な路線であるには間違いなくですね、県道佐伯蒲江線の整備が進むにつれですね、どちらかというとも388の楠本架橋ってというのがですね、声が薄れてきたかなという中、村松議員また日高議員それぞれ議員さんですね御質問で再び台頭してですね、私どもは勇気を後押しされる勇気を感じておるんですけども、なかなか財政が答弁がありましたようにですね、非常に巨額の費用をですね要する事業でありまして、県の方も優先事業うんぬんと、佐伯市ですね優先順位をこれからどうするかということで、佐伯・蒲江・県境間の高速の開通、いろんなですね計画等ある中、これも入っておりますので、決して私は消え去ったということとはございませんので、今までどおり頑張っていきますので、御指導・御協力のほどよろしくお願いいたします。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 日高議員の再質問にお答えしたいと思います。日高議員のお言葉の中にも十分御理解していただいていることについて感謝しております。私どもも地域に入った時に、地域の方々から地域から子どもの声が聞こえなくなるということの寂しさを訴えられておりますし、そのことは十分私どもも理解しているつもりであります。また、学校は地域の光であり伝統であるということも十分理解しておりますので、地域の御理解を十分いただけるように説明会を実施してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（児玉忠義） 以上で、日高議員の一般質問を終わります。

次に26番、和久博至君。

26番（和久博至） 26番議員の和久博至です。今回は介護保険のチェック体制について、まずお聞きいたします。前回の一般質問で、佐伯市がある社会福祉法人に委託していた老人デイサ

ービスセンターの管理について質問いたしました。しかし、質問時間の関係で非常に重要な部分が答弁されないままに残っております。介護保険制度は、平成12年に導入された制度ですが、65歳以上の高齢者が負担する1号被保険者の保険料は、2年後から全額が支払われるようにセットされました。介護保険制度に対する反対意見が生ずるのを抑え、導入を容易にするためでした。2年後からは、佐伯市では1年間に一人の高齢者が3万6,000円払うことになりましたが、昨年度値上げとなり、現在は5万1,600円支払っております。月に6万円の年金しかもらっていない人にとっては大変な負担となっております。これに次年度から後期高齢者の医療保険も自己負担となり、ともに年金から天引きされることとなります。もちろん、40歳以上の私たちも年間4万3,260円の介護保険料を医療保険として徴収されております。政府与党の中では介護保険財政が苦しくなり、今度は30歳以上の若者からも負担させようという意見も出ていると聞いております。つい先日は消費税を福祉目的税として引き上げようという案もある党から出されました。介護保険におけるチェック体制が整っていない中で、保険料を上げればある特定のものだけが暴利をむさぼるという極めていびつな構図になってしまう可能性があります。導入前に問題点を現在の段階で明確にしておくことが大切だと考えております。その意味で、答弁を受けなかった問題は極めて重要な内容を含んでおりますので、ここに改めてお聞きいたします。狩生にある福寿園では、平成13年度から18年度までの6年間で2億2,600万円の利益が計上されておりますが、この利益増加に寄与したのは定員が25名から40名に増えたことが大きな原因と思われる。食堂と機能訓練室の合計面積が1人につき3平方メートルという基準がありますので、当然に25名の時とは違う配置にならなければなりません。福寿園では、平成14年2月4日に県に設備運営に関する基準について変更届が出されております。押入が撤去され食堂・機能訓練室の面積が110.60平方メートルに変更になり、平成15年10月6日には事務室兼相談室を機能訓練室に変更し150.60平方メートルに広げ、定員を40名としております。9月議会の一般質問では、鶴望園、福寿園とも施設の改造・改築はしていないと答えております。私の調査とは異なっておりますので、もう一度お聞きいたします。県に届出がなされた施設改造及び機能訓練室の移転は、佐伯市に報告され契約に従って協議がなされたのでしょうか。どのような点が問題となるかも併せてお答えください。次に、平成13年度から平成18年度までの6年間に鶴望園においては2億8,890万円の利益が計上されております。ここでも定員増のために配置に変更が出ております。玄関ホールとトイレ及び浴場の入口に通じる廊下が食堂兼機能訓練室に変更されております。この変更届が図面とともに県に平成14年3月2日に提出され、定員が40名になっております。前回の一般質問の答弁では人ごとのように県と協議して変更が認められたと淡々と答えられておりましたが、再度お聞きいたします。市との協議はなかったのでしょうか。この変更の問題はないのか併せてお答えいただきたいと思っております。次に、鶴望園、福寿園ともに介護サービス提供者として指定を受けるときは、佐伯市のみを対象地域として指定を受けております。もちろんこれ合併前ですからそのようになります。ところが、福寿園は平成14年3月10日、鶴望園は平成14年1月25日に対象地域を佐伯市だけでなく、上浦、鶴見、米水津、蒲江、弥生、本匠、直川、宇目の8町村にまで広げ、これにより定員増に寄与しております。前回の答弁では調査をするということでしたので、調査の結果をお聞きいたします。この地域拡大について協議はあったのでしょうか。また、この点に問題はなかったのかお答えください。平成11年7月2日にデイサービス事業が委託され、その時には収入が2,40

0万円の委託料を超えて利益が出たときは、その利益を返還することに契約ではなっておりませんでした。ところが、平成12年4月1日に契約を締結した時には、設置条例で介護報酬を事業者が自己の収入として収受できると規定し、これにより大きな利益を上げることになっております。正当に利益を取得できる条件がここで整ったわけです。しかし、施設の管理委託契約がある中で協議なしに定員を増加させております。これにより佐伯市の介護保険の支給額が増大したように思われます。これについてどのようにお考えなのかもお聞かせください。一般的に申しまして、佐伯市は介護保険法では介護保険を行う保険者として位置付けられております。市は前々回の答弁では、県が監督するのだと述べておりますが、どうも認識が違っているように思われます。介護保険は法第41条では、市町村はサービスに要した費用を市町村が指定居宅サービス事業の設備及び運営に関する基準に照らして審査した上で費用を支払うとなっております。市町村はこの審査及び支払いに関する事務を国保連合会に委託することができることになっております。現在、佐伯市では何をどのように委託しているのでしょうか。お答えいただきたいと思えます。例を挙げます。A、B2人の介護認定を受けた者が同一の施設に通っている場合を想定してください。Aが来れないときBが休みの日でも施設に来させることは可能なのでしょうか。その時、Aの名前で付け出すことは可能でしょうか。可能だとして、この場合どのようにしてこれをチェックするのかお答えいただきたいと思えます。佐伯市が委託した2園だけでわずか6年間で5億円以上の利益が蓄積され、法人全体では約16億6,000万円のばく大な利益がたまっております。ところが、平成18年には1号被保険者の保険料が1か月で3,000円から、これは佐伯市です、4,300円に引き上げられております。恐らく町村によってはもっと値上げの幅が大きい所もあると思えます。佐伯市全体では3億7,000万円の増収となっております。ある福祉施設にばく大なお金が蓄積され、一方では佐伯市が苦しい生活にあえぐ老人から保険料を絞り取る。全く納得できない構図となっておりますが、平成20年には介護保険料の改定がそ上に上ってまいります。現在値上げする状況にあるのかお答えいただきたいと思えます。人件費を事業活動収入で割った値が人件費比率です。これで従業員の労働状況あるいはその施設の経営状況がある程度分かります。通常の民設民営の福祉施設の場合、人件費比率は幾らでしょうか。佐伯市ではこの比率をチェックしているのかお答えいただきたいと思えます。

次に、脇津留の道路廃止についてお聞きいたします。平成19年4月23日に脇津留地権者企業組合から脇津留にホームワイドが進出したいが、道路が駐車場の造成に邪魔になるから既に行き上がっている市道を廃止してもらえないかという要望が佐伯市あてに出されました。6月議会で道路廃止が議案として上程され、道路廃止が決まりました。その時の議案質疑では、市道廃止の告示をする前に確約書的なものを交わした上で進めていきたいとのことでしたが、どうも確約書的なものが交わされないで告示がなされているようですので、ここで今一度確認しておきたいと思えます。ホームワイドが進出し、一層のにぎわいを出すのは私も非常にいいことだと思っております。ただ、この廃止する道路は完成してまだ1年もたっていない道路です。地権者や佐伯市の貴重な財源を投入してできた道路をすぐに壊すのですから、建設に掛かった費用及びこれから変更するのに掛かる費用を当然に原因となった人たちに負担してもらわなければなりません。ところが、ここが不明確なままに道路付け替え、仮換地のやり直しが進められているように思われます。きちんと負担してもらうため質問にお答えください。道路設置には1,400万円掛かったといわれておりますが、その確約、その支

払いの確約はどのような形でとられているのかお答えください。新しく歩道として市道が設置されるわけですが、ここに掛かった費用で1,400万円が相殺されてはたまりません。費用が2倍掛かってしまうことになってしまうからです。新しく設置される市道の設置費用は誰が負担するのでしょうか。また、この設置に掛かった費用で1,400万円を相殺することはあり得ないのでしょうか。お答えいただきたいと思います。道路廃止を要望してきたのは地権者企業組合です。ところが、費用を負担するのは地権者だと組合は言っております。だれが責任を負うのか不明確ですので問題があります。道路廃止に掛かる地権者と現在交渉相手となっている佐伯市脇津留地権者企業組合及びイオン九州株式会社との関係は法的にどのようなものなのでしょうか。前回の答弁では、これから調査するというようなことを言われておりましたので、そこを明確にしてください。また、企業組合は宅地建物取引業者の免許を得て事業を行っているのでしょうか。仮換地は一度もう既に終了しております。ところが、また仮換地をやり直します。再度の仮換地を行うまでの手続を説明してください。審議会委員がこの道路廃止に直接関与しております。関係者は何名いるのでしょうか。また、その人たちは利害関係者ですから仮換地の審議からは除かれなければなりません。このようなことが行われたのか、またこれから行われる予定なのかお答えいただきたいと思います。以上で最初の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 介護保険のチェック体制についてお答えします。議員からの通告書によりますと、15年の10月6日の県への届出について最初に御質問あったわけですが、先ほど議員から平成14年の2月4日の届出のお話もございましたので、ちょっと付け加えてお話しすると、押入の撤去についてでございます。これは福寿園の押入でございますが、一番広い食堂等のスペースの一番奥に介護教室と称して畳を敷いた部屋が、畳を8畳ですが敷いた部屋がございます。その部屋と食堂等をきわにですね押入がございました。その押入があるために従業員から利用者の畳の部屋にいらっしゃる方々が見えないということで、撤去してもいいかという協議が平成14年の1月にあっております。それに対して市の方から、1月の28日に許可書を交付しております。それによって2月の4日に県の方へ届出をして、それと併せて地域の変更も行っておるようでございます。その時に定員も5名ほど増やしております。平成15年の10月のことから答弁差し上げます。福寿園の平成15年10月6日の県への届出についてですが、ここはちょっと先ほどお話ししましたところですが、それを除きまして、機能訓練室の移転についての協議は受けておりませんが、運営上のこととなり、介護保険法の事業の設備及び運営に関する基準に従い県へ届出をし、認められていることですので、問題はないと考えております。次に、鶴望園の玄関ホールと廊下について、変更事項については市への協議はありませんでした。鶴望園についても福寿園の場合と同じく、事業の設備及び運営に関する基準に従った変更であり、県への届出をし、認められていることなので問題はないと思っております。福寿園・鶴望園の利用区域の変更した経緯につきましては、調査をいたしました但し事情を判明することはできませんでした。この変更届についても、県への届出となっているため、市への届出は受けておりません。問題はないかとの御質問であります。市といたしましては、事業者が送迎等の距離を勘案した中で広域的に利用者を受け入れることについては否定するものではございません。介護保険サービスは、近隣の市町村と連携して広域的な取組も必要です。介護保険制度が始まる前の平成11年5月11日付の厚

生省からの通知、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めた件についての中で、利用者本位に立った介護保険の共同利用や広域的取組の推進が指針として示されております。また、他市町村の利用者の介護給付費は住所を有する市町村が負担するため、経費の負担の面でも市への影響はなかったものと思われまます。この定員の変更届は、市との管理委託契約に特に規定がありませんので、市への協議は行われておりません。その施設の利用者の増減により、施設の規模や運営面も考慮して県へ届け出し、認められておりますので、特に問題はないと思っております。また、定員の増加が介護保険料の増大につながるのではとの御質問ですが、確かに定員の増加は介護報酬の増加につながります。しかし、一方ではデイサービスを利用することにより、介護予防ができ、施設への入所や寝たきりになる時期を遅らせることにより、介護保険料の軽減にもつながっていると考えております。次に、保険料支払者としてチェックする場合という御質問ですが、今までの御質問の流れからデイサービスについてお答えをいたします。国保連合会への委託につきましては、サービス事業者からの介護報酬の支払いに関し、介護保険法の規定に基づき審査及び支払業務を委託しております。この国保連合会の審査は、請求明細書の各項目が正しく記入されているか、給付管理票の給付計画単位数と請求明細書が一致しているか等の審査を行い、請求が正しくない場合は返戻や減額等を行っております。A、Bという具体的な例を挙げての御質問ですが、介護保険サービスは個人個人それぞれのケアプランに基づいたサービス提供が原則であります。したがって、これは考えにくいケースであります。利用料金の支払者と介護報酬の対象者が異なることとなりますので、そのようなことにはならないと思っております。また、利用料金は月ごとに納入することとなっておりますので、まず利用者御自身がお気付きになるものと思っております。チェックについては、県の権限の範ちゅうですが、すべてを突き合わせるのは困難であるので、指導監査の際等に月日を抽出して行っていると聞いております。市としては、今後介護給付費通知書を利用者にお送りすることを考えておりますので、被保険者本人がサービス利用料の領収書と比較することができるようになります。介護保険料については、3年ごとに見直される介護保険事業計画に基づいて設定されます。平成18年度から平成20年度は、第3期介護保険事業計画の期間であるため、基準額は月額4,300円で変更はありません。平成21年度以降の保険料については、次の第4期介護保険事業計画の策定時において、今後の介護給付費の推移や制度改正等の影響を考慮した上で検討されることとなります。通常の民設民営の福祉施設における人件費比率につきましては、国等から基準や標準といったものが示されておらず、把握しておりません。また、チェックについてですが、介護保険事業者への指定や指導・監督は、これも県の権限の範囲です。人員、設備及び運営に関する基準や介護報酬の策定に関する基準に基づいて行われております。この基準には、人件費に関する基準はございませんので、人件費の額や比率についてのチェックは行われていないとのことでありまます。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 議員御質問のうち、脇津留の道路廃止についての御質問にお答えします。道路設置に掛かった費用については、それと相当額を佐伯脇津留地権者企業組合に支払っていただきます。また、その確約の件については、本企业組合からの事業計画変更の申し入れに対する市の回答書等により取扱いを示しております。今後、負担方法や公共施設の設計及び工事の施工等の詳細について協議を行い、金額確定後、公共施設等の整備に関する協定を

結ぶことによって確定させることとなります。先ほど申しました企業組合からの事業計画変更の申し入れに対する市からの回答書の中に、取扱いを明記しておりますが、新たに設置される市道の設置費用につきましても、本企业組合に負担してもらいますので、当初の道路設置に掛かった費用を新たに設置される市道の設置費用でもって相殺することはありません。次に、道路廃止に係る地権者と本企业組合及びイオン九州株式会社との関係についてですが、道路廃止に係る地権者が本企业組合に依頼したものであり、土地の共同利用のため、イオン九州株式会社を誘致したものであります。最近、地権者と借地予約契約を交わしたようですが、法的には賃貸人と立会人及び賃借人という関係になるかと思えます。また、本企业組合は、宅地建物取引業の免許を取得していませんし、宅地業法における事業は行っていませんと聞いております。次に、再度仮換地を行うまでの手続についてですが、県知事による事業計画の変更認可を受けて仮換地の変更案を作成し、脇津留土地区画整理審議会にはかります。承認後、各地権者に仮換地変更指定通知書を送付し、手続完了となります。この審議会は12月20日に開催する予定となっておりますが、利害関係者がいれば審議の際には退席していただきます。現在、利害関係者は1名おられます。以上です。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） うまく答えているなあという気がしますね。よく研究されてます。まず、あれは訂正ですね。最初増改築については全然なかったというのは訂正っていうことであるんじゃないかと思うんですが、あとでお答えいただきたいと思えます。平成15年10月6日に出された変更については、一切関知してないということですよ。これがまあ非常に大きな意味を持ってくるわけですね。玄関入って右側の方に今言った介護教室でそこに押入があったわけですね、その手前が機能訓練のスペース、そしてその横が事務室兼相談室となっていたわけですね。25平米ほどあった。そこに機能訓練を移したわけですね。そして、その前にもちろん押入を撤去してワンフロアにして食堂兼機能訓練室に全部してしまったということですよ。それによってまず広さは確保できた。そして、さらに機能訓練室を事務室に移した。事務室はどこに行ったかという、13平米の相談室兼事務室が13平米の部屋に移ったわけですよ、ということになっているわけです。それはもう分かってますよね。そうしますと、当然事務室だった所が機能訓練室になるかどうかということなんですよね。県が認めてると言ってますね、だからいいんだと。ところが、この建物つい先だって売却されましたね、その業者が県に行って同じように申請した。ところが、この事務室は機能訓練室にはなりませんと言って拒否されたんです。そして、それをもししようとするれば、事務室と食堂等を隔てている壁を全部撤去しなさいと、そしてワンフロアにしなさいということなんです。そうしないと機能訓練室への変更はできませんと。で行って見ましたら壁も何も全然変わってないですよ。県の判断が正しかったんですか、それともこちらがごまかしたんですか。事務室にするとおきながら、機能訓練室にするとおきながら事務室のままだったという経緯は何っておるんですけども、どちらがどうだったのか私には分かりません。先ほど県は間違っていないと言いましたんで、そこのところもう一度お答えいただきたいと思えます。そして、これは議会に出されたものですけども、議会で承認をとった時ですね。議案書が出てきたんですけども、その議案書によれば、押入がまだ付いてるんですよ。入札に掛けてますよね。そして、議会に議案として提案、それを承認してくれということで提案してきたんですけども、それが押入がまだ付いて、そして事務室になったままなんです。それで入

札に掛けてきてるんですね。そこのところも入札に掛ける手順としてはちょっとおかしいかなと思うんですね。それでそこの点もお答えいただきたいと思います。次に、鶴望園なんですけれども、この鶴望園も今届出が県に出されているからいいんだと。市には届出がないと、これは鶴望園というのは玄関ホールがありまして、右側の方に介護する部屋がありますね、左に行けばトイレと浴室になってるわけですね。トイレと浴室の入口が正にホールと廊下になってるわけです。そこが機能訓練室に変えられたということですね。食堂兼機能訓練室に変えられた。そうしますと、これもまた県が認可しているから、認可じゃないんですね届出だけですから承認してるからいいんだと。ところが、同じようにまたそれを買取った業者が行ったところが、ここはとんでもない、機能訓練と食堂なんかになりませんで、どうしてトイレの前がなるんだって。しかもいつも人が通ってるわけですから、その廊下なんか機能訓練なんか食堂なんかになるはずがないですよ、だから拒否されたわけです。ここは食堂兼機能訓練室にはなりませんよ。県がおかしいんでしょうか、それとも申請した方がおかしいんでしょうか。これもよく分かりません。その点を踏まえてどのようにお考えなのかちょっとお聞きしたいと思います。次に、地域の拡大、これも問題がないと、介護保険ではそういう広域的なものが正に進められるべきものだという答えをされたですね。そのとおりだと思うんですよ。ところが、この施設は普通の場合と違うわけですね、それは佐伯市が管理を委託した佐伯市の施設なんですよ。これ地方自治法上は、他の市町村が別の所の施設を利用する場合には、これ議会の議決が必要ですね。当然佐伯市民のためとして造ってるわけですから、佐伯市民だけが利用できるようになってるわけですね。ここで普通の介護とは違った状況が出てきてるわけです。つまり、佐伯市の施設をこれを使ってやってくださいと言ってるわけです。だから先ほど定員は幾ら増えてもいいんだということを言いましたけども、これもまた絡んでくるわけですね。当初15名、社協では15名でしたね、そのあと25名に変更されている。この施設でやってくださいと言ってるのに、いつの間にか施設が換えられ、配置が換えられ、定員が40名になってた。佐伯市はそういうことですよ、知らなかったということですから。そのとき当然、佐伯市はチェックをせんといけんわけですね。何をチェックせんといけんかという、払ってるお金が非常に増えているということですよ。そして、委託をしてますから当然、毎年報告書、決算書が全部上がってきますね。この決算書を見てどのくらい利益が出てるのか、どのくらい利益が上がって、そしてどのくらい人件費が掛かってということが全部分かるようになってるわけですね。そこはチェックされなかったということですか。当然通常よりどンドンどンドン増えていってますから、なぜ増えたんだらうと思わんといけんと思うんですね。そこのところがどうも欠けているように見えますんで、お答えいただきたいと思います。そして、これは市が今、国保連合会に調査・審査・支払いを委託しているとは言っても、あくまでも市が主体ですよ。この介護保険は市が行ってるんですね、だから調査権限全部あるでしょ。介護保険法には全部調査権限が書かれていますね。もう委託する前の段階で市町村は事業設備運営の基準に照らして審査した上でサービス費を支払うとなっておりますね。委託してもやはりこれは事業主体ですよ、保険者ですよ。そしてさらに、介護保険法22条では、もし不正があったり基準に違反してるようなことが見つかったら県に報告してくれといってますね。そして、市自身もいろんな書類を必要な書類を提出させる権限を持っていますね。だから、市町村が主体でできることというのは非常に多いわけですね、23条もこれ調査権を規定していますよね。だから、市が知りませ

んではすまないと思うんですけども、つまり支払いが増えてますからね、支払いに対しての審査権限を持ってますから、それはどのようにお考えなのかをお願いいたします。次に、最初の段階では正に事業を委託、だから委託料を払って余ったものは返してくれという形でこれは契約そのものがなされてます。ところが、次の段階ではどうなっているかと言いますと、介護報酬は全部取っていいよと、全部とは書いてないんですけども取っていいよと書いてるわけですね。これは委託料に代わるものですよね。そしてさらに、契約書では無償で管理を委託することになってるわけです。これ管理委託と書いてますけど、もう管理については既に介護保険料を取っていいよとなっているわけですから、委託料が全部与えられたと考えていいわけですね。そうすると、この無償というのは何かと言いますと、実質上はただで使っていていいよということですよ、だから一銭も払ってないですよ。施設設備に数億円のお金を掛けてますね。ところが、それは使ってもただでいいよと言ってるわけですね。それで問題になると思われるのが、例えば賃貸借の場合、無償で貸すときには議会の議決が要するというふうになると思うんですよ。そこの議決を欠いてるんじゃないかと思うんです。そこをお答えいただきたいと思います。そしてさらに、現在2園が残っております。福寿園と鶴望園はもう売却済みです。だから、これは民間の施設になっております。ところが、指定管理者制度の下に指定管理として委託している部分があるわけですね。委託というよりも委任してる部分があるわけですね。この2園、海悠園と楽々園、これについてどのようになっているかと言いますと、これ契約書に利益の半分が利益が出たときはその半分以上を返すこととなっておりますね。これがまずなぜなのかお聞きしたい。その次に、ただしという変なただし書が付いておるんですよ。ただし、限度額がこれは23万5,000円ですかね、24万円と23万5,000円に限ると書いておるんですよ。1,000万円もうけても2,000万円もうけても1億もうけても半分と書いてるのに、二十数万円から30万でいいと、これが分からんのですよ。この理由をちょっとお聞かせいただきたいと思います。それは例えば、診療相当だとすると非常に安くしてるんじゃないかというふうにも思われるわけですね。そのところをお答えいただきたい。次に、人件費比率なんですけども、これがなぜ問題になるかなんですよ。今出てないというふうに言われているんですけど、通常全国平均が出ているわけです。全国平均では六十数%、60%ちょっとですね。つまり、人件費の占める割合が60%で何とかやっていけるというところなんだそうです。ところが、ある施設では、40から30になっている佐伯市の施設でですね、そうしますと問題が起きるのがですね、人件費が非常に安い利益をべらぼうに上げているかどちらかなんですよ、そこがまずチェックできると思うんですよ。そして、もし人件費を大幅にカットしてるとなれば、問題が出てくるわけです。それはどういう点に問題が出るかと言いますと、従業員が誰に対して変な形で出てくるか。つまり、介護をしている人に対して出てくるんじゃないかと思うんですよ。十分な報酬をもらってれば一生懸命見る。だけど、それこそ腹が立つような給料しかもらってなければ、それこそ放りっぱなしにもする可能性も出てくる。だから、どうしてもここの人件費のチェックというのは、介護保険を使ってる事業では非常にチェックすることが大切じゃないかと思うんですよ。その点どのようにお考えかですね、お答えいただきたいと思います。今回はどこだとは言いませんけどね。それと、利益が16億円蓄積されているということなんですけども、実はこれ秘密にすることで何でもないんですよ。これはある事業者のものなんですけども、ある事業者が広報が出てるんですけども、この広報では全部何が出てますかと言いますと、貸借

対照表が全部出されてるんですよ。みんなに配ってるもんですね、だからその年度年度貸借対照表が全部出てますから、幾ら利益が上がってるかって全部分かるんですよ。例えばここでは、言わん方がいいでしょうけど、ほとんど利益が出てません、繰越額もほとんどないと。だから、このところはですね、必要なはなかなか大量でものすごく多数の人がかかわってるもんですから、こういう情報公開の制度というのが非常に重要じゃないかと思うんですけど、そのところをちょっと一言お聞かせいただきたいと思います。介護保険料なんですけども、これ介護保険料は気になっていることが一つあるんでお聞きします。今年度3億円余ってますね、介護保険特別会計、そこをなぜかをちょっとお答えいただきたいと思います。またそれを聞いた上で質問したいと思います。

次に、脇津留の道路廃止についてお聞きします。今言われたんではちょっと分らないんですよ。何が分からないかと言うとですね、どうして地権者企業組合、これ地権者といっても全く別ですよ。名前は地権者企業組合になってますから、正に地権者の集まりだというふうに代表だというふうにとらえられるかもしれんけども、この道路廃止の時の地権者とは全く別だったですよ。だから分からないんです。全く別の人の責任を地権者企業組合が負うという根拠が分らないんですよ。つまり、だれかが委託しない限りできないんですよ。そのどういう関係にあるのかって、僕が聞きたいのは、そのどういう地権者とその企業組合とがどういう関係にたっているのか。代表代理という形なのか、代理という形でできてるのか、そこをお聞きしたいんです。そこを答えてください。そして、これ仮換地について、これからまたやり直しですよ、仮換地もこれ相当にお金が掛かると思うんですよ。そして、この部分は第2回仮換地と第3回仮換地が入り組んでる部分なんですよ。第2回仮換地の時は別の人たちのグループで換地が行われているんです。第3回でやった人たちは第3回の換地で行われている。別の基準に立って行ってるんですよ、これを今度一緒にごちゃごちゃしてやるような形になります。そこをどのようにされるのか。そして、それに掛かる費用はどこが負担するのかお答えいただきたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） まず改造がなかったと9月の議会でお答えしたことにつきましては、訂正させていただきます、おわびしたいと思います。今回のことで出てまいりましたので。それから、機能訓練室まあこれ福寿園も鶴望園も先の届出の時と今回売却したのちのこととの違いっていいですか、そこについて県が事業者だとかいうようなお話がございましたけれども、これにつきましては、私どもはまあ言い方が悪いかもしれませんが、それずーっとかかわっていないという形になっております。届出は県にされて、県が今までそれを認めてきたということですから、そのいきさつ等々は私どもの方は把握しておりませんので何ともコメントのしようがございません。それから、地域の拡大につきましては、介護保険の制度の理念からいたしますと、これはやはりこれの経緯もですねどういう形で始まったのかというのもちょうと分かりませんし、県の方から指導されたのかあるいは何か要因があって広げたのかということもちょうと今では分かりかねますが、介護保険事業の理念としては、拡大することは問題がないと思います。それから、利益の増についてチェックしてなかったのかということですが、私ら市の方としてはもちろんそのところは把握はしておったわけですが、私どもがそれに対してどのようにということについては、制度の仕組み上それにどのように働き掛けるということにはならなかったということだと思います。それから、

国保連合会の審査につきましては、先ほど言いましたように、審査・支払いについての委託をしてるわけございまして、その国保連合会から今度は私どもの方に請求書が来るわけですが、それも全く事業者から国保連合会へする請求と同じ形のものがあります。それはやはりチェックをして支払いをしているわけございまして、ただこのですね、三者のやり取りにつきましては、現在電磁的に行われております。かなりの量にも達しますので抽出してやっておるような状況でございます。それから、委託料から今度無償になったではないかということなんですが、その間にはいわゆる介護保険制度がそこで始まったという形がございます。賃貸という形でございます、管理委託という形でございますので、そのところの御理解もいただきたいと思っております。それからたくさんありましたので、人件費比率につきましては、御質問いただきましたのは民設民営の施設ということでございまして、そのことにつきましては、私どもは全く把握しておりませんでしたので、答弁したところでございます。それから、情報公開につきましては、これも社会福祉法人さんがされておることであり、私どもが公的にやっておることでございますので、これは情報公開については何も誓約があるものではないと思っております。それから、介護保険の収支の差額3億円あるではないかということでございますが、先ほども説明いたしましたように、介護保険事業は3年間計画を作っていくわけでございます。平成18年度は最初の初年度でございます。3年間の計画でございますから、3年間を平均して計画を立てております。ですから、初年度は収支の差額が出るであろう、2年目がとんとんになるのではないかと、3年目は1年目に積んだ分を崩していったら何とかやっていけるんじゃないかという計画になっておると理解していただきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 脇津留の道路廃止と付替工事について、それから再度の仮換地についての再質問にお答えします。道路の廃止と付替えにつきましては、地権者が企業組合の方に依頼したものであり、地権者の方が企業組合の方に委託されているという形になっているものと解釈しております。再度仮換地に掛かる経費につきましては、今後区画整理事業の中で扱っていくこととなっております。以上です。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 非常に重要な点があるんですよ。これ省令は御存じですよ。これ基準を定めた厚生労働省の基準ですね。この102条では何て書いてるかと言いますと、通所介護事業者は利用定員を超えて通所介護の提供を行ってはならないと書いてあるわけですね。これはもう御存じだと思うんです。定員をオーバーする事態が今私が言ったのは、定員オーバーする事態を言ったんです。つまり、県が拒否して駄目だと言ってるそこが使われてる。そして、定員が増やされるってことを言ったわけです。もう1回ビデオ見直して検討してみてください。そこが遵守してないということになれば、佐伯市に義務が生じてくるわけですね。それは県に対しての通知義務ということですね。これも介護保険法には規定されてますね。そのところどのようにお考えか、言っちゃなしというわけにはいかんでしょうからお答えいただきたい。答えられなかったら答えなくていいです。ちょっと厳しいことを聞いとるもんですからね。それともう1点、情報公開というのはこれ非常に重要だと思うんですよ。これ今このことを調べるだけで、今簡単にまとめて言いよるから大したことないように見えるんですけども、非常に大量の物の中からこれ調べていかんといけん。そして、これを調べてもなか

なか出てこない。個人情報も絡んできますからですね。だから、本当に介護を受ける人たちがこの施設がどういうものなのかっていうのがつかめない状況になってるわけです。だから、介護の情報公開ということはこの施設を理解してもらうためにも非常に重要だと思うんですよね。だから、本来だったら国がそれを義務付けんといけん部分が出てくるんだろうと思うんですけど、まだそういう状況にはなっていない。ただそうだとしたら、佐伯市がやっぱり指導なりをねしていくのが重要じゃないかと思うんです。それをちょっと一言もしありましたら。こちらの方はちょっと時間がないからやめときます。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 定員オーバーについてはですね、私ども全く情報を持っておりません。そして、県に届出をして認められた形でできておるといふふうにとらえておりまして、それをオーバーして利用しておるといふことについては全く把握しておりませんので、これについては調査をしてみたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、和久議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩をいたします。

午後0時12分 休憩

午後1時30分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に11番、矢野精幸君。

11番（矢野精幸） 11番議員、矢野精幸でございます。本日の最後であります、皆さんお疲れと思っております、今しばらくお付合いのほどお願いいたしたいと思っております。先日の釣りバカ日誌の佐伯口ケの決定は久々の明るいニュースでありました。これを機会に停滞した佐伯の経済が少しでも浮揚することを期待するところであります。今受入れ準備を着々と行っているところだと思っております。スタッフの皆さん、よろしく願いをいたします。またその一方、もう既に皆さん御承知のとおりでございますが、先日のテレビ・新聞で大きく報道をされましたキヤノンの日田市進出のニュースであります。我々佐伯市民にとりましては、大変ショッキングな話でございます。御手洗富士夫経団連会長は旧蒲江町の出身であります。また、キヤノンの内田社長は佐伯市の向島の出身でございます。来年の6月には高速道の開通と諸条件はそろっているように思います。今の佐伯の現況から申しますと、何としても人口の流出を防がなければならないのであります。合併してわずか2年半で1,900人が減っているようでございます。このまま推移しますと、10年後、20年後には大変な状況が生まれてくるであらうでしょう。高校・大学を卒業しますとほとんどの人が職を求めて都会に就職をしております。佐伯には雇用の場が少ないので、どうしてもならないからであります、何とか若い人が住める環境を作ることが必要であらうかと思っております。そのためには、企業の誘致が絶対に必要であります。この12月議会でも児玉、村松、渡邊議員の一般質問でもありましたように、また議会ごとに何人かの議員がこの件を取り上げ質問されております。一般市民も皆さん真剣にこのことを考えておるようでございます。今回のキヤノンは1,000人の雇用と800億円の設備投資をすと言っております。とてつもない、計り知れない経済効果が生まれるであらうでしょう。日田市長は全く夢のようであると大変喜んでおるようであります。本当にうらやましい限りであります。このことについて市長のコメントがあればお聞かせを願いました

いと思います。

それでは通告に従いまして、質問に入りたいと思います。今回は大きく分けまして2点質問したいと思います。まず最初は、現在市並びに土地開発公社が所有をしている遊休地についてお尋ねをいたします。その1点目としまして、過去に取得した土地で1,000万円以上で購入した物件について、その取得金額と面積は各々どれほどなのかお尋ねをいたします。次に2点目としまして、この土地の中で、財政収入を伴っていない、いわゆる遊休地は何箇所あるのかお尋ねをいたします。その3点目としまして、今市は行財政改革の最中であります。これは当市だけの問題ではありません。合併すること、したことがまず行財政改革の最たるものでありますが、合併したからにはあらゆる無駄をなくし、身軽な財政運営が必要であろうかと思えます。そのための合併ですから、この改革はどなたが市長になられても早急にやらなければならない最大の課題であろうかと思えます。出る方の無駄はなくすと同時に収入をいかに増やしていくかが大事であろうかと思えます。一般企業が経営難に陥りますと、まず人員削減いわゆるリストラをし、一般経費の見直しをし経費の削減を図ります。また、併せまして財産があればその財産の処分をして借金をより少なくし、より身軽になることであります。そして業績の回復を図るのであります。これは当たり前のことであります。これをやらないとやがて経営は行き詰まり、会社は倒産に追い込まれます。しかし、今の市の状況を見ますと、遊休地を有効利用することなくいつまでもほっているように受け取れます。少しでも収入を増やすような道は考えているのか疑問に思えます。これら長年にわたり遊休地となっている各々の土地について、今後どのようにして有効利用するつもりなのか、具体的な財政収入計画をお聞かせ願いたいと思います。その4点目としまして、当初申し上げましたように、中心市街地の活性化はもちろんのこと、企業誘致が緊急の課題だと思われまゝ。企業誘致にはあらゆる手段を使い全力投球をせねばならないと思うのであります。何もしなくては、ただ来てほしいと思っているだけでは、企業は到底振り向いてくれないであります。積極的な働き掛けとそれなりの受入体制を作っておかなければならないのではないのでしょうか。今回日田市においては十分な受入体制ができていたからであるといえます。それにはまず用地が必要であろうかと思えます。この遊休地の中で、企業誘致に活用できると考えている土地はあるのでしょうか。また、このほかに誘致用の土地として考えている所があるのかないのかお尋ねをいたします。

大きく分けましての2点であります。番匠川の河口橋の早期建設についてお尋ねをいたします。先日の市政懇談会の席上、市長はこの件につきましては、早期の着工は無理だというような話をされておりました。いつごろになるかは全く見通しはついていないとの答弁でございました。しかしながら、その後のこの件についての詳しい経緯を知っている方々との話合いの中では、県事業とはいえ、市長の他人事のような答弁には納得いかないということのようでありました。平成17年12月に開通しました吹灘トンネルによりまして、灘地区は大変な交通混雑に直面をしていると聞いております。開通前に比べまして交通量は二、三倍に増えたと言っております。鶴見から旧市内に出るのは本当に近くなりました。鶴見に行く車、また出る車はほとんどがここを通過しているような状況であります。特に、朝のラッシュ時には以前の5倍の通行量があるのではないかとされておりまゝ。道路の幅員が狭く大変危険な状況であります。中学生・高校生が自転車で通学をしております。大型車との離合がうまくいかずに自転車ごと川に落ちた人が3人いるそうであります。幸い命には別状なかったと

言いますが、誠に危険な状況であります。早急にこの県道の拡幅の必要があるかと思えますとともに、豊後水道交流ふれあい道づくり事業の経緯から申しまして、河口橋の早期建設が急務だと思われるのであります。そこでお尋ねをいたします。まず1点目としまして、この河口橋の建設についての現在の進ちょく状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。その2点目としまして、この事業は県事業と思われませんが、市から積極的な要請が不可欠であろうかと思えます。関係する省庁に対して具体的にどのような要望活動をしてきたのか、またしているのかお尋ねをいたします。その3点目としまして、この事業の事業名はどのようになっているのか。また、その事業費はおおよそどのくらいなのか、またその中で国の補助金、市の負担金はどれほどになると考えておられるのかお尋ねをいたします。以上で1回目の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 矢野議員さんの御質問のうち、遊休地に関する部分についてお答えいたします。なお、通常遊休地といえれば利用実態もなく、また利用目的も全くなく、いわゆる遊んでいる土地ということになるかと思えますが、したがってこれから申し上げるものはかなりのものが何らかの形で利用されている。あるいは目的をもって所有しているものが多く、遊休地ばかりではございませんが、まず市の普通財産と土地開発基金が所管しております物件についてお答えします。過去に1,000万円以上で購入した物件につきましては、20件で取得金額は合計で約11億890万円となっております。面積は3万2,000平方メートルでございます。このうち、収入を伴わない土地は13件ありまして、面積は2万6,000平米です。それから、このほかの7件につきましては、収入を得ており、この7件以外のその他の財産の分を含めると18年度実績では、普通財産で約2,520万円、基金の財産で450万円の計2,970万円の貸付収入を得ておるとでございます。それから、財産収入計画についてでございますが、行財政改革プランにも収入の確保という形でうたわれておりますし、また市内のマニフェストでも遊休資産の有効活用と売却ということが掲げておりまして、今年度は2か所の、19年度ですが、売却を行い2,560万円の土地売払い収入を得てるところでございます。今後もこうした売却、不使用の土地につきましては売却は務めていきたいと考えております。それから、企業誘致として利用できる土地についてですが、普通財産関係でございますが、直川に1か所確保しており、これは面積が約9,000平方メートル、それから公社には代行取得していただいた御案内の門前の工業団地、残土処理として当初求めたわけですが、約2万2,000平米でございますが、こういうところを所有しております。それから次に、開発公社の分につきましては、所有地につきましては、この詳細につきましては、先の6月議会で開発公社の経営状況の中で報告した中に財産目録として掲げてございますので、ここではその詳細につきましては割愛させていただき、せっかくの御質問でございますので企業誘致として利用できる土地についてお答えさせていただきます。まず、門田地区の工業用地が約7,800平方メートルで、坪数にして2,400坪ですが、ございます。それ以外にも下堅田工業団地、これ1と2と分けてありますが、約2の方が1万5,200平方メートル、4,600坪、それから下堅田工業団地の1の方の一部でございますが2,000平方メートル、約600坪でございます。これらの3か所の合計で2万5,000平方メートル、約7,600坪という面積になります。これらの土地につきましては、市の普通の財産、それから開発公社の財産のいずれにしても商工振興課部局と十分連携をして企業誘致のための用地としてPRを行っているところでございます。以

上でございます。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 議員御質問のうち、番匠川河口橋建設に関する質問にお答えいたします。

議員御承知のように、平成17年12月に吹灘ふれあいトンネルが開通いたしました。念願の河口橋については実施のめどが具体化していない状況です。このため、地域の熱意や強い要望をアピールするため地区の方々が中心になり、市町村合併後、新たに鶴見地区交流ふれあい道づくり推進期成会を昨年組織し、佐伯土木事務所長に対し要望行動を行っております。また、市といたしましても、東西に細長い鶴見半島の各集落と市中心部を結ぶアクセスルートとして、また水産業の輸送経路やさらに観光ルートとして大変重要な路線であり、新佐伯市の道路網に是非必要なものとして位置付け、大分県に対し強く要望しているところですが、巨額な費用を必要とすることから、東九州自動車道佐伯インター周辺整備が集中しているさなかであり、新たな大型事業に対する具体的な事業化に向けた回答は得られていない状況です。しかし、本事業は市として優先事業に位置付け、引き続き強い要望活動を展開していきたいと考えています。おおよその事業費はどれほどかの御質問ですが、女島地区の取付けを含め、総事業費約100億円弱であろうとのこと。事業名や国の補助金、市の負担はどの御質問ですが、どの事業として事業化できるかが具体化していない中、事業名や負担割合など正確にお答えできないところではありますが、通常、県道の整備に対する市の負担割合は20分の3が一般的となっております。以上です。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） 再質問をいたします。先日、公売でですね、佐伯の駅前の土地を入札で公売をいたしましたね。これはホテルルートインジャパンというところに売却をしたそうありますが、この公売の方法と申しますか、やり方ですね。これは私は今のその佐伯の状況をですね見ますと、こんだけ経済が落ち込んでいる中ですね、ホテル業がまた佐伯にできるということはいかなもんなかなあという感じがいたしております。今の既存のホテルの業者も佐伯にも随分ございますが、恐らくこの稼働率を見ましてもかなり低いんじゃないかなあという感じが私は現実に当事者に聞いたわけでございませぬから、何とも言えませぬけど、私たちの推測しますところによりますとかなり低いんじゃないかなあ、稼働率が低いんじゃないかなあと推測をいたしております。また、こういう全国的なですねチェーン店の大型のホテルがまた佐伯の駅前にできますとですね、今の既存の業者は大変な状況になるかと思えます。やはり、この地場企業であります今のホテルの業者もですね、この地場の企業をかなり圧迫するんじゃないかなあというふうに私は懸念をしておるところであります。この公売をする時にですね、そういう誓約を付けんじやったかなあ。どなたが買われても入札だからかまわんということになればこれはもう仕方ないんですが、やはりそれを公売する時に、そういう枠のはめがでんかかったかなあという感じが私はしとるんですが、その辺はどうだったのかひとつ御答弁をお願いしたいと思います。それと遊休地の主なものを言いますと、今回消防署が脇津留に移転するというように言われてます。そうしますと今の現消防署の庁舎が、跡地が空くわけでありませぬ。佐伯の中ではかなりいい位置にある土地だと思っております。これの跡の利用法をですね。それとまたその隣の九電の跡地がございませぬ。これは九電が駅前に行きましたもんですから、その跡の九電の跡地が今市が持っているように聞いております。これがかなり面積が広いと思えます。こういう佐伯では一等地に等しいと思うんですが、こ

ういう土地をですね今からどういうふうを活用するのか、その辺が今の現時点で分かればお聞かせ願いたいと思います。それとまた、以前私も議員で営林署の跡地を見に行きました。昨年でしたかね、一昨年でしたかね見に行きました。これもまあ聞くとここによりますと、平成14年の3月に市が取得をしておりあります。これももう恐らく5年半ほどたっておりますが、これもいまだかつて何も手が付けてないようでありまして、まただれにも貸してないような感じでありまして、これもかなりな金額で購入をしてるようでありまして。こういう市の本当に大事な財産ですね、この財産をですね、そのまま眠らせているような感じが私はしてなりません。こういうものをですね金目になるこういうものをですね、やはりいち早くなんかの形で処分するなり貸し付けるなりですねして、市にやはりそんだけの収入を私はもたらずのが懸命じゃないかなあと思っております。これはちょっと通告には出してなかったんですけど、遊休地の全部といいますと語弊がありますが、大体おおよその遊休地の中の簿価ですね、帳簿価格これがどのくらいになるもんかですね、大体資産価値としてどのくらい全体であるもんか、大体でよろしいですから、ひとつその辺も分かればお願いしたいと思っております。また、私はこの一般質問をする前に、ちょっと財政部長の方からとまた建設部長から一応この遊休地の大体の主なやつを抜粋していただきまして、ここに手元にもらっております。この中で100万単位の物も結構あります。これも場所によってはいつでも私は売れるんじゃないかなあという感じの土地がかなりあるようでありまして。これもほとんどそのままになっておるところもあるし、また貸付けをしてるところもありますが、こういうふうないつでも売れるというような財産ですね、これを私はいち早く処分しましてですね、先ほど私言いましたように、工場誘致の土地の確保にですね、それを回したらどうかなあという感じがいたしております。今のこのさっき言いましたこういう土地を持ったままでですね、恐らくこれは何十億円という私は金額になるかと思っております。これをこのまましておきましてですね、また別に新たに土地の造成をし、また買い付けをしということになりますと、またかなりの金額を要します。ですから、そういうやはり工業用地は私はいち早く持つとく必要があるんじゃないかと思っております。ですから、そのためにもこういう遊休地を早く処分してですね、その代わりにそういう土地をどっかを見つけていち早く造成をし、いつでも工場が来れるような状況をですね作り出すということについては私は大事じゃないかと思っております。その辺のことをひとつお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。それとまあその中でですね、郡部も私はよく分かりませんが、私たちはいつも思うんですが、弥生の昭和中学の跡地がありますね、あれも結構広い土地だと思っております。以前はあそこにスーパーが来るや来ないやの騒動があったようでありまして、新市になりまして、あれも佐伯市の土地であることに間違いはないと思います。これもですね、あのまま何にも手づかずに私に言わせたらほったらかしじゃないかなあという感じがいたしております。こういう弥生では、正にあっちは一等地ですよ。このああいう土地をですね、あのままほうっておくのもどうかなあ、何かこういい策はないんかなあ、もうちょっと皆さんで真剣考えてですね、ああいう土地の有効利用するのも私は必要じゃないかなあと思っております。そういうこともひとつ、昭和中学の跡地も含めて御答弁をお願いしたいと思っております。

それと、河口橋の件でございますが、実は私もこの一般質問をする前にですね、私も佐伯地区の区長会の一員でありまして、区長をさせてもらっております。実は先月の15日にですね、佐伯地区の自治委員会が市長との懇談会がありました。その席に私もおりまして、私は

もうずーっと黙って静観しておったんでありますが、その時に、この河口橋の話が出ました。先ほど私も冒頭に話しましたように、市長の答弁がですね、いやこれはもう全く今んところはいつになるか分からんというような話がありましてね。ちょっとあと、そのあと皆さん方からいろいろ批判がその件につきまして批判がありました。私も実はこの河口橋のことはよくは分かりませんもんですから、いろんな人に聞いてみました。そうしましたら、吹灘トンネルの改良工事をする前にですね、これはもう既にトンネルとこの河口橋は同時進行でやっておったという話でありました。この辺私も事実はどうか知りません。その後、川人部長からその辺の経緯についての詳細を抜粋をしてもらっております。その中で、幾つかのポイントがあるんですが、平成9年にですね豊後水道交流ふれあい道づくり推進協議会というのを設立しておりますね。これがまたもとになりまして、平成13年には佐伯市の市議会と鶴見町の町議会が交流会を持っています。この時に既にこの協議会の協議事項の決議事項としまして、トンネルと橋梁整備事業を早期完成するという決議を採択をされております。そして、今度は14年には、鶴見町交流ふれあい道づくり推進協議会というのを設立会議を開いております。この推進協議会というのは、メンバーを見ますと、佐伯市長、当時の佐藤市長が筆頭にですね鶴見の町長からずーっと議会の議長からそうそうたるメンバーがこの委員の一員になっております。こういう協議会を経ましてですね、平成14年の5月には、今度は交流ふれあいトンネル橋梁整備事業としての認定式が県庁であっております。ここでもう既にトンネルと橋梁の橋の工事はやるということで認定を受けておるようであります。その後、平成14年には、佐伯市と当時の鶴見町の協議会が豊後水道交流ふれあいトンネル橋梁整備事業の早期完成を求める決議というのを両議会で決議をしております。また、その間ですねいろんな陳情・要望活動を県・国にやっておるようであります。そして、その流れの中で平成15年の5月29日に吹浦トンネルの起工式があっております。そして、このトンネルが開通したのが17年の12月26日であります。そして、その前の3月3日には市町村合併がありましたもんですから、この鶴見町の交流ふれあい道づくり推進協議会というのは解散をされております。ですから、問題はこのあとであります。この平成17年の3月3日からこれまではですねいろんな陳情活動をですね両議会でやっております。もう20回も30回もやっておるようであります。しかしながら、この3月3日を区切りに推進協議会が解散をしております。ですから私、この後はどういう活動をしたのか、今の市長が市長になってからの話であります。その辺のことをひとつ具体的にですね、その要望活動を教えてもらいたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 矢野議員の再質問の中で、当初予定してなかったんですけど、大分キヤノンの日田の問題で市長のコメントをというわけですが、議員は先ほど答弁を聞かれましたように、佐伯市には該当する用地が非常にないということと、この件については1年前からそれだけの面積をとってたということがございます。これについてはいろんな話があるわけですけど、今日はこういう立場の中でございますので、非常に佐伯市としては39万平米の工場用地を1年以内で造るとするのはちょっと不可能だと思っております。また、議員が最初の質問をされた時に、市政懇談会で市長は他人のここのように言ったということを言われましたが、私は他人のここのように言ったつもりはございません。現況を話しただけで、また議員がおっしゃいます河口橋についてはですね、私が一番詳しいと思うんですよ、流れは。これも議会の中で再三再度お話しするとお思います。肥後議員の名前を出しては悪いんですけど、

当初肥後議員から持ち込まれましたのが平成5年でございます。この先ほど言いました議員が言われました協議会ができたのは、平成7年で県とのふれあい交流の中の事業として上げて4年間全く動きませんでした。動き出したのが平成11年になって、もう一度鶴見と佐伯の議会でこれを推進しようじゃないかということで4年振りに集まってですね、その4年後に正式に動き出したという中で、その間の間というのはこれの佐伯市側の委員長を私がほとんどやってまして、県下の中でもそういう形の中で私は動いてた。また、その後はちょうどその時は議長だったんか、議長でやってた。それ以前もやっとなんてですが、議長でやっとなんてそれで動いて行って、その後にまた特別委員会等で当時の田中議員さんに地域開発やりながら、そしてトンネルふれあい交流の協定書を作っていかなければいけないという形で今まで推移してきました。また、これについてはトンネルもなかなか着工できてなかったのが、灘地区の皆さん方の強い要望事項がございました。それは番匠川の所に途中まで出ております宅地防災事業っていうのが、当時の建設省の事業であそこまで入ってきておりまして、それ以降は建設省の工事管轄じゃないということであったわけで、これをどうするか、地域とすれば同じような道路を造ってくれないければトンネルに対する工事は私たちは反対しますというような強い意向を示したわけです。特に、トンネルをほぐ時に、灘地区の住居に対して移転をしなければいけない。でも地域との協力を得られない。また、そこにありますたまり場っていうんですかね、今はちょっと整備しとんどですけど、それについての要望もあったと。そうした難問を抱えながら、いろんな形をスタートして行って現在まできているわけです。それでもなおかつ地域で災害があるっていう形で当時建設省としては工事ができないんが何かできないかということで、当時の建設省の佐伯工事事務所に行った時に、ちょうど議長をしておりました折りに、高潮対策事業っていうのがこれが何とか取れそうだと、これを取れば灘の方も理解できるかということで現在その工事が始まっているわけで、全くそういうようなことで無視をしとったということは全くございません。先ほど私の方の部長が答弁いたしましたように、先般鶴見の方の皆さん方からこれについて対する要望活動として鶴見の区長会を中心といたしまして鶴見地区交流ふれあい道づくり推進期成会を昨年結成し要望を受け、県土木等に行っております。私の方もこうした中で毎年この件についていろいろ要望活動してますが、県にいたしましては、梶寄線の道路改良が先か河口橋が先かと、同じ路線名で2本の路線はできないということの強い話を受けておりまして、そうした中で梶寄線の道路改良を県は優先的にしてくださいということでやっとなんてですけど、これがなかなか進まないのが現状です。また、先般ここでも漁協との話も非常につまづいた部分がありまして、そうした中にも入りながら一歩ずつ近づいてるわけですけど、私の方は今回非常に強い意志を持っているのが、この道路改良については県が梶寄線を開通すれば、ひょっとすると河口橋をあきらめさせるんじゃないかという不安が一抹あるもんですから、今回そうしたふれあいの中に地域としても要するに鶴見に任せず佐伯工区の流れがありますので、そうした中で、地域としてもそうした期成会なりを作っていたいただくことによって、県との交渉に臨んでいきたいということで、皆さん方に県としてやっていただかなければと、県についてはこの事業については全く今のところ事業費の予定というのは組んでおりません。梶寄線をしとる限りはこの河口橋の予算は付かないと。それが7年も8年もたつかも分かりません。そのためには、そうした期成会を作りながらこの路線についての考え方を示す必要がある。また、この考え方の一つには現在ある梶寄線をですね、先般村松議員がちょっと言われましたが、こういう

県道をですね合併特例債ではできないのではないかという話もありました。そうしたことも加味しながら、県との交渉をすることで、私の方もこの梶寄線が市道等で整備するという事に決まるということになれば、その河口橋が県が確実にやるという交渉をしなければですね、うかつに話せないことで、県との交渉を現在進めている状況でありまして、全くのそういう状況の中で今推移しているということでお話をさせていただきたいと思っております。

それからまた、消防の跡地の利用の考えですが、これの用地につきましては、東校区の地区公民館等も要望がありますし、地域との併せた考え方で、特に遊休地については私たちも、議員が先ほど厳しいときには余った土地を売れということで、競売を掛けたわけですけど、この土地については2社の申込みしかなかった。市報に載せ、いろんな中でお話をしたわけですけど、その2社の中にそうしたホテルの関係があったということですが、それについては公売という形で入札させたもんですので、そういうことで今回の議案に載せていただき、また委員会等での詳細説明に入っていくことになっております。他の土地についてはできるだけ売るように私の方も今出しておりますので、議員が非常に誰でも買い手があるということでございますので、できたら御紹介いただければありがたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 矢野議員の再質問のうちの、先ほど市長がお答えしました部分以外につきましてお答え申し上げます。営林署跡地も市が現在基金の方で所有しておるわけですが、ここは現在ちょうど手狭になりました職員の駐車場等として使用してる部分もございますが、そのほか長期的には現在特に予定はありませんが、今後一部まちづくりの関係でも話題になる区域でもございますので、この辺と絡めながら有効に活用する方法を見つけていきたいと考えております。それから全体で簿価で幾らかという御質問ですが、これは合併しましてそれぞれの持ってあったものが件数でも3けた、何百件という件数、小さいものから大きいものまでですねありまして、全体ではちょっと手持ちがございませんので申し上げられません。それから、リストで事前に差し上げた分にも今年度2件につきまして売却できました分はもう除いておりますので、そのあとの分をちょっと載せておりましたので、そういった結果も踏まえてのことでございます。それから、昭和中学の跡地とこれは昭和中に限らず旧町村部のいろいろ土地があるであろうということを一例でおっしゃったものかと受け止めておりますが、こうしたものも全体をみわたしながら有効な活用を模索していくことは今後引き続き続けていきたいと考えております。それと全体の簿価についてですが、まもなく取り入れます公会計の複式簿記等導入する方向が始まっておりますが、当然それには財産の正確な把握ということで出てきますので、その際にはまたよりはっきりしてくると思しますので、また順次議会の方にも御報告しながら進めていきたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） 再々質問を行います。先ほど川人部長の答弁の中で、河口橋は女島側との取付けの関係で工事費は100億円ぐらい掛かるんじゃないかなあという話でございました。その女島側ですね用地の交渉というんですか、買収はどのようになっているのか、その辺のこともちょっと理由ができればお願いしたいと思います。市の負担金でありますね、20分の3ということでありましてね。ということは15億ですね、そうなりますとこれは大変な金額に

なるようであります、私当初、以前聞いたのは70億から80億ぐらいかなあという話をされておりましたんですが、この市の負担金についてですね、そのねん出方法ですが、これはその合併特例債が使えるんじゃないかと私は思うんですが、その辺はどうなんでしょうかね。それをひとつお願いいたします。それとまたこの河口橋をですね、先ほどの寺島議員の質問の中で、市長がこれを第1の最優先項目として今からやっていくという答弁がございました。これはそれを是非ともお願いしたいと思うんであります、ひとつ今後強力にですねこれを押し進めていってもらいたいと。今自治会の方もこれをひとつ全面的に押し出してですね、この要望運動をやっていこうというような気運になっておるようであります。ですから、また後日そのような話があるかと思しますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 矢野議員の再質問にお答えします。番匠川河口橋の女島側の状況ということでございますけれども、女島側の事業として進めているか、過去にどんなことをしたかということでございますが、一応家屋調査を数件やっていると聞いております。もちろん、その以前に測量とか設計とか行った上で家屋調査に入ったということで、年度はちょっと記憶でははっきり覚えていませんので、ちょっとそれは御遠慮願いたいと思います。それと、事業費でございますけれども、先ほど私100億円弱と申しましたが、これは通告を受けまして大分県佐伯土木事務所に聞いたところ、女島側も含めた全体でそれぐらい掛かるのではなからうかと。70億から80億円につきましては、橋梁本体工事ということでございます。それとあと残り、仮に100億としましたら、市の負担が十数億円ということになるわけでございますが、河口橋の着手時期にもよりますけれども、これは早く仮に着工できれば合併特例債の対象の期限内に間に合うかと思えますけれども、問題は着手時期ということになってまいります。早く着手できますよう、市といたしましても強く今後要望していきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 以上で、矢野議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後2時17分 散会

平成19年 第6回

佐伯市議会定例会会議録

第5号 12月13日

第6回 佐伯市議会定例会会議録（第5号）

平成19年12月13日（木曜日） 午前10時00分 開議

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
8番	後藤	幸吉	9番	江藤	茂
10番	清家	好文	11番	矢野	精幸
12番	矢野	哲丸	13番	河原	修仁
14番	宮脇	保芳	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	18番	榊田	穂積
19番	村尾	清一	20番	井野上	準
21番	河野	豊	22番	下川	芳夫
23番	柳井	二生	24番	泥谷	和喜
25番	菅原	忠	26番	和久	博至
27番	日高	嘉己	28番	渡邊	邦壽
29番	染矢	玉夫	30番	児玉	忠義
31番	甲斐	迪彦	32番	狩生	寿一
33番	廣瀬	精一郎	34番	吉良	栄三
35番	高司	政文	36番	浅利	美知子
37番	河野	周一	38番	玉田	茂彦
39番	村松	講一	40番	児玉	輝彦
41番	松田	清徳	42番	戸山	盛喜
43番	寺島	孝幸	44番	土師	辰英

欠席議員の氏名

17番 肥後 四々郎

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市	市長	西木	嶋許	泰政	義信	上教	下浦	水道	道次	局長	戸川	高島	公ふみ	人え
副市長	市長	木塩	月田	厚隆	信博	消上	生浦	防		局長	高川	橋鶴	安宗	忍信
副教	部長	武大	鶴保	直成	己太	弥本	匠川	局	局	局長	大加	藤洗	宗隆	義二
総務	部長	久三	原崎	信誠	行誠	本直	宇目	局	局	局長	曾安	宮藤	廣一	清美
企画	部長	田菅	川野	俊宣	邦行	鶴米	見水	局	局	局長	戸高	高治	一和	徳郎
市民	部長	川河			生	米蒲	江振	局	局	局長	高児	玉		康
福祉	部長							局	局	局長				
建設	部長							局	局	局長				
農林	部長							局	局	局長				
水産部														

議事日程第5号

平成19年12月13日(木曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) 本日の平成19年第6回佐伯市議会定例会第10日目は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(児玉忠義) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き、通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、後藤幸吉君、2番、河野周一君、3番、柳井二生君、4番、河野豊君、5番、戸山盛喜君、以上の順序で順次質問を許します。

8番、後藤幸吉君。

8番(後藤幸吉) おはようございます。朝っぱちなのでいい話から。佐伯に産婦人科のお医者さんが来てくれることになりました。これは大変いいニュースであると思います。それと、きのうからも話がありますが、釣りバカ日誌、高速道路の開通、国体、佐伯市がそれなりに評価されるいい機会がやってきていると思います。佐伯市民挙げて佐伯はいい所だと、すばらしい所だと言われるような来年でありたいと思っております。

通告書に従いまして、大きく二つの質問をいたします。8番議員の後藤幸吉です。どうぞよろしく願います。まず、まちづくりについて、こういうものが出ております。これは、新基本計画策定計画、この中では市長、まちづくり会社というのを立ち上げるようになっております。そして、もちろん協議会というものも作って、そこは基本構想というものを国に出すそうではありますが、既に研究会は立上げになっておりますが、まちづくり会社に佐伯市はどのように対応するのか、また商工会議所にどのような期待をしているのか。例えば、予算面のこともあると思いますので、そこらを質問したいと思っております。それと中心市街地活性化と申しまして、3月議会で矢野議員とのやり取りの中で、市長のおっしゃるとおり、確かに駅前から大手前周辺までが佐伯市の中心地であると思います。コンパクトシティ計画ですか、大手前のことは二つの案が出ているように思います。その両方に文化会館が入っております。もう一つ、佐伯市役所の位置、これは内部検討委員会で予算を約41億円、現在のこの土地にということではありますが、のちほど職員の数などで質問をいたしますが、まず位置はこの位置でいいと思うのか。それと、耐震強度などの関係で、それと合併特例債などの関係で、市役所、文化会館というものを計画しておるわけですが、市民の中には震度7のような地震がくれば市役所が崩れる前に我々の家も崩れる。そういう言い方もあります。財政状況の厳しい中で市役所を建替えるのが適当なんかという意見も多少あるようでありま

す。そのところを踏まえて、まず中心市街地のそれこそ中心になる市役所の位置の考え方を示していただきたいと思います。これが一つ目。それと二つ目、やはり3月の討論の中で、コンサルタントに2,000万円払っている金額は高いか安いかというふうなやり取りもありました。私も去年の7月でしたか、その最終的なコンサルタントの最終的な案四つを発表された時に出席しております。そのうちの二つが今度案として出てるのだと思いますが、一つの案の中には、市役所を大手前に建設した場合には80億掛かると、私ども目の前でそのコンサルタントが発表したわけでありまして。そして何箇月か後に、市役所の内部検討委員会が、現在のこの位置に造れば41億ぐらいであろうという案を出されました。地元のことをまるっきり分からない。そういうコンサルタントを使うというのは私どもはちょっとおかしいなあという感じはその時にしておりました。さて、先月でしたか、仲町プラザの中にまちづくりセンターというものができました。物事は考えれば仲町の方たちが大変きついと、そこを市が間接的に借り上げたのではないかというような批判もあったわけでありまして、このまちづくりセンターは、どのような役割をするのであろうか。そして、将来のまちづくり会社とはどのように絡むのか、そこらを説明していただきたい。

それとあとは行財政改革についての質問になるとと思いますが、旧市町村からの継続事業、こういうものの中には不必要と私たちが今考えて思われるような事業もあります。市長は見直しをするということをおられたことがあると思いますが、そこらは計画どおり進んでいるのか、見直しを進めた結果なのか、それをお尋ねします。もう一つ、9月議会で投資的経費の見直しの発言がありました。この件については、先般他の議員の質問に対して必要な事業はやっていく。補助金で有利な事業を展開するのだという発言がありましたので、今日はこの分の質問は省きます。ただ、私どもが行財政改革の委員になっておりました時に、議員からの提言ちゅうことで一番始めに投資的経費については抑制するだけでなく、補助率の良い有利な事業を取り入れ、実行あるものにするという形で議会から申し入れしております。業界が苦しいからというわけでなしに、必要なものはこういう、始めからこういう気持ちで、来年度から予算ということでのなしになるべくやっていただきたい。そういう要望しておきます。それから、通告しております。6月議会に私はタウンミーティングの席上で市民の方から、各年齢の職員の数と給与を公表するように話があったであろうと、公表する考えはないかという質問に対して、総務部長は11月1日号の市報に毎年載せておりますので、それ以上の公表をする考えはないということでありました。これが今年分です。分かりにくい。それで、20歳、30歳、40歳、50歳、節目の年に当たる職員の人数とその人たちに払われている年間の給与、市が払っているもの。これを質問いたします。私は今回選挙で佐伯市から選ばれておりますが、分かりやすい政治ということをお約束の一つに掲げております。いつもかつも言うようにありますが、市民の感情の中には、例えば、ブリなんかはえらく安い、米も10年前と比べれば安いし、国なんかが作ってくれるなというぐらい、作っても歓迎されないような状態になっている。土建業の作業員は、9月議会で質問したように、10年前は一応2万500円、それが1万1,300円。私どもは仕事の話はこういう場では言ったことはありませんが、畜産の出身であります。例えば、ブタなどは去年と今年のえさ代が1匹当たり4,000円上がっております。年間平均三万二、三千円しか売れない品物で改めて4,000円の経費が掛るようになりました。市民は大変な状態にあると思います。通告しておりますので、しゃんと出していただければこういうことを言うことはありませんが、是非公表をお願いします。

それと関係しますが、人件費の削減について、今のような理由で市民の間には、依然として人件費が高いという考え方があります。給与表を改定してでも給料を下げる予定はないのかお尋ねします。それと、市長はもう2年過ぎました。選挙前の3月29日には、いつも言うことですが、6年間で300人程度の職員削減が適当であろうという話をしておりました。これは前議会でも順調に進んでいるんだという話もありましたが、先般、振興局のあり方、そういう質問もあったようにあります。今現在市長が、例えば佐伯市の人口も10年先には、20年先には少しは変化があると思います。それに対応するための職員の適切な人数は、これは削減の話と違います。今現在市長になっておられて、将来佐伯市の職員の数はどの程度が理想なのかということ、考え方を発表していただきたい。また、職員の意識改革についても質問をしておりますが、これは菅原議員も最初の日には言っております。ただ、この質問は今日は途中で変えます。トップ次第であります。職員はトップから、幹部から指示をされてやっておるわけですから、トップがちゃんと指示をすれば優秀な職員はそれにこたえてくれてちゃんと公僕として働いてくれると思います。例えば、今回議案に上がっておりますので直接は言いませんが、その市営住宅も含めて税金、そういうものの滞納が非常に多い。今まで議会、議員もたくさんの議員がどのようにしているのかという話をしておりますが、一つも成果が上がっておらんように思います。どこの家に100軒の借家を持ちよって、10軒の家が1年間も仮にですよ、3か月も払わんときに、のほほんとしておりますか。普通なら出てもらうと思います。職員に報告はトップが受けていると思います。企業家的な発想というのであれば、ただ市民からものを税金を取るだけでなく、そういう公平という意味からも滞納されている者の処理をしなくてはならない。これは職員にどういう指導をしているかじゃない。トップの考え方であると思いますので、その件は執行部の方に、どのように今後するのか、それをお尋ねします。1回目の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。今日は後藤議員がトップで質問になっております。後藤議員の質問の中で、全市的なまちづくりについてと行財政改革についてですが、私の方からは全体的な総論的なお話をさせていただきたいと思っております。最初にありますまちづくりについてということで、特に会議所との関係、まちづくり会社との関係でございますが、これについては後藤議員がおっしゃいましたように、これからの中心市街地活性化については、必要な法人としてまちづくり会社を作らなければいけないという形で、昨年度もやっておりますが、まだ現状でもできておりません。会議所との中で先般も協議会をしながらやっておりますが、今回会議所の方の首脳部が変わりましたので、改めて協議会を持ち、私的ですが、協力的には会頭さんとお話した時には前向きのお話が出てきております。このまちづくり会社、会議所だけでなく、また地域の商店街の方、また地権者の方、それぞれの中での出資を募った会社だと聞いております。全国的にまちづくり会社を見ますと、これに対してできればですね、市の方からの出資もこれは必要になってくるという具合に私は考えておりますので、このまちづくり会社ができれば議会の方にお願ひして、この出資金については協議をしていただこうと思っております。そうした中で、これができあげたときに次のステップに入ってくると思っておりますが、この会社があるかないかによってこの中心市街地活性化のですね協議が、国に対する協議が進まないという形態でございますので、その点の御理解を賜りたいと思っております。

また、行革等につきましては、現在いろんな中で協力を得ながら非常に地域にとっても皆さんにとっても、職員が削減ということはサービス面の低下ということになるわけですけど、こうした中でもやっていかなければ非常に厳しい状態になるということで、18年度についての決算はある程度の数字は出させていただきました。これから将来どう見るんかということで、理想でございますが、私は人口100人に1人の公務員という形で、これは普通会計上です、特別会計等は除きますから、普通会計上は大体1人ということで、基本的には8万人ということでございますので、800人を理想として考えております。そういうことで、そういう形の答弁をさせていただきたいと思っております。あと、詳細につきましては、部長の方から答弁をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） おはようございます。事前に質問をいただきましたので、それに基づきまして答弁をさせていただきたいというふうに思います。全市的なまちづくりについての5点について御質問をいただいておりますので、順次お答えさせていただきたいと思っております。まず、中心市街地活性化における商工会議所の役割についてでございますが、現在、商工会議所と市が中心となりまして、中心市街地活性化研究会を立ち上げております。この研究会は、中心市街地活性化のための新基本計画を策定し、国の認定を受けることを最終目標に、その前提となるまちづくり会社や中心市街地活性化協議会の設立を目指すものであります。商工会議所につきましては、まちづくり会社や中心市街地活性化協議会の設立とともに、その運営において大きな役割を受け持っていただくとともに、その後の中心市街地の活性化策の実現に向けて取り組んでいただきたいというふうに期待をしているところでございます。次に、まちづくり会社につきましては、中心市街地活性化協議会の運営に大きな役割を担うとともに、その後の具体的なまちづくりをけん引し、積極的に事業に取り組むまちづくりの主体としての役割を果たしていく重要な位置付けにあるというふうに考えております。次に、まちづくりセンターについてですが、去る12月1日、国と大分県の支援をいただきながら、なかまちプラザを活用して、佐伯市まちづくりセンター、よろうや仲町をオープンいたしました。その役割は市民活動やボランティアをしている団体や個人、またこれから始めようとしている人たちをサポートし、市民協働のまちづくりを推進していくことにあります。今後の運営につきましては、事務局に事務員を配置し、大分県推薦のまちづくりアドバイザーの支援を受け、まちづくり交流倶楽部による運営協議会を開催しながら行っていく予定であります。それから、4点目の旧市町村からの継続事業や旧市町村で整備されました各種施設の見直しについてでございますが、合併後は投資的経費につきましては、公共事業等実施計画において、各課のヒアリングや現地確認等を行いながら、事業実施の必要性等について精査をしているところでございます。これは、合併後の新規事業だけではなく、旧市町村で計画し継続してきました事業も対象としており、同じように事業の中止・縮小等も含め、毎年見直しをしております。また、各種施設につきましても、指定管理者制度を採用し、民間活力を導入するなど維持管理を含め適切な運営に努めております。今後も議員の御指摘のとおり、行財政改革プランや中期財政計画との整合性を図りながら、効果的・効率的な事業遂行という観点から投資的経費の見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。次に、それから先ほど質問の中で、市役所の関係のお話ございましたけれども、これにつきましては、現在市役所の内部で検討委員会を開催しております。また併せて、今回の議案にも出

しておりますけれども、庁舎建設の審議会を立ち上げながら市民の意向も聞きたいという状況でございます。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 私の方からは、大きな2番目の行財政改革についての1から4までの項目の質問についてすべてお答えいたしたいと思っております。まず、年齢別の職員数と平均年収についてお答えします。平均年収は19年4月1日現在の給料及び各種手当での合計額から算出したものであります。ちょっとゆっくり言います。20歳の職員は2名で平均収入は263万1,000円、以下30歳は33名いまして411万5,000円、それから40歳は21名でありまして638万7,000円、50歳は39名ありまして723万円です。なお、本年11月1日号の市報に掲載した人事行政の運営等の状況では、新たに一般行政職の級別職員数と平均給料の状況を新しく掲載しておりますので、是非御参照いただきたいと思います。次に、給料表の改定についてですが、御案内のとおり、国の給与構造改革に伴い、本市も今年1月1日から国に合わせて全面的に給料表を改定いたしました。また、18年4月1日からは給料の一律5%カットを実施しておりまして、現在のところ再度全面的な給与構造の見直しを行う考えはございません。次に、職員数に関しましては、先ほどの市長の答弁とはダブりますが、普通会計における職員数を人口100人に1人とした場合800人、これに国保、介護、上下水道等の特別会計や企業会計における職員数の120人を加えた合計920人程度が本市の将来における目標数であろうというふうに考えております。ただ、今更申すまでもないのですが、本市は同人口規模の類似団体と比較しても格段に大きな面積を有しております。広大な山林や河川、典型的なリアス式海岸、さらには四つの島を有しておりまして、その独特の地形の隅々に人々が生活しております。さらには、産業も多種多様で、行政需要を増大させる要素を極めて数多く抱えております。したがって、将来においても単純に人口を基礎にした職員数を確保するだけでは対応できない側面も多々あると思われれます。現在は絶え間ない行革によってとにかく職員数をスリムにし、コンパクトにしていきながら、同時に行政効率を高めようとしているわけですが、同時に時代の状況も刻々と変化しております。職員の配置につきましても、現在の組織体制が決してベストとは思っておりません。したがって、今後は本市の人口の動きや状況を冷静に見極めながら、その時点で最も効率的で機能的な組織を常に維持できるよう対応していくべきであろうというふうに考えております。最後に、職員の意識改革及び滞納整理についてですが、一応通告の内容に従って答弁させていただきます。職員の業務に対する意識は、基本的にはそれぞれの職員が自覚を持って日々の業務を行う中で、先輩職員や同僚あるいは所属長とのつながりの中ではぐくんでいくものと理解しております。しかしながら、先般もお答えいたしましたとおり、合併後の急激な職場環境の変化により、組織として余裕のない状況も発生しております。したがって、今後は職員の意識改革を更に促進する対策を実施しなければならないというふうに考えております。なお、滞納整理については、自主納付の原則の下、督促、文書催告、財産調査、財産差押え等、ルールにのっとり対応しておりますが、事情がある滞納者については、納税相談も受け付けておりまして、特に問題はないというふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 再質問ちゅうか、私どもがこのごろ市民からよく電話を受けたりして文句を言われるのが、キヤノンのことであります。きのうも矢野議員が言っておりましたが、こう

いうこれはしゃんとした企業の新聞社が、日田市が最後の大規模な投資先であるというように書いております。これが最後であるならば、佐伯にはそういう大きな企業は来ないような感じのものを書いております。知事が佐伯市の出身者であればいいなあというふうな感じがあります。ただ、私ども市長に期待しておりますのは、9月議会かでも言いましたように、自治体に企業が臨むもの、広い土地、安い土地ちいうのが一番でありました。これは、きのうは市長は10万坪というのは無理であるという発言がありました。そら私もそう思います。ただ、今よその地域が、日田でなくてもよその地域が土地を開発して来てくださいという準備しているのに比べれば、オーダーメイドである。ただ、私がこういう話をしますのは、せめて高校を卒業した子どもが地元で就職できるような企業に来ていただかなければ、1,000人の雇用も一遍には要りません。100人、200人、そういう人たちが働ける職場を市長に頑張ってもらって、例えば、企業対策室、誘致対策室、そういうものなりも強化をして、決算委員会でも議員から指摘されたと思います。予算が少ないようにも感じております。やはり、ほかの地域との取り合いになるものであれば、負けないように、とにかく産婦人科はできたにしても、高校新卒の高校生の働く場所を是非確保するようにお願いしたい。先ほどの1回目の質問の中で、市庁舎の位置を私がお尋ねしたのは、もう今までもかなりコンサルタントの人たちに入ってもらっております。大手前の地区については二つの案も出ております。やはり、中心を固定することが大事、まちづくりの場合、そういう意味で市役所の位置を質問したわけではありますが、これは議案にも上がっておりますので、そのあとのことは申しません。

それと、人件費の公表はいただきました。ただですね、高い高いと私が思うとるのは、これは市長あの検証会の時に今年の8月か、市民の人たちの検証会の時に出されたデータであります。同じサービス料が佐伯市は非常に高い、人件費・物件費などの適正度というものであります。これが人口1人当たり人件費と物件費というものであります。佐伯市は17万1,266円ですか払っております。大分県の平均が13万1,085円であります。4万円ほど高い。全国市町村の平均は12万1,000円で、5万円の差がある。6万円の差がある。これは非常に高い。だから、私は給与表を改定してでも人件費を削減する考えはないかというのは、人件費を削減という言葉が悪いのなら、サービス料を安くする考えはないかということになります。先ほどちょっと触れましたが、佐伯の造船は別にして、あとの事業所は大変きつい思いをしておると思います。市民も所得がかなり下がっていると思います。自営業者の場合は、例えば、郊外に大きな店舗などもできて大変なんでありました。だから、市民の感覚からすれば、給料は下がりました。100を超していたラスパイレス指数は95.9になりましたと総務部長が答えたにしても、じゃあ佐伯市の所得と比べたらどうなのか、高すぎるじゃあないかという話になるわけでありました。やはり、よその区域のことは構わん、佐伯の市民がある程度納得してくれるような給料にしてもらおうのか、それでなければ、市役所の職員はよく働く、ほーいろいろ大変じゃろうと言えるような市民、意識改革ですね。それも市長次第だと思います。もう総務部長が下げる考えはないと答えましたので、今回はそういうふうに職員に働かせる場、市民がこの人たちの給料を納得できるような職員になってもらえるように、ここにおられる幹部の方は指導していただきたいと思います。それから、私がそういうふう言うのは、言葉を優しく言うだけで、職員は結果として働いてない結果が出てくる。例えば、木立小学校が工事請け負うた業者が倒産して、途中で止まっております。本来なら小学生の

卒業式、入学式に利用するであろう施設が5月に完成するそうであります。この業者を指名した責任、やり上げる力のない業者を、それはどうなるのか。それと前回も言いました。落札率47%で取った業者が工事はできませんと言うて返した。技術力がないような業者を始めからなぜ指名に入れるのか。役所の説明をしていると、資格があるから、それでは話を変えます。滞納の方、普通ですね、会社の場合、例えば、将来もしかしたら中心市街地に民間の業者の手で住宅あたりができるようなことになるかもしれない。もしかしたら。そういう人たちが3か月も滞納しちよるのを我慢しますか。社員が取立てをします。今回議案にも上っておりますので、いろいろ難しい話はしませんけども、3か月以上はためてるようなことはさせない。それはやはりどんなにうまいことを言っても、これは財務部長かな、言うても仕事はしよらんちゅうことです。どうでもいいとは言わんけども、努力をしちよっても知恵が足らんちいうことなんです。だから、私は職員のことよりもトップの方にお尋ねしますという質問をしたんじゃ。トップがしゃんと指示をして仕事をさせんことには16億も17億も滞納の金があつてどうしますか。そのこのところの答弁をお願いします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員より再質問を受けました中で、この前の検証会で非常に人件費が高いということでございますが、これは表の見方がですね、合併時点ですので旧市町村別の単位で言えば、例えば、それぞれ町村があったときには、それぞれの町村そのものときでは類似団体といってもそんなに多くはないわけです。これが市になったということですね、市の場合は非常に人口も多く、そうした中でですね人件費の関係が違っているということで、そのために合併をして10年間合併特例ということで、その旧町村が合併をしてないという形の交付税を算入していただいています。その分を差引きするとですね、だいぶまた違ってきますが、そうした10年間の中に職員数も落としなさい。借金も減しなさいという形の中で現在行財政改革を取り組んでおるんで、それをそのものを出されるとですね、非常に当市みたいに九つも合併すると大きく違ってくるということで、その数字の見方については、そうした中で見ていただきたいと思っております。旧佐伯市だけの人口でいえばこうだ。旧町村でいえばこうだということが、合併したもんですから一時的に人口割合に比べれば非常に大きな状態になってる。それ以前は国の中での基準、類団といえば非常に少ないんですけど、上浦なら上浦の類団についてはどうだったんかといえ、そんなに突出したような状態ではないと思っております。それが、今回の合併によって出た数字が合算されますとそういうになったということで、御理解を賜っていきたいと思っておりますし、またそうした中で、非常に地方公共団体が厳しい状況の中で、この合併を取り組んでいくというのは、そういう状況の中をあえて踏み越えていきたいという思いで合併になったと思っております。それから、あとにつきましては、担当部長より答弁させていただきたいと思っております。それから、財政の中で市の職員に対する意識改革という形で、合併当時いろんなことも起きました。未しゅん工もありました。そうした中でやっと今年度ですね、組織がどうか意識をですね高めながら、最初の1年間というのは本当に合併してですね何をしたいか分からないと、どういう状況だということもたくさんあったと思っております。とにかく合併をしながら全体になって、それぞれ戸惑った中ですね、そうした中で昨年も申し上げました、報・連・相の話もしました。地域地域で意識改革をしながら一つずつこなしていき、今回についてそういう形の中で部長会を通じながら、いろんな中を通じながら職員がやはり千二百、三百おりますので、全体をやはり把

握しながらやっていっておりますが、まだまだ先ほど答弁申し上げましたように、部長答弁申し上げましたように、議員が見て十分とはまあ言えませんが、そうした中でも意識改革は今後とも進めていきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） ということは、これは佐伯市人口8万3,318人ということで出とるんですが、それで私は17万1,000円、類似団体が大分県市町村が13万1,000円、高いのじゃないかと言うたんですが、それなら今現在は何ぼですか、今現在は何ぼですか。これは今年の8月に出た資料な。人口はあくまで8万3,000人です。だから、それでいうと今現在はどのようなものなんでしょうか。それと市長、私がかかってないのかな、この一つのデータに基づいて私は言いよる。これは3月29日に選挙前に行われた佐藤さん、尾形さん、西嶋市長、その3人を招いて行われた時の検討会ちゅうのを今年やったわけですから、その場で示されたわけだから、品もんでありますので、私はこれに基づいて佐伯市の人件費が高いのじゃないかというふうに質問したわけでありまして。どうしてもこういう話にばっかしになるんですが。例えばですね、臨時職員、嘱託、もちろんこの中に入っていると思っておりますが、この人たちの数が異常に多い。その看護師であるとか特定の免許を持ってる方これは分かります。普通の一般職、事務職、そういう人たちが、職員の数が多佐伯市でも、そういう人たちがなぜあんなにいるのじゃろうかという意見も市民の中にはあります。それは確かに職員の臨時職員の給料辺りここに出ております。この人たちのように安い人を1,000人雇うてもらうて結構です。正規職員が300人、200人減れば。ただ、正規職員の数も減らさないで人数は多いのに臨時職員、嘱託職員、そういう人たちを雇うてまでサービスをしなければいけないのはなぜでしょうか。これは再々質問になりますので、ちょっとすいませんが待ってください。やはり、先ほど言うたように、結果が出れば文句は言わない。でも、先ほど言うたように、結果として能力が滞納の処理もできない。一つの工事なら工事、そういうことをちゃんと見届けることもできない。先ほど議長は蒸し返すなと言われましたが、海岸のような工事ならいいんです。ところが、子どもの教育にかかわるような大事な事。それと業者の人たちもきつい、これからも将来あるかもしれない。市の仕事の途中でそういうことになってもらっちゃ困る。だから、それぞれの担当はちゃんと仕事をやってもらいたいという考えであります。まず、臨時職員、嘱託の必要性をお尋ねします。

それと先ほど私は、仲町プラザにあるまちづくりセンターのことで聞いておりませんでした。ここにはこれから3月までに、こないだ12月1日が開所式じゃったと思えます。ここに対してはどれほどのお金が出て、それとその中で佐伯市から出ていく金、これを教えていただきたい。

人件費に関して、これは17年の8月、18年の8月、今年の8月、これの職員数の流れ、それから総支給額、そういうものを比較しとるんです。ただやはり、通勤手当というのは佐伯まで出させると当然増えます。住宅手当も増えます。ただ地方の人の話では、あの男をある振興局に移したんじゃが、あっこに行ったら一つも変わらんのかなかろうかと、やはり職員の適性、適材適所を執行部は考えとるんかちゅうような質問もあったわけ。その考えも市長一緒に。

あのどうせまちづくりについては泥谷議員がまたやりますので、少し譲っておきます。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 後藤議員の再々質問にお答えします。出る予定はしていなかったんですが、御質問の中でかなりの件数があるかと思いますが、まず先ほどのグラフ等で御指摘いただいておりますラスパイレス指数に絡む、特に人件費と物件費の率が非常に他市に比べてあるいは平均に比べて高いということで、これは人件費のひとつの別な指標でラスパイレス指数がございますが、これはグラフから分かりますように、一応適正な域に入っておりますし、1人当たりのそういった給料から見る観点から見た場合には、特に高いわけはありませんし、ないんですが、ただ総数として総額で見た場合に、どうしてもこの割合が高くなるのは、やはり合併して9団体も合併すれば当然最終的な8万3,000の1市になった場合のそれに対する職員数としてはどうしてもやはり膨大な数に結果的になってしまっているんで、そのために当然これは引上げる結果になってるということで、これは正に今行財政改革で相当な数を毎年勧奨も含めて退職して、今後正に改善していけるものと思います。先ほど市長が御説明したのは、やはり合併前の状態、一つ一つの小さい団体であればそれなりに適正であったと考える見方があるうけど、やはり合併して8万3,000の一つの市になったときには、どうしても職員数が結果的に多い形になっていると。そのことをこのグラフから読めてると思います。このグラフが議員がお持ちなのは平成18年度版からかと思いますが、それでこれは平成19年3月に出版された最新版で私今申し上げておりますので、この数字は今一番新しい統計的なデータとして一番新しい数字になっております。18年度分につきましては、まだこういう冊子になる段階にありませんので、内容としては17年度中の内容でございます。でも最新の情報でございます。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 再々質問の中の臨時職員、嘱託職員の数と簡単に申し上げます。今も先ほども財務部長が申し上げましたように、年々すごい勢いで今職員の数が減っております。人員配置も今やりくりしながらやっておるわけですが、非常にまあ現在の状況は過渡期の状況だというふうに考えております。おっしゃるように残った人員の中ですべての行政サービスで対応すべきということはもちろんそういうふうに考えるべきでありますけども、残念ながらどうしても市民サービスの面で欠ける面がどうしても出てきます、いろんな意味で。それで、その部分を補うために臨時職員、嘱託職員の力を借りなければならない面もあることを御理解願いたいと思います。もう単にやみくもに臨時や嘱託の皆さんを雇用してるわけでは決してございませんので、どうぞ御理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは私の方から、まちづくりセンターの予算関係についてお答えしたいと思います。まず、これは2本立ての委託になっておりまして、一つは仕掛け人の経費ということで、商業活性化アドバイザーこの方、経済産業省から認定をされておりまして、中小企業診断士の資格を取っております。この方と委託契約をしまして経営者のヒアリングやアドバイス等を受けながら、中心市街地の活性化の支援等も行っていただきますし、まちづくり会社の設置についても支援もやっていただくという部分が1点ございます。これにつきましては、約400万の委託金で国・県の助成もいただいております。国が41%の補助で164万です。県が50%で200万、市が特例債を使いますけれども36万という概略でございます。2点目が、まちづくりセンターの経費でございます。これも調査委託業務というこ

とで、同様の先ほども申しあげました商業活性化アドバイザーと委託契約しておりますけれども、まちづくりセンターの運営あるいは調査業務を中心にやっていただくということでございます。これにつきましては、委託金額476万で、国の補助金が41%ありますので195万、市の方が280万と。以上でございます。この金額は1年分で、一応2年間の予定でやります。

議長（児玉忠義） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

次に37番、河野周一君。

37番（河野周一） おはようございます。37番議員の河野周一です。今日は三つ質問をしたいと思います。まず、河口橋建設の早期着工を、それとですね、東九州自動車道関連事業について、最後に企業誘致についてですね。これ3問とも、河口橋の場合は、きのう矢野精幸議員が言われまして、2番の東九州はいないですけど、1番の三浦議員が言われまして、3番の企業誘致も何人か先ほど後藤議員も言われて、違った角度でやります、もちろん。ですから、重複しないように務めていきますので、質問したいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、河口橋建設の早期着工ですね、これは豊後水道交流ふれあい道づくり事業の一環ですね、推進のための窓口として、平成9年3月に豊後水道交流ふれあい道づくり推進協議会が設立されました。平成13年の2月に佐伯市議会、鶴見町議会の交流会が開催された。その中で、県がこの事業は平成18年着工、平成22年完成で進めていきたい。両方ですね、という説明をされたんです。合併して協議会が解散し、この事業も途中で止まったままになっております。今一度協議会を立ち上げ、始めの約束どおりに河口橋建設の完成を目指して前向きに推進させていただきたいと思います。お尋ねします。

それと2番目のですね、東九州自動車道関連事業についてです。こんな感じですねパネルを用意しました。これが新直轄事業無料方式の佐伯・蒲江間に、私は2か所、堅田地区1か所、そして青山地区1か所の2か所の追加インターを取り付けたらどうだろうかというお尋ねをします。

それと3番目が、企業誘致について、キヤノンの会長・社長は佐伯市出身であるがキヤノンとの企業誘致の話合いはどのように進んでいるのか、市民に分かりやすく説明してください。1回目の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河野議員さんの御質問で、一応3点伺っておりますが、番匠川の河口橋建設の早期着工と東九州自動車道関連事業について、また企業誘致関係という形でございますが、昨日、番匠川河口橋については、詳細等を申し上げておりますが、その点について、また部長の方から答弁させていただきたいと思っております。また、東九州自動車道関係につきまして、そのものでございましたのですが、これについても部長の方から答弁させていただき、企業誘致について私の方で申し上げたいと思っております。

企業誘致についてですが、企業進出に向けての情報収集のためにですね、在京、在阪の郷土会への参加という形で行っております。特に、大分県企業立地推進課の方で、県の方にも尋ねていき、また大分県東京事務所を訪問し、佐伯市の現状や立地に対する優遇制度などを説明し、情報交換するなど、機会あるごとに取り組んできております。また、今年の4月には、直接キヤノンさんに出向きまして、内田社長と面談し、佐伯市の工場適地、また進出の可能性はあるのかというお話をさせていただきました。そうした資料もお渡ししておりますたけど、残念ながら今回の日田市の進出が決まっております。日田市についてもお伺いしま

した時に、日田市はそうした活動は全くしてなくて、県との中での誘致が決まったような状況に聞いております。特に、今回の用地は面積が39万平米と非常に広い用地であるということ。また短期間という形で、そういった中で適地をですね探した中で日田市に行ったものだと思っておりますが、今後ともこうした中で、私どももキャノンさんに限らず、またキャノンについてもそうした誘致運動をですね、県また大分県の東京事務所、そして東京に限らず大阪等についてもいろんな地域を使いながらやっていきたいと。現在佐伯市の経済クラブの会員の皆さんが今きてきてキャノンとかですね、ウイラブキャノンとかステッカーはって呼び込みをしておりますので、そうした方々とともに皆機会があればもう一度キャノン等にもお伺いし、要請をやっていきたいと思っております。他につきましては、先ほど申し上げましたように、担当部長の方に答弁させて、もしあれやったら再質問等を受けたいと思いません。よろしく願います。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 議員御質問のうち、まず番匠川河口橋建設の早期着工に対する御質問にお答えします。昨日の矢野精幸議員の御質問にもお答えしましたように、河口橋建設は佐伯市にとって正に念願の橋であり、今後とも大分県に対し更なる要望活動を展開していかねばならないと考えているところです。議員御承知のように、旧鶴見町の時代から官民一体となった豊後水道交流ふれあい道づくり推進協議会を組織し、本事業の要望活動を推し進めていきましたが、合併を機に新たに、平成18年5月に鶴見地区交流ふれあい道づくり推進期成会を結成し、その活動を引継いでおります。また、旧鶴見町議会と旧佐伯市議会が、ふれあい道づくり事業に対し連携した行動を行うなどの努力により、吹灘ふれあいトンネルの開通を実現いたしました。引き続き番匠川河口橋早期着工に向け、新しい推進期成会と市が連携し、佐伯土木事務所や県庁の関係部署に対し要望行動を強力に行っていきたいと考えています。なお、先般11月26日に番匠川河口橋建設の早期着工完成について、佐伯市自治委員会連合会からも会長名で要望書が提出されているところであります。

次に、東九州自動車道関連事業の追加インターについての御質問にお答えします。高速道路がいよいよ現実のものとなった佐伯市ですが、東九州自動車道の拠点地域として、産業、経済、文化など、より一層の発展のために佐伯インターチェンジや蒲江インターチェンジとともに、是非地域活性化となる追加インターが必要と考えています。現在、佐伯管内での追加インターは2か所ということで、県並びに国と協議を進めているところです。一つは蒲江の波当津地区であり、もう一つは堅田地区でございます。議員の御質問では、堅田青山地区に2か所の追加インターをとのことでありますが、この区間において現時点では、堅田地区の総合運動公園付近1か所を重点的に要望していこうと考えているところです。一昨日の三浦議員からの御質問に対する私の答弁で、堅田地区の追加インターの設置について、今年度中に申請すると申し上げましたが、正式には手続の流れとして、まず市から県知事に要望を出し、県から国に申請をするという形になります。したがって、私が今年度中に申請すると申しました表現を、今年度中に県に要望を出すと改めさせていただきたいと思いません。よろしく願います。この堅田地区に追加インターを設けることにより、市街地の交通混雑の解消や利便性の向上、さらに消防、防災、救急等の緊急時の利活用を図るとともに、地域の活性化につなげていきたいと思っております。このような追加インターの設置には巨額な経費が掛かり、その必要性も大きく問われるところでありますが、今後、市としての必要

性、効果等を十分に固めた上で、国・県と相互に連携を図りながら設置に向けて関係機関に働き掛けてまいりたいと考えています。以上です。

議長（児玉忠義） 河野議員

37番（河野周一） 再質問をさせていただきます。まず河口橋のことです。県に聞いたところかです、県の方は市長に早く決めてくれと。そしたらもう、はいという答えでありました。また、先月ですね、先ほど自治会連合会の会合というのがありまして、区長さんですね、22人の理事という人がおるそうです。全員ですね。全員で河口橋建設を一番に着工してくれというふうなね、そういうふうな意見の一致をみたそうです。そして、それを県に要望すると、今してるのかどうか分かりませんが、そういうことでこの事実をですね、市長はどのように受け止めているのか、お聞きしたいと思います。

それとですね、東九州自動車道のことですが、ちょっと先にですね、今本線の着手している箇所というのがあるんですね。これまあ何箇所かまたちょっと教えてもらいたいと思います。それとですね、先ほど2か所要望というふうなことで言っていました。私は県に聞きましたら、これも3か所でも要望してもいいですよというふうな話になっております。そしてですね、先ほど巨額な経費が必要だというふうなことを言っていましたけど、これは私ですね、これはどこにかというと青山地区のですね、県道佐伯、先ほどの文書は書いてたんですけど、もう読みませんでしたけど、県道佐伯蒲江線の川井地区ぐらいってな感じでね、県の方もちょっと、総合運動公園の方はですね、市道パークウェイ線とか、赤木吹原佐伯線とかね、そういうふうな所からちゅうふうなことで話をちょっとしました。そういうことで、トンネルのね残土の処理ちいうのがありまして、それを兼ねて盛土区間ちいうのを造ってですね、追加インターを造れば費用はそんなに要らないんじゃないかなあというふうな話をしたところであります。それについてまたお願いします。それとですね、市道から追加インターを取り付ける場合は、合併特例債ってというのが活用できるのかどうかお尋ねいたします。

それとですね、先ほど企業誘致なんです、今はですね市民がですね、こういうことを言ってます。とにかくキヤノンの会長、社長は佐伯出身ということでありまして、そしてもう歯ぎしりをしてね、悔しがっているという。佐伯の頭を飛び越えて日田に行ったというふうなことでね。そういう感情的な感じであります。市長はトップセールスマンということをやね、一応企業を経営されてますからね。そういうことで、本当に熱意のあるね、命を燃やして体当たりでやればね、向こうに伝わらないわけがないと思うんです。そういうことでね、新聞がですねこれですね、11月30日の新聞ですね。活性化熱い期待ですね、やっぱこれは熱意が大事ですね、と思います。キヤノン進出もちろん1,000人規模の雇用です。私が調べたところが、場所は日田市有田三宮地区とかね、敷地面積は先ほど市長が言われたとおりです。延べ床が9万7,500平米とかね、2008年12月の建築の着工予定だそうです。開始が2009年9月操業、何を扱うかと言いますと、何を作るかと言いますと、トナーカートリッジ、トナーカートリッジ用部品とかね、ちょっとぴんと来ないんですがね、コピー機に使うそうです。そういうのを造るそうです。そういうことでキヤノンの進出ですね。豊後高田がその隣の記事がありましたんでねちょっと、豊後高田にも東海ゴム工業が来ますのでね、こういうふうなことを、ちょうど記事が並んでましたんで切ってきました。この大きさは熱意があれば地縁血縁というのもありますからね。どうしてもこちらの方に気持ちをねぶっつけて、そのあと工場なんか、面積なんか交渉したらいいんじゃないかと思います。ちょっと熱意のほ

どをまたお願いします。終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河野議員の再質問にお答えします。先ほど番匠川河口橋の建設の件、県との話もですねしておりますが、昨日、矢野議員にも申し上げましたように、県道梶寄線をですね整備しとると、この梶寄線の整備はじゃどうするんだと、再々前言ってきたのが梶寄線の整備は県道ですので県でお願いし、河口橋の建設をということでこの一、二年やってきました。県はそうした中で、梶寄線が整備できなければ河口橋に掛かれませんよというような状況が最近、今期の場合は費用対効果っていうのを盛んに県が言って対応を変えてきてるわけですね。そうした中で私の方も、それじゃあいけないという形で、昨日ちょっと議員さんにもお話してなかったんですけど、県道が優先については、佐伯市の方で市道認定をしてやる方法もあるし、これを特例債ですることによってやれば、河口橋については即入っていただけますかという交渉を今やってるわけです。ところが、県についてもですね、なかなか返事しないんです、私どもに。これについては漁協もあるし何もあってね。そうした中で、順位についてもじゃあ優先してくださいよということで今言っておりますが、正式な文書を出すようにしたいと思っております。特に、河口橋はいろんな橋の順番があったんですけど、一番早く架けられる状態じゃないかと思っております。また昨日、日高議員より質問がありました。楠本大橋いろんな目白押し、県が非常に約束しとるんですけど、河口橋一つにとってもなかなか一歩が進まないのが、県も非常に厳しい財政の中で選別をしていくと、そうした中で、費用効果についてはどうなんだろうかと、インターチェンジの話もですね今しとるんですけど、この程度の費用効果は駄目ですよ、この程度の緊急効果は駄目ですよということで、地元負担がどれだけして、地元がどれだけしてくれるんかってことを非常に言われます、今は。こうした中で高速道路について、東九州自動車道の中で、私どもの職員2名をですね県の担当にですね、職員をそのまま派遣して、今東九州自動車道の日も早い開通をですね、佐伯市の負担で職員を派遣しとるっちいう状況なんです。過去はそんなことはなかったですね。ほとんど県・国の事業については、私どもは地域との対応していくということがあったんですけど、そうした派遣までしなければ、今県はなかなか動いてくれない。全県的にいろんな要望があるということですけど、そうした中で、河口橋については、昨日私の方に来ておりますこの要望書、全部の署名じゃあございませんけど、代表された方々の要望でありますので、こうした中を使って皆さんに御協力いただいて、一日も早い河口橋のですね着工に向けてやっていきたいと思っておりますので、議員皆さん、また区長会の皆さんにも御協力をいただきたいと思っております。

それから、キヤノンにつきましては、今年も行きました熱意は伝えたんですけど、あと私も何回かいろんなルートをやっとるんですけど、今回の日田市については、先ほど申し上げましたように、熱意だけじゃ伝わらない用地の広さ、それから購入して着工するまで期間ということで、急きょこういう話が、私もあとで調べた時、昨年から面積については調べてたようでございます。そんな時にまあ佐伯市ではほとんど声が掛からなかったのは、それだけの用地が工業用地として即できるかといえば非常に難しい。また、佐伯市もこうした合併して非常に厳しい財政運営の中に39万平米という土地も購入する状況もできないし、それだけの台地的なものも今非常に厳しんじゃないかと思っておりますが、できる限り工業用地については、今再度見直しながら、面積がある程度対応できることになれば積極的に県また国の方、

そしてそうした企業が進出どうだということがありましたら、私の方も出かけて行き誠意を伝えたいと思ってます。積極的に熱意を持ってやりますので、いろんな情報をよろしくお願い申し上げます。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 東九州自動車道関連事業の再質問にお答えいたします。まず、本線でどれぐらいの工事が発注されているかとの御質問でございますが、まず、本線の工事といたしまして7件発注されております。場所名を申し上げますと、青山橋の下部工工事、それから大越川橋の下部工工事、三軒屋橋の下部工工事、それと佐伯インターチェンジの^{かんきよ}函渠ほか一連工事、番匠川橋の下部工工事が2件、それと大内川橋の下部工工事、合わせて7件が発注されております。このほかに、工事用道路といたしまして4件の9か所の工事も発注されております。それから、青山地区にも追加インターの要望はできないかとのことでございますが、先ほどお答えいたしましたように、波当津追加インターのほか、佐伯から蒲江間におきましては現在、堅田地区の総合運動公園付近1か所を要望しようと考えております。地域の利便性やまた残土を利用して、さらに青山の川井地区周辺に1か所という気持ちも理解できますが、追加インター設置のためにはそれなりの必要性、効果が厳しく問われます。どうしても費用対効果が問われてくることとなります。堅田地区のみでも設置の必要性、位置付けに苦慮してるところでありまして、さらに青山地区を加えて2か所となると極めて厳しいものと思っております。また追加インターの建設に合併特例債を使えないのかということでございますが、追加インターの連結許可がおりて実際に工事が入る時期は、本線の工事がかなり進ちょくしてからということになります。追加インター並びにこのアクセス道路の建設の時期が合併特例債の適用期限であります平成26年度までであれば合併特例債の対象になるものと私は思っております。そのためにも1年でも早く着手できるよう追加インターの設置について関係機関に強く働き掛けていきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

37番（河野周一） 再々をいたします。もう再々は要望になろうかと思えます。河口橋の件ですが、これはきのうですね、なぜか寺島議員の質問の中で、市長が最優先に取り組んでいきたいというですね、市長の答弁がありましたので、それを私はいち早く耳にとらえてですね、これは要望に代えたいと思えます。河口橋ができれば生活道路、そして通学道路、観光道路ですね。また、産業輸送道路、これ活漁車なんかがね海の幸を運ぶのにですね、それがもう頻繁になると思うんですよね。そして朝・夕の渋滞もですね大いに解消されると思えますし、一石何鳥かのね効果はあると思えます。ですから、もうこれも早期着工をですね、とにかくお願いする次第です。市長の政治生命を掛けてよろしくお願いいいたします。

それと先ほどのインター2か所、3か所は無理、2か所というふうなことでね、どうしてもちいうふうなことで部長の答弁がありました。残念ですけどね、いろいろと5キロ以上かかるんですけどね、堅田からは5キロ以上、青山も5キロ以上ですけどね、付けてもいいようなところじゃないかなと思うんですけどね欲張って、そう質問したんですけど、部長の話はそうでした。それで要望ですけどね。追加インターの際のね、用地買収とか工事着手ですね、これをする場合は地元の説明を一番にしてですね、納得をしてもらえばもう早くいくと思うんです。そのあと県に要望するという、そういう順序をお願いしたいんですが。それと佐伯、堅田、さっき青山ちょっと駄目って言いましたからね、そういうその区間、市民の便宜

に期するようにやはり集中的に早くやってもらいたいですね。12月11日に三浦議員もですね、平成23年までって言われてましたからね、なるべく早くということですね集中的にやってもらいたいと思います。以上で終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

次に23番、柳井二生君。

23番（柳井二生） 前2人、後藤さん、河野さんの御配慮で午前中回ってきました。23番、南風会所属、直川選出の柳井二生でございます。今月24日から始まる第21回全国都道府県対抗中学バレーボール大会に直川中学3年生の岡田眞実さんと、蒲江翔南中学3年生の阿部友香さんの2人が、大分県選抜チームの一員として出場いたします。2人の御健闘をお祈り申し上げます。

では、1点目の質問に入ります。佐伯豊南農協直川支店についてお尋ねいたします。大分県下の23の農協のうち、16農協、一般質問の通告書を出した時点では18農協でございましたが、現時点では16農協になっております。来年6月1日の合併を目指すことが決まっております。その合併前に、佐伯豊南農業協同組合も今ある18の支店、店舗を八つの支店に統廃合するような地区座談会を開催すると聞いております。皆さん方に資料添付しておりますように、18が八つになるということでございます。その中であって、直川支店が廃止の対象となっております。直川地域では、金融面だけ見ますと農協と郵便局の二つしかありません。その一つの郵便局は御案内のように今年の10月に民営化され、以前と違って何となく住民とですな、若干の距離ができたような感じがございます。一方、農協は地域に定着した金融機関として昔からなじみ親しまれてきた農協であります。その農協の直川支店が廃止されると、農協を利用している者にとりましては、これから先の生活が不便と不安で心細くなります。そこで、せめて金融面の現金だけでも出入れできるような農協の窓口を振興局に残すような手だてを農協に申し入れることはできないかお聞きいたします。また、廃止された場合、市税等の口座振替にもかなりの影響が出ると思われませんが、どのようにとらえているのか併せてお尋ねいたします。

次に2点目、直川振興局の有効活用についてお尋ねいたします。平成の大合併で使われなくなった旧町村の議会関連施設を再利用する動きが全国的に広がっております。総務省の発表では、今年の3月にまとめた調査によりますと、平成6年の4月までの7年間に合併した558町村のうち、223自治体は旧議場の活用策について未定と回答。活用していると答えた自治体でも会議室や書庫などに利用している例が目立っていますとっております。また、ユニークな利活用をしている自治体もあります。例えば、山口県の宇部市の旧楠町役場では、子育てのための施設に改造して、5歳以下の未就学児や親たちに開放しています。この市では、旧町村地域が子どもたちでにぎわう場になってくれれば、そんな願いを込めたと市の福祉課は言っております。また、新潟県の魚沼市の旧堀之内町では、市営のケーブルテレビのスタジオに衣替えして利用しております。また、南魚沼市の旧塩沢町の議場は、民間会社に賃貸契約をして月100万前後の収入を得ている所もあります。また、京都府の京丹後市は、旧丹後町の議場をプラネタリウムに改修して活用しておる所もでございます。総務省の市町村課では議場の特殊性を弱みとするか強みとするか、そこが自治体の悩むところで、知恵の出どころであると言っております。大切な財産として有効な利用等を見つけてほしいと期待をしていると総務省は言っております。そこで、直川の振興局についてお尋ねいたします。

合併して使用されなくなった2階部分の議会棟関係の部屋があります。現在、行政・農協・森林組合・商工会・郵便局等で機構改革や統廃合等で個々の機能が縮小されております。直川では、各分野の事務所等が振興局の近くに点在しており、それらの事務所等を振興局の中に移してもらって、合同庁舎として活用すれば住民サービスの向上につながるし、経費の軽減にもなります。八つある振興局の先駆けとして、直川振興局をモデルケースとして取り組んではいかがでしょうか。お伺いして質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 柳井議員さんの御質問の中で、農協直川支店の廃止と直川振興局の有効活用ということでございますが、ある意味では2番目の中にも1番目が入ってくると思っておりますので、2番目について総括で答えたいと思っております。議員御指摘のとおり、合併後各振興局にはかなりの余裕スペースができております。この空きスペースの利活用をして国においても支障となるような課題を整理し、地域づくりの拠点として利活用の推進を支援する背景もあります。議員御指摘の方向で動く必要があることは十分私も認識しております。そうすることによって、また、人の流れとふれあい生まれ、単に便利であるかにとどまらず、合併以後、住民と行政とのかかわり合いが次第に薄れてきてはしないかと懸念される部分もある中で、地域としての一体性や連携を深める上でいい形ができるのではないかと考えております。現在、各庁舎の中には、そのまま振興局として使っておりますので、いろんな情報等も保管されております。そうした保安上の管理の問題などを整理してですね、また相手等もどういう形ができるのかということで、これについては方向付けをしていきたいと思っております。特に、議員が言われました議場等ですね、利用については、県内でもですね豊後高田市これ庁舎とちょっと離れたところについては、これは民間活用している事例も見ております。先ほど私ども個人保護条例というのが庁舎の中で、机いろんな形がですね分離ができない状態とか、夜間の出入りの問題、そうした問題の整理も必要だなあとということで、そうした部分を、まず庁内でどの地域の振興局ができるのかということも整理しなければと思っておりますので、私も議員の言われる、そうした方向付けというのは非常に賛成でございますので、それについてはモデルでということでもありますが、十分協議をさせてやっていきたいと思っておりますので、そうした整理ができるまで、もう少しお待ちいただきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 柳井議員の御質問のうち、農協の窓口に関することと、それから納税への影響の部分についてお答えします。まず1の直川振興局に農協の窓口を残すことはできないかとの御質問ですが、御指摘のように農協の統廃合によって支店が消えようという案が出ておるようでございますが、この農協の案のとおり支店が廃止されれば、振興局単位で見ますと上浦・本匠・直川の各地区から農協の支店が消えることになり、当該地区におきましては、今後遠方の支店まで足を運ばなくてはならなくなります。そのため、地域住民の利便性というものが大変低下することが心配されます。この10月に民営化したゆうちょ銀行ですが、民間の銀行になったとはいえ、現時点では他の銀行等への送金には一部制約があるということでございますので、農協の支店がなくなることにより、地域で銀行等への送金等ができなくなるケースが見込まれます。そのため、できることなら何らかの形で支店機能の一部を残すようなことはできないか、この点について農協の方にも要請・打診等をしているとこ

でございます。先ほど市長の答弁にもありましたように、基本的な考え方の中にも整理、クリアすべき課題が幾つかありますので、結論はこの辺で協議していきたいと思いますが、今しばらく御猶予いただきたいと思っております。それから、次に2の廃止された場合の市税等の納付への影響についてですが、ちなみに現在直川地区内では、納税義務者の約32%程度が農協の直川支店を利用している状況です。大半は口座引落としが多いわけですが、現金での納付につきましては、振興局の会計窓口がありますし、来年度からはゆうちょ銀行でも納付書を使ってできるようにと考えて今計画をしておるところでございますので、手持ちの現金を払込む限りにおいては特段の支障はないものと考えております。ただ、その手持ちの現金を郵便局以外の引落としの口座等に入出金したり、あるいは遠方の方に他の銀行等へ送るような場合にも、やはり他の支店へ出向く必要がでてきますので、やはり納税義務者への影響は出てくるものと心配してるところでございます。以上でございます。

議長（児玉忠義） 柳井議員。

23番（柳井二生） 再質問をさせていただきます。1番目の農協の関係でございますが、部長から前向きにというような答弁でございますが、もうこれも期日がですな、農協さん、私ども正確に伝わってきてるかどうかわかりかねるんですけど、聞くところによると、来年の4月からもう廃止にしようかという、そういうような動きのようでございますので、もう残された数月間でございますのでですな、できれば何らかの形で残るようですな、早急にひとつ農協と協議をしていただきたいと思っております。納税だけでなくですな、やっぱ学校関係のPTAの関係なり、給食の関係等は、もうどうしても農協が身近ですな、何と言いますか、毎日のようにやり取りをしておるか、利用しておるような学校でございますのでですな、もう学校にとっても大変不便を生じるし、とにかく早急に4月からですな、今のような形で振興局の中に1室設けてですな、いけるように是非やっていただきたいと思っております。御案内のように、振興局もまだ直川の場合、立派な建物であるし、金庫等もですな立派なもんがすわっておりますので、警備面もある程度充実されておるのかなあという、そういう気がいたしますので、いつごろまでに話が農協さんとできるかですな、もし、そういうような見通しがつけばお答えを願いたいと思っております。

それから2番目の関係、市長からまあ前向きにいい答弁をいただいたんですけど、これですな是非ひとつ、先ほどから言ったように、直川の近くにはもう既に森林組合が合併して事務員が1人でですな事務所における森林組合の出張所があります。それから、もう御案内のように、来年の4月1日には商工会が合併して、山間部の四つの商工会が合併して直川に1人か2人の駐在員というか事務員が残るといような話も聞いておりますので、商工会の合併を機にですな、是非振興局の中に行っていただければ地域住民にとりましては、大変便利のいい1か所に来ればですな、すべての業務が終わるとい、済ませるとい。そういうような利便性があると思っておりますので、また将来的には、郵便局も平成29年度には完全民営化になるという話も伝わっておりますのでですな、そうなれば今の特定郵便局もかなり様変わりしてくるんじゃないかならうかと思っておりますし、今でも10月からですな、よその郵便局はどうか分かりませんが、直川の特定郵便局辺りはあの狭い部屋を三つ、三等分してですな狭苦しい所でいろいろな業務をしておるようでございますので、その一つでもですな、できれば振興局の中に入っていただけるような協議をしていけば、場合によれば入っていただけるかなあという気がするんですが、そこら付近も併せてですな、是非ひとつこの直川振興局を

モデルとしてですな、是非何らかの総合庁舎的にしていただくと、これから将来視察なり、いろいろな形ですな、いいPRになるかなあという気がするんですが、再度その点をお聞きして再質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 柳井議員さんの再質問の中に、できるだけ早くということですが、先般、JAの方々が合併の件の一つの方針が決まったという報告に来ました。ちょうどその時にですね、私の方も、非常に各支店が閉店が多いということで、これの所ではどうするんだという話しもさせていただいたわけです。例えば、議員の言われる本匠支店、直川支店、それから蒲江が三つの支店、それから上浦、そして市内では大入島、また下堅田、みなみということですけど、各支店が非常に多いと。そうした中に、特に地域であって振興局管内って言って申し訳ないんですけど、それにとって非常に重要な金融機関であり、地域の利便性が大きく損なうものであると。大入島なんかもいちいちじゃあ市内まで来ないけんのかとかですね。そうした問題もあったもんですので、特に振興局の対応ができるかということで、農協の方もじゃあ、合併後そうした支店の今までやっていたやつをそのままもう全くおらないのかと、もし議員が言われるように振興局内、いわゆる指定金融機関とぴしっとしたもんがあるもんですから、そうした管内に、私どもが要件が整えば、農協として配置ができるかと、ひとつそれを考えてみてくれんだろうかという話を今しております。そうしないと、議員の言われるように、もう20年の4月からについてはもう店もなくなってきますし、また10月については、もう1年以上たてばなくなってくる。そうしたようなことで、市と合併した、農協がなくなり、いろんな中ってことになるとう非常にですね、地域の活性化が失われるもんですので、ちょうどいい機会でありましたので、そういう話をさせていただき、また向こうも最終的には農協の総会で、この合併を承認するか、承認しないかをしないといけないもんですから、即答もできずに持ち帰って検討させていただきたいということで今っておりますので、そうした経過をお伝えし、私どもの再質問の答弁とさせていただきます。今後ともよろしく願います。今モデルとしてということですが、全体的にですねありますので、直川だけでなく全体的に、先ほど言いましたように、夜の使用がですね、こうした各団体ですね使うときに、管理の問題がありますので、直川の方でそういうことが整えば可能性もあるということで、全部にですね指示していきたく。先ほど言いましたように、夜間の警備の問題、重要書類の問題がありますので、モデルという形でも早くできれば、直川がそういう形になれば、私はモデルとしての対応は結構だと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 柳井議員。

23番（柳井二生） 再々質問とお願いいたしたいと思えます。振興局の利活用についてはですな、合同庁舎という言い方をしたんですが、それ以外に、先ほど言ったように議会棟関係、議事堂を含めてですな、いろんなところが使っていない所がありますので、それも是非ひとつ利活用をですな、早急に立てていただいて、何らかの形でやっぱり使っていくような利用法を考えていただくとありがたいと思えます。まあ一つの例として、直川辺りの議場は窓がないから視聴覚室等に使えばですな、有効利用ができるかなという気がするんですが、その面も含めて八つの振興局各々恐らく議場はどこも使っていないと思えますので、早急に計画をやって立てる必要があると思えますので、立てて何かのときにですね、また私どもに御相談していただくといいと思えますので、是非ひとつお願いいたします。それから、直川の金融関係

というか、農協の金融関係でございますけど、この私どもの議員の中にもですな、ベテランの理事さんがおりますので、その人たちの力を借りながらですな、是非ひとつ、直川に支店がなくなっても引き続きですな、何らかの形で現金の出入れができるようなシステムを是非ひとつ作っていただくように、これはお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（児玉忠義） 以上で、柳井議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に21番、河野豊君。

21番（河野豊） 21番議員、自民党会派所属、河野豊でございます。昼からの眠たい時間でございますが、目を覚ますような質問と思いましたが、今回はちょっとテンションが下がります。さらっといきたいと思います。

早速質問に入ります。2点上げておりますが、まず1点目、市の運営する公民館使用についてでございます。小さく3点ほどに分けて聞いております。1点目は、本年9月より市の運営する公民館の使用が合併による統一化とすることで有料となり、利用する市民の方々は戸惑われたのではと思います。市民の方々の声をどのように執行部は聞いておるのか、まずこの点をお尋ねいたしたいと思っております。2点目でございますが、公民館の利用は、そのほとんどが地区の活性化や住民の親ぼく、また健康につながり大いに利用を促進すべき施設と考えておりますが、これは今更という感じがありますが、というのも、この議会で実は議案は審議され、このようになったわけでございますが、こうして市民に対してですね、我々も審議に加わって可決してこういう形になったんですけど、市民の不満があるということは条例はまた我々で変えればいいことであってですね。そういった意味で、今更という言葉を使いましたが、営利目的的な利用以外は以前と同様無料にすべきではないかと、今、この質問について思いますので、この辺のところの見解を伺いたしたいと思います。さて、3点目でございますが、3点目は多少提案といった意味合いでございます。この公民館の存在価値をより高めるために、良いものとするためにですね、書棚等を設置して、各地の図書館的な位置付けとして施設を充実させてはと提案をいたしたいと思っておりますが、市の見解をお聞きいたします。

続いて大きく2点目でございますが、これは財政改革についてという題でですね、この件については、かなりの方が今回質問に上げて、私の質問も聞いておればほとんど答弁をされてですね、私も納得いく部分もあるんですけど、一応上げておりますので読み上げます。1点目、特にこの建築業界については私は聞いております。急激な投資的経費の削減により危機的な状況下にある建設関連業界をどのようにとらえているのか見解をお伺いいたします。2点目は、今後の打開策、また投資的経費の設定をどのように考えているのか見解を伺います。ただ、答弁の中で、渡邊議員の時でしたかね、三原企画部長の答弁では、20年度予算では増額するといったような答弁を聞いておりますけど、具体的にどの程度のものか、パーセンテージでですね、今予算規模で18年度で16.9%でしたですね、当初予算規模がですね。これ今年の11月の試算では、今のところ当初予算で65億9,900万、これが16.9%ですね、構成比率

が。今年の11月現在で88億3,200万といったような数字が実質的な今正に11月で締めた段階でこの程度使っておるといったようなことで、恐らく90億程度、90億ちょっと超すぐらいの決算規模になるのではないかと、当初の予想でもそういうふう聞いておりましたけど、この辺の数字を並べてですね、以前答弁した時よりも一歩突っ込んだところでお伺いいたしたいと思います。続いて三つ目の質問でございますが、財政改革において、これも建設業界等がですね、もろに合併のあおりをかぶっておるわけですが、世の中にはことわざで、三方一両損とかですね、そういった言葉がありますけど、不公平さを感じるというかですね、これがまあ建設業、本当にもろにかぶっているのが印刷業であろうかなと思うんですけどね。そういった中で、市の職員の数、これはまあ先ほど後藤議員も言われたしですね、渡邊議員の方もこういう質問をしまして適正人員は何名かと、これはもう当然前から我々は800人と聞いておりますけど、その辺のところは実施計画は実現可能なのかどうか、お聞きいたします。さて、4点目でございますが、これは佐伯市の基幹産業である造船業界においては、現在活況を呈しておることは喜ばしい限りであります。ちなみに、シップオブザイヤーということで2006年度の陸で言うとカーオブザイヤー、海で言うとシップオブザイヤーという名誉ある技術力とか芸術的、また社会的に優れた船を造ったということで佐伯重工業の昨年建造された「わかなつ」というのが、こういった荣誉ある賞を受賞しております。これについても心からお喜びを申し上げます。これは質問を通告したあとから聞いたことなんですけど、質問の通告には、我々自民党県連がですね、出前講座を行いまして、その時に、この佐伯重工業の社長の意見発表の場を、意見を聞く機会を得まして、その時にですね、大変有意義なことを言っておりました。今後の展望を踏まえ、建造総トン数の増大化を図るためにも海を埋め立て、設備の拡張等を民間企業の需要に大入島埋立問題を含め、行政と企業、建設業界、一挙両得の方策を民間活力を利用した護岸整備埋立て等で、要するに埋立てをですね、こういった民間活力を利用して工場拡張のためにやってもらえないかといったような提案をなされておりました。これには市長も同席しておりまして、県議、その他の方々もたくさんおったわけですが、この提案に対して、市長はどのような感想を持たれたかお伺いをいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河野議員の御質問の中に、財政改革についてという形で四つほど質問を上げておりますが、答弁等が重複する分がありますので、御了承いただきたいと思います。まず、急激な投資的経費の削減による危機的な状況下にある建設関連業界をどのようにとらえているかとの質問であります。投資的経費の削減は、公共事業に大きく依存している地域の建設関連企業にとっては、経営を維持していく上で、現在大変厳しい状況下にあることは認識しております。次に、今後の打開策と投資的経費の設定のことですが、行財政改革推進プランで投資的経費を決算ベースでおおむね90億と推定しておりますが、地域経済の浮揚という課題がありますので、今後は優良債である合併特例債や過疎債を有効に活用し、積極的な事業展開をしていきたいと考えております。そうした中で、今年度の当初は67億ぐらいの当初予算でしたが、それを大きく上回るような状況で、今マル公、また財政の中で指示をしておりますので、正式な金額は出ておりませんが、15億以上ですね金額には上がってくると思っております。最終的にはまだちょっとそういうことで、今指示をしておる中でも積み重ねが上げてきております。次に、将来的に適正な職員数の数ですが、先ほど

後藤議員にも答弁したように、普通会計ベースで800人を大体程度を目標としております。単に人口規模から言えば、そういったことで100人に1人ということですが、先ほど質問の中に、答弁の中にありましたように、これ以外に企業会計という形で120人というのが別個でいますので、920人が適正ということだと思っておりますが、本市の場合は903平方キロメートルという広い部分がございますので、これに加えて一次産業とかいろんな中、いろんな独特の地形がございますので、いろんな中のサービス業等もいろんなことの複合体があります。そうした要件を見たときに、920人でできるかということが、行政運営でできるかということは一抹の不安もありますが、そうした中でも各分野における更に思い切った民間委託の推進やTMOとか民間活力も応援をいただきながら、そうしたことで、不可欠でいろんな中での要因をもって実現性は私は可能であろうという具合な考えをとっております。それから4番目に、佐伯市に基幹産業である造船という形でございますが、これについて、先般の自民党のお話、またそれ以前の県会議員のですね、出前議会という形でもですね、同じような発言をされたと思っております。特に、海上輸送の需要の活性化により、地場造船が工場の新設や拡張計画を持ち、地域経済の発展、雇用の拡大に寄与されていることは非常に心強いと認識しております。今回の埋立て要望については、佐伯港湾計画の変更、公有水面の埋立ての許認可が必要であり、大分県に提出することになっておりますが、市としても一日も早く、早期決定に対して県に要望しております。これはこの前上がったわけではなくしてですね、昨年の9月に私の方にお見えになりまして、そのものを県にやはり要望しに行きました。県の方は当時、産業界でありますので、角野部長も佐伯にお見えになって、現地を見て県に強い要望をしておりますが、なかなか進まずに、これは今年の1月24日の西日本新聞にこういう形でもう出して、それがなおできずに、この前直接また県議会に訴えたという経過になっております。私どももそうした中で、県に対してお願いしていった部分の中では、本田重工業、今年の3月に皆さん方のおかげをもちまして、公有水面埋立てが決定したんですが、この計画はうまく行ってるということでございます。あとにつきましては、担当部の方より御答弁させていただきます。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） 公民館の使用料につきましてお答えいたします。使用料につきましては、昨年まで旧市町村の料金表をそのまま新市に引き継いだもので、料金の均衡が取れておりませんでした。したがって、使用料の均衡を図るため、今年の3月議会で審議していただき、条例改正を行い、減免の規定を付した統一料金を設定いたしましたところでございます。しかし、これまでとは違う取扱いに戸惑われた市民の方々から、御質問、御意見をいただきましたので、多くの皆さん活用していただけますよう、公民館事業の見直しを現在行っております。次に、議員御指摘のとおり、公民館の利用はそのほとんどが地区の活性化や住民の親ばく、健康につながり大いに利用促進すべき施設と考えております。したがって、地区の活性化を図るための自治会、老人会、市老連などです、などが利用する場合は、佐伯市公民館条例施行規則の中で、減免とする基準を設けております。また、もちろん公民館活動についても減免しております。公民館事業については、今年度中に見直しを行い、生涯学習課主導の事業のほか、自主的な生涯学習の事業も積極的に取り込んだ公民館活動になるように検討しております。早急に検討委員会を立ち上げ、公民館事業のあるべき姿を模索していく所存です。現在、佐伯市には地区公民館が23館、公民館の分館が18館ございます。その維持に年

間約1億1,000万円の経費が掛かっております。公民館の使用料金をいただくことに対し、使う人が負担するのは当然だという利用者からの御意見もいただいております。個人的な利用に対しては少しか負担をしていただくということに御理解をいただきたいと思っております。公民館に置いております書籍、書棚については、ほとんどの公民館で図書室として設置されておりますが、一部の公民館、これ4か所の公民館です、には書籍棚が設置されていない所があります。佐伯市民が文化的素養を広げるためにも読書活動の推進は必要だと考えておりますので、佐伯市立図書館と連携した図書の充実を含め、各地区の実情に応じて利用者が活用しやすい図書室のあり方を考えてまいりたいと考えております。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 再質問させていただきます。さっき三原部長から何か答弁があるのかなあと思って待ったんですけれど。まず、公民館の件、そういうような形で年間に1億1,000万ほど維持費が掛かるとということなので、要するに市民にも負担してくれということなんですけど、これね減免措置、実際にすれば確かにただになるんですね。現実に二、三日も借りてですねしました。ただですね、年寄りに言わせるとですね、そういうところまでしてというかですね、手続が面倒くさいというようなこともあるしですね、これね健康的なものですよ。年寄りが暮を打ちに行ったり、将棋打ち行ったりですね。年寄りっちいう言い方をしたら悪いかもしれんけど、とにかく人間がですね、外に出て公民館まで行くことだけでもそういうものにつながると思うしですね、できればもう私がさっき言うように、もう旧佐伯市のようにですね、無料化にですねすべきではないかなあと思ってますんで、そこら辺を再度検討願いたいと思っております。この件については、この辺にテレパシーを感じるんですが、のちほど日本共産党の議員も質問してますんでね、深くは言いません。ただですね公民館のもう一つ、三つ目の質問で公民館を図書館的に言ったことがですね、これ移動図書館あたりをですね結構地区の方は利用するわけですよ。それでですね図書館、地区にある図書館確かにありますけどね、どうもこう本を借りて見るというような雰囲気がないんですね。そしてまた、並んでる本はものすごく古くて、これはまあ実を言うと小学校なんかですね、小学校の図書室なんかですね、随分と古いです。先日、土師議員の質問にですね教育長、教育予算はほぼ充実しとるというような言い方したですよ。現場を知らんのじゃないんですか。これをねトップである教育長がそういう認識を持つとるのはね若干私もあっここで聞いて何とて何とてですかね、がっかりした。現場はですねやっぱり校長先生、教頭先生あたり通常の先生あたりはね、忙しんですよ。そういった意味でね、いろんな要望をしたいけどどうせ駄目だろうというようなあきらめ方ですね、そういったものをしてるんでね。これはちょっと質問から趣旨が外れるけど、先日の答弁聞いてですね、教育長もう少しね強引にやっぱり国づくりは子どもづくりですよ、教育ですよ。そういった意味からもね、強引にやっぱりほかをかき分けてもね予算は是非あふれるほどですね取るような挑戦をしていただきたい。これはちょっと横道にそれましたけどね、とにかくそういった意味で、先ほども言いましたけど、公民館にある本なんかね、学校にある本でさえもね、ものすごく古いんですよ。恐らく私、市の図書館に行ってもね、見ると重複した本がなんぼでもあるんですよ。まして今、市民の方が寄附してくれるんですよ。歴史書とかですね、ものすごく高価な本なんかを平気で寄附してくれるんでね。そんなのがどこに消えよるのかなと不思議に思うじゃけどね。その辺は深く追求せんですけどね、本はこれからも随分ね市報等で呼び掛ければ

本は集まると思うんですよね。そういった意味でもね、やっぱり地区の公民館あたりをそういった位置付けにして、存在価値をね是非上げていくような施策をですね考えていってほしいなあと。これに対してはもう答弁要りませんけどね。

さて、財政改革の件についてですが、あまりトーンは上がらんようなことですね、随分いろんな方が質問して答弁もいただいたんですけど、私が言わんとするのはですね、先ほど三原部長にも言ったけどですね。この19年度の佐伯市の当初予算編成方針っていうのですね。20年度の当初予算編成方針っちいうのを先日いただいたですね。19年度は昨年いただいたんですけど。これでですね投資的経費の欄を見るとですね、19年度の時とこの来年の20年度の予算方針でね違う部分があるんですよ。ここにですね、地域再生計画や構造改革特区、こういった目新しい名称が出てきとるんですね。これがひとつどこに当たるのかね、こういったもんで現実に昨年とどういふような違いでですね、先ほど市長は10億程度上乗せして予算編成をしていきたいというような答弁してくれましたけどね。合併前、今年の11月の試算に資料いただいたけどですね、16年度実績が投資的経費は151億あったわけですよ。これは郡部の駆込みっちいうかですね、そういうのが主に入ってると思うんです。伸び率が17.1%であるわけですね。それに比べてですね、17年度に一気にですねマイナス33.7%、100億に決算規模で落ちちよるわけですね。これ確か予算規模はもう少しあったんかな、120億ぐらいあったんかな。それを決算規模でがばっと落したわけですね。これ18年度はまだ落ちてですね99億、これ予算規模は82億だったですね、当初予算が。約10億増えてる。それがですね今度19年度は65億じゃったですね、予算規模が。それが現在88億になってる。18年度並みになるのかなあとしとるわけですね。ここら辺の数字をね、さっき言った特区とかそういう目新しいのがどういふのか具体的に知りたいしですね、これは地域審議会にこういったのをかけて、そこら辺からもですね、いろんな意見が出とるはずですよ。その辺のところをもう少し伺いたいなと。そしてまた、この予算編成の中にですね、企画部からの内示があったあとに要求することといったようなね、企画部がすべてのある程度のマル公ですか、いろんな意味で予算編成に関しては要するに首根っこを、キャスティングボードを握ってるというようなことですよ。そういう意味で、実質的に知つとると思うんですよ、その状況を部長。そこら辺で、ただ増額する、10億円程度の上乗せをするといったようなことでなく、どういったところにあるのか。随分駆込みでやとってですね。これ、あの私は佐伯市選出の議員じゃから言いますけど、郡部と比べてこの合併、16年、17年、18年とですね3年間佐伯市は随分まあ言ったらあおりをくって辛抱しとると思うんです。特に建設業はですね、郡部はそういった駆込み事業を持って来とるからですね、これだけの17%ほどの当初よりね多くしとるから、そういった形でインフラ整備等はですね、郡部はかなりできとると思うんです。そりゃ郡部の議員の方々は郡部の小選挙区選出やからですね、郡部のことを一生懸命やるのは分かります。ただ、私は佐伯市選出やからですね、佐伯市があまりにも何と言ったらですね、おとなしいちいうかですね、あおりをくつとるように感じます。是非その辺からですね具体的に佐伯市でどういった事業をやっていくのか、その辺のところを聞かせていただければいいと思います。それとですね、さっき市長の答弁でですね、これあの、佐伯重工の社長の意見発表はですね、重工の社長は何が言いたかったか。これは私は個人的な感想ですけどね、もう石間埋立てとかですねそういったもんに取り合うなど。今民間活力のある時にですね、民間活力造船業界の活力がある時に一緒になって行政と民間、そして建設業も、これで三方

の一挙両得の策を提案してくれたと私は個人的に取ったんですよ。そういった意味でもね、これは河野議員も企業誘致等でキヤノンとかですね、そういった名前を挙げてましたけど、私は陸だけに目を向けんで、海の企業誘致、埋立てで今10万トンクラスの乾ドックなんかは国内にないらしいですね、そういったところの修理する所がないと。こういったもんによさね、埋立てを大いに利用して、それも企業誘致になると思うんですよ。地元の企業です。市長はいつか地元企業の企業留地という言葉を使ったけどですね、地元の企業を要するに支援して、支援というか活力だから、逆に佐伯市、我々が今元気なうちに応援しますよと言ってくれとるんですよ。逆と思うんですよ、それが。そういった力を利用してですね、一緒になってやりませんかと言っとるわけです。これにはいろんなハードルがあって、簡単に海が埋められるかといったような観点からすると、もう何にもできませんよ。そういった活力を利用して、そういったドックをですね造るとか、これ夢みたいな話しかも知れんけどですね、もうそのキヤノンあたり現実には来んわけですから。そういった企業誘致というか留地の面からもね、こういった地元の企業を生かす。その中にですね、今佐伯重工、それから本田重工、三浦造船、すごい活気に満ちてますよ。これが今増産計画あるいは建造排水量トンの増大化を図るとしたら、これは話にもありましたけど、2,600人の雇用があると。日田に行ったキヤノンは1,000人ですよ。この3社で2,600人の雇用があると。こういうような話をされておったですよ。これは大きな力ですよ。もともと今回このシップオブザイヤーというのは、名誉ある賞を得たのもですね、この佐伯市にそういった技術力が当然あるわけですね、10万トンクラスの修理をするようなドックをね仮にどっかがするとしてもですね。これは中近東の、例えばサウジアラビアとかこういったオイルマネーでそういったことを考えるかもしれんですよ。そうした所です、施設はできても技術力はないですよ。ありがたいことに佐伯はそういった場所もありますよ。技術力もありますよ。そういった意味からも大いに目を向けるべきことじゃあないかなと私は思ってる。そういった意味で、重工の社長の提言をですね是非私も取り入れてですね、こういった民間と一緒にやるのが政治じゃないかなあと思ってますので、その辺のところ何かコメントがあればですね、お伺いしたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河野議員の再質問の重工、本田、三浦3社はですね、計画的には私の手元に来てるのが400名の雇用ということで、これについては陸上の関係のブロックの関係もですね、今県が持つてゐるふ頭の関係をですね、それについても貸してくれんかということも言っております。ここについては、今大入島の残土を置いとるんでなかなか話が進まない。埋立て等については、港湾計画の場合、これ県の管理港湾で、市の方が工事でできればいいんですけど、工事が公共整備としては県の方がなるんで、やはりこれは県にお願いするしかできないということで、県を積極的に動かすように我々は活動しておるわけですが、なかなか県の方はそういう状況の中でできないんで、どうすればいいかなということで、先ほど言いました本田重工については、港湾計画の中に載っておりますので、今の重工さんの方には全く港湾計画は載ってないと。三浦さんの方が出ると。そうしたことで重工さんについて、この港湾計画にですね、そうした分については持っていこうという考えをしております。これはもう県が動かない、市が動かないということですけど、なかなか重要港湾の場合が市の方にそこまで権限がありませんので、市はお願いするしかない。そういう現況ですが、他に

いては先ほど申し上げましたように、本田重工さんの方はこれにですね港湾計画上がってますので、これが次の手を打つときにも積極的に協力し、3月に議会の議決いただきました公有水面の埋立て部分についても残土等についてですね、ここにもそうした工事で今順調に仕上がっております。特に、企業留地ということはこういうことをね私は言うべきだと思っておりますし、私どもでなすべきことは積極的にやっていきたい。先ほども申し上げましたように、これは県の方に1年以上言ってもなかなか前に進まないということで、県議会また自民党にですね、そうした話を言ったということで、私ども1市だけじゃなくて、まあ県議会また自民党の方もそうした御協力をいただければと思っております。市のなすべきことはやりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 河野議員の再質問にお答えします。特に、来年度の予算編成方針の関係ですが、御指摘のように投資的経費について見ると、平成16年度合併前後から17年、18年と削減をせざるを得ない状況で、ずっと減ってきておるのは御指摘のとおりです。16年度、あるいはそれ以前は、また合併前の特殊な事情もあったかと思いますが、やはり新市になってこの8万3,000人の規模に照らして標準的な財政規模から見ると、やはり過去の投資的経費のレベルにはかなり高いものがあって、それはそれなりに適正な規模に合わせる方法を努力しなければならない状況にあったのが一つの要因かと思えます。それと17年度、18年度、昨年度から今年度19年度におきましても、かなり絞った形で当初始まりまして、まあただ補正で幾分か伸びておりますが、これも行財政改革プランにおおむね90億円という目標以内のラインがございますので、それを前後、多少のこぼこは先日の答弁にもありましたが、でこぼこがありながらも、おおむねそのラインをとということがありますので、それに沿っていったわけですが、特に20年度においての予算のちょうど今マル公で査定というか、おおむね絞り込みが済んだところですが、このマル公はおおむね500万円以上の大きな投資的経費について査定するという形になっておりますので、そのほか小さいものはもう財政課で直接やりますが、その中で幾分昨年度を上回る、昨年度当初から見れば随分上回る。先ほど市長から15億程度があるいはそれちょっと上乘せぐらいの規模かというのはレベルが出ておりますが、予算の額としてはどうかというのはちょっと今からでございますので、直接言えませんが、そういったオーダーで上乘せした形で走り出すのかなという今のところ見込みになっております。こういったものかというのが、特に防災だとか、基盤のインフラの整備がもちろん主になりますが、特にここで一つ一つちょっと申し上げるちょっと手元に資料がございませんので、そういったものを含めて気持ちの上でも積極的にやっていこうという形で今後予算を組んでいくつもりしております。以上です。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは河野議員の再質問にお答えしたいと思います。先ほど財務部長と若干まあ重複する部分もあろうかと思えますけれども、議員がおっしゃられますように、投資的経費の決算分につきましては、16年度は151億円、それから17年度が100億円、18年度が99億円ということで推移をしております。その後、今年度の公共事業と実施計画を策定する段階において、市長の方から改めて指示もありまして、新市の視点に立って新しい事業を構築するようにと、あるいは合併特例債が26年度末という形になっておりますので、その活用を十分するようという指示があったわけでありまして。そういった中で、今公共事

業と実施計画の事務レベルの作業が一応終わっております。この後、副市長、市長査定を受けまして決定するということになります。それが決定しますと、その公共事業実施計画に基づきまして予算を要求していくという形になっていくわけでありまして。公共事業と実施計画ベース、先ほど申し上げましたとおり、決定ではありませんけれども、19年度分が72億円のところを20年度分につきましては98億円、26億円の増額という形で今の段階ではなっております。この後の副市長査定、市長査定がありますので、数字が変更する可能性がありますので、以上でございます。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 本当はね無料にするかせんかその1点だけをぼんとう聞きたかったんですけどね、それはまあということ、この公民館の使用についてはね、広報の意味も兼ねて、ただし書に書いとるけどね、市民が戸惑ったろうから、広報の意味を兼ねてあえて質問するというようなことで、理解してくれて答弁してくれたと思うけどね。やっぱり煩雑さのことは避けたいから、本当はもう昔どおりにしてくれんかちいうことやったんやけど、それはまあなんぼか負担してくれち言わあね、それはそれなりに。でも、これはまた違う委員会とかですね、そういった意味で、またするべきことかなと思とるんで、これ以上聞きませんし、またあと日本共産党の方で恐らく同じようなことが出るんでね、そこで答えてもらってもいいです。

それとですね、あとですね予算の件は、さっき私、ここにあるこれをちょっと聞いたんやけど、これももう地域再生計画とか構造改革特区なんちいう言葉が目新しいのが出とるんでね、これは何かちいうのを聞いたんやけど、我々はちょっと、これもまたのちほどの常任委員会等で審議すれば分かることも知れんけども、そうしたのがこれに載とるからね、これ目新しいから聞いたんでね。この場で答えられれば答えてほしいなと思います。それとですねもう1点、市長にですね、これ通告書に書いて出せばですね、恐らく市長は読んで答えてあれだろうからですね、生で聞きたいなあと思うんですよね、市長。大入島の石間問題ですよ、ここにも書いてるけどね。これはもう私はもう絶対に断念すべきと思いますよ、佐伯市ではできんと思います。それでね、先日国会議員との話の中で石間を仮に、ちょっと質問から主旨がちょっとずれるかもしれんけど、継続しとるからですね。石間を要するに断念してもね、この港湾計画の中で、違う所に移すことができるというような、間違いなくできるというように聞いとるんですよね。それにこだわるとるのは県の担当部長だった方々らしんですよ。知事も恐らく、その担当部長やった方々がこだわって今のように引き延ばしとると、知事も困とるんじゃないかなと。これは私の感想ですけどね。現実にはそうらしいですよ。さっき言ったようにですね、ドックを造るとかですね、こういったように民間活力を利用してこっち方向にねやったらどうかちゅうのをね。この際ですね、今回またこれについてね市長が、早い話この埋立てをね佐伯市としては断念しますと、石間に対しては断念しますと言いつても市長の株は上がりますよ。私は言い切るべきだと思ってます。あそこにはできんですよ、あの反対のあれではですね。早くねこういうのは決断して、いつまでも石間に引っ張られとってね、佐伯市の経済こんなに落ち込んでね、まあ造船業界は活気やけどね。この活力を利用して今のうちにこっち側にね違う方向に持って行く。これがもう最後のチャンスだと思いますよ。石間に私はいつまでもこだわるべきじゃないと思うからですね、思い切って市長の生の声をね、この場で聞きたいなと思いますけど。それを聞いて、ほかにもそれはあ

とで答えられたら教えてください。それと一つ言い残したんやけどね、さっき職員の適正体制920人ほどの体制にいくということですね、現実にはね何でも職員のことを挙げるかち言うたらですね、私はそんなにね何でもかんでも優秀な人材を切る必要はないと、ここだって立派な職場ですよ。雇用の場ですよ、そういった意味でね、むやみに今まで削減せとかねそういったことを一度も言った覚えはないはずですよ、私は。ただね有能か無能か、ここら辺のところですよ。特にね佐伯の建設、今確認申請これ全国的な問題になってますよね。ものすごく時間掛かる、それで住宅着工数がものすごく落ち込んで、これによっても建築業界また設計士業界もね、要するに建築にかかわる業界は落ち込んでるわけですよ。で、今佐伯市で確認申請が出てますか。恐らく出てないでしょ。ほとんどが民間委託、ERIとかですね、大分に行くわけですよ。誰に聞いてもですね、佐伯市の建築確認担当はですね、ものすごくややこしいと、こんな嫌な所はないと、五つ手直しするのを5回言われるち言うわけですね。1回行けばここがわりい、そのときに五つ言うてくれんかち言うて、5回目の時に言うぐらいですよ、それぐらい評判が悪いです。市民のね公僕である市の職員はですね、解雇権、要するに懲戒権市民が持つとんですよ。以前に振るわれたはずですよ、担当者1人。それぐらい評判悪いです。そういった意味でね。別府は確か建設課2名のはずですよ、担当がね。そういった意味で、人員削減ちいうのはですね、やっぱり優秀な人材を適材適所に配置して、いい人材でやっていく。それなら市民も納得すると思うんですよ。そういった意味でもう一つ、この際じゃから言いますけど、海崎の狩生のトイレですね、これ5年前から言いよるんでね、今年中にできるち言いよったけど、こないだ問い合わせしたらまだですね、JRがややこしいこと言いよると、これも先日代議士に頼んでJRの社長のところへ行ってくれました。すぐ返答もあって、今年中に12月中には返答を出すからちいうことですよ。こんなに遅れるですよ。一つ、こういったことでやっていくとね、市民は評価せんですよ。やっぱ、これ役所仕事しとるから、まあ言ったら不平・不満が出るわけですよ。要するに職員をつまらんやつは切れというような言い方も出てくるわけですよ。もう少しこういった意味でもね、てきぱきと仕事をこなして行ってほしいなあとと思います。この件について何か答弁があれば伺いますが、先ほど今回の一番重要なのが石間の問題、市長、生の声を聞かせてください。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河野議員さんよりの石間の問題で言われましたが、これも県との関係非常に大きい状況です。特に、私も港湾の関係の団体の中としては、今までのこれは要請してきたことがあります。代議士に言わせればそうなんですけど、簡単に済む問題じゃないと思います。私があきらめるとかですね、その状況を私は国や県に行ってですね確認しとんですよ、特にほとんどの対応は県にしとると、市長があきらめたらあきらめるんかというような問題ではないと思ってる。私とすれば今の現況の中で、県との話合いの中では、これはやはり佐伯市としてはその信念をもって、何とかでもお願いして地域にですね、理解をしていただくというのが私の立場であろうと思っております。また、石間だけの問題でいろいろ影響が出ると言いますが、佐伯市は新たな形の中で高速道路等が非常に大きな財源等もですね投入する。また、石間以上のそれは高速道路の工事の財源が入ってきております。そうしたことで、私からこれについてはあきらめるといふことは今の状態では私はないと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 河野議員の再々質問についてお答えします。先ほど、特に構造改革特区と地域再生計画のことをうたっておる絡みですが、ちょっと私同じものを今手元に持ってないのかもしれませんが、この二つの制度につきましては御承知かとは思いますが、従来の法ではなかなか規制が掛かっていたものを特例でいろいろな緩和するというのがいずれも同じ主旨かとは思いますが、こうしたものを利用して、あるいはこれに限らず優良な補助、起債等を利用してあらゆる面で積極的に事業を構築していく、あるいは各部局においても構築しなさいということの意味で上げているんじゃないかと思いますが、ちょっと詳細について同じものを持ってないので、また委員会等でまた詳細いただければ御説明させていただきたいと思いますが、大変申し訳ございませんが、よろしくをお願いします。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 職員の意識改革あるいは公僕意識の問題について御質問がありましたのでお答えしたいと思います。非常に重要なことですが、とにかく最終的には人材育成の問題に行き当たるんじゃないかというふうに考えております。人材育成は非常に幅が広くて、採用から、それから勤務評定、それから異動、昇進、そしてまた研修を含めた人事管理全体の中で考えていくべきだろうというふうには考えております。つまりは、自己啓発をいかに促していくかということが非常に重要であると思っております。御指摘の件、十分に調査いたしまして、今後とも人事異動に関しましては適材適所を念頭に十分に考えて行っていきたいと、このように考えます。よろしくをお願いします。

議長（児玉忠義） 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 50 分 休憩

午後 2 時 3 分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの件につきましては、本日一般質問のあとに会議を改めて議運を開かせていただきます。

次に42番、戸山盛喜君。

42番（戸山盛喜） 42番の戸山です。今日4日目最後の質問になりました。持ち時間は1時間のようでございますけれども、先ほど来、まだ長ごうして結構ですよというような言い方をしたようでございますけれども、なかなかそんなにしゃべりきりませんので、その点についてはどうぞ御容赦のほどをお願いをいたしまして、質問に入らせていただきたいと思いますというふうに思っております。時のたつのは早いものだと思うことしきりであります。一昨年3月3日に合併をいたしまして、新佐伯市が発足をして約2年9か月の歳月が流れ、早3度目の師走を迎えております。12月議会に当たりまして、今回はなるべく再質問をしなくて済むようにと思いつつ質問をいたしますので、そのことを考慮して、執行部の皆さんは御答弁していただければと思っております。

大きく1点に絞り、佐伯の今と明日をつくる施策についてと題しましてお尋ねをいたします。小さくは9点くらいになろうかと思っております。まず最初に、佐伯地域の公共交通機関

である大分バスさん、その多くを大手前を始発に、そして終着に、住民の足として長年にわたり運行を続けています。しかし、佐伯地域も御多分に漏れず自家用車の増加、過疎化、人口の減少などもあり、バス利用者は減少しているといっても過言ではないというふうに思っています。御承知かと存じますが、大分バスさんでは11月の1日から半年間、JR佐伯駅からコスモタウン、厚德病院を結び1日5往復の運行を始めています。動向が注目されるところであります。大分県では、これまで県民の日常生活を支える重要な役割を果たしていると認識し、国と協調して赤字路線を運行するバス事業者に対し補助を行っています。その額は生活交通路線維持費補助として、平成17年度実績で約1億1,677万6,000円とのことであります。また、廃止路線代替バスを運行する市町村に対して、県単独で平成17年度実績で約1,206万4,000円の補助をしています。バス路線の維持は大分県だけでなく市町村にとっては更に大きな課題であり、バス路線もなく過疎が進み、足のない交通弱者の皆さんは家に引きこもりがちで、日常生活は味気なく不自由だと思われまふ。今年の1月5日、本匠を皮切りに1月の16日、17日、18日、19日、23日、24日、25日、そして26日の鶴見町を最後に、旧1市8か町村でそれぞれ開催をいたしました佐伯市地域公共交通懇談会で論議をされた公共交通基本方針や交通体系整備方針などは、どのように集約をしながら方針化をされてきておるのか。また、役員が空白になっていた佐伯市地域公共交通会議の活動を含めて、その後についてお答えをしていただきたいというふうに思っています。次は、小さな2点目ですけれども、私があえて申すまでもなく、新佐伯市の面積は九州で一番広いが平地は少なく、工場適地も同様で地価も安くなく、交通体系にも恵まれているとはいえ、企業誘致は思うに任せない状況の中で、大分県平和運動センターや社民党大分県連合などで構成をする大分県政共闘会議では、今年も11月に3日間にわたり大分県の部局別交渉が行われましたが、私たちの住んでいる地域に比べ、県北などは企業誘致も進み、活力に満ちた感がいたします。そこでお尋ねをいたします。多くは申しませんが、企業誘致活動の状況と今後の考え方についてお伺いをいたします。もう御承知のように、もう今日が4日目でございますから、私が質問をする事項について、それぞれの皆さんが質問してダブる点があればあると思ひますけれども、その点は是非御容赦をさせていただいて御答弁をさせていただきたいというふうに思ひますから、よろしくお願ひをしたいというふうに思ひしております。次に、小さな3点目ですが、賃金の不払いや残業の実態などについて大分労働局での話を聞きますと、県内の労働基準監督署が実施した平成17年度の監督指導の結果、割増賃金を支払っていない企業は、調査企業全体の14%に上るとのことでございます。そこでお尋ねをいたしますが、サービス残業の多さが指摘されていますけれども、佐伯での実態とその対策などがお分かりでしたら御答弁をさせていただきたいというふうに思ひます。次に、小さな4点目についてお伺いをしますけれども、少子高齢化、人口の減少を迎える中、都市機能の郊外化に歯止めをかけ、都市機能が中心市街地に戻り、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指す立場から、まちづくり3法が見直され、来年の秋に施行されるであろう都市計画法の改正は、大型店の郊外出店にブレーキをかけ、一定の効果をもたらすと期待をされているようですけれども疑問のあるところです。消費者ニーズに対応していくためには、個店の充実は欠かせないと思ひます。そのためにも商業者自らの経営努力や経営革新に向けた取組を忘れてはならないというふうに思ひしているところです。そこでお尋ねをいたしますが、脇津留に大規模専門小売店の進出に伴い、佐伯の中心市街地や既存の小売店の存在は危ぐされます。考え方についてお尋ねを

いたします。次、5点目ですが、大分県が平成17年6月に大分県下1,000事業所を対象にした労働福祉などの実態調査では、育児や介護の休業制度を設けている事業所、職場は多くないようであります。そのことが少子高齢化を招き、安心して社会生活、家庭生活を送る上でマイナスになっているのではと思われます。そのようなことを踏まえて、育児休業制度や介護休業制度の普及促進と、そのための就業規則の改正などに向けた指導や努力はできないのかお伺いしておきたいというふうに思っております。これはもちろん労働基準監督署等の関係がございますから、市の方としてはそれが専門でないのうんぬんということにつながっていくことは承知の上で質問をしておることを付け加えておきたいというふうに思っております。次、6点目といたしまして、教育委員会にお尋ねをいたします。大分県教育委員会は、平成17年3月に立ち上げた高校改革推進計画、いわゆる全県一区方式が決定をし、来年の4月より始まるようでございます。したがって、現在の中学3年生ということであります。全県一区は多様化する生徒のニーズに対応し、生徒が住んでいる地域によって高校受験に制限が生じないように、生徒の学校選択の自由を保障し、自分に合った高校を主体的に選択できるようにするものだと言っているようでございますけれども、その結果、学校間格差は広がる懸念はないのか、また通学区の拡大につながることはないように、受験競争など更に激化させることにはならないかお尋ねをしておきたいというふうに思っています。次に、7点目に移りますけれども、政府の教育再生会議での第三次報告原案が今朝の新聞に報道をされていましたが、俗に言う小・中一貫教育制度化の問題でございますけれども、このことについては、後日に回して質問をしていきたいというふうに思っています。昨年の8月28日の全員協議会だと思っておりますが、教育委員会より、今までの教育課程にはない教育活動を目指すため、小学校に英語教育を新設し、中学校とともに特色ある教育活動を目指し、義務教育9年間を見通した小・中一貫教育特区申請を進めるとの説明があったと思っておりますが、そのときは深く私は考えもせず、あまり中身も分からずじまいで、にちひは過ぎ去り、つい先日、何気なくこの佐伯市の小・中一貫教育の資料を見たり教えていただく過程で、特区申請をして約3か月後の平成18年11月16日付で特区認定を受けて、今年の4月1日より調査研究機関として上浦の東雲小・中学校、本匠、直川、鶴見の大島小・中学校それぞれが、この一貫教育での授業が始まっていますが、大分県下の他の市町村では授業を始めているのかどうか。これでよかったのかと疑問を持つ一人であります。そこでお尋ねをいたしますが、4月から授業が始まっていますが、生徒・児童は区分や指導形態を始め、環境の変化などに対応できているのか。さらに、学習態度や意欲などはどうなのか。また、父母や先生の反応についてお尋ねをしておきたいというふうに思っております。次、8点目としてお尋ねをいたしますが、先ほど市長の方から石間の件で御答弁があったのをちょっとここに書きました。県との関係でないと、市長があきらめればよいという問題でないと。私からあきらめるということは今の状況ではできないという御答弁を先ほどちょっとしていたというふうに思います。それは押さえておきたいというふうに思っております。そこで、大入島架橋運動のスタートラインは忘れもしません、昭和54年6月の全員協議会でありました。時の市長は大鶴文雄さんでした。議長は池田静男さんでした。そして、佐々木市長さんの時代になって大分県としては、まず大入島の東地区埋立護岸整備事業でした。それは大入島の開発計画に基づく各種事業の推進を第一優先とし、これらの事業の進ちょく状況と島の発展性を見極めながら考えていきたいと、平成17年12月議会で答弁をしています。それはそれといたしま

して、そこでお尋ねをいたしますけれども、石間の埋立問題につきましては、大分県と力を合わせて一日も早く解決をすべく努力をとこのように私は通告書に書いておるんですが、河野豊さんの質問では、もうやめえということでございますので、これは困ったこっちゃのう、どうしたらいいかのうと実は思いましたが、執行部は、市長になるかどうか分かりませんが、遠慮せんでちゃんとお答えをしていただきたいと思いますと思っております。次、最後の質問といたしまして、平成20年度の予算編成の基本的考え方について通告をしていましたが、つい先日、財務部の財政課の先ほどちょっと出ていましたけれども、20年度の佐伯市当初予算編成方針が出されましたので、私の思いにつきましては、20年度のこの予算委員会の場に議ることとしたいと思って述べません。基本的考え方につきましては、もう一言で結構でございますので、お尋ねをして、お答えをしていただきたいと思いますというふうに思いまして、終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 戸山議員の御質問で、佐伯の今と明日をつくる施策についてということで、大きく掲げておりますが、その中で私の方から、まず公共交通に関する地域懇談会で論議された内容がどのように集約され、方針化されたかという御質問についてお答えをしたいと思います。この懇談会は、先ほど議員が言われましたように、平成18年度に本市の公共交通体系の整備を図る上で基本となる佐伯市公共交通計画を策定する際、住民の皆様と率直な御意見を取り入れようということで開催いたしました。懇談会で出されたさまざまな御意見については、できるだけ計画案に反映するよう努め、最終的には、平成19年2月に開催された佐伯地域公共交通会議の場で計画の基本的な方向を御承認いただきました。次に、地域公共交通のその後についてですが、これまでのところ、交通会議を開催し具体的な交通施策を協議するという段階には至っておりません。現在、九つの旧市町村の地域ごとに路線バスや福祉バス等の運行の現状と集落の分布状態などの調査を踏まえ、例えば、宇目、本匠地域の山間部や離島であります大入島、コミュニティーバス等の対策が必要な交通空白地域について運行主体や運行路線等、有償運送を行うための課題等を研究しております。より具体的な導入案をそうした中で作成中です。今後、この作業を早急に進め、交通会議での協議を経て、平成20年度以降、順次、地域がたくさんありますので、整備していきたいと考えております。それから、先ほどの中に出ておりましたが、石間埋立ての問題に関する件でございますが、先ほどの河野議員にも述べておりますが、現在も地区役員さんとのいろんな接触の機会を設けるなどして話合いの糸口を探っておりますが、まだ具体的に解決という報告ができるようなことにもなってません。今後とも県また県議、そして佐伯港総合開発促進協議会の中でも連携しながら、市民、住民との対話を進めながら粘り強く交渉を重ね、事業再開の道筋を開くように全力を挙げるところでございます。9番目になります、2008年度の予算編成の基本的な考え方については、先日の渡邊議員にもお答えしておりますが、重複する部分がありますので簡単に一応お話をさせていただきたいと思います。予算編成の基本的な考え方については、これまでも申し上げてまいりました。市政運営の基本姿勢である行財政改革の実現と常に市民の目線に立った、市民にわかりやすい市政への実現を大きな目標として、引き続き具現化するように各種事業に取り組んでまいりたいと思っておりますし、また非常にこういう状況でございますので、合併特例債を多用しながら地域の活性化を図っていききたいと思っております。他につきましては、担当部長に答弁させていただきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 議員御質問の6、7についてお答えしてまいりたいと思います。議員の御質問の中にあつたとおり、全県一区方式の通学区域制度については、県内どこに住んでいても希望する高校を受験できるというものであります。また、学校間格差と受験競争の激化について御質問がありました。全県一通学区の制度は、生徒や保護者等の多様なニーズにこたえるため、学校が生徒や保護者等から選ばれるという意識の中で、学校間には適度な競争意識が必要との理念から生まれたものと認識しております。学校間の競争は固定的な基準に当てはめてしまえば格差という懸念が生じがちであります。学校間の違いを認め、違いがあるのが当然という見方をすれば、特色という発想になります。現在、生徒数減少に伴い、地域の高校が定員割れ等による廃校になることの懸念もあります。今後は市民の間で魅力ある地域の高校のあり方の議論が深まり、高校が自らの学校の特色をアピールし、特色に応じて生徒や保護者等が学校を選択する気運が醸成されることを期待しております。続きまして、佐伯市小・中一貫教育についてであります。国から教育特区の認定を受け、確かな学力を身に付け、感性豊かで郷土や学校に自信が持てる子どもの育成を目指すとともに、地域の活性化を図る目的で、市内の4地域で今年4月から始まったところであります。小・中一貫教育はいきなり理想の形を求めるのではなく、四、五年先を見据えた完成イメージを持ちつつ、今年度は、まずは英語活動、英語教育から取り組んでいるのが現状であります。始まって1年目ということもあります。課題はたくさんありますが、小学校の児童からは英語の活動や授業はALTとの交流は楽しいし、英語であいさつができておもしろいなど大変好評であると聞いております。英語や音楽など、中学校の教員が小学校で授業を行う場面もあり、小学校高学年の児童にとっては中学校教員との触れ合いを楽しみにしている声もあります。また、教育委員会と学校評議員及びPTAの意見交換会が直川地区でありましたが、小・中一貫教育に期待を寄せる声や意義を認める声も多く聞かれ、おおむね好評であると実感しております。教員からは、小学校英語活動を担任だけで進めるのは難しいといった従来のシステムとの違いに戸惑いや、小学校、中学校の学校文化の違いによる小・中連携の難しさを指摘する声も聞かれておりますが、こうした声も言い換えれば、これまでの小・中の連携が十分でなかったことを意味しているのとらえております。試行錯誤が続きますが、じっくり時間を掛けながら、小・中の円滑な接続が実現できるよう尽力してまいりたいと考えております。以上であります。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは、私の方からは2番目から5番目までの4点につきましてお答えをしていきたいと思っております。まず、企業誘致活動の状況と今後の進め方についてでございますが、これまでに児玉議員、渡邊議員にお答えをしておりますので、簡単にお答えしてまいりたいと思っております。郷土会への参加のほか、大分県や大分県東京事務所を訪問し、佐伯市の現状や立地に対する優遇制度などを説明し、情報交換などを機会あるごとに取り組んでいるところでございます。また、今後の進め方につきましては、既に佐伯市に立地をしております企業の関連企業への訪問を行いながら、情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。それから、3点目のサービス残業の佐伯市内の実態につきましては、佐伯市として把握をしておりません。民間企業等のサービス残業に対する是正指導等につきましては、労働基準監督署の業務となり、市が関与できることとしましては、市報を通じての最低賃金の公表や市の施設へのポスター掲示等による市民への啓発活動に限られております。

が、ハローワークや労働基準監督署からの要請等に対応し協力しております。次に、4点目の中心市街地等の小売店に対する考え方についてでございますが、御存じのように、仲町など中心市街地や既存の小売店は非常に厳しい状況であることはいうまでもありません。このような状況を打開するためにも、国もまちづくり3法の改正を行いながら、新たに新基本計画の認定制度を作り、中心市街地の活性化を支援する施策を打ち出しているところでございます。本市としましては、少子高齢化が急速に進む中、これ以上生活機能の無秩序な郊外への拡散は避ける必要があると考えており、今後郊外への大型店進出に歯止めを掛けることも含め、新基本計画の国の認定を目指して取り組んでいきたいと考えております。次に、5点目の育児介護制度の普及促進、就業規則の改正などに向けた指導、努力はとの御質問ですが、この制度にかかる県下事業所の実態調査結果につきましては、議員が6月に質問されました時の回答とほぼ同じ内容であり、制度利用者等に変化はないようです。この法律の民間企業への普及指導につきましては、労働基準監督署の所管事項であり、市としても指導権限等がありません。よって、市としましては、法の趣旨等を解説したチラシやポスターさらには市報による啓発で、就業規則の改正を始めとした労働環境の改善についての経営者の理解を得ることと、労働者の勇気ある権利行使の啓発に努めていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 戸山議員。

42番（戸山盛喜） 再質問をさせていただきたいと思っております。教育長の方にちょっとお尋ねをしておきたいというふうに思います。昨年の6月議会です、教育委員会の方としては、大島やあるいは東雲、直川、本匠の4地域の八つの小・中学校において、小学校5年から教科としての英語教育を実施をします。そういった中で、もういろいろ申し上げませんが、隣接校で行うメリットといたしまして、二つをその当時説明をしていたというふうに思うんですね。一つは小・中学校の教員が授業者として行き来するための地理的に近いということが1点挙げられます。さらには小・中学校とも同じ小・中学校校区であるため9年間という連続したスパンの中で、望ましい人間づくりや充実をした生徒、理解ができるなど、生徒指導上の円滑な接続が期待できるということでもあります。という御答弁をですね言っておるんですけども、私はこの答弁はどうなのかなというふうには実は思っておるわけです。先生たちが便利がいいからと、あるいは地理的に9年間のスパンということ。そのことだけによって、このことをするようになったのかといえばですね、やはり私は教育本来の基本的な言葉から言ったならば欠けているというふうに思っておるんですね。そういう意味で、そのことに対して補足をしていくところがあるとしたならば、お尋ねをしておきたいというふうに思っております。それと7番目のことでございますけれども、英語教科書の早期給付として小学校の5・6年生には中学校1年生用と、中学1年生及び2年生にはそれぞれ上の学級、学年ですね、そういった皆さんに早期に本を与えるということになっておるというふうに思うんですね。であるとしたならば、先般国の方で、伊吹文部科学相がですね、昨年の秋に、必修化は不要であるという言い方、あるいは日本語をとという言い方を答弁というか、しているというふうに思っております。そういった発言というのは極めて意味があるのではないのかなと、いわゆる文部科学省の責任者がそういった考え方を披れきをしているわけですから。それから見たならば、佐伯はどうなのかなということにつながっていくような気がいたしますし、私は詰め込み教育的に見えなくもあり、児童・生徒、子どもたちにい

らぬ負担を与えかねないのかなということ。あるいは、不登校の問題やいじめなどにはどうかということの一つは懸念をしておりますから、もう多くは言いませんけれども、佐伯市内の小・中学校でもこの不登校の問題とか、あるいはいじめの問題などは今議会では出ていませんけれども、これもあるのではないのかなということをつけ加えておきたいというふうに思っております。さらには、これはちょっと数字は私も分かりませんからね、お尋ねをしておきたいというふうに思いますが、大分県には公立の小・中学校は何校あるのかですね、小・中学校。そして、一貫教育を導入をしている小・中学校はそれぞれ何校あるのかということですね。このことと佐伯市がということにつながっていくわけでございますから、そのことも踏まえていただきたいなと思っております。それと先生などの定数の関係、定員の関係ですね。これに変化はないのかどうなのか現在はということ、今後はということにつなげていくというふうに思っていますから。これは先ほどの一貫教育とその二つのことでですね。さらに、今そこに教育長が何かこれ持ったね。私もこれ見たんですわ。ほかの資料も少しは見たんですけど先ほど言ったようにですね。この資料を小・中一貫教育というチラシを始め、若干の資料を私も見せていただきました。私の理解力が乏しいのかと思いますけれども、余り理解ができませんでした。チラシはどの程度印刷をして、何枚ほどどこに配布をし、事後の対処方などについて、まずはお尋ねをしておきたいというふうに思います。それが教育委員会でございました。次はほかのことで、もう予算編成のことについては先ほど言ったようなことですからもう省きます。それと公共交通に関することでございますけれども、これは順次実施をしていきたいという考えのようでございますので、これについてもまた今後です論議をして、また努力をしていただきたいというふうに思っております。中心市街地のことですが、今後郊外への大型店の進出には歯止めを掛けていこうと、それはある意味ではいいことだというふうに思うんですけれども、そういった中での新基本計画の国の認定を目指して取り組んでいくということですが、これについては三原さんかな、ちょっと具体的に言ってください。それと今、教育長さんにお尋ねをいたしましたけれども、全県一区の関係と小・中の一貫教育ですね。これは先ほどの教育長の答弁では、なかなかいいことづくめの感情を私は受けました。でありましたから、この弱さの部分ですね。そういったことなどについてもやはり今後も出していく必要があるというふうに感じましたので、心の片隅にでもですねとどめていただいて、これからの教育委員会の施策の中にですね、考えていただきたいなというふうに思っております。あの企業誘致のことは今までも、いつもこの議会でお出ておりますけれども、これは企業の支援係というのが今2名になっていますね、前は3名だったと思いますけれども、率直に申し上げまして企業誘致はもういろいろな問題があります。弱さがあるわけですが、弱さがあるがゆえにということになります。これはまあ今日も後藤さんの方から出ていましたけれども、これはやっぱ腰を上げてやはり抜本的にやっていかないことにはなかなかうまいこといかんというふうに思っていますから。その点については執行部でもですね、これまで以上に頑張っていかなければどうもいかんような気がいたします。御承知のように東九州自動車道については、今舗装工事がもう始まりますね。大體門前の方にあれが9月ぐらいにもう撤去するそうですわ。この前行って見たんですわ。門前工業団地の埋立地、あそこに舗装工事をするための何とかいう機械がこうあるわ。それでちょっといろいろ話してみたんですけれども、そういったことで、あそこのことについてもですね、上がってみたらそうたまたまがって広くはないようで、日田のようにはいかんような気が

いたしました。私もこの企業誘致のことについてはですね、割に市民の皆さんからもいろいろ意見があります。けれども、佐伯の場合はということで逃げ口上になるんですけれども、そういったことで話をしていかなければしょうがないという今の現実の佐伯の弱さがあるような気がしてなりません。そういったことで、この企業誘致のことについてはですね、是非努力をしていただきたいと思っておりますし、優遇制度等についての問題もあると思います。佐伯の優遇制度については、余り上等じゃないと私は思っておりますし、この何年来、中身は変わってないでしょ、と思っております。それについてもやはり時期を見ながらですね、見直しをしていく必要も率直に言ってあると思いますよ。そのことが何かありましたらお尋ねをしておきたいというふうに。それと、ハローワークや労働基準監督署などの要請のことがありまして、行政では、市役所ではそういった権限は持ってないという話をいたしました。それは私も知っておるわけですから、先ほどもちょっと申し上げましたように、知った上で質問をしたんです。であるとしたならば、市にはそういった権限もないと、そうしたら労働基準監督署やあるいはハローワークに対してお話をしてお話をして教えてもらうとか、そして市の考え方はこうということで、待ちの姿勢でない方がいいような気がいたしました。先ほどの御答弁では待ちの姿勢であったと私は感じましたので、そういったことについてありましたら、御答弁をしていただきたいというふうに思っております。先ほどの石間の問題ですが、これも何か答弁ではちょっと声が小そうじゃなくないかなと思ったんですよ、率直に言って。もうこれはですね、河野さんがやめっちゃうたんかな、何やったんかな。これはですねやっぱある時期をもう見ないとですね、これはもうかなり長くなりましたわ。もう多くの皆さんが、これは石間の埋立ての問題はこりゃもう駄目じゃのうとか、あきらめムードにもう率直に言ってあります。でありますから、このことは私は埋立てをした方がよいと思っておりますけれども、で、これについて今申し上げましたように、やはり積極的に県とも手を結びながらですね、力を合わせてやりながら、そしてある意味では時期を見たならば、このことについてはどうだという方向付けをもう出していかなんしょうがないんじゃないですか。もう何年になりますか。ということであるというふうに思いますから、その点はまあ市長の答弁になると思いますから、以上で終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 戸山議員さんから石間の埋立てを、これはもう私も何遍も言ってるわけですが、今年ですね7月に知事が当選の時に、6月議会の時にもこのお話はしたと思っております。この件はお話いたしましたして、石間の埋立てに対しては知事とも話しながら、これは進めていくということでお話させていただきました。その後は、佐伯市の港湾整備計画の中でも6月にまたお伺いしまして積極的に、これは是非ともお願いしたいという要請もしております。特に、県の方も現在裁判の方で高裁の中ですね、一応受け取らないということになりましたですね。それから最高裁にですね。裁判ですね、高裁の方で受け取らないと、棄却ですかね。そうした状態になつるとということで3月末に出たわけですが、それ以降また起訴しておりますので、その様子見がまだあるかと思っておりますが、私の方はそうした中を見ながら、県の方には現状の状態、特に議会の議決等もですね積極的にやれということで後ろ盾をつくっていただいておりますので、そうした中で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 戸山議員の再質問にお答えしたいと思いますが、たくさんありましたので、抜けたらまた言っていただきたいと思います。この分は議員さんもお持ちのようでありますので、これはもうできるだけ省略した形でお話をさせていただきたいと思います。まず、この配布をどうしたかというのは、すべて私、教育委員会が説明する場面は全部配布してまいりました。ですから、基本的には当然地域には配ってはおりますし、こういう説明会の時には、これをお配りいたしまして説明をさせていただいております。それから、この教育特区を取って定数はどうなるかということではありますが、定数については変わりません。この教育特区を取ったというのは、基本的に文部科学省が教育課程ということを指定しておりますので、その教育課程どおりに授業を実施しなけりゃなりません。それを一部あたってても良いという許可をいただくのが教育特区であります。したがって、これは文部科学省から、いわゆる特区申請で認可していただいたということとやってるということ。定数については、変わりはありません。また、文科省の大臣がお話されたということを議員御指摘されましたが、この特区は文部科学省と総務省から認可をいただいたものであります。したがって、文部科学省も認めたという事案でありますので、御了承をお願いしたいと思います。それから、この小・中一貫教育で大分県ではどういうふうな実施状況かということではありますが、小学校の校数は正直今手元に資料がありません、分かりませんが、大分市が実施をしております。その他は、大分市と佐伯市だけが実施ということではありますが、県下でもこの小・中一貫を実施したいということで、いわゆる佐伯市教育委員会に訪問してくる所もありますし、県外も昨年2教育委員会が訪問をしてまいりました。それから、英語の教科書の早期貸与についてであります。これは中学1年生の教科書を小学校5年生に配布するから小学校5年生でやれということではありません。現在、中学校3年間で実施している英語を5年間で実施できるようにということとありますので、実施をしなければいけないということではありません。5年間で、3年間で実施しているものを5年間という余裕をもって子どもたちに指導することがいいのではないかとということで早期対応しておりますので、5年生の授業の中で中学1年生の教科書を使った方がよいというときには小学校5年生で使えるように早期貸与をしているというわけであります。それから、こういうことになるといじめや不登校が出てくるのではないかと御質問ですが、教育委員会としては逆を考えております。現在、中学1年生になったときに不登校が倍近く増えます。したがって、小学校と中学校の連携をすることによって、その不登校等が中1ギャップという表現を使いますが、不登校にならないように小学校、中学校の先生が子どもたちをじっくり観察ができるようにということが小・中一貫教育の目的の一つでもあります。それから、先ほどの話に戻りますが、文部科学省が次期新しい教育課程を今策定をしておりますが、英語活動を5年生・6年生に導入するようにしております。今、原案ではそういうふうになっております。そういうような状況であります。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは、戸山議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。何点かありましたので、私漏れておりましたら、また後ほど御質問いただきたいと思います。まず大きくは、1点目の中心市街地の新基本計画策定の関係でございますけれども、これにつきましては、平成12年から10年間の間でこういった既に基本計画はできておりますけれども、これが期限が切れますために、新たに基本計画を策定するものでありまして、市街地の

空洞化であるとか、商店街の疲弊化という新たな問題が提起されておりますので、そういった部分を解消するべく活力と魅力ある住みやすい土地づくりを進めるということを目的に計画を策定するものでありまして、この計画ができるまでの過程として、今日後藤議員にもお答えしましたけれども、現在、中心市街地の活性化研究会、これは会議所と一緒にすけれども立ち上げております。あるいは、アドバイザーの指導を仰ぎながらまちづくり会社、あるいはその活性化協議会へつなげていきたいと。最終的には新基本計画の策定ということになるんですけども、そういった順序で、できることならば20年度中に策定ができるようにということで今準備を進めているところであります。それから、サービス残業の関係であるとか、育児・介護制度の普及促進についての件ですけど、これにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、私どもとしましては頻りに事務所等行き来しながら情報交換、情報の共有をしながら、私どもは広報活動しかできませんけれども、そういった仕事をやっているというのが今の現状でございます。そういったことで待ちの姿勢ということになるかも分かりませんが、私どもの手段としましては、そういったことで監督署との行き来をしながら情報を共有しているという状況でございます。それから、もう1点の企業誘致の関係でございますが、これも先ほどちょっと触れましたけれども、私どもの担当2名でありますけれども、課長を含めて企業を訪問しながら情報の収集に歩いているということでございます。このことにつきましては、市長からも企業に出向いて足で情報を稼いでこいという指導のもとに、そういった動きをしているというのが現状でございます。以上でございます。

議長（児玉忠義） 戸山議員。

42番（戸山盛喜） もう時間ございませんから一言だけ、御答弁をいたしました執行部の皆さん、私のお話をしましたことを是非ですね、心の片隅において、そして執行の中に生かしていただければ幸いに思っていますけれども、三原さんもそういうことでいいわな。市長もそういうことでよかったと思います。それから、教育長さんも教育非常に熱心であると思いますので、是非私の言ったことをもう忘れてもらっちゃあ困りますから、そういったことで佐伯の教育長もやっぱすばらしいなあと、そういった足跡を残すように御努力をしていただければうれしく思っているところでございます。そういったことで、私の一般質問を終わらせていただきます。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、戸山議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後2時58分 散会

平成19年 第6回

佐伯市議会定例会会議録

第6号 12月14日

第6回 佐伯市議会定例会会議録（第6号）

平成19年12月14日（金曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
8番	後藤	幸吉	9番	江藤	茂
10番	清家	好文	11番	矢野	精幸
12番	矢野	哲丸	13番	河原	修仁
14番	宮脇	保芳	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	17番	肥後	四々郎
18番	榭田	穂積	19番	村尾	清一
20番	井野上	準	21番	河野	豊
22番	下川	芳夫	23番	柳井	二生
24番	泥谷	和喜	25番	菅原	忠
26番	和久	博至	27番	日高	嘉己
28番	渡邊	邦壽	29番	染高	玉夫
30番	児玉	忠義	31番	甲斐	迪彦
32番	狩生	寿一	33番	廣瀨	精一郎
34番	吉良	栄三	35番	高司	政文
36番	浅利	美知子	37番	河野	周一
38番	玉田	茂	39番	河村	周一
40番	児玉	輝彦	41番	松田	清一
42番	戸山	盛喜	43番	寺島	孝幸
44番	土師	辰英			

欠席議員の氏名

なし

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市副副教総財企市福建農	市市育務部	長	西木	嶋許	泰政	義信	上教	下浦	水道	部	長	戸川	高島	公ふみ	人え
副教	市育	長	木塩	許月	政厚	信博	消浦	育振	防	局	長	高加	橋鶴	安宗	忍信
教	務部	長	武大	田鶴	隆直	博己	上弥	振生	局	長	長加	大御	藤手	宗隆	義二
総財	務部	長	久保	田原	成信	己太	本直	匠川	局	長	長曾	御安	手宮	隆	清美
企市	工商	長	三田	原崎	信俊	行誠	宇目	川見	局	長	長安	戸高	洗宮	廣一	徳郎
福建	民生	長	菅川	野	宣伸	生	鶴水	見津	局	長	長高	戸高	藤高	一和	康
農	水産	長	河	野	辰英		蒲江	振興	局	長	長児	高玉	玉		

議事日程第 6 号

平成19年12月14日（金曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 一般質問
 - 第 2 議案質疑
 - 第 3 議案等の委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
 - 日程第 2 議案の上程（提案理由説明）
 - 日程第 3 議案質疑
 - 日程第 4 議案等の委員会付託
-

午前10時00分 開 議

議長（児玉忠義） 本日の平成19年第 6 回佐伯市議会定例会第11日目は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

議長（児玉忠義） 日程第 1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1 番、泥谷和喜君、2 番、染矢玉夫君、3 番、高司政文君、4 番、小野宗司君、以上の
順序で順次質問を許します。

24番、泥谷和喜君。

24番（泥谷和喜） おはようございます。最終日、トップバッターの24番、泥谷でございます。
先ほど議長より注意がありました。品位を持って質問を行いたいと思いますが、よろしくお
願いいたします。今回一般質問で、私は9月議会に海岸部の方の観光ルートについて質問し、
今回予告で市内をやるということで予告してましたので、市内の中心市街地についての質問
をしたいと思いますが、前回海岸部の質問をし、今回中心市街地の質問をするということで、
山間部の市民の皆さんから、お前は山間部の方から出とる議員なのに、何でよそのをするん
かというおしかりも受けながら今回出てきたわけですが、私としましては、まず我が田に水
を引く前によその田にまず水を引いて、そのあと我が田に水を引くという姿勢を持っており
ますので、来年の3月の議会には山間部の方の質問をしたいと思いますので、海岸部の選出
議員さん、佐伯市の選出の議員さんには御協力をお願いし、今回質問に入らせていただき
ます。

佐伯市中心市街地の活性化について御質問いたします。佐伯市も郊外店の進出により、中
心市街地の空洞化が進み、このままでは佐伯市の中心市街地といえる状態ではなくなろうと
している中、市としては早急の対策が必要と思われるが、今後の活性化への取組と計画があ
ればお聞きしたい。また、中心市街地をどの範囲ととらえているのかまずお聞きします。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） おはようございます。それでは泥谷議員の御質問にお答えしたいと思います。中心市街地の活性化策についてでございますが、中心市街地の現状につきましては、議員の御指摘のとおり非常に深刻な状況であります。市としましては早急な対策が必要であることは十分認識をしております。今後の取組と計画についてでございますが、まちづくり3法の改正に伴い、現在、中心市街地活性化のための新基本計画を来年度中に策定するとともに、国の認定を受けることを目標に取り組んでおります。計画内容につきましては、大手前開発計画などを核事業としながら、地域活性化の実現に効果的な施策を盛り込み、実施をしていくことにより、中心市街地の活性化を図っていきたいというふうに考えております。また、中心市街地の範囲ですが、中心市街地活性化法における中心市街地は、運用上基本的に1市に1か所とされております。このことを踏まえまして、活性化の重要な手法である都市計画事業を実施する場合の基礎となる都市計画の状況などを考慮し、平成12年の中心市街地活性化基本計画で設定しました大手前周辺から葛港に至る約157ヘクタールの区域を新市における中心市街地として想定をしております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） それでは再質問に入りたいと思いますが、何せ今回一般質問に佐伯のまちづくりについてとか、活性化についての質問がかなり議員さんから出ておまして、私も幾つか用意しとったんですが、もうほとんど出つくしてしましまして、あまり同じことを聞いてもと思ひますんで、もうそっちの方は省かせてなるべく早めに終わりたいと思ひますんで、答弁の方を簡単にお願ひしたいと思ひますが。まず市長、部長答弁、大変佐伯市市街地のことについては真剣に考えておられるような答弁、今回なさっておりまして、いつもと違って市長も部長も来年に向けての市街地どうするかということは考えているというのが、私はかなりそういうふうを受け取ったんですが、河野周一議員が熱意はあるのかというような質問が出ておりましたが、やっぱり私としては市長、部長の答弁は大変前向きなことを考えてるなあというふうを受け取ったんですが、やっぱり市民にしてみると本当に熱意があるんだろうか。毎年毎年同じことを言って、市内は空洞化が進んでおるし、前に進んでいないように感じとるんじゃないかと思うんですが、それでそのやっぱり熱意を感じないようにあるんじゃないかと思うんですが、私は市長とちょっと話したりするときでも、ああやっぱり佐伯の市街地のこと、大手前周辺等々やっぱりかなり考えてるよう受け止めておるんで、私なりにやっぱり市民に市長と部長のやっぱり答弁でもうちょっと熱意が感じられるような答弁が欲しいんじゃないかなと思うんで、ひとつ私も、何か熱意の感じられるような質問を今回再質問でしなきゃなと思ひまして、一晩考えまして、一つだけちょっと質問させていただきます。部長、今、来年の当初予算の今いろんな選定しとると思うんですが、来年の予算を大幅にそういう佐伯市市街地大手前開発などの関係で予算を大幅に、今までの市長、部長の答弁からすると大幅に上げるだろうという感じで私は受け止めておるんですが、今は検討しとるんで大幅に部長上げるつもりで今検討しとるのかしてないのかということと。部長が検討してると思うんですよ、あれだけの答弁、あれだけのさっきから熱意を持って答弁しとるんで私はそう思うんで、大幅に上げるという、上げる今計画をしとるという答弁がまず欲しい。そして市長としては、それで上げますよというような答弁が今回聞けるかなと思ひますんで、一応そのところをですね、明快にお答えいただければ、熱意あるところが市民に分かっていただいて、まずそれが一つ、市民に分かる一つの手段かなと思うんで、その熱意ある答

弁をいただければ、私も感じとる部長、市長がやっぱり市の中心市街地について考えとると
いう私の考えと一致するんじゃないかと思えますんで、来年の予算についてどのようにお考
えかお聞きします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。泥谷議員の再質問で、当初来年度のことですが、
今まだ私の手元の方にはまだ予算額その他提示があっておりません。今企画商工の中でりん
議をしとる最中ですが、このまちづくり予算というのは非常にいろいろありましてですね、
ソフト的な問題、ハード的な問題という形でやっております。議員も御存じだと思いますが、
先般よろうや仲町という形でですね仲町のプラザを使いまして、ここには2か年計画でこれ
9月議会で補正等をいただいておりますが、こうした部分についても先行で上げております
ので、これ2か年で来年度また同じように上げていきたいと思っております。また、大手前につ
きまして、一応まち交の関係でですね、国の指定その他が大体来年どうにか、21年ですかね、
そういう状況にもまた入ってきますので、これについてはハード的な予算と絡めて、また地
主等もでございますのでですね、話がつかないのに予算を上げるっちはできませんの
で、そうした交渉をですね入っていききたいと思っております。そして、予算額というのは金額だ
けでなくて、本当に内容のできる、そうしたソフト的な予算をまず優先にしながらいくこと
と、さっき言いましたよろうや仲町についてもですね、商店街にとっても行政に頼らず自主
再生ということをやったり自分で努力する。そうした熱意を行政に訴えて、そして行政がそれ
について対応していくというのが、付けてあげますからしてくださいよでは、ますます私は
厳しくなると思っております。そうした中で先般、商店連合会の総会にも御案内いただきまして、
またこうした中で商店街、地域における活性化については、もう1回別の場で話をし、どう
いう予算を要求してくるのか。また、どういう形をすれば行政等ができるのかという話の場
を持つようにしております。非常に議員が指摘されるように、空洞化、これは佐伯市だけで
なく全国的に非常に問題になっておりますので、特にこのよろうや仲町については商店街に
対するアドバイザーとして専門の方を配置しております。こうしたことについて教育をし、
商店街のあるべき道ももう一度原点から考えていかなければ今の郊外型の店舗、それから高
速道路ができる時の体制とかですね、いろんな問題がっておりますので、そうしたことにつ
いては私の方も地域と話して、できるだけ議会の皆さんの御協力をいただいて予算配分を
したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは泥谷議員の再質問にお答えをしたいと思えます。まず、
中心市街地活性化の予算についてでございますが、まちづくり交付金事業、これ平成16年度
からやっております、一応平成20年度でこの事業終わります。19年度におきましては、全
体で4億9,900万円、これは主に道路や広場などのハード事業とまちづくり活動支援などの
ソフト事業が含まれております。それから20年度、来年度国への現段階での要望ですけれど
も、これは2億1,000万円、最終的にはこれは精算を含め前年度に対しちょっと半額以下に
なっているというような状況であります。したがって、21年度以降につきましては、第
2期の都市再生整備計画を計画して、大手前開発事業を中心にしながらやっていきたいとい
うふうに考えております。そういった状況の中で、特に仲町の商店街関係の予算につきまし
て少しお答えをしていきたいと思えます。昨日の後藤議員にも回答しましたけれども、19年

度で仕掛人の経費といいますが、経営者のヒアリングをしたり、まちづくり会社の設立支援等をお願いしてるアドバイザーがおりますけれども、その関係の経費とそれからセンターの運営調査業務が870万ということでお答えしました。これについて、来年度につきましては、こういったアドバイザーにおける仕掛人の経費を300万円予定しております。それから、まちづくりセンターを935万円ということで、合計で1,235万を予算要求をしているところであります。したがって、前年度に対しまして360万ほど増加の予定で財政課の方に今出しているところでありますけれども、今後の査定を受けながら決定をしていこうというふうに思っていますけれども、先ほどの市長の答弁にありましたとおり、増加の形で決定されるんじゃないかというふうな思いであります。以上です。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） 市長もうちょっとざっくばらんな答弁がほしかったんですね。予算っていうのは市民からしてみると毎年同じように来年はこうします、この予算を組みますという話は毎年毎年出るんだけど、毎年そう言いながら空洞化が進み、前に進んでいないという感じを感じてるのが市民だと思うんで、今年の予算よりも来年は何十%ぐらいは増やしてでもこの市の商店街、佐伯市中心市街地に取り組むんだという、そういう何かこう市長の胸のうちを聞きたいんですよ。何年にこういう感じでしたいとか言うんじゃないくて、ほかの議員さんに答弁しとるように、私たち議員としては分かるんですよ。十分ああ真剣にやりよるといっことは分かるんですが、市民からしてみると毎年同じように何かするする言いよるけどもひとつも前に進んでないじゃないかという感じがあるんで、私としてはもうはっきり今年よりも来年は予算何十%、商工観光の方には力を入れるよというふうな何か言うんですか、強い意思的なものを市長から市民に対して出してほしいなと、それがあればもうちょっと市民も期待を持ちながら、希望が持てるんじゃないかと思うんですよ。だから今、部長が350万ほど360万ですか余分にといいよるけど、私はできれば1,000万でも2,000万でも余分に組んでやろうと思いますんで、市民の皆様、中心市街地の人たちも何かいい案があったら言ってくださいと。これだけの予算は組むつもりがありますよというふうな何か話っているのが、本当は欲しいんですよ。そうしないと今市長が、市が出すからしなさいというんじゃない言うけども、逆にこれだけは私は気があるぞと、だからお前たちは何かないかという、そういう何かこう気迫というのが先に市長から出してほしいなあと。我々が市長と話するときにはそういう気迫は分かるんですけど、市民がそれをやっぱり感じとってほしいなというのは、やっぱり市長が思い切って中心市街地に対してはこれだけの気構えがあるんだぞというのを何かひとつ足りないような気がするんですが、もしその気構えがあれば、もう一度答弁で、私はそれだけの腹はあるぞという一言、その一言をここで気構えを聞きたいなというのが、今回その気構えさえ聞けば私の一般質問に1時間要りません。10分でいいです。3分でも結構です。その気構えを一言聞かせていただいて、私は終わりたいと思いますんで、できればその気構えを一言お願いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 泥谷議員の再々質問ですが、昨日ですかね、後藤議員ですかね、私がまちづくり会社の話をしたと思っています。これについては、まちづくり会社の資本金、市の方が数千万負担をしなければいけないと。そういうことで先ほどの中に、ソフト的な問題があるんで地域がそうした状況で出れば補正予算なり、いろんな形をしないと。だから、それだけの

資本金を出す覚悟をしますよと、だからこれについては、早くまちづくり会社を作って会議所と一緒にしてくださいよということをお先般後藤議員に説明して、その流れの中で今日言ったのがソフトの予算、ハードの予算と。こうした数千万の資本金が要ると思ってます。だから、一日でも早く中心市街地の活性化の今の作ったやつを作り替えて、新しい新3法に基づいたやつを作らなければ、私の方も出そうにも予算を計上できないような状況ですので、そうしたことで、自主再生を考えながら要求してくださいということで、出さないということではなくて、そうしたことをしなければ、議会もできるかできないかのやつの予算計上は私はできないと思います。そうしたことで、そうしたことができたんで補正でも途中でお願いしたいと。はっきりとそれだけの意欲を持ってハツパを掛けながら、それができないとこれからますます中心市街地が残されていくと、その歯止めのためにはそれぞれの商店街、また地域における商業者一体となった考え方を私どもの担当課の方で今、研究会を作って指導しておりますので、一日も早くこのまちづくり会社を作っていきたいと思っております。それをするによって、補正予算等について議会の方に提示ができて、皆さんにそうした中で御理解を賜りたいと思っております。意気込みはそういうことで、よろしくお願いします。

議長（児玉忠義） 以上で、泥谷議員の一般質問を終わります。

次に29番、染矢玉夫君。

29番（染矢玉夫） おはようございます。29番議員、あまべの会、染矢玉夫でございます。泥谷議員が短かったので、私もそれに倣って早く終わりたいと思っております。それでは、通告に基づいて質問をさせていただきます。早いもので今年も残り後わずかとなってまいりました。社会保険庁の年金問題、産地食品の偽装問題など、我々庶民は何を信じて生きていけばいいのでしょうか。そのような中、合併後、今定例会で一般質問者は292人となっております。行政を進めてる上で何か生かされたのでしょうか。来年6月には佐伯市民にとって待望久しい高速道が開通のことと、大変喜ばしいことと思っております。反面、ストロー現象で来る人より出て行く人が気になるところです。受皿はどうなっているのでしょうか。そこで2点について質問をいたしたいと思っております。

1点目といたしまして、県道梶寄浦佐伯線の改修について、鶴見地区にとっては唯一の幹線道路、梶寄浦佐伯線吹浦地区内の改修はどのようになっているのでしょうか。合併後、どう取り組んできたのか。今後の見通しについて。

2点目といたしまして、県の農林水産祭について、一次産業の中で、県下でも水産業の占める割合は50%超と言われております。現在、大分県で行っている農林水産祭の水産の部分を佐伯市が誘致をして行う考えはないのかどうか。2点について質問をいたしたいと思っております。1回目の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 染矢議員さんの二つの質問ですが、県道梶寄浦佐伯線の改修についてということで、架橋に河口橋との絡みがありますので、河口橋については先般お話ししたとおりです。これについては、一応担当部長の方からまた御答弁申し上げたいと思っております。

県の農林水産事業祭についてでございますが、これについては、来年まあ議員の言われますとおり、国体の開催、東九州自動車道佐伯インターチェンジの開通等により、佐伯市の来訪者が多く来られる年で、こうした機会に、先般の豊漁祭の時に、そうした話を漁協の県漁連の会長とちょっとお話をさせていただきました。その中で、私の方も提案をいただきまし

て、県の水産振興祭を佐伯にこれだけできるんだから、どうなんだろう。受ける気持ちがあるかということであったんですが、私は受けましょうということ、それで早速動いたんです。で、動いて県の方にもお話をしたんですけど、非常に県と開催地であります別府との問題がありまして、佐伯市の方に、来年水産部分だけ持って来るとするのは非常に難しいということでありました。そうしたことで、後押しとしてはこの水産だけでなくですね、これについて県とも話し、また市としての独自の案も出るんじゃないかと思っておりますが、こうした佐伯市の水産が約県下の50%っていうことであります。水ではなく農も入れたいろんな考え方もあるんじゃないかなろうかと。今のところ、議員に対しまして質問が水産の部分は考えないかということでございますので、現状では水産部門を持っていくのは難しいということで御答弁申し上げたいと思っております。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 議員御質問のうち、県道梶寄浦佐伯線の改修についての御質問にお答えします。県道梶寄浦佐伯線は、佐伯市街地及び鶴見地区の集落を結ぶ唯一の幹線道路で、地域住民はもとより、産業、観光等のアクセスルートとしても大変重要な路線であり、大分県へは本路線における未改良区間の道路改良に関する要望を続けているところです。平成17年12月には、吹灘ふれあいトンネルの開通をみたところですが、以後も引き続き番匠川河口橋の建設及び吹浦大河原地区の集落内、有明浦桑の浦から日の浦間の狭小部分の改良が必要と考えており、佐伯市としましては、ことあるごとに大分県に要望をいたしております。今後の見通しということですが、現在佐伯管内において県へ道路改良の要望が多く寄せられている中で、市としては、まずは県道梶寄浦佐伯線の番匠川河口橋建設を最重点と考えており、吹浦地区内の改修について、県としては県道梶寄浦佐伯線全体の改良の中で考えていきたいとのことでございます。以上です。

議長（児玉忠義） 染矢議員。

29番（染矢玉夫） 御答弁をいただいたところですが、私が思っていたとおりの答弁が返ってきたということで受け止めております。実は、順番を逆にしたいと思うんですけど、高速道が開通して、私、先般あそこに行ってみたくて、佐伯のインターに行ったんですけど、まああれからどうやっていくのか、どう佐伯に散らばっていくのか分かりませんが、そのうちできるとは思いますけれど、やはり気になるのは、さっき申しましたように、ストローク現象でございます。佐伯にはまってきたのはいいけど、どこに行ってもいいんか分からないというようなことになっていこうかと思っております。そのことを踏まえて市長、私はいろんなお祭りが市内で行われておりますが、ここは今言われた答弁では難しいという答弁をいただきましたけれど、何かそういった形の集客をできるような方策を考えられないのかと思っております。市独自でなかなかやるのも大変だということも認識としては思っておりますけれど、これはここは一番この時期にやらなきゃ何がやるのかという思いであります。そういった意味で、ここは何とか県のそれが産業祭ができないということであるんなら、市が独自でもやったらどうかと思っております。その辺はお答えができるもんならしてほしいと思っております。

それと、県道梶寄浦佐伯線については部長、実はあなたが言うまでもなく、私ども鶴見に住む者は番匠川架橋ありきということととらえて、そういったことを言ってこなかった。やはり言うべきではないということであったんですけど、いつまでたってももちも口もあか

ないということであえて申しております。ここは、この地域は私の、先ほど泥谷議員も言っておりましたけれど、我田引水になってはいけないという思いがありまして、この地域は私の生まれ育った地域でございます。今小学生が3年生が筆頭で7人の子どもたちが、歩道もない所を通学をいたしております。3年生の男の子が先頭です。3年生の男の子が2人あって、一番先頭と一番後ろで歩道もない所を通学をしております。私は詳しいことは分かりませんが、県道ちいうて名の付く所で、本匠と鶴見が一番悪いと思っております。ただ、本匠は先が見えてます。鶴見の場合は、番匠川架橋問題があるだけに皆さん言いたいと思っておるんでしょうけれど、なかなか言えなくてここまで来たというのが現状だと思っております。その辺、10号線からバイパスを通過して佐伯にはまってくるあの道路が、朝・夕は大ラッシュになる。そういうことはございませんけれど、灘を見れば分かるように、あれも梶寄浦佐伯線の一部です。吹地区もそうです。その中でそんなラッシュはないけれど、一つ言えるのは向こうから来る車が分からないから出会い頭にちゅう場所が相当数あります。そうすると後から突っかけてくるもので、バックをしなきゃ離合ができないと。大型車両がバックするというような非常に危険です。そういうのを朝・晩見てきながら今言ったように、番匠川架橋があるゆえに言えなかったと。現状を認識したら番匠川架橋の中で話が進んでおる中でできないと言って片付けられる問題かどうか。その辺を再度お答え願いたいと思います。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 染矢議員の再質問に答弁したいと思います。先ほど、県の農林水産祭については非常に難しいということですが、議員のおっしゃるとおり、一つのイベントをですねどのようにするかということで、今鶴見も豊漁祭をやっています。それから、米水津のおさかなまつり、佐伯市の食の拠点のまつりと、いろんなイベントがあるわけですが、それを総体制したですね。やはり県南にこれだけ海・山・川がある。そうした総体制についてのイベントをですね、どういう形がいいのか。これはもう早速検討させていただきたいと思います。議員の御提言の中で。そして、佐伯に来れば非常にこうした一次産業、県も力を入れとると、佐伯も力入れとると、国もやっぱり見直さないけんという気持ちで考えてみたいと思いますので、そういうことで答弁させていただきます。よろしくお願いします。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 県道梶寄浦佐伯線の再質問にお答えします。この路線につきましては、まだまだ未改良で危険な所が残されていることは私も存じております。この道路は県の合併支援道路にも認定されていると私は思っておりますので、県の方にも今後も強く働き掛けていきたいと思っております。番匠河口とは別にそういった現道の改良という位置付けで要望を続けてまいりたいと思っております。ちなみに今年度につきましては、5月31日県議会の土木建築委員会、それから6月の20日に佐伯市と県土木を中心とした土木建築行政懇談会等にも要望を行っております。また、さらに9月25日には、九州地方整備局の方に直接出向きまして、道路部長さん、それから佐伯工事の所長さんもおられました。その中で佐伯市の道路事情についてもいろいろ説明したところでございます。今後も強く県関係に働き掛けてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 染矢議員。

29番（染矢玉夫） 県の事業でなくても市長結構です。おっしゃるとおり、海・山・川があるわけでございますので、その三者が一体、行政と民間が一体となってですね、佐伯を盛り上げ

てほしいと思っております。来年度の新年度の予算を期待して、この部分は終わりたいと思っております。

それから部長、性根を入れてやってほしいと思っております。ただですね、ここにきておざなりな、おざなりとは思いませんけど、一生懸命やってるんでしょけど、一向に進まない、地域の人たちはいらついでますよ本当に。ただ番匠川架橋があるから、なかなか声を大にして言えないという事情もあるということ承知の上で、このことに取り組んでいただきたいと思っております。期待をしております。終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、染矢議員の一般質問を終わります。

次に35番、高司政文君。

35番（高司政文） おはようございます。一般質問も5日目ですね、あと2人ということで大変皆さんお疲れだと思っておりますが、1時間お付合いをいただきたいと思います。35番、日本共産党の高司政文です。私は今回、後期高齢者医療制度の問題点について、国保税の値上げについて、文化会館や地区公民館の使用料の問題等について、以上3点についてお聞きします。

まず、後期高齢者医療制度の問題点についてです。後期高齢者医療制度は、平成20年の4月から75歳以上の高齢者や65歳以上で一定の障がいを持つ方が現在加入しています国保などの健康保険を脱退し、新たに強制的に加入されるものであります。私は、この問題を一般質問で取り上げるのは3回目ではありますが、その都度、この制度が高齢者に大きな負担と給付の制限を強いるものであり、市に対策を求め続けてきました。先日、焦点となっていました保険料が明らかになりましたが、負担額が政府の見込みを大きく上回っています。後期高齢者医療制度は、実施が目前に迫っているにもかかわらず、高齢者の負担増と差別医療という制度の問題点がまだまだ市民の中に浸透してないと思われます。このまま4月を迎え、制度が始まりますとあまりにも無慈悲な医療改悪として高齢者を襲うこととなります。そこで、今回質問する中で、その問題点とそれに対する市の対応、認識を伺ってきたいと思います。まず、保険料についてですが、保険料の計算はどのようにされるのか。市民に分かりやすく簡単に説明してください。また、実際に掛かる保険料を次に挙げる世帯を例に、年額が幾らになるかを明示してください。例1として、夫婦とも後期高齢者で夫の年金額年220万円、妻の年金額年40万円の世帯。例2として、一人暮らしで年金額年160万円の高齢者世帯。例3として、息子さんたちが加入する被用者保険の被扶養者だった後期高齢者で均等割の軽減措置を受けない方の当初の保険料と激変緩和措置が切れる2年後の保険料。次に、現在来年度の医療全体の診療報酬の改定作業が行われています。後期高齢者医療制度については、診療報酬の包括払い制度の導入が検討されています。この制度では、保険がきく医療が制限されることになると考えますが、市としてどのような点が問題だと考えますか、お聞きします。また、9月議会でもお聞きしたことですが、答弁がなかったのもう一度伺いますが、佐伯市でも現在234床ある療養病床の削減が計画されています。それにより行き場のなくなる、いわゆる介護難民、医療難民が生まれる可能性があります。市としてこのようなことにどう対応する考えなのかお聞きします。次に、後期高齢者医療制度は、制度に加入しない74歳以下の方々にもさまざまな影響があります。一つは、後期高齢者医療制度の支援金という名目で徴収される保険料の負担、そしてもう一つは、40歳以上の加入者に義務付けられる特定健診と特定保健指導の問題です。これは全体として何が問題になっているのか、市の認識をお聞きします。この後期高齢者医療制度の問題では、全国的な世論を反映して自治体からも

疑問や反対の声が上がり、政府も一定の見直しをせざるを得なくなっているわけですが、9月議会の段階で10の県議会を含む281自治体の議会で制度見直しなどの意見書が上がっています。この議会でも制度見直しの請願が出ていますが、佐伯市として何らかの意思表示をする考えはないのかお聞きします。

次に、国保税の値上げについてお聞きします。現在毎月のように国保運営協議会が開かれ議論されていますが、来年度の後期高齢者医療制度の導入に合わせ、国保税の税率改正が検討されています。税率改正といっても値下げではなく、値上げでありますので、質問のタイトルもずばり、値上げについてとしたわけですが、市民はそれでなくても高い国保税に苦しめられているのに、それに追い打ちを掛けるような値上げでは、市民の生活は本当に成り立たなくなるおそれがあります。そこでまず、今回値上げという税率改正を必要とする理由、またどの程度の税率改正を考えているのかお聞きします。次に、値上げをしなくて済む方法はどのようなことが考えられ、市として努力していること、あるいはしようとしていることは何なのかお聞きします。国保の問題については、私は議会で取り上げるたびに、減免制度の拡充を求めてきました。今回値上げという問題が明らかになったことで、低所得の世帯はもちろん、リストラや倒産、病気などによる急な収入減に対する減額、免除の制度拡充は必要不可欠だと考えます。以前からお願いしていますので、現在の制度の検討状況をお聞きします。次の問題ですが、後期高齢者医療制度の導入に合わせ、来年4月から65歳以上の高齢者で、年金を月額1万5,000円以上受給している方は、国保税を年金から天引きされることになっています。高齢者の中には生きていくためにやむを得ず国保税を滞納して生活費に回している方も多いと思いますが、年金の天引きはその方たちの生存権まで奪いかねない行為ではないかと考えます。それでも市は決まりだからと天引きを実施するのでしょうか。それとも、何か例外を検討しているのでしょうかお聞きします。最後に、長期の滞納者に発行される資格証明書の問題です。11月末現在で短期保険証の発行世帯は1,103世帯、資格証明書の発行世帯が326世帯と伺っていますが、資格証明書を発行している人たちの世帯の中で、発行が禁じられている母子家庭や障がい者、老人保健など、公的給付を受けている世帯が含まれていないのかどうか。いるとすれば何件か。また、義務教育を受けている小・中学生のいる世帯の発行件数は幾らかお聞きします。資格証明書の発行は、医療を受ける権利を奪うもので、本来認められませんが、少なくとも上記の世帯へは発行するべきではないと思いますので、考えをお聞きします。

次に、文化会館や地区公民館の使用料の問題等についてお聞きします。これは早い話、使用料が高いということと、施設の使用勝手の問題があります。この問題は、私もあまり認識はありませんでしたが、ほぼ時を同じくして幾つかの団体や個人の方から相談や要望が寄せられましたので、この議会で取り上げることにしました。佐伯市には音楽や美術、芸能などさまざまな文化や芸術団体が活動しています。しかし、佐伯や弥生の文化会館は使用料が高いため、資金面で苦勞している団体があります。一例を挙げますと、佐伯市民吹奏楽団という団体があります。皆さんはあっちこっちで演奏をお聴きなっていると思いますが、毎週1回、佐伯文化会館中ホールを利用して練習していますが、使用料が冷暖房使用時には1回1万3,650円、月4回で5万4,600円にもなります。市からの補助もありますが、収益事業ではないので個人負担が大変だそうです。さまざまなイベントや社会教育活動などで市に貢献していると思われる、こういう文化・芸術団体が文化会館を利用する場合に減免するなどして

負担を軽くする方法は考えられないのかどうかお聞きします。同様の話ですが、地区公民館についても、この9月から使用料が取られるようになり、さまざまな団体から不満が上がっているようです。きのうも河野豊議員が取り上げましたが、一例を挙げますと、あるボランティア団体が福祉施設を慰問するのに練習しようと公民館を借りたら使用料を取られたそうです。ボランティアするのに、する側がお金を出してというのは理屈に合わないという話ですが、こういう団体が無料、若しくは減免を受けられるようにはできないかお聞きします。次に、使用勝手の問題ですが、三余館や文化会館、あるいは番匠や野岡の体育館は、週1回あるいは隔週で休日を設けています。しかし、利用する市民からは休日があると利用しづらいという声が上がっています。特に、三余館と佐伯文化会館は共に月曜日が休館日のため、その日は和楽しか利用できません。就業形態を工夫するなどして、年末年始以外の休館日をなくすことはできないかどうかお聞きします。最後に、佐伯文化会館の建替えについて、いつごろ、どこに、どのくらいの規模等ですけど、現在の考えをお聞きして1回目の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） それでは、後期高齢者医療制度についてお答えいたします。後期高齢者医療制度に対する保険料は、所得に応じて負担する所得割と1人当たりの定額で負担する均等割の合算で計算され、被保険者一人一人に賦課されることとなります。この計算で使用する保険料率については、平成19年11月19日に開催の大分県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会において、大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が議決され、大分県内均一の保険料として所得割率8.78%、被保険者均等割額4万7,100円と決定されました。これにより、議員から示された例によってお答えいたします。例1、夫婦とも後期高齢者で夫の年金額年220万円、妻の年金額年40万円の世帯については、夫の年間保険料は9万6,500円、妻の年間保険料は3万7,600円となり、世帯では13万4,100円となります。例2、一人暮らしで年金額年160万円の高齢者世帯の保険料は、2万200円となります。例3、被用者保険の被扶養者だった後期高齢者で、均等割の軽減措置を受けない方の当初の保険料と激変緩和措置が切れる2年後の保険料については、平成20年度の年間保険料額は2,300円、平成21年度の年間保険料額は2万3,500円となります。また、22年度の保険料については、2か年ごとに広域連合で保険料の見直しが行われることとなりますので、現段階では保険料の算定ができません。次に、包括払いについてお答えします。後期高齢者医療の診療報酬体系につきましては、後期高齢者医療制度の開設に当たり、平成19年10月10日に社会保険審議会の後期高齢者医療のあり方に関する特別部会が、後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子をまとめております。これを受け、中央社会保険医療協議会の診療報酬基本問題小委員会で、現在、具体的に点数設定に向け、議論が行われております。この内容につきましては、平成20年2月ごろ明らかになると思われま。したがいまして、現時点では国の検討状況や動向を注視してまいりたいと考えております。長期療養病床についてお答えします。現在、県が地域ケア体制整備構想、これ仮称でございますが、の策定を進めております。その中で、長期療養を必要とする患者が入院する病院の療養病床が老人保健施設等へと転換してゆくことが予想されます。今後も県の動向を見ながら対応を検討していきたいと考えております。特定健診について、平成20年度から40歳以上74歳以下を対象に、高齢者の医療の確保に関する法律の下で、特定健康診査・特定保健指導が開始されます。これまで全住民に対し住民健診

として健診事業を実施してきましたが、来年度からは、医療保険者ごとに実施することから、国保被保険者が対象となります。この特定健康診査の受診率、特定保健指導の実施率及び内臓脂肪症候群の該当者及び予備軍の減少率に目標が設定され、その達成状況により、後期高齢者医療支援金が加算・減算されることとなります。これは平成25年から実施されることとなっており、これに対応するため体制を整えているところであります。後期高齢者医療制度に対する意思表示ということですが、他市及び関係機関の状況を見ながら、市として対応を検討したいと考えております。

国保税の税率改正について、現在の国民健康保険特別会計は、医療費等の増加により、一般会計及び基金からの繰入れを行いながら運営してきましたが、基金も枯渇状況という非常に厳しい財政状況です。また、平成20年度に医療制度改正が行われ、後期高齢者医療支援金、特定健康診査・特定保健指導事業等の新規事業の財源の確保が必要不可欠となります。税率改正については、現在、国民健康保険運営協議会で協議中であります。今後も協議を進めていただき、その報告を受け、検討して決定したいと考えております。値上げしなくても済む方法はということですが、お答えしたように、国民健康保険特別会計の財政状況は、平成20年度医療制度改正等から国民健康保険税の見直しは必要不可欠な状況となっております。このような中、市としては収納率の向上のため、平成18年度より市税等特別滞納整理対策本部を立ち上げ、管理職も含めた全庁的な取組を実施しております。また、平成20年度から実施する特定健康診査・特定保健指導事業等の新規事業により、保健事業をより一層充実させ、国民健康保険財政運営の安定に努めたいと考えております。税の減免制度について、国民健康保険税に対する減免制度は、災害・その他の特別事情のある者について、特に必要があるときには、国民健康保険税を減免するようになっております。その他の減免制度については、現時点では検討しておりません。特別徴収制度について、65歳以上75歳未満の前期高齢者世帯の国民健康保険税は、平成20年度医療制度改正により、年金からの特別徴収となります。本市では、国保の電算システムの改修及び国民健康保険税の見直し等により、平成20年10月より開始する予定です。国は特別徴収を任意とする基準について、被保険者数が1,000人未満、収納率が98%以上、口座振替納付組織率が85%以上となっており、現在の佐伯市では、いずれも基準に該当しないことから、規定に基づき特別徴収を行う予定です。資格証明書の交付については、国民健康保険で把握できる老人保健医療の対象者及び特定疾病療養受領証の交付をされている方については発行しておりません。資格証明書の交付に際しては、世帯主に対して法令で定める除外の対象となる公費負担医療等を記載したものを添付し、該当すれば届け出るよう文書を送付しております。また、小・中学生のいる世帯への資格証明書の発行件数については、11月末現在、小学生のみの世帯は14世帯、中学生のみの世帯が16世帯、小・中学生ともいる世帯が3世帯となっております。資格証明書の発行については、被保険者数の負担の公平性を維持し、窓口等での納付相談の機会を確保するために交付することとしております。しかしながら、一律に発行するものではなく、法令上規定されている特別な事情等に該当する場合は交付しないとなっておりますので、発行に当たっては、きめ細かな納付相談を行い、滞納理由や生活状況等を十分に把握し、適切な対応をしたいと考えております。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） 高司議員の文化会館・地区公民館の使用料に関する御質問についてお

答えいたします。まず、文化・芸術団体が佐伯市文化会館を利用する場合の使用料減免等の負担軽減措置についてですが、条例上に使用料減免規定を設けておりません。文化・芸術団体のみならず、公共団体が使用する場合でも一様に所定の使用料を徴収しております。現状では、任意の団体に対し特例的に減免措置を講ずることはできませんので、お話に出ました、例えば、佐伯市民吹奏楽団には、生涯学習市民講座として、3時間の練習費用を30回分生涯学習課の方で予算化しております。31回目からの練習に対しましては、団員の負担となりますが、受益者負担の基本原則に基づき応分の御負担と御理解をお願いしたいと思います。次に、公民館の使用料につきましては、昨日河野議員の方にお答えいたしましたように、合併時未調整だった料金体系を条例改正を行って均衡を図ったところであります。以前と同じように減免規定を付しておりますので、公民館の利用目的に合った一定の条件の下では使用料は減免されております。御質問のボランティア団体では、活動内容によって判断しなければなりません。ボランティア活動は育成し、協働関係を構築していくべきものだと考えておりますので、他団体との均衡も考慮し、前向きに検討してまいりたいと思います。次に、三余館と佐伯文化会館などの休館日についてお答えいたします。佐伯文化会館は毎月第1月曜日と第3月曜日を、また弥生文化会館は毎月第1火曜日と第4火曜日を休館日とし、施設相互の休館日が重複しないように配慮しております。しかしながら、御指摘のとおり、文化会館と隣接する三余館の休館日が毎月曜日ですので、佐伯文化会館と休館日が重複する日が生じております。これについては調整を図ってまいりたいと考えております。年末年始以外をすべて開館するという御提案については、施設数が大変多く、職員配置の問題もございますので、現在のところ考えておりません。佐伯文化会館は、昭和46年に建築され36年が経過いたしました。佐伯文化会館の建替えにつきましては、本市も合併を行い人口8万2,000人の都市となったことから、市民の文化活動の拠点となる施設として、新市にふさわしい機能・規模はどの程度か、また建設場所等解決しなければならない問題がたくさんありますので、今後、佐伯市全体にわたるまちづくり計画の中で検討を行っていきたいと考えております。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 再質問を行います。佐伯市って言うんですかね、高齢者に関する何って言うかね、質問に対する答弁っちいうのは、何かこう非常に冷たいっちな、そういう感じがしますよね。もっとこう何ち言うんですかね、高齢者の実態にねよく見て気持ちのある御答弁をしてほしいなと思いますけど。この医療制度関係っていうか、社会保障全体ですけどね、そもそも国はですね、84年代のですね、土光さんですね覚えてますよね第2臨調。この臨調路線から始まってのですね、この社会保障を減らすという方針が。それがですね究極的に今の状況になってましてね、75歳以上の高齢者を切り離してね、そこだけを取り上げて医療費を減らそうというふうなね、非常にまあ高齢者の健康長生きよりもね、その医療費の削減の方をですね優先する。こういう政治がねまあ実際行われてます。実は、厚生労働省のこの後期高齢者を考えた人自身ですね、堤さんっていう元局長です。この人がですね、この制度はうば捨て山制度だと言ってるのですね、自ら。それから、現役のですね厚生労働省の宮島さんという大臣官房総括審議官、この方はねこの制度は5年持たないだろうというふうなね、ある意味では現職ですらこういう無責任な発言をするぐらいの制度なんです。だから、私もですね前回言いましたけどね、この4月実施ちゅうのはやっぱり中止して見直すしかないというふうにならねえと思うんです。それはそれとして、保険料の問題ですけどね、今部長の方

から大体厚生年金のですね、平均ちょっとぐらいもらってる方、夫婦合わせて13万4,100円、大きいですね。これに介護保険料が加わりますからね、大体私もねいろんなケースを想定したんですけど、厚生年金をもらってる方はですね、ほとんどの方が大体年収の10%以上の負担になるみたいですね、その後期高齢者の保険料と介護保険と合わせて、大きいですねもう、それでなくても国保でも大きかったと思います。それを上回るね負担が今来るといことなんですね。高齢者のですね生活実態なんですけど、国民生活基礎調査というのがですねありましてね、これで見ますと、高齢者のみの世帯が、その43%が年収200万以下でね、100万円未満も17%に上るとい現実があります。高齢者はお金持ちというね政府がよく宣伝しますが、しかし、これ貧困な年金制度の下で国民年金しか受けてない人が910万人いて、受給額が平均で4万6,600円、月二、三万円や無年金の人も膨大な数に上るといようなね、この生活実態の調査です。で、もらってるですね年金をね細々もらっている方もですね、やっぱり子や孫にね世話にねなりたくないっていこと、本当に必死に生活こらえてね、かといって働く場もないし、そういうですね高齢者の本当苦しんでる状況っていのをよく分かっていたきたいなと。この間ですね、自・公政府がどういね仕打ちを高齢者にしてきたか。年金課税の強化、非課税措置の廃止・縮小によるね税制改革、医療費の自己負担の増、生活保護の老齢加算の廃止、介護保険料・利用料の値上げなどですね。本当、高齢者私のお金持ちがもうもちろん該当するわけですけど、戦前・戦後通じてね本当に日本社会をこう支えて発展してきたようですね、そういうまあね高齢者の行き着く先が、現代版うば捨て山という、これではね本当死んでも死にきれないちいうようなね、高齢者の気持ちじゃないかと思うんです。市長やっぱりね、こういう現実ですね本当に安心して、お年寄りの安心ちいうかね、次々崩されてるちいうね、こういう現実を是非ねひとつ認識をしていただいたと思うんです。それでね保険料の問題、さっき部長も言いましたけど、2年ごとに見直しされるんですね、見直しちいうのは大体値上げですね。もうそれは要は後期高齢者が増えますしね、団塊世代が迎えるまで増えます。それから、医療費の増加ちいうことも考えられます。そうすると、保険料が上がっていく仕組みにもなってるんです最初からですね。制度上ね。そうするとね、制度の導入の一番最初が一番安いんです、逆にね。それでなくても今言った保険料の負担があるのに2年ごとに更に上がっていくんですよ、本当。市長たちが後期高齢者になったときには本当、何えと、こげえ高けえかちいうようなね、そういう保険料がくるとい思います。そういうのが実態です。ですから、一つね質問です。保険料の軽減策ね、これまじめに考えてほしんです、実はね。厚生労働省の担当課によりますとね、補助金の使い道、補助金ちいうのはね、県とか市町村からね後期広域連合に対して補助金が投入できるようになってますよね。その使い道については限定されてないからね、保険料の軽減とか減免制度の拡充に充ててもいいですよと。しかも、一部のね市町村だけとってやってもいいですよと、つまり佐伯市だけ適用してもいいですよとってるんですね。それともう一個がね、市町村が単独事業として、広域連合と別にね、単独事業として保険料を軽減することも可能ですよと。佐伯市だけがね、佐伯市の事業として保険料の軽減もできますよと、そういうこともね言ってますから、この辺りの検討もですね是非お願いしたいと思しますので、答弁をお願いします。それから、医療内容の問題、多分部長がですね答弁、包括払いにしてもですね、療養病床も簡単に済ませましたので、こちらの側からですねちょっといいますが、包括払い制度もね、前も言いましたけど、病気の種類によって治療費の

ね増減を設けると、入院日数もね何々の病気だったら5日間ですよとかね、いうのを条件設けるわけですね。それ以上はもう診療報酬は払わないと、要は病院の方にはね払わないと。だから、それ以上ですね入院したりとか、治療すると病院が赤字になるというシステムなんですね。当然そうなると病院は赤字になりたくないからね、患者さんを追い出すとか、もうこれ以上治療できんよというふうなことになるわけです。だから逆に言うたら75歳以上の方はね、手厚い治療はできませんよと言ってるようなもんですね。それが包括払い制度なんですよ。これはね、政府だけじゃなくって、これ民主党までねこれを賛成してるって言うてからね、かなり現実味を帯びてます。恐らくこういうふうなことになるんじゃないかと思うんですね。それからもう一個ですね、掛かり付け医療制度っていうのね導入しようとしてる。これは何かと言うとね、掛かり付け医の指示や紹介がなかったらね、ほかの診療科には掛かれれないという制度なんですね。後期高齢者ってもう御存じのとおりね、耳鼻科に行ったり内科に行ったりね、あっちこっち診療科を回るでしょ。そういう特徴をとらえてね、それをさせないとするわけです。だから、紹介がなかったらねほかの科に掛かれれないと。本当に何かね高齢者に対して血も涙もないようなね制度を導入しようとしてますよ。それからね、終末期医療、これ私も前回、覚えてますかね。末期がんの患者がね無理やり追い出されて、もう自宅でね2日か3日後に亡くなったとかね。こういうケースがありますが、この終末期医療ちいうのもですね、制度を推進してます。これで5,000億円浮かせようというねことを平気で言ってるんですね。そういうのがあります。それから、長期療養病床の問題ではですね、もう既にね昨年の診療報酬の改定で、療養病床の入院患者からね必要度で分けてね、軽症の人はね軽い人ね、軽症の人は診療報酬を切り下げました。それで全国的にね退院をしたり、病院自身がねそれじゃあもうからんと言って療養病床をなくしたりとか、そういう動きが出てるんですね。さらにね、70歳以上の方は療養病床の食費・居住費の負担が増えてます。で、払えず退院をする高齢者が増えてるのに加えて、来年の4月からはこれがね65歳から69歳まで拡大されます。御存じですかね、そういうふうな状況です。それでね、この点について一つ聞きますけど、療養病床の削減の対策としてですね、県が地域ケア体制整備構想というのをですね、策定を進めていると思いますけど、その内容とですね、市がこれにねどういうふうにかかわっているのか。さっき部長がですね、県の動向を見ながら対応とは言っていましたけどね、やっぱり市もある程度ねかかわっていかないといけないと思いますが、その辺がどうかかわるのかねちょっと教えてください。それから、特定健診と特定保健指導の問題ですね、これはまあ今回一つの質問の目玉でもありますけどね、これまでですね、私なんかも時々受けてますけどですね、基本健診とか事業所のね健診とかありますよね。これは当然、住民とか労働者の健康保持ね、病気の早期発見、こういうことを目的にしてきたわけですけど、この特定健診の目的はね、ずはりもう医療費の削減です。そして目玉はですね、さっき部長が正式名称でおっしゃられましたけども、要するにメタボリックシンドロームですね。この予防を改善することが目玉です、この特定健診はですね。それで、例えば国保とかね、国保連合会とかそれぞれありますね、健保組合、こういうそれぞれがあるわけですけど、その人たちがですねメタボを見つけ出すと、加入者の中からね。その人たちの見つけ出したメタボを指導することでね、いろいろ走ったりね食事の改善とか、そういうことを指導することで改善をさせるというのが、この今回の問題なんですね。しかもですねペナルティーがありまして、健診を受けるね受診率が低い、あるいは指導するけど改善が良くならなないと、改善が

ね悪いというところにはですね、ペナルティーで支援金を増やすということね、さっき支援金って話が出ましたね、後期高齢者の支援金というのを若年者がね負担するようになってますけど、その支援金を増やすというのがペナルティーなんです。どっから減らすかち言うたらね、いいところから減らす、いい保険者から、分かります。だから、健保組合同士とかね、あるいは国保の連合同士とか、それぞれで競わせるわけですね。それでいいところは支援金を減らしてね、悪いところには増やすから負担が増えるわけですね。でも、国はねそこにかかわらないからね、国の財政は痛まないんです。痛むのはね、それによって悪くなった保険者が痛んで、結局その加入者ですね対して保険料の値上げにつながってくるという、こんなねシステムなんです。それでまあ私もねちょっとこう考えたときにですね、議会の皆さん、私を含めてですね本当にこうメタボにですね該当する方も多いんじゃないかと思えますけどね。笑い話じゃないですけどね、選挙の立候補でですね、要件でねメタボの人はね立候補できんとかね、こういうねことがされても大変困りますけどね。しかし、現実問題はね、こういうのがあります。サンデー毎日の記事に載ったみたいですけどね。神奈川県ね技術系メーカーが再雇用の条件として肥満でないという項目を出したとかね。中堅機械メーカーがメタボ体系の人の採用を見送る方針を検討中と。こんなことが現実に実は行われつつあるんですね。非常にやっぱり肥満者は非国民扱いするちいうかな、こう人権にかかわる本当大問題じゃないかと思うんですね。こういうことが行われようとしてるんですよ、実際に。で、もう一つ問題はですね、今まで市の方で老人保健に基づいてね公費負担で健診がね行われてきましたけど、これがですね項目が変更になってますね、今度。これもですね、目医者さんの話合いの、これ新聞の記事に載ってたんですけどね、こういうふうに書いてます。来年度から老人保健法に基づく集団健診の検査項目が変更され、眼底検査は内科医が必要と認めた人だけが受けることになります。そうすると各人が意識して積極的に健診を受けるようにしていかないと緑内障などの眼科疾患の発見が遅れるという不安が出てきますと。分かりますね。そういうですねことがやられようとしとると。しかも、実施がですね、国保に移るということでね、この費用が国保の負担になるんですよ。そうすると拠出金が出てくるわけですから、また値上げにねつながるというね、何をおいても値上げにつながるような動きなんです。それで質問を二つだけねちょっとしたいと思いますけどね。基本健診の問題ですけど、今まで無料とか定額でやっていますね1回500円とかありますよね。そういう基本健診を今後どういうふうにしていく考えなのかですね、内容はこれまでどおりの内容でいくのか。それから、料金はね自治体によって値上げをする動きもありますけど、そういうふうなことはないのかどうかですね、お聞きします。それからもう一個、75歳以上をね特定健診の対象外で、後期高齢者には健診義務はないですよ。そうしたときに、広域連合がまあその代わりね保健事業を実施しようということはこの間の広域連合の議会で答弁してますけど、具体的にはどういうふうにするのかちょっとお聞きします。それから、健診事業のですね、もう一個問題で、特定健診と保健指導についてですね。直営でするのか委託するのかわかる、これちょっとお聞きしたいですね。今でも医師会とか地域保健支援センターですかね委託してありますが、そういう形なのかね、それとも直営でやるのかわかる、その点をお聞きしたいと思います。

次にですね、国保税の問題です。これはですね数字をねとるだけでなく、やっぱりこの加入者にとって国保は身近で保険料を払いたくなるようなね、そういうやっぱり制度にして

いくちいう、そのことで値上げをね抑えるということがやっぱりですね僕は必要だろうと思
うんですね。その点でですね部長がお答えにならなかったんでね、幾つか提案とですね、
視点こういう観点でね考えてほしいということと言いますのでね。一つは、もちろん国庫負
担の引き上げが大事です。これはもう一番ですよ、84年にですね45%から38%にね国の負
担が減りました。そのことでね全国的に国保財政が赤字になったわけですけど、当然これ45
%にですね戻すちいうことをやってもらわなければいけないんですね、国に対して。そこで
ねやっぱり市としても国に対して現状をねやっぱりいろんな機会をとらえてね、やっぱ言わ
んといけんですね。国はなかなかね地方の実態は分かってるようで分かってないです。その
ことはね是非お願いしたいと思います。それから、支払いができる国保税ね、その金額に近
づけるという問題です。これの一つはですね、応能割と応益の負担比率、今50対50ですよ。
それをですね以前は何か所得割が70でね、その他の応益割が30という時代があったそうで
すけど、それをですね国が認めてる55対45にすると。いわゆる所得のね高い人と低い人の、高
い人のが累進制を持たせるちいうのかな、そういうふうなですねやっぱりするべきと思いま
す。均等割がですね高いところは、子どもの数がね多いほど負担が大きい、うちみたいに3
人いるとですね非常にねこの国保の負担が大きいんです。これ少子化対策全く逆行するね私
は制度だと思えますけど、どれだけね違うかということですね。ちょっと一例言います。東京
都目黒区ですね、ここ均等割と所得割ですが、保険料が19万1,840円、これはね年間所得300
万円で子どもが2人の家族です。19万1,840円ですよ。これがね同じ守口市、大阪府守口市
ではね53万2,680円、ものすごい差ですね。それから鹿児島市ではね36万2,500円、何でこん
なに差が出るかちいうたらね、この方式の違いなんですよ。同じ年収が年間所得が300万
円で子ども2人の4人家族なのにこんだけ差が出て、国保税にですね。そういうふうな違
いがありますのでね、是非この点は検討してほしいと思います。それから、減免制度の問題
ですけど、何回も言ってますけどね、一例挙げますとね、今まで働いてる人がね失業とか倒
産とかで翌年収入がなくなると、でもなくなるけど前年度収入に掛かるからね、何十万円と
いう国保が掛かるんですよ、ねえ市長。例えば、市長とかね職員さんがね辞めてもまあ皆
さんはそりゃ貯金がいっぱいあるからね、翌年も払えるかも知れませんが。しかし、そう
でない人にとってはね、ばく大なその国保税が掛かったまま途方に暮れるちいう状況になる
んですね。私がね減免しろ、減免しろというのはそのことを言いよんですね。確かに災害と
かはありますよ、だけど佐伯市にないのは病気とかね、倒産とかね、こういう部分の規定が
ないんですよ。適用してないんです全く。それを毎回毎回言ってるんですよ、そういう現
実がありますよ。病気でね1年ね半年入院した人がね国保税を払えますか、そんな。そう
いうね人が生活再建できるそういう減免制度を作ってくれと言っとるんですね。でね、そう
するとですね調定額が減りますからね収納率も上がります。滞納額が減ります。多分そんな
人たちは皆滞納になりますからね。例えば、平成18年度決算不納欠損額ね、決算の不納欠損
額約6,800万円ですよ。これ減免に回したっていいんじゃないんですか、どっちみち入ら
ないですからね、入ってないわけですから、いや例えばですよこれね。だからそのくらいの
気持ちでこう考えてね。で、減免で助かった人がそうするとね市民の中に広がるんですよ。
そしたらこりゃいい制度だとね、じゃあ国保も払おうかとね、いうふうに私はいや本当です
よ。そういうね関心が高まるちいうこういうことがやっぱり必要だと思うんですよ。それ
から、もう一つがですね、支払える加入者を増やすという問題、農林水産業のね振興、商工

業の振興、こういうことでね国保の構成を変えていくと。簡単にいきませんがね、今無職がですねやっぱり50%ぐらい占めてると思います、国保の構成のね。自営業が全国の調査ですこれね20%、農林水産が6%ぐらいなんです、比率が。そこがね大きな問題ですから、これはもうね政治の力としてね税金や国保のね払ってもらえるような人を増やしていくという問題ですね。それから、健康増進施策により医療費の削減ということですね、これは既に健康増進課がですね、特定健診をにらんで2年間やってますよね。18年、19年で、何かメタボの改善が進んでいるというふうに書いてますが、要望ですけどね、それにプラス医療費の削減につながったかどうかちいうのを調べてほしいですね。そこがないとですね、実際に医療費に何ちゅうかな減ったかどうか分かりませんからね、メタボ改善したとかいうことですね。それをお願いしたいと思います。それから、もう一つはですね、高額所得者向けの限度額引上げですね。これはまあ累進性をもっと持たせるという意味で。それで最後にですね、それでも赤字になるとね、そういう場合はやっぱり思い切ってですね一般会計からの繰入れを増やしてもらいたいなあとと思います。これはねサラリーマンの社会保険はね会社が一部負担するしね、共済組合は市が負担するでしょ。やっぱり国保もね市民が入ってるわけだから市が負担してもおかしくないと思いますよ。現役労働者もね退職すれば国保に入るわけだからね、そんなときになって身にしみます。それこそねやっぱり相互扶助と私思いますからね、一般会計の繰入れを大胆にねやってほしいと思います。で、質問ですけどね、その点幾つか提案しましたからね、その視点で是非国保の改革に取り組んでもらいたいと思いますので、考え方を教えてください。それから、時間ありませんから、国保の運協の構成員を一つ、意見がね出ない人が見とったらね多いんですよ、傍聴したらね。やっぱり国保で苦しんでいる人をね、加入者ですね。農林水産業の従事者とか自営業者、退職者、主婦、こうした人を是非ね国保運協の構成員に加えてほしいなというふうに私は思いますので、考え方を教えてください。それから、資格証明書を一言だけ、さっき小学生ですか、全部で33世帯います。びっくりしましたそんなにいるのがね。これはどうかしてください市長。最低でも資格証明書発行をね。やっぱり子どもさんがですね、何かのとき、病気に掛かったときにね学校なんかで病院へ連れて行けないというふうなことじゃあね、やっぱり困りますからね、この資格証明書については、最低でも小・中学生のいる世帯、この発行だけはやめてほしいと思いますのでお願いします。

それから、文化会館と地区公民館の問題ですけどね、吹奏楽団の話ですけど、これはやっぱり市からのですね依頼にねこたえて、あっちこっちの場面でねやってくれてるし、私は何か今まであんまりとんちゃくなかったですけどね、見てたら公共的なね役割もってるなあという見てて思うんですね。しかも、その結成の最初が教育委員会がかかわったわけですよ、ねえ。公民館活動の一環で、主導して作ってきたわけですから、そういう面じゃね教育委員会はもっと面倒見てもいいんじゃないかと思えますし。それから学校ですね、教育長がおられたね鶴谷とか、学校ですね吹奏楽部が文化会館使っても取られるんですよ、まともにね。そういうふうなことをですねやっぱり考えて減免してほしいというふうに思いますのでね、ちょっともう少し工夫かなあ、方法はないのか前向きに答弁ができればお願いしたいと思います。それから、休館日の問題ですけど、ありがとうございます。三余館、文化会館ね、これはもう調整してほしいと思いますけど、同じ公共施設ということでね、図書館がありますね。ここも休日があるんですけどね、この問題どうかならないかということと、それから延

長、時間ですね。図書館の6時までというのを例えば7時まで延長できないかのとかね、こういう利便性の交渉はできないか。あるいは、子どもさんがですね2階で勉強してますけどね、このスペースがもっとどうかならないかですね、この点をちょっとお聞きしときたいと思います。それから、地区公民館の使用料は、これ最後になりますが、これ一つまちづくりの私、関係として考えてもいいんじゃないかと思うんですね。これを機会にね公民館をベースにしてね、ただ何ちゅうですか、生涯学習活動だけじゃなくてね、保健指導だとかいろいろね、消費者の活動とかね、健康づくり、子育て支援ボランティアとかね、さまざまあるじゃないですか。今の地域の過疎を含めた活動をですね公民館を中心にねやっば考えていけばね。教育委員会だけでなく社協とかね、健康増進とかいろんな分野が入ってくるからね、そこで私は手数料の問題もね考えてほしいなあと思うんですよ。そして、きのう河野豊議員がですね、最初の答弁で、次長が1億1,000万経費が掛かると言っていましたけどね、これ公民館活動がねさまざま活発になっていけばね、やっば健康増進とかにいろいろつながってね、医療費の削減につながると、そうすると費用対効果でね1億1,000万以上のね効果は出るんじゃないかというふうに私は気がしますのでね、この際もう無料というぐらいのね気持ちでね、いろいろできないかどうかですね。そういうことで検討をお願いしたいと思いますので、御答弁をですね、最後お願いしたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） それではお答えしていきます。後期高齢者医療制度の保険料の軽減についてということでございますが、広域連合への市からの補助金等で保険料の軽減をというお話でございましたが、確かにまあ形としては可能な形なんですけど、広域連合、大分県全体の広域連合でこの保険料の賦課等を行っているわけでございます。ですから、1人佐伯市だけが補助金をそこに出していくという形にはなかなか難しいものがあると思いますし、県全体の加入市町村が各議会でそういうことを決定し、また広域連合の議会で決定をするという形にならないとなかなかこれは実現できない問題だと思いますので、なかなか困難な状況があると思いますし、特に今年の場合は、もう既に保険料が広域連合の議会で決定されておりますので、特に困難な状況にあると思われま。それから、佐伯市だけの単独の軽減の制度、これも1人佐伯市だけというのはなかなか困難な状況にあると思います。それから、大分県の地域ケア体制の整備構想の動向といいますか、内容等々についてでございますけれども、長期療養病床に絡む部分でございますが、この県の地域ケア構想は、今月の末に第1回目の説明会があるという予定になっております。やっば第1回目の説明会があるという段階でございます。どの程度の説明があるのかというのもまだ分かりません。そういう段階でございますので、御理解をいただきたいと思います。それから、特定健診・特定保健指導の健診の内容につきましてはですね、ただ今検討中でございます。なるべく維持する形で行いたいと思っております。料金につきましても、こういう御時世でございます。会計としては非常に必要な部分ではございますけれども、現在のレベルを維持したいと思っております。それから、75歳以上後期高齢者医療制度の方に今度入られる方々の健診につきましては、議員先ほど言われましたように、広域連合では行おうという意思を示しておりますし、この方たちは佐伯市が行う健診会場においてになって健診を受けることができます。そして、私どもが健診、直営か委託かというお話がありましたが、私どもはとても直営ではありませんので、委託ということになります。その委託事業者と後期高齢者の広域連合との間での契約という

形で、費用等は広域連合の方が負担をする形になります。広域連合もその利用料金、料金につきましても、まだ今検討中ではありますが、負担しない形で進めておると聞いております。

それから、国保の国庫負担の引上げ等について、市として実情を訴えていったらどうかということですが、私どもも機会をとらえてそのことにつきましても申し上げているところがございますし、今後も実情は訴えていきたいと思っております。それから、国保税の税の応益・応能の部分でございますけれども、確かに議員のおっしゃられる何と言いますか、偏りと言いますか、そういう面が見られるところがあります。そこで今、先日の吉良議員の御質問等々にございました、お示ししている数字はですね、現時点で分かっている数字で、そして一番原理原則にのっとって出しておる形でございますので、応益・応能の割合を少し法で許される限りで動かすことはまだ可能でございますので、それも運営協議会等の中で御協議いただいて、今からいくということでございます。それから、税の減免制度についてでございます。病気等、そういう状況に対応できてないのではないかと御指摘ですけれども、特別な事情というところで、条文の中の特別な事情というところにまあなると思うのですが、私どもはまあそこを詳しく規定したものはございません。ただ、他市には何かそういうものが規則等で決めておるということを議員からの情報でもいただいておりますが、そういう部分につきましてもですね、今から研究をしていきたいと思っております。それから、運協の構成員についてですが、今大変すばらしい方々に出させていただいて、今年は特に3回もお忙しい中を出させていただいて大変厳しい状況を協議していただいております。この構成員を選ぶ際にはですね、議員の言われたようなことも加味して考えていきたいと思っております。それから、資格証明書の小・中学生の部分でございますけれども、先ほども答弁いたしましたように、それぞれの状況に応じてですね相談を受けながら、十分に相談をして進めておりますので、そういうところに対応してまいりたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） 高司議員の再質問にお答えいたします。まず、佐伯文化会館の使用料のことについてですけれども、使用料の減免規定がございませんので、学校等が使用する場合には市の方で予算化、使用料を予算化するというところでバックアップしております。次に、図書館の休日ですけれども、図書館は第3日曜日と29日を休館日としております。ただし、29日は図書館の中の整理日にしておりますので、実際に職員が休んでいるのは1日だけです。それから、延長についてですけれども、これについてはちょっと前向きに教育委員会の方も考えております。それからもう一つ、公民館の利活用についてですけれども、公民館は地域活動の拠点と考えております。ですから、生涯学習だけの拠点ではありませんので、これまでもいろんな利活用をしていただいております。減免規定の中にもそういう地域づくりの活動についても減免するというところで盛り込んでおります。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） はい、もう時間がありませんから、聞くということはじゃあやめて最後にですね、質問のまとめじゃないですけどね、やっぱりこの間の社会保障のですね、切り下げ国のですね、やってるということが、本来ですねとにか国が責任持たなきゃいけないことばっかりなんですね。それを財源がない財源がないとね言いながら、一方ではね防衛費だとかいろいろにつき込むわけですけど、そういうことがそもそも問題でね。やっぱり財源っていう面で見れば私たちいつも主張してますけど、今空前の大もうけが出ている大企業とかね、

それから大金持ちね、法人税とか個人の所得税がものすごく今下がってますよね、43%とか35%とかね、前所得税なんか70%あったでしょ。それが今30%になってるとかね、そういうふうに税率が下がってるわけです。ところが一方では、庶民はね大きな負担にあえいでいると、だからそこにねメスを入れて財源を確保するということをですね私は是非考えてますし、それから佐伯市としてもですね、そういう面で国の宣伝に乗らんでね、乗らなくて、やっぱり市として市民の負担軽減を考えるとということですね、是非努力してもらいたいと思ってこの質問のですねまとめにしたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（児玉忠義） 以上で、高司議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後1時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に16番、小野宗司君。

16番（小野宗司） 皆さん御苦労様です。16番、小野でございます。いよいよ今定例会の一般質問、私で最後となりました。皆さんお疲れもピークに達しているのではないかと思います、今しばらく御容赦いただき、お付合いをいただきたいというふうに思います。執行部の皆様もよろしくお付合いのほどお願いいたします。

さて、前回9月の一般質問で私は山林の認証制度ということでお尋ねをいたしました。この質問の主旨は、山林が消費者にとっていわゆる安全であるということ。これを認証することによって木一本の価格これを上げる。その効果があるのだということを申したわけであり、ただ、日本の山林は2,512万ヘクタールあるわけですが、認証されている山林はわずか1%の28万ヘクタールに過ぎません。したがって、認証されているいわゆる木というのが市場に出ていない結果としてまだ差別化が見えないということでもあります。しかし、この認証制度は緒についたばかりでこれから差別化の効果が出てくるということでは、市としては先んじて率先してこの認証制度を受けべきではないかということをお尋ねをいたしました。この質問をしたのには、実は今日の質問と実は関連があるわけであり、今日は農林水産業の活性化のための施策というふうなことでお尋ねをいたしますが、農林水産業を活性化するためには農林水産物、この一個の単価、これが上がる必要があるわけであり、この単価を上げることとこの認証制度というものは密接不可分な関係にあります。この点から質問していきたいというふうに思います。近時、農林水産物の単価を上げる手段として、例えば商標登録あるいはブランド化というものが各地で行われているわけであり、特に、昨年4月1日に商標法、これが一部改正をされまして、従来は地域名あるいは商品名だけでは商標登録はできなかったわけですが、これができるようになりました。また、今年度から地域団体商標制度という取組が始まりまして、12月4日現在になりますけども600ものいわゆる登録申請が全国から出されております。そのうち、328が登録査定終わっております、大分県からは7品目登録が済まされております。それは、関アジ・関サバ、それと日田梨、豊後牛、それと別府湾豊後ちりめん、それに麦焼酎これは2品目、合わせて7品目です。これを行うことによって差別化を図ろうとする意図が働いているわけであり、ただ、こ

ここで非常に注意しなければならないのは、ブランド化という根底にあるのは形とかおいしさではないということです。消費者にとっていかに安心で安全なものを提供するか、この安心・安全がいかに担保されるか、消費者側から見ればいかにその安全という履歴が確認できるか、ここがブランド化の一番根底にあるわけで、これが確立されることによって初めて商品としての価値、付加価値が付くわけであります。そこで今回私、提言をするのは佐伯市として佐伯市の農業水産物、これを独自に審査して安心・安全が確認された農林水産物について佐伯市が独自に認証する認証制度を基軸とした食のまちづくり条例、これを早期に確立をしていただきたいというふうに思っております。今懸命になって食と観光というまちづくりを進めておりますが、ややもすると場当たりとは申しませんが、体系的な取組にはなっていない。それはなぜかと言いますと、それを支える根拠が佐伯市に実はないからであります。この根拠というのが実は佐伯市の法律、条例、つまり食のまちづくり条例になりまして、この根拠を内外に示すことにより付加価値、これを高めることになります。まず、この食のまちづくり条例の制定について市長に御見解をお尋ねをいたしたいというふうに思います。ただ、この運用に当たっては非常に難しい。AとBという産品を比べて片方に認証する、片方に与えない差別化をするわけでありますから、差別化をするに当たっては厳格ないわゆる認定基準ってというのがいるわけです。そこで佐伯市1市でこれを判断するのは難しいということになれば、例えば、商工会議所と連携してこの戦略会議を作ると。もっと言って、その認証制度というものを権威あるものにするためには学識経験者これを加える。例えば、大分には別府大学の中に植物栄養学部というのがあります。こういった研究者、学識研究者に加わっていただいて、このいわゆる戦略会議の中に入る。そのことによってこの認証制度というものはより価値のあるものになってきますし、価値のあるものになるということは、それによって認証された水産物、農林水産物により付加価値が付くことにつながっていきます。さて、さらにこの認証された物については、特典をやっぱり与える必要があるというふうに思います。で一つは、佐伯市がその認証された物に対して与えるロゴマーク、佐伯市独自のロゴマーク、これを商標登録してもらう必要があります。これは商標法で言いますと29類、食品群ということになるわけですが、このロゴマークを早急に作っていただきたいというふうにも思っております、取組として。この点についてもお尋ねをいたしたいというふうに思います。さらに、この食のまちづくり条例を作ることによって全市組織的に農林水産物、これを市場改革を含めて積極的に取り組む根拠が与えられるわけであります。そこで、いずれの所管になるにいたしましても、積極的にこれを支えるための組織づくりとして、食のまちづくり課という課を新たに作っていただかなければならないというふうに思います。これによって全面的に佐伯市の農林水産物を支援することが可能になるわけであります。この点も含めて御見解を承りたいというふうに思います。ここで情報でございますが、実はこの条例、佐伯市が今作ったとしても初めてではないわけで、全国には御食国若狭おばま、福井県の小浜市が実は平成13年からこれをやり始めまして、既に試行後6年たって内外ともに大変な評価をいただいております。8章33条からなるこの条例、佐伯市がこれをまねをせえというわけではありませんが、非常に参考になるというふうに思いますので、是非一度御覧になっていただきたいというふうに思います。さて、農林水産物これを活性化するためには、一方で付加価値を上げながら、もう一つで生産コストこれを減じ、それにより一定の利益を確保すること。これが求められるわけであります。そこで次に、生産コストを減じる施策についてお尋ねを

いたします。今回は特に農業あるいは水産業、その中で家畜と魚類養殖についてお尋ねをいたします。御承知のように、生産コストこれが下がるところか化石燃料の高騰あるいはえさ代の高騰で非常に経営体は圧迫をされているのが現状であります。例えば家畜ですが、配合飼料の大もとになるトウモロコシ、これが化石燃料の代替エネルギーとしてエネルギー市場の方に転化した。その結果、トウモロコシが品薄になっている。非常にえさ代が高くなっております。また、魚類養殖ですが、魚粉の材料となる魚、これが年々漁獲量が減っている、加えて中国が魚類養殖、これ国家戦略の一つとして積極的にやりだした。だから、中国の養殖漁場の方にこの魚粉、フィッシュミールが流れてこれが品薄になり、現在非常に高くなっております。さらに問題なのは、このえさ不足というのは恒常的になる。この可能性が非常に高いということで、生産原価を抑えるためには、ここの抜本的な解決策というものを今すぐ取り組まなければ、いずれ経営が非常に圧迫されるというのはもう必死の状況になっているわけでありまして、そこで、今注目されている事業があります。それはどういう事業かと言いますと、家庭用の残さ、これが含まれていないわけですが、例えばスーパー、あるいはコンビニ、ここで消費期限が切れた食品について、従来は廃棄をしてたわけですが、これを再利用していわゆるえさとして、家畜、豚あるいは鶏に与える事業であります。エコフィードあるいはリサイクル飼料事業と呼んでおりますが、これ非常に国が今力を入れております。現在九州管内にもセブンイレブンジャパン、全国に1万店以上のコンビニを持っているわけですが、九州管内に1,000店舗ございます。このセブンイレブンジャパンとセブンイレブン向けの食品調理企業、さらには廃棄物運搬業者、そして養豚業者さらにそれを学術系で支える意味で宮崎県と宮崎県庁、宮崎大学と宮崎県、これが三位一体産学官の連携をいたしましてエコ飼料を作り、実際、豚に与えております。一番問題になるのは、消費者がそのエコ飼料を与えた豚についてどういうふうな評価をしているかと、これも既にモニタリングは終わっておりまして、消費者が言うには、要は何のえさを食べさせたかという履歴さえはっきりしていれば肉質は従来のえさよりは刺しが入っていいということでおおむね好評をいただいているということでありまして、業界自体もこのエコフィードによる認証制度とも確立を今急いでいるところであります。ただ問題なのは、飼料安全法の中で、この残さ、食品残さがこれの再利用が認められているのは、現在では養鶏と養豚でありまして、肉用牛、牛と魚類養殖、これについては今認められておりません。牛の方はBSEの関係でこれはそうかなというふうに理解できるわけですが、国にお尋ねしてもなぜ魚にこの残さが認められないんだろうかと明快な答弁はいただいております。ただ、飼料が高騰しこのままでは経営体がいき詰まるということを懸念はしておりまして、いずれこの安全委員会があるわけですが、科学的な根拠が求めれば早期にこの制限は解除される見通しだということをおっしゃいました。いずれ夜明けが近いのではないかと私自身も個人的にはそう感じております。ただ、魚類養殖でも使える部分はあるわけですが、それは例えば鳥肉、あるいは野菜くず、あるいはジュースかす、あるいはおから等は残さとして使えます。このことは申し述べておきたいと思っております。そこで行政としては何をしなければならぬのかということですが、早急にこのエコフィードの原料となるこういった残さ、これを集める。そうした組織づくり、体系づくりを今から初めていただかなければならないということでありまして、さらには、そういった残さというものが何に対してどのように有効かということをお急ぎ調査し、生産者にその情報を積極的に開示していただくことが必要だというふうに思います。国はこの事業に対して非

常に積極的になっております。それは今年度の予算にも示されておりまして、例えばエコフィードに関連する予算の一部ですが、2,800万でこのエコフィードのいわゆる認証制度、この確立を急いでおります。さらには先ほど言った原料、これを広域的に確保することを目的、あるいはまた国が採択した認めた事業でエコ飼料、この飼料を建設するその施設の建設資金、これの2分の1を助成すると言っておりまして、それに58億8,000万の予算を計上しております。そしてこの対象となる業者、これは協同事業体、協同組合でありますので、市として早期にそういった関係者と協議してできればそういった工場を建設するぐらいの研究、これを重ねていただきたいというふうに思いますが、市長の御見解を求めたいというふうに思います。さて次に、観光についてお尋ねをいたします。食のまちづくり条例、実はこれは観光と密接に関係をしております。例えば、この議会でもたびたび話題になっておりますが、佐伯は世界一おいしい寿司のまち、その寿司を武器に観光客を増員するということですが、その寿司のネタ、これが安心・安全であるということを行行政みずから認めたそういった条例を持つまちということになれば、寿司そのものに付加価値を付けることになり、より観光客を増員する武器になるはずです。そこで食のまちづくり条例を念頭におきながら観光についてお尋ねいたします。2点です。国は外国人の観光客を2010年度までに今の倍増、1,000万人に増やすという計画を立てております。平成17年度から実はある取組を初めてます。これは観光ルネッサンス補助制度という取組です。外国人を積極的に呼ぶための施策であるわけですが、次の事業、これを行うことにより補助金を出すということです。例えばどういう事業かと言いますと、外国人を招くわけですから、いわゆる多言語ができる人材を育成するための事業、あるいはまた外国人に分かりやすいような観光案内所を設置するような事業、あるいは観光商品を開発する事業、あるいは観光バスの開発、あるいは制度設計に対する事業、あるいは地域のイベントを活性化させるための事業、このような事業に対して補助金を出す制度がこの観光ルネッサンス補助制度です。ただし、これをいただくためには要件がございます。まず第1に、外国人を招き寄せるためのいわゆる促進地域になっているかなってないか、ここがまず問われます。佐伯市は幸運にもその地域に指定をされております。そこで、佐伯市は県と協議をして、地域観光振興計画を策定してもらわなければなりません。その上で、その計画にとって事業をしてもらういわゆる民間団体というものを認定していただきます。この民間団体は、民法上34条、財団法人か社団法人、あるいはNPO法人、あるいはまた商工会議所であるわけです。そこでいずれかの民間団体を認定した、その民間団体と協議をしてもらって具体的な計画を立てます。その計画と観光ルネッサンス補助金を交付する申請を添えて国土交通大臣にこれを申請するわけですが、認められれば事業期間2年、今の現状で言いますと、最低2,000万円程度の補助金が付くようになっております。ただし、平成20年度からその民間団体に市が補助する額の範囲内というふうに変わるそうではありますが、いずれにいたしましても補助金が出るわけでありまして、募集期間は19年度まで見ますと2月の末から年度末まで、そして補助金の結果は5月ということでございます。積極的にこの制度を利用していただきたい。なぜ外国人かと皆さん思いになるかもしれませんが、今大分県の観光行政、これをけん引してるのは実は別府市と湯布院であるわけですけども、ここに年間800万を超える観光客が訪ねております。この観光客を高速道路の開通とともに佐伯市に招き寄せる重要な私は手段になるというふうに思っております。そこで一つ武器になるのが世界一おいしい寿司、その寿司に安心・安全だという認証が付いてる。この認証制度、この条

例と高速道路の開通、そしてこの観光ルネッサンスへとその三位一体となって外国人を呼び寄せる大きな武器になるというふうに思っておりますので、この点、是非積極的に取り入れていただきたいというふうに思います。発想を逆転するわけです。従来は日本国民に佐伯に来てもらうという発想でしたが、そうではなくて外国人に来てもらって、外国人の視点で実は口コミでもなんでもいいですから、佐伯の良さをコマーシャルすることによって日本人の観光客、これは倍増する。私はそのように思います。その意味でこの観光ルネッサンスの補助制度、積極的に活用していただきたい。そのためにも是非申請をしていただきたいというふうに思いますが、この点についてお尋ねをいたします。さて、質問の最後になります。先日、私ども渡邊議員が九重にあります夢大吊橋のことを少しお話をされておりました。何ともうらやましい限りでありまして、この1年間で230万人訪れたそうです。中学生以上は500円、単純計算しますと10億円以上の収入がここだけに入ったと、建設費用が20億ということ、半分はもうここで補えたというわけでありまして。九重町のすごいのはですね、リピーター、今のままでは来なくなる。リピーター対策として実はあの橋に、下に散策道を今具体的に検討をしてるそうでありまして。柳の下にドジョウは2匹いないかもしれませんが、何としてもこのハード、いわゆるすごさというものを目の当たりにして目にしてみますと、やはりハード志向、何か大きいものがなければ観光客は来ないのかなと正直に思っておりますが、佐伯としてそのようなばく大なお金を掛けるような財政状況ではないというのは承知しております。しかし何か、目玉になるようなものは確かにほしい。そこでそれに代わるような大きい目玉になるような観光資源は実はあるもんです。今南極観測、最後の航海に出ている「しらせ」であります。これはこの航海が終わりますとお役目御免ということで現役を退くことになります。今、全国にこの引き取り手がいないということで、それがなければ解体、スクラップになるそうでありまして。この「しらせ」、県と協議をして佐伯市に何とか引き取れないか。全国的な知名度という意味では非常にこれはすばらしいものがあります。そして、これを仮に県の施設でありますマリナルチャーに係留できないのか、あるいはその近くに係留をできないのかということでありまして。所管の文部科学省の方にお尋ねをいたしました。で、先週現在ですが、公式な申し出、これはありません。ただし問合せは数件あるそうですが、先着順ではなく目的にかなった所に引取っていただきたい。それは青少年の教育であるとか、あるいは社会科学、その心理を追求するであるとか、そういった計画を持った所、そういった関係のあるような団体等に引取ってもらいたいという意向でありました。正にマリナルチャーはそれにふさわしい最適な場所だというふうに思っておりますし、マリナルチャーの方々も係留でき、地元民の了解が得られるなら是非ともほしいというふうに言っておりました。いろんな使い道があるというふうに言っていたわけでありまして。是非佐伯市として県と協議をしながらこの「しらせ」、これ引取りについて具体的に可能性を探っていただきたいというふうに思います。ただし問題があります。一つは砕氷艦ゆえに喫水が9.2メートルあると。5万トン級の喫水を持ってるので、なかなか係留するといっても容易なことではありませんし、維持費が掛かるわけでありまして。この半分のサイズの「ふじ」、これが既に現役を引退し展示をされておりますが、これは3,000万円年間掛かってるそうです。「しらせ」の場合はその倍のスケールを持っておりますので、少なくとも5,000万程度は掛かるうかというふうに思いますが、例えばマリナルチャーに係留した場合、昨年9万7,000、約10万人が訪れております。この「しらせ」で倍増、あるいはそれ以上の観光客が恐らく来

るとすれば、そのいわゆる入場料である程度は賄えるというふうに、そこは計算が立つわけですが、遠浅のいわゆるマリンカルチャーに接岸するとなると一部しゅんせつしなければならぬ、その問題を持ってあります。ただ喫水ですが、船に詳しい方からの話を聞くと、最大負荷が掛かったときに9.2メートルで、普段の航行はそれほどではないと。ただ、ここは私自身も確認しておりませんので定かではございませんが、いずれにしてもこれは佐伯市を代表するいわゆる全国に佐伯市という名前を知名度をアピールする絶好の観光資源になること、これは必至でありますので、何とかこの引取りに関して積極的に調査、あるいは県と協議をしながら実現の方向に向かって検討していただきたいというふうに思っております。

1 回目の質問は以上で終わりますが、執行部の答弁、結論を急いでいただき、短時間をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 小野宗司議員の御質問で、農林水産物の活性化施策と観光についてということで、広い間の4点についていろんな中の角度から提言等もいただきました。私の方からは、こうした農林水産物非常に大事なことが多いと思っております。特に、最初にあります農林水産物に対する市による認証を内容とする食のまちづくり条例の取組についてということでございますが、この認証条例については、環境保全型農業によって栽培され、安全で安心して食べられる農産物を提供するため、そうした事業が県の方で現在やっているのは御存じだと思っております。これも私の仕事柄それよく見るんですけど、大体統一した中で認定作業をするわけですけど、特に農薬等の検定とかいろいろの中で、一定基準の中で単品ずつでも大きくその中の商品の中でも県下で大量に生産されとる商品については、そうした中で、e-n-a大分という農産物認証制度が平成17年にできたわけです。創設されてですね、制度の特色としてですね、これは有機栽培や減農薬、生産履歴の記録や栽培情報などを開示を行っているのが県がやってるe-n-a大分でございますが、そうした中でもまたエコファーマーに認定された農業者もこれまでの有機栽培や減農薬に取り組んできておりまして、そうした大きな組織でやってるのが現状で、当佐伯市で農林水産全体に対して、こうした条例を作ってこの課を新設して全部をやるということは現状ではちょっと難しいなと思っております。将来的には、いろいろの中でロゴマーク等も必要だと思っておりますが、現在議員も御存じのとおり、先般、ごまだしうどんのロゴマークを認定し、今商標を特許ということですか、それには出してありますが、一つずつの商品についてこういう形は必要だと思っております。また特に、これだけ九つ合併しておりまして、先般ある所でブリの話が出た時に、いやうちのブリはということで蒲江地区で言えば、御存じのとおり、名護屋、また蒲江、また西野浦とか、いろいろな地域が一体化ならない。そうした全体の調整もまだ必要だなということで、今私どもは全体の中で、佐伯市のブランドということをですね研究させるために、食の懇話会ということの中で今検討させております。この食の懇話会は農林水産の各事業の関係、農協、漁業も入ってますが、生産者、流通業者、そしてまたそうした中で新しい方向でのブランド化ということの研究し、そうした条例を見ながら議員がしております食に対する食のまちづくり条例、非常にそういうところは参考になると思っております。また、若狭湾につきましては、議員もおっしゃるとおり、非常に進んでおりまして、食の祭典ということをこの6年間か7年間前からやっっておりまして、そうしたことに基づいたまちづくりをやってることは私どもも非常に研究し、一時的にちょっと視察を考えたんですけど、日程的に合わずにですねどう

しても行かれなかったと。そうした若狭湾等についても、若狭湾という若狭の小浜ですね。小浜についてもまた派遣をしてですね、研究をしてみたいと思っております。他については、担当部長より御説明申し上げたいと思います。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 小野議員の御質問のうち、2点目の食品残さ飼料事業の件でございますが、食品残さ飼料について、飼料自給率を向上させるために食品残さ等を利用して製造された飼料のことを議員も言っておられました、エコフィードと言っております。県下では、焼酎メーカーやビールメーカーが搾りかすを家畜の飼料に加工しております。輸入飼料高騰の中、エコフィードの取組は今後の家畜経営や魚類養殖には有効な手段と考えられますが、当管内には、食品関連事業者や処理加工業者が少なく、ほとんどが水産関連業者であることから、本市ではエコフィードの取組は少々困難かと思っております。今後は国や県下の動向を見ながら対処していきたいと考えております。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは私の方からは、3点目と4点目についてお答えしていきたいと思っております。小野議員の食と観光施策に対する新たな御提案につきまして感謝を申し上げます。現時点での考え方についてお答えしたいと思います。食の安全にかかる条例につきましては、都道府県や一部政令都市において制定がなされており、市町村レベルでは、食のまちづくり条例や食と農のまちづくり条例という形で整備されているものが多いようです。このことは安全をうたう以上、それなりに安全に対する監視・指導・監督の事務が不可欠であり、そのことが市町村レベルで条例制定が広く進んでいない一因かと思われる。本市におきましても、大分県食の安全・安心推進条例に基づくさまざまな施策を大分県等と連携を図りながら、食の安全・安心を推進してまいりたいと考えております。次に、観光ルネッサンス補助制度の活用についてでございますが、正式な事業名としましては、地域観光振興事業補助金のことを指しているというふうに思われます。この補助金制度は、平成17年度に開始され、全国で毎年10から15件程度が採択をされております。大分県からは財団法人別府市観光協会が事業主体として、九州で最も個人旅行者に優しい滞在型温泉地（別府）づくり事業を実施中で、別府駅構内の外国人専用観光案内カウンターの設置等を行っているようでございます。事業の実施に当たっては、市町村で地域観光振興計画を策定し、同計画に沿って観光地の活性化に取り組む民間の組織を市町村が認定する。さらに構想認定を受けた民間組織が行う事業のうち、国が認定したものにつきまして事業費の4割を上限として補助する制度であります。国等の補助制度を活用して観光事業の推進を図るべきだという議員の御質問の主旨につきましては同感であります。当面はより補助率の高い県の地域活性化補助金や財団法人ツーリズムおおいたの委託事業の受託等を積極的に活用してまいりたいと考えております。次に、食と観光のリンクをアピールして、佐伯市の認知度を高めるべきではないかという御質問についてお答えいたします。合併以来、食に重点をおいたイベントの一例としましては、東九州伊勢えび海道・伊勢えび祭りを全市海岸域に拡大したほか、上浦地域で行われましたすりみ選手権、弥生のおにぎり選手権、本匠の新茶まつり、鶴見の豊漁祭、米水津のおさかなまつり、蒲江の浦の市まるかじりフェア等を実施しておりますし、本年度の食と観光のまつりの中では、ごまだしアイデア料理選手権や特別栽培米おにぎりづくり体験等も実施をしてきたところでございます。また本年4月より、佐伯市観

光協会ホームページでは、旬感旬食カレンダーの発行を通して季節の食材を紹介するとともに、観光イベント等を積極的に広報いたしております。引き続き今後とも新聞・雑誌・テレビ等に対する情報提供につきましても、単にイベント情報だけでなく、その時々旬の食情報を紹介するように努め、食のまち佐伯市をアピールしてまいりたいと考えております。次に、4点目の南極観測船「しらせ」を観光・研修資源として引き取る可能性はないかとの御質問にお答えいたします。これまで南極観測に使われていました船は3隻で、初代の「宗谷」は東京都の船の科学館に係留展示され、年間の維持費が6,000万円以上掛かっていますし、2代目の「ふじ」は展示のための改修費などに13億円を要した上に、年間3,000万円以上の維持費のほか、数年おきに数百万円から数千万円の修繕費が掛かっているとのこと。3代目の「しらせ」については、継続して運行するためには90億円の改修・修繕費が掛かるため、現在、文部科学省と防衛省が、平成20年春の引退後の活用につきまして、自治体を通じて引取先を探しております。「宗谷」と「ふじ」に比べて一回り大きいため、展示用の改修費や維持費が巨額で引取先がないというのが実情のようです。「しらせ」は全長134メートル、全幅28メートルで、喫水が9.2メートルもあるため、現時点で引き取ってもびょう地に係留するしかなく、利用も難しいのではないかと考えております。マリンカルチャーセンターにつきましては、前面の護岸が2メートルから3メートルと浅く、新たな漁港整備も必要であり、現時点では困難だと判断をしております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 小野議員。

16番（小野宗司） 再質問を行いたいというふうに思います。市長、この条例はですね、先ほど申しましたように市長、一生懸命今、食と観光のまちづくりということで市民の方の協力をいただきながら、佐伯市を何とか盛り上げていこうということで取り組んでるわけですけども、先ほど場当たりのだとは言いませんがということは申し上げました。しかし、体系だててやるためには、それをやるための根拠というのはこれはもう当たり前のことですからいるわけですね。その根拠というのは、佐伯市の法律だというふうに思っております。その法律を作らずして内外に佐伯市の本気度というのが伝わるわけがありません。その意味でこの条例、名前はいざ知らず、この条例というものは佐伯市の観光と食のまちづくりを関連してやるためには、必ず私は必要だというふうに思っております。その視点でやはりこの制度というのは考えなければならないというふうに私は考えます。それから「しらせ」の件ですが、これ廃船にするには忍びない船であります。維持費が掛かるのは分かっておりますが、先ほど言ったように、観光客の倍増を考えればその維持費は私は出てくるというふうに思っておりますし、12代の艦長大平さんというそうですけども、これはお父さんの仕事の関係で直川小学校から堅田中学校、佐伯鶴城を出てる艦長でありまして、その意味でも佐伯市にとって、当市にとって御縁のある船だというふうに私は思っております。何としてでもその可能性を、維持費が掛かるから喫水がうんぬんということで可能性を遮断するのではなく、引き取る方向でその可能性を探っていただきたいという主旨で質問をしておりますので、その点もう一度ですね考えて、あるいは関係者の話を聞いて可能性を探っていただきたい。いずれにしても、先着順じゃない。その利用目的によってから決めるということをはっきりさせておくわけですから、時間があるわけですから、可能性は是非とも探っていただきたいというふうに思います。私は夢大吊橋に負けず劣らず観光客を増員するだけの魅力を持っている観光資源だというふうに思っておりますので、これを活用せぬ手はないなあというふうに考えております。釣りバ

力にしても何にしても、佐伯市の認知度を全国的にするためにやるわけでありますから、これが仮に引き取るとね、ばく大な当面経費が掛からないのであれば、これを利用せん手はないわけですね。ですから、改めて答弁は求めませんが、時間がございますので、県と協議をしながらその可能性について真剣に探っていただきたいというふうに思います。これも先日、渡邊議員が観光白書の件を言ってございました。平成19年度の観光白書によりますと、17年度の観光客がもたらす総利益というのは24兆4,300億だそうです。それにかかわる雇用誘発効果、これは469万人、全就業者の何と7.3%に当たるそうであります。さらに、産業に及ぼす経済効果ですが、直接的な観光に係る運輸・運搬業これが6兆3,600億円、宿泊業4兆2,600億円、さらに観光とは直接関係ない農林水産業1兆2,800億、食品産業3兆8,800億、飲食店業3兆700億、さらにこれにかかわる雇用誘発効果、農林水産業54万人、小売業72万人、これだけの大きな経済効果が伴うのが実はこの観光産業であります。したがって、食と観光を関連付けてまちづくりをするという市長のお考え方、正に理にかなっていると私自身も思っております。そうであれば、どうすれば佐伯市に観光客を呼び込むことができるのか、私が今日提案したのはその手段であります。要は佐伯市というものが認知度が全国的にならなければ観光客は来ないというその認識がなければ何もかもスタートはいたしません。以前、豪華客船これを何とか佐伯港に誘致ができないかというこでお訪ねをいたしました。御記憶にあるかというふうに思います。その時に、客船を持つ会社の方から言われた。あるいは旅行代理店の方からこう言われたという話も紹介しました。簡単に繰り返しますけども、いや小野さんあなたの言うのは分かりますとね、いいですよ佐伯市に行ってもと。しかし、私ども旅行代理店が佐伯に行くから、観光客の方この指とまれと言ったときに、佐伯を知らなかったらだれも乗り手がおらんじゃないですかと。行きたいけども行けないでしょと。佐伯市に何があるんですかと、全国的に何があるんですかと、その認知度の問題ですよというふうに指摘されたことは申し上げました。今日言ったのは時間が掛かるかもしれないけど、その手だてであります。その根幹になるのが私はその条例だと、市の根拠だというふうに思っておりますんで、その程度の答弁では当然納得できるものでは私はありません。なぜかという、市長がやる観光と食のまちづくりにはこれは必要な佐伯市の法律だと思うからであります。その点もし御見解があればいただきたいというふうに思います。さて次に、農林水産業についてお尋ねをいたしますが、農林水産業今非常に魚価の低迷、特に水産業ですが、あるいはそのさっき言ったえさの高騰ということで経営体が非常に圧迫されております。それを何とかてこ入れをするための手段として今時間が掛かる方法を二つ述べました。しかし同時に即効性のある施策というのが実は必要であるわけです。以前学校給食に養殖ブリを使っていただけないか、1週間に1回程度でいいんですよと、そうすれば4キロサイズのブリが年間1万3,000本消費されることとなります。全県で言えば11万食です。全県で1週間1回使っていただければ20万本消化されますよ。学校給食1週間2回使っていただければ50万というロットが発生します。これは養殖をされてる方にとっては非常な朗報ではないかということをお尋ねしたわけでありますが、2,000万円という経費を出せないということで即断でノーと言われたわけであります。きのうですかおとといですか、建設部長が臼坪川の^{しょうぶ}菖蒲の話をしておりました。菖蒲を植え替える土壤に1,500万掛かるのだそうです。花の土壤にです。将来佐伯を背負って立つ子どもたちを育てる土壤に2,000万円掛けられないんですか。どういう損得の計算されてるのか私にはよく分からない。^{しょうぶ}菖蒲が悪いと言ってるわけではな

い。あなた方の好きな費用対効果という言葉、これから判断して2,000万円はなぜできないんですか。今日はここは言いませんが、この点再度また時間があれば問いますので検討していただきたいというふうに思います。今日は一気にですね、この魚類養殖、特に水産物の中の魚、これを流通させる。そこが今一番求められているわけでありまして。ところが、国内消費というものには限界があるとも言われております。そこで、海外に目を向けられないか。先般私どもあまべの会は振興局を訪問させていただきました。そして、ある振興局に行った時に、局長さんがこういう話をされた。うちの職員が中国の邯鄲市と佐伯市は文化交流、スポーツ交流で友好都市というものを締結してるわけだから、食文化ということで佐伯の農林水産物これを邯鄲市に紹介できないかという提言をしましたという話を聞きました。よく考えれば当たり前の話ですが、しかし先見性のある話だなあといたく私は感銘を受けたわけがあります。その中国、先ほど言いましたが、国自体、淡水魚の国ですが、国自体国民に行き渡るほど魚が食べられない。そこで、国民の不満が出てくる。何とか魚を食べさせてくれということで、今国家戦略として魚を作る技術、養殖が始まっているわけですね。そのあおりをくってえさが高くなってますね。ところがブリ養殖はしてありません。タイ、カンパチ類ですね、なぜかという水温の関係、あるいは種苗の関係、あるいは寄生虫の関係があるそうです。そこで市長、友好都市を邯鄲市と結んでおります。是非この邯鄲市に魚類を含めたいわゆる食文化ということで、この流通を図る可能性、紹介していただけないでしょうか。この河北省の邯鄲市、その隣には邢台市と言います。ここ670万、その横が石家荘930万、そしてその隣中国で5番目に大きい保定市というところがあって1,100万の人口を抱えておまして、河北省の一部海に面してないこの四つだけで何と3,500万、日本の3分の1の人口を抱えております。可能性を広く感じるわけですね、専門家に聞くと今から中国はいわゆる魚の輸入というのは増大するというふうに言っております。これを含め可能性を探っていただきたい。さらに言えば、この保定市、鳥取県の米子、愛媛県の西条市と友好都市、これを締結してます。石家荘これは長野県の長野市です。ここに協議を持ち掛けてお互いの友好都市にお互いの産品というものを紹介できないかという、こういった呼び掛けはできませんかね。実はあなたを通り越して私はしようと思いました。しかし、それは待て待て一議員の越権行為だと思って今控えております。是非やっていただきたい。できれば来年早々でも時間を作って邯鄲市に行き、トップセールスマンとして佐伯市の農産物を紹介していただきたい。これは今の農林水産物の現況を見ますと私は喫緊の課題で一番何を割いても最優先にあたながやるべきことだというふうに思っておりますがいかがでしょうか。その上で重要なことがあります。林産物、今、実は杉が中国に幾分か行ってるわけですね。ところが、中国の地区によってはF S Cの認証制度を受けた杉でないと引き取らないと言ってるわけですよ。それだけに安心・安全な認証制度というのは必要なんです。このことも踏まえて認証制度というものを実は提案させていただきました。だから、トータルでそれだけ大事なことなんです。その点、トップセールスマンとして市長の活躍に御期待をいたしますが、その御見解がございましたら御意見を賜りたいというふうに思います。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 小野議員の再質問ですが、認証制度ってということで私どもは今一応県との話ということでやらせていただいておりますが、特にこうした中で認証制度をするときにそれだけの状態がですね品目数がさっき非常に佐伯市は多いわけですね。まあイチゴ等とかい

う形で県であれば認証しても、どういう規格でどういう農薬を使ってどうした。これについてはAというランクとかですね、そうした見極めというのが現状ではまだちょっと早いのではないかということで、条例等については少し研究させてくださいと言ったわけです。それから、魚類の海外へということで、一応私もブリに関してですね隣の津久見市の方で上海等に輸出しております。今それをちょっと現状を見てるのが、沿海部じゃないとどうしても今海の魚はなかなか食べないと。特に、邯鄲市かんたんしの方がお見えになるんですけど、非常に数はたくさんおるんですけど、お見えになったうちの一部しか魚は食べないんですね。特に、生になったらほとんどの人が食べたことがないということで、御存じのとおり、川の魚ナマズ系統ですかねあの系統の魚を煮たり、いろんな形にして食べるということで、沿海部の側で今上がってるのがえさが上がってるのがサバの関係が非常に食べられるということで冷蔵庫の普及とか、そういう関係いっとるわけですけど、まだ大陸部の場合ちょっと所得格差があるようです。そうした中ですね、先般これは私の方は邯鄲市の中の話ですね、佐伯の杉をですね向こうに展示会に持って行かせました。非常にまあ好感を受けました。先ほどの認証等についてもクリアできるだろうということで、むしろ邯鄲市の方はそうした建築資材の方があっこに行けばほとんど山というのがないもんですから、そうした部分については可能性があるんじゃないかという形で森林組合等について、これの杉材についてももう少し窓口を広げて研究をしようじゃないかということで、行った担当の方もこんなに好評だったと思わなかったと。いろんな窓口を広げながら私の方も先ほど議員が言われたように、逆に魚は本当これから輸出の時代に入ると思っております。そうした中でも、条例とかいろんな養殖の方法とかいろんな形で、いわゆる佐伯ブランドの確立をですね、早急に急いでその中でさっき言った条例の中でこういう規格にしますよと、魚を出すんでも、例えば今関サバ、関アジ出すんでも何センチの大きさだったらいいけど、これぐらいの小さいのは同じ関サバでも駄目ですということで一部佐伯の方が引き取って、それをフライにしたりいろんな形して売ってる方もおられます。そうした規格の問題とかいろんな形というのは、先ほど言った若狭の方もですね、私も条例ちょっと見させていただいて良いものだ、いろんな中で佐伯に適用するものかということ、先ほどの答弁の中で研究させてくださいという答弁をさせていただきました。本当いろんな中で食というのは幅が広いもんですから、そうした中で一個ずつやっていっても時間は掛かりませんが、県とやれる分、市で単独でやれるもん、またロゴマークを先ほど申し上げましたように、今後ごまだしうどん以下いろんな関係の佐伯市の特産物をですね、そうしたものにはやっていきたいと思っております。御存じのとおり、隣の宮崎県知事、非常に自分の顔で非常に大分県下、全国的に売ってますが、これは認証じゃなく単なるロゴという形でやっていますが、そうした安心・安全ということも含めながら十分研究させていただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 小野議員。

16番（小野宗司） 答弁を聞くうちに少しまあ疑義と言いますか、これ大丈夫なんかなあ、知るとるかなあという情報が一つこう思い出しましたんで、ちょっとお尋ねいたします。これは企画商工観光部長になるわけですけども、部長、ブランド化というものを今進められているわけですけども、中小企業庁が今年からですね、御存じだというふうに思いますが、地域資源これを活用して新たな商品を開発する。あるいは掘り起こしてブランド化をすることについて助成措置をとっております。何を助成するかと、開発費用にこれを助成するわけですね、

あるいはそういった施設、工場等を造る等に当たって、いわゆる税の減免措置をするであるとか、あるいは専門家を付けてですね、例えばマーケティング、そういった相談にのっていただくであるとかですね、あるいは保障信用枠を拡大するであるとか、政府系のいわゆる金融機関この低利でというシステムはこういった助成措置がある。もう実際これを使ってですね幾つか商品開発をしております。で、これの政策の名前これは中小企業地域支援活用プログラムと言うんですが、佐伯市の例えば、中小企業の会社の方でこういったお考え持っている方たくさんおられると思いますね。これに対しては先ほど言った助成、いわゆる措置があるわけですので、これ御存じですかね。そして御存じであれば、中小企業の方にこういったあれがありますよということをお伝えをしておりますか。そのことをちょっとお聞きをします。最後になりますが、実は12日、きのう、おとといの新聞で報じられてたようにありますが、これ認証制度と非常にかかわる情報だなあと思って読んだわけですけどね。日本漢字能力検定協会っていうのが京都にあるそうですね。ここが今年一番関心のある漢字は何かということで募集したところ、1番が偽、いつわりですね。これが1番だそうです。2番が食、3番が嘘、きょですね。で4番目が疑、これは偽りじゃなくて疑う方の疑です。つまりこの1年、特に食に関して消費者の信頼を損なうような偽装表示というものがまかり通るわけではないですけども、枚挙にいとまがないほど毎日のように連日報道された。つまり、食に対する消費者の安心・安全というのは崩壊してるということをお話しているというふうに思います。であれば、来年早々にこれを認証する佐伯独自の施策というものを作り上げること。逆に言えばですね、これだけ関心がある食に不安を持っているということは、食に安全性を担保すれば付加価値が付くということをお話しているわけでありまして。その意味では県の条例、しかし市独自の認証制度を持った食のまちづくり条例、これは今から必ず必要になります。それを求めているのがこの漢字検定の結果なんだと私は思っております。そこを答弁は要りませんが、先ほど観光部長、その件だけ1点、最後にお尋ねして質問を終わりたいというふうに思います。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） さまざまな御提案本当にありがとうございます。先ほどの中小企業庁の地域資源プログラムにつきましては、十分承知しておりませんので、少し時間をいただきまして研究させていただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 以上で、小野議員の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終結いたします。

日程第2 議案の上程（提案理由説明）

議長（児玉忠義） 日程第2、議案の上程を行います。

議案第163号、工事請負契約の変更について（宇目統合小学校造成工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） ただ今、今定例会に追加上程されました議案について御説明いたします。

議案第163号「工事請負契約の変更（宇目統合小学校造成工事）」につきましては、平成18

年度宇目統合小学校造成工事に関し、佐々木・赤嶺建設工事共同企業体と締結している工事請負契約の契約金額を増額変更することについて、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上をもちまして、追加上程されました議案の概要の説明を終わらせていただきます。
なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

平成19年第6回佐伯市議会定例会追加上程議案一覧表

議案

番号	件名
第163号	工事請負契約の変更について（宇目統合小学校造成工事）

日程第3 議案質疑

議長（児玉忠義） 日程第3、議案質疑を行います。

議案第129号から第145号まで、以上17件を一括して議題といたします。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

次に、議案第146号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、21番、河野豊君の退席を求めます。

（河野豊議員退席）

議長（児玉忠義） 御質疑ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

21番、河野豊君の復席を求めます。

（河野豊議員復席）

議長（児玉忠義） 次に、議案第147号から第163号まで及び諮問第13号、以上18件を一括して議題といたします。

議案第147号から第150号までにつきましては、質疑の通告がありますので発言を許します。
35番、高司政文君。

35番（高司政文） 皆さんお疲れさまです。35番の高司政文です。議案質疑ということで147から150の訴えの提起という部分でですね、議案質疑をしたいと思えます。まず一つが、訴訟を起こすということで何件か上がっておるんですけど、私も議会に出ましてですね、こういう民事訴訟を市がですねするのは見たことないもんですから、初めての経験ですので幾つかですね、確認の意味でですね聞きたいと思ってます。まず、訴訟を起こす具体的な基準は何かということですね。例えば、家賃の滞納を取ってもですね、39か月から102か月までさまざまありますし、金額もちろん違いますし、どういう基準で訴訟を起こすようにしたのかということ。それから、今後もですね同様な訴訟を計画しているのか、恐らく市営住宅の滞納はですね、ほかにもかなりあるって聞いてますのでね、今後も同じように次から次に訴訟をするのかですね。その辺のところをですねお聞きしたいと思えます。それから、訴訟を起

こす用意があるというのであればですね、何件ぐらいがそういうふうな該当をするのかというのをお聞きしときます。それから、二つ目がですね、これ147号、148号に限りの話ですけど、詳しく聞いたところですね、147号の方は12万6,700円の入金、今年ですね今年に入って12万6,700円の入金と今後ですね支払う約束をしてるとか、148号の方はですね、約26万円の入金とそれから今後3か月ずつの入金約束をしてるといふふうに聞いてます。つまり、もう話し合いはですねそうやってできているといふふうに感じたんですけどね、それでも訴訟を起こす理由ちゅうのは何なのかというのを二つ目お聞きします。それから三つ目、これ最高で102か月の家賃滞納という常識じゃあ考えられないんですけどね、もちろん入居者のモラルっちいうことがもちろんですけど、ここまでですね、ほかのともそうですけどね、ここまで長期となるとある意味では放置してきた市の側が責任っちいうかね問題だと思うんですけど、そういう面で市の責任という点でね、どう考えるかということをごすねお聞きしたいと思ひます。以上です。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 議員の御質問にお答ひします。訴訟を起こす基準としましては、佐伯市市営住宅家賃滞納整理事務処理要領によります。今後の計画につきましては、先般9月議会において、市長の専決処分事項に関する条例を議決していただきましたので、60万円以内の該当者につきましては、これを適用し、60万円を超える滞納者のうち、誠意の見られない悪質・長期滞納者は議会の議決を経て訴えの提起をするように計画しております。件数につきましては、現在状況を見ているところです。147号、148号については、確かに議員のおっしゃるとおり、約束はこれまで幾度となく交わしてまいりましたが、守られずにきた結果、このような滞納額になっております。本年度当初にも約束しておりましたが、ほとんどは守られていませんので、今後も約束は守れないと判断したところです。これまで、佐伯市市営住宅家賃滞納整理事務処理要領を作成して滞納整理を行ってききましたが、結果としてこのような状況であります。過去の取扱いが甘かったことについて深く反省してるところです。今後は、佐伯市市営住宅家賃滞納整理事務処理要領に基づき、誠意の見られない悪質・長期滞納者に対しては住宅明渡し及び滞納家賃等の支払いを求める訴訟などの法的措置を行ひながら厳正に対処していきたいと考えています。以上です。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 再質問で確認をしておきたいところ、まず一つはですね、訴訟追行の方針と読むんですかね、これ。訴訟において必要があれば和解するっていうふうにありますけどね、この必要があれば和解するっていうのは、どういう形になったときには和解なんですかね、それやっぱり金額面で折り合ったとか、その辺がですねちょっと分からないんで、どういう入居者とのですね話し合いがまとまる目安というんですかねそれは、どういうところにあるのかということと、一つお聞きしたいのと。それから、退室と支払いをという二つを目的に掲げてますけど、一義的にはどうなんかなと思うんですけど、もちろんそのどっちも目的でしょうけどね。おってもいいけど、はよお金を払ってね、お金を入れてほしいというのが一義なのか、もう退室をね第一義なのかというのをちょっとその辺分からない部分があるのでお聞きしたいと思ひます。それから、もう一つはですね、ここまでずーっと長期にわたってたまってきた中にはですね、当然ほかにも市税とか国保とかねさまざまな滞納があるんじゃないかと一般的にはですよ、思われるんですけど、そういう部門とですね連絡を取ってもっと早い

段階でね処置っていうんですかね、対応はできなかったのかなというふうに思いますのでね、そういう面では怠慢かなと。毎日でもですね中には商売やってると思われる方もあってですね、毎日でも会えそうな方もいるのにね、ここまでなってるというのがちょっとどうしてもですね常識的に納得できない部分もありますのでね、その点、最後にもう1回お聞きして終わりたいと思います。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） どの程度の滞納があったら訴えの提起をしていくかという御質問だと思います。過去に何度も話合いの場を持ちたりですね、催告書等を通知する中で、どうしても、その都度違うわけなんですけども、途中で支払いとかそういう誠意が見られればですね、またこの提訴の取消しというのも考えられます。

議長（児玉忠義） 高司議員もう1回質問し直してください。

35番（高司政文） 再質問というか再度質問します。ここにですね、訴訟において必要があれば和解するというこうなってるでしょ。だからつまり、訴訟したあとに和解することも考えられますよね。それはこうどういう部分、どういう基準ちいうかな、どういうふうになったときにもう訴訟を取り消すちいうんか、取り下げるんでしょ結局、和解するちいうことは、その辺の目安というのがあるのかなということでお聞きしたんですよね。それと、退室が目的か支払いね、収納することがどっちが第一義かということが二つ目の質問。それから、もう一つが、中には毎日ね会えそうな人もいたのに、怠慢ち言われても仕方がないと思うけど、ほかにね市税とか国保とかね、いろんな滞納があったんじゃないかと考えられるけど、そういう部門とですね連絡を取って、もっと早い段階から対応できなかったのかというのが三つ目の質問です。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 大変申し訳ありません。一応訴訟においても必要があれば和解するほかにですね、訴訟の進行に応じて、市長においてその都度適切な措置をとるという方針を持っております。基本的には全額返済が条件となっているところです。申し訳ありません。建設部の方で、ほかの市税・国保関係と協議・連携は現時点ではとってないもんで、統一見解は建設部としては持っておりません。

議長（児玉忠義） 次に、議案第151号につきましては、質疑の通告がありますので発言を許します。

21番、河野豊君。

21番（河野豊） 21番議員の河野です。議案第151号、佐伯市水道事業給水条例の一部改正ということで、これについてちょっと若干聞きたいことがあるので通告しました。というのがですね、条例をやっぱり常に値上げというような形で条例がすーっと出てきてですね、ややもすると見逃して、公民館の使用条例とかね、そういったもんで、すべてこう条例改正っちなるとアップになっていくんでね、やっぱりうちも会派で勉強会等でするんですけど、若干この件については分かりが悪いのですかね、聞きたいと思います。まず、指定給水装置工事事業者の指定1件につき4,000円を1万円に上げると、2.5倍ですね。一気にこれだけ上げること。それから、給水装置工事の設計審査が1件につき500円を、これも新築で倍の1,000円、25ミリ以下ですね、25ミリ以下ちいうと一般家庭の分かな。それと25ミリ以上になるとまあ4倍のまあ2,000円に上がると。要するにその次は、給水装置工事の工事検査もこれが500円

が同じように新設の場合が4倍の2,000円、25ミリを超えると6倍の3,000円と、こういった形になるのでね、ちょっとこの辺の値上げに対する条例改正について、当然建設常任委員会で審議するわけですが、その前に問題提起として質問に上げましたんで、答弁よろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 戸高上下水道部長。

上下水道部長（戸高公人） 今回上程しております水道事業の給水条例の一部改正案について、安易な値上げではないのかという、今のこうした内容をお伺いしたいということでございますので答弁をいたします。今回御提案をしております佐伯市水道事業の給水条例の一部改正案ということで、151号の議案は議員さんのお持ちのお手元の28ページに記載をしておりますので、御覧をいただきたいと思います。この条例改正案だけ見るとですね今の河野議員さんの言われたように、現行等が載っておりませんので、また内容等も非常に分かりにくいかと思っておりますので、ちょっと簡単に御説明をしていきたいというふうに思います。1点目の第33条第1項第1号中4,000円を1万円に改めるというふうなのがありますが、これは佐伯市の指定給水装置工事業業者として登録する場合の指定手数料です。業者としましては、一度限りのものであり、長年にわたり指導監督を伴う重要な指定であること。また、佐伯市の公共下水道に係る排水設備の指定工事店の証書交付手数料が1万円というふうになっておる。また、県内他市の状況も考慮しまして改正をしようとするものです。2点目が、新築や増築の際、水道の配管工事を行う場合の事前の設計審査手数料の改正です。現行が1件が500円というふうになっておりますが、この500円の手数料を改正案では、ここの表に書いておりますように、口径25ミリ以下は新設工事が1,000円、改造工事500円、25ミリを超えるものは新設工事2,000円、改造工事については1,000円というふうなことです。これも同じく県内他市の均衡を考慮しての改正でございますが、改正後でも他市のほぼ半額程度とこうした改正になっております。3点目が、工事のしゅん工に伴う工事検査の手数料の改正です。現行の手数料は1件につき500円、ただし設計金額が3万円を超えるものについては2%とこういうふうパーセンテージで、2%について手数料をもらうとこういうふうになっております。改正案では、口径25ミリ以下は新設工事2,000円、改造工事1,000円、25ミリを超えるものについては新設工事3,000円、改造工事については1,500円というふうにするものです。現行の条例では、この給水装置のしゅん工検査の申請書の書き方っていうか、仕方と言いますか、申請書の出し方によっては手数料に非常に差が出ることから、現在不公平感を私ども事務してる者として持っております、この手数料を定額にすることにより、不公平感をなくし、併せて事務の効率化を図りたいと考えているところでございます。今回の改正に伴う手数料の収入増減は今年度の10月末現在で、新規の登録申請は4件ございますが、これに伴う指定手数料を改正案に換算しますと4件で6,000円掛かりますので2万4,000円の増と、設計審査手数料及び工事検査手数料は、10月末現在で申請のございました工事検査の終了した67件で、現行と改正案の比較をしますと、設計審査手数料が3万500円の増、工事検査手数料で7万3,960円の減というふうになります。合算しますと、収入は4万3,460円の減というふうになります。新規登録の小売事業者につきましては負担増となりますが、新築された場合などは、設計手数料と工事検査手数料は一对のものでございますので、改正案により住民への負担は多くありませんけれども軽減されるものというふうに考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 常任委員会で確かに審議すればいいことなんじゃけど、値段が上がって軽減されるちいう意味が分らんのですよね。実際の一口工事当たりのあれがさっき言うようにです。500円が1,000円2倍になり、まあ2,000円が4倍になったりするのになぜトータルでこの設計審査と工事検査ちいうのが一對としたらですね、現実にはこんなふうには要するに手数料が上がるのに、なぜ今さっき最後の方で、現実には実際に事例を取ってみれば4万幾ら下がっておるといのはね。要するにあれですか、審査するときにはですね、さっき2%ということをお願いしたのですよね。例えば、工事する工事高、水道工事はこれだけあります。その2%として計算したら1件が十何万につく場合もあるちいうことなんですか。そういった意味からしたら、こういうふうに統一しとれば1件1件まあ市としたら把握しやすいから、このあれでいけばそれだけ安くなるちいうことなんですか。そこんところをね、要するにじゃあこういう業者は窓口に来るわけですよね、こういうのをやるちいうこと。そのときに、今言う工事の2%で来るのか、そういうばかなことをするかな。今まで500円じゃったんや、それでいったらわりいわけ、それでは来れんようになっちゃるわけ。え、そこんところをちょっともう1回聞かせてください。

議長（児玉忠義） 戸高上下水道部長。

上下水道部長（戸高公人） 今の御質問についてお答えいたします。私どもが今回一番改正をしたかった点は、今の御指摘の点でございます、3点目の工事検査の手数料でございます。これが現行がですね1件が500円ですけども3万円を超える設計金額については2%ということになっております。ですから、例えば家を新築された場合に30万円の水道工事料が掛かったと、それで私どものところに申請に来るわけですね、そしてこれこれこれこれという形で見積りで積上げて設計金額の申請をします。ですから、通常の家を新築とかそういう場合はですね、必ず3万円は超すわけですね。ですから、3万円以下の本当わずかな1本を水栓をですね庭に取り上げるとかですね、小さな工事については500円でいいですけども、通常の工事をする場合、もう3万円はほとんど超してくるわけです。ですから、それについて2%ですから、50万円の工事の場合は1万円の手数料になると。そして、30万円の工事の場合は6,000円かそういう形になります。ですから、私どもが条例上ですね、申請に来た時点で手数料を受け取らなければならないと、こういうふうに条例上なってるもんですから、今工事事業者の方が受付に来てですね、私どもが審査をするのに非常に時間が掛かるわけですね。こちらとしてはお金をいただくわけですから、手数料をもらうわけですから、出してる申請書が正確かどうか、間違いがないかということを確認するわけです。そして今言いましたように、大きい金額を出すと手数料が高くなります。これはもう施工主のですね発注者の方にまたそれが戻るわけですけども、ですから工事事業者の方は金額をですねだいたいいろいろ私どもとしては受付ではですね、これはそうじゃあないんじゃないかなというふうな疑問がいっぱい出てくるわけですね。そこに非常にチェックに時間が掛かってですね、問題点もあると、まじめにぴしっと書いた事業者はですね大変な金額になって手数料が大きくなると。完全にチェックができればいいんですけど、そうしたチェックもなかなか限界があるもんですから、私どもとしては一律の金額でいただくと。そして、本当に問題点のあるところはですね、後日電話でですね、あんたところここの問題があるよということで、今の申請の段階では基本的な部分だけ押さえて、詳しくその後調査をしたいと。そうしないとですね今大変受

付で事業者の方を待たせてですね審査に時間も掛かっているということで、事務の効率化にもそうした方がつながるだろうと。そして、申請書ですね設計の出し方によっても手数料が変わるというのは問題があるんじゃないかと。こうした形を考えましたんでですね、この点改正したいというふうに思っております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 以上で、通告による質疑を終結いたします。

ほかに御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

諮問第13号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者桑門超^{くわかどちよう}）につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第13号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者桑門超^{くわかどちよう}）につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 議案等の委員会付託

議長（児玉忠義） 日程第4、議案等の委員会付託を行います。

おはかりいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配布いたしております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成19年第6回佐伯市議会定例会議案等付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第129号	平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）	分 割
第130号	平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	教 育 民 生
第131号	平成19年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第2号）	教 育 民 生
第132号	平成19年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算（第2号）	教 育 民 生
第133号	平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	建 設
第134号	平成19年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第1号）	経 済 産 業
第135号	平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	建 設
第136号	平成19年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	建 設

第137号	平成19年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	建設
第138号	佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正について	総務
第139号	佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例の一部改正について	総務
第140号	佐伯市情報ネットワーク施設条例の制定について	総務
第141号	佐伯市庁舎建設審議会条例の制定について	総務
第142号	佐伯市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正について	総務
第143号	佐伯市税特別措置条例の一部改正について	総務
第144号	工事委託契約の変更について(日豊本線臼坪高架橋新設工事)	建設
第145号	訴えの提起について	建設
第146号	訴えの提起について	建設
第147号	訴えの提起について	建設
第148号	訴えの提起について	建設
第149号	訴えの提起について	建設
第150号	訴えの提起について	建設
第151号	佐伯市水道事業給水条例の一部改正について	建設
第152号	佐伯市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	教育民生
第153号	佐伯市一般廃棄物処理施設条例の一部改正について	教育民生
第154号	佐伯市保育所条例の一部改正について	教育民生
第155号	財産の無償譲渡について(佐伯保育所)	教育民生
第156号	財産の無償譲渡について(長島保育所)	教育民生
第157号	佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正について	教育民生
第158号	佐伯市視聴覚センター条例の一部改正について	教育民生
第159号	佐伯市立佐伯図書館条例の一部改正について	教育民生
第160号	佐伯市立佐伯図書館及び佐伯市視聴覚センターを併せて管理する指定管理者の指定について	教育民生
第161号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(大字狩生)	経済産業
第162号	字の区域の変更について(中山間地域総合整備事業夢産地匠の里地区前高工区)	経済産業
第163号	工事請負契約の変更について(宇目統合小学校造成工事)	教育民生

請 願

番 号	件 名	付託委員会
第14号	医師・看護師などを大幅に増員させるための法改正を求める請願	教育民生
第15号	後期高齢者医療制度の凍結、撤回を国に求める請願	教育民生
第16号	最低保障年金制度の実現を求める請願	教育民生
第17号	介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択等を求める請願	教育民生

議長（児玉忠義） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、17日から各常任委員会を開いていただき、21日は午前10時から本会議を開きたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時23分 散会

平成19年 第6回

佐伯市議会定例会会議録

第7号 12月21日

第 6 回 佐伯市議会定例会会議録 (第 7 号)

平成19年12月21日 (金曜日) 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番 三 浦 涉	2 番 高 橋 香一郎
3 番 川 野 紀久雄	4 番 曾 宮 司 好
8 番 後 藤 幸 吉	9 番 江 藤 茂
10 番 清 家 好 文	11 番 矢 野 精 幸
12 番 矢 野 哲 丸	13 番 河 原 修 仁
14 番 宮 脇 保 芳	15 番 佐 保 曉
16 番 小 野 宗 司	17 番 肥 後 四々郎
18 番 榑 田 穂 積	19 番 村 尾 清 一
20 番 井野上 準 豊	21 番 河 野 和 喜
22 番 下 川 芳 夫	24 番 泥 谷 博 至
25 番 菅 原 忠 己	26 番 和 久 邦 壽
27 番 日 高 嘉 己	28 番 渡 邊 忠 義
29 番 染 矢 玉 夫 彦	30 番 児 玉 生 寿 一
31 番 甲 斐 迪 精一郎	32 番 狩 吉 良 栄 三
33 番 廣 瀨 政 文 知子	34 番 吉 良 利 美 茂
35 番 高 司 政 文 一	36 番 浅 利 美 知子
37 番 河 野 周 一	38 番 玉 田 輝 彦
39 番 村 松 講 一	40 番 児 玉 輝 彦
41 番 松 田 清 徳 喜	42 番 戸 山 盛 盛
43 番 寺 島 孝 幸 英	44 番 土 師 辰 辰

欠席議員の氏名

23番 柳 井 二 生

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市 副 副 教 総 財 企 市 福 建 上	市 市 育 務 部 務 部 画 商 工 観 光 部 民 生 活 部 祉 保 健 部 設 部 下 水 道 部	長 長 長 長 長 長 長 長 長 長	西 木 塩 武 大 久 三 田 菅 川 戸	嶋 許 月 田 鶴 保 原 崎 人 高	泰 政 厚 隆 直 成 信 俊 宣 公	義 信 信 博 己 太 行 誠 邦 行 人	教 育 次 消 農 上 弥 本 直 宇 鶴 米 蒲	林 水 産 部 次 浦 振 振 興 局 生 匠 川 目 見 水 江	振 興 局 振 興 局 振 興 局 振 興 局 振 興 局 振 興 局	長 長 長 長 長 長 長 長 長 長	川 高 森 大 加 御 曾 安 戸 高 児	島 橋 鶴 藤 洗 宮 藤 高 治 玉	ふみえ 忍 二 信 義 二 清 美 徳 郎 康
-----------------------	---	---------------------	-----------------------	---------------------	---------------------	-----------------------	---------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------	---------------------	-----------------------	---------------------	-------------------------

議事日程第7号

平成19年12月21日（金曜日） 午前10時00分 開 議

- 第1 委員長報告（質疑）
 - 第2 討論、採決
 - 第3 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告（質疑）
 - 日程第2 討論、採決
 - 日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 日程第4 会議録署名議員の指名
-

午前10時00分 開 議

議長（児玉忠義） 本日の平成19年第6回佐伯市議会定例会第18日目は成立いたしました。
これより本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告（質疑）

議長（児玉忠義） 日程第1、委員長報告を行います。

これより、休会中審査として、各委員会に付託されました議案35件及び請願4件、計39件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、渡邊邦壽君。

総務常任委員長（渡邊邦壽） おはようございます。総務常任委員長の渡邊邦壽でございます。

今期定例会において、本委員会に付託されました予算議案1件、予算外議案6件、計7件につきまして、去る12月18日、委員全員出席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第129号、平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

歳入については特に質疑はなく、歳出に入り、債務負担行為に関する調書のうち、佐伯市情報システム整備事業の追加に係る限度額19億9,325万1,000円については、債務負担行為自体が翌年度以降に債務を残す性質の予算であり、債務負担行為として予算で定めた案件は、将来義務的経費として歳出予算を拘束することとなるため、委員会としては、特に慎重な審査を要することから、あらかじめ予算の概要について執行部の説明を求めました。

執行部から、平成17年3月29日に総務省が策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、本市においても平成18年3月に「行財政改革推進プラン」を策定し、その中で現行システムを見直すことで経費の削減を図ることとしている。本プランに従い、平成18年度からコンサルに業務委託を行い、現行システムの調査・評価及び新システム調達に係る研究を行ってきた。今年9月の中間報告を経て、更なる検討を重ね、今年11月に最終報告が提出されたので、今議会に平成19年度から平成27年度までの債務負担行為

を上程したものである。平成20年度から21年度の2年間でシステム調達・開発及びデータ移行期間とし、運用保守業務を6年間、合わせて8年間を包括アウトソーシングとするものである。

平成18年度の電算経費は約4億6,000万円掛かっており、現行63業務のシステムのうち戸籍・水道等の18業務のシステムについては、見直しを行った場合、逆に経費が掛かるものや、後期高齢者システムなど現在開発中のものは対象外とし、45業務に係るシステムを見直すこととしている。この45業務は、毎年約4億2,900万円の経費が掛かっており、現行システムのまま継続すると、平成27年度までの累積額は約25億7,000万円になり、見直しを行った場合の累積額は約21億5,000万円となる。したがって、今回見直しを行うことで約4億2,000万円の経費が削減できると試算している。本予算が認められると、平成19年度中に業者選定を行い、仮契約を締結後、平成20年3月議会にシステム再構築業務の委託契約に係る議案を上程する予定であるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第129号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第138号、佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正については、執行部から、国家公務員の給与改定に準じ、平成19年4月1日にさかのぼって若年層の職員の給料月額、子等に係る扶養手当の月額及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ引き上げようとするものであるとの説明がありました。

質疑に入り委員から、本条例の一部改正に関連して、職員給料5%カットの方向性を質したのに対し、執行部から、給料の5%カットに関しては、平成18年度から実施しており平成20年度まで続けることは既に確定している。先般作成した行財政改革の見通しの試算については、今後も5%カットを続けることを前提に基金残高を推計しているとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第138号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第139号、佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例の一部改正については、執行部から、一般職の職員と同様に、国家公務員の給与改訂に準じ、平成19年4月1日にさかのぼって若年層の医師の給料月額、子等に係る扶養手当の月額及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ引き上げようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第139号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第140号、佐伯市情報ネットワーク施設条例の制定については、執行部から、ケーブルテレビ事業において、放送内容、使用料等が市町村合併前の各地域でそれぞれ異なっているものを平成20年4月1日から統合しようとするものである。放送センターを現佐伯市視聴覚センターの一區画に置き、各地域の現情報センター又は放送センターを放送サブセンターとする。また、ネットワーク施設において行う業務については、市の施策に関する情報及び非常災害時等緊急時の情報の提供、有線テレビジョン放送による市の広報、地域番組等の放映並びに国内放送局の地上波テレビジョン放送及び地上波ラジオ放送の再送信を市民情報サービスとして内容を統一し、電話サービスとしては、引き続き現行の各地域内のケーブル電話利用の提供及び音声告知放送によるサービスとする。使用料については、市民情報サービス700円、電話サービス300円とする。なお、現在各地域ごとに制定している情報セン

ターに関する条例は廃止するとの説明がありました。

質疑に入り委員から、電話サービスについては、住民説明会の中で平成23年7月をめどに廃止すると言っているが、第10条第3項に「電話サービスの加入者は、第1項の加入負担金とは別に25,000円を加入負担金として市に納入しなければならない。」となっている。廃止と説明しながら、加入負担金の項を定めようとする理由を質したのに対し、執行部から、現在、鶴見・米水津・本匠・蒲江の電話については、機器、部品の生産は中止しており、修理もできない状況にある。この地域内で現在サービスを脱退される方も考えられ、現在加入していないが新たに電話サービスを始めるという方も考えられるため、現在ある機器を有効利用したいと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、地域によっては電話サービスの利用率がかなり高いが、今後の利用促進に関する方策は考えられないのか。また、放送が統一されると、きめ細かな番組が制作できなくなり、ケーブルテレビの存続にもかかわるのではないかと質したのに対し、執行部から、現在電話サービスについては、弥生・本匠・鶴見・米水津・蒲江・上浦、それぞれの管内において通話料金は無料である。さらに、上浦は電話方式が異なり日本全国でサービスを提携している所には無料で通話することができる。このように、新市においてサービスが統一されていないため、どこかの時点で統一をすべきであると考えている。いずれにしても、上浦で整備している最新の電話方式を全域に整備するとなると、約25億円の経費が掛かるため、平成23年7月までは本条例案における電話サービスの形態でいきたい。また、統合された場合の番組制作については、確かにきめ細かな制作はできなくなると考えている。しかし、現在20分で放映している佐伯見聞録を10分間延長して30分番組とし、各地域のイベントなどを放映していこうと考えている。さらに、ケーブルテレビ佐伯において、とれたて情報局を制作しているので、佐伯見聞録と重複しない形で協議しながら、できる限り各地域の話題を放映できるようにしたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員外議員から、電話サービスと同様に平成23年7月に音声告知放送を廃止すると聞いているが、地域の情報伝達の手段に関して今後の基本的な考え方を質したのに対し、執行部から、音声告知放送に関しては、できる限り残していく方向で考えている。平成23年度までに防災無線のない佐伯・上浦・鶴見の地域については、屋外拡声器を整備したいと考えている。また、これとは別に既存のケーブル網の伝送路を使って音声告知放送ができないか等々、平成23年までに全域で音声告知放送を行うことができるよう、現在プロジェクトチームを作り調査・研究を行っているとの答弁がありました。

また、委員から、ケーブルテレビ事業の統合に伴い、各地域で整備した施設・機器等の利用方法については、平成20年4月1日以降どのように考えているのかと質したのに対し、執行部から、既存のスタジオや編集機器については、市民に開放したいと考えている。具体的には、中学校や高校の放送部に使っていただくなど、財産の有効利用を図りたいと考えているとの答弁がありました。

その他、有線ラジオ放送の周知徹底に関する事など、活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第140号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第141号、佐伯市庁舎建設審議会条例の一部改正については、執行部から、佐伯市庁舎の建設に関し調査審議するため、佐伯市庁舎建設審議会を設置しようとするものであるとの説明がありました。

若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第141号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第142号、佐伯市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正については、執行部から、地方自治法の一部改正により、行政財産を貸し付け、又は私権を設定できる場合が拡大されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものである。つまり、行政財産についても無償貸付けや減額譲渡ができるよう改正しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第142号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第143号、佐伯市税特別措置条例の一部改正については、執行部から、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が本年6月11日に施行され、本市は大分県ほか14市3町1村と共同して法に基づく大分県基本計画を作成し、本年10月17日に主務大臣の同意を得た。このことで固定資産税の課税免除を行うことにより、本市における産業集積の形成及び活性化を図る、いわゆる企業誘致を有利に行うため条文の整備を行おうとするものであるとの説明がありました。

若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第143号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、付託案件についての委員長報告を終わります。

次に、本委員会では付託案件の審査に引き続き、「新佐伯市消防本部・消防署庁舎建設に関する件」を議題とし、所管事務調査を実施いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして簡潔に中間報告を申し上げます。この件に関しては、去る8月27日及び9月20日にも調査を実施しておりますので、まとめて御報告申し上げます。

8月27日及び9月20日は、主に建設に係る基本構想等について調査を行い、今回はプロポーザル方式による設計業者が決定し、基本設計がおおむね完了したことに伴い調査を実施したものでございます。

委員外議員の方につきましては、お手元に調査時点における基本設計の図面を配布いたしておりますが、これを基に執行部からページを追って準じ説明を求めました。

質疑に入り委員から、消防隊の食事場所は2階になっているが、1階の談話コーナーで食事をとるような考えはないのかと質したのに対し、執行部から、有事の際に出動が掛かった場合、1階に仮眠室を設けた方が出動に支障を来すことがないため、そのスペース上の問題から、食事場所は厨房室のある2階でとるように考えている。そのため出動に関しては、2階の中でも最短距離で出動できる配置にしているとの答弁がありました。

また、委員から、3階にトレーニング室を配置しているが、有事の際この位置が適切と考えているのかと質したのに対し、執行部から、確かにこの位置でよいのかという議論があり、できれば出動に支障のない近い所に配置したかったが、これについてもスペースの関係から取り込むのが厳しい状況であった。この施設の利用者については、消防隊の非番の方や一部事務員の方も使う予定となっている。この基本設計の配置については、消防隊の意見を集約して設計士と9回にわたり打合せを行い、現場の消防隊の要望を基に設計されたものであるとの答弁がありました。

これに対し同委員から、有事の際にスペースの問題で妥協して、何かあった場合責任がとれるのかと強く質したのに対し、執行部から、本日指摘を受けた部分については、配置変更も含め再度検討したいとの答弁がありました。

また、委員から、機能等を検討する中で防災ヘリの離発着場としての考えはなかったのかと質したのに対し、執行部から、実際にパイロットの意見を聴取したが、周辺建物の影響等を考慮すれば、設置は無理であると報告を受けている。現在脇津留に公園を造っている最中であるが、これに防災公園としての機能を持たせ、防災ヘリの緊急離発着場として利用できるように考えているとの答弁がありました。

その他、活発な質疑、答弁が交わされたのち、執行部から今後の予定について説明がありました。

当初の予定では、年度内に実施設計を完了するとしていたが、建築基準法の改正により構造計算適合性判定制度の導入がなされたため、これに要する期間が約1か月半ほど掛かると想定され、現時点では平成20年5月末を実施設計の完了予定としている。その後、入札準備等を行い、仮契約締結を経て、平成20年9月議会に工事請負契約に係る議案を上程させていただきたい。完成は平成22年3月末日とし、同年4月1日から本施設で消防の任務に当たる予定であるとの説明があり、今後も引き続き調査を継続していくことを確認し、委員会を閉じたところでございます。

以上で、所管事務調査における委員長報告を終わりますが、付託案件の審査及び所管事務調査において、報告漏れ等がございましたら、併せて他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 次に、建設常任委員長、三浦渉君。

建設常任委員長（三浦渉） おはようございます。建設常任委員長の三浦渉でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案5件、予算外議案8件、計13件につきまして、去る12月17日、委員1名欠席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第129号、平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。歳入、歳出の各款において、慎重審査の結果、議案第129号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第133号、平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第135号、平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第136号、平成19年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第137号、平成19年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第1号）、以上4件については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第144号、工事委託契約の変更について（日豊本線臼坪高架橋新設工事）は、執行部から、当該工事に伴う電力工事において、当初は電線を橋梁に添架する予定であったが、JRの敷地内に電柱を設置する施工が可能となったこと及び軌道工事において工事用踏切撤去後の軌道の損傷が少なく、当該工事を安価で施工できることとなったことから契約金額を減額する必要が生じたものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第144号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、審査の都合上、付託表による順番を変更して、議案第151号、佐伯市水道事業給水

条例の一部改正についてを議題として審査いたしました。執行部から、平成20年度から、指定給水装置工事事業者の指定並びに給水装置工事の設計審査及び工事検査に係る手数料の額を改めようとするもので、新旧対照表をもとに詳細な変更内容について説明がなされ、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第145号、訴えの提起について、議案第146号、訴えの提起について、議案第147号、訴えの提起について、議案第148号、訴えの提起について、議案第149号、訴えの提起について、議案第150号、訴えの提起について以上6件を一括して議題とし、執行部から提案理由の説明を受けました。市営住宅の家賃等を長期にわたって滞納している入居者、市営住宅の保管義務の履行を怠り、建物の一部を損壊等した入居者及びその連帯保証人・市営住宅の明渡し完了義務の履行を怠り、家賃等を長期にわたって滞納している市営住宅の退出者に対し、市営住宅の明渡し及び滞納家賃、修理費用等の支払いを求める訴えを提起しようとするものであるとの説明がありました。

これに対して委員から、連帯保証人は二人以上必要と聞いているが連帯保証人が一人、あるいは一人もいない入居者までいるのはどういうことかと質したのに対し、執行部から、昭和60年までは一人必要で、昭和61年以降は二人必要となった。不適切な事務処理により連帯保証人のいない入居者もあるので今後、該当者には連帯保証人の提出を求めていくとの答弁がありました。

また、委員から、今回の訴えの相手方以外の滞納者に対しては訪問・電話等による督促や督促状の発送はしているのかと質したのに対し、執行部から、市営住宅に訪問したり、留守の場合は呼び出し状を発送したり市営住宅家賃滞納整理事務処理要領に沿って事務処理を進めているとの答弁がありました。

また、委員から、今後滞納者に対する処理状況について本定例会の都度、委員会に報告をするよう求めたのに対し、執行部から、定例会ごとに報告をするとの答弁がありました。そのほか、休憩も挟みながら協議会を開催するなどして、これほど高額な家賃滞納に至った経過、原因及び責任問題について議論が交わされました。討論に入り一委員から、高額滞納家賃の回収のための手段としては訴訟もやむを得ない。しかし、このような事態に至った責任の所在を明確にするとともに、今後は入居者としての契約の履行義務などについても適切な管理を求める要望とともに賛成意見が出され、採決の結果、議案第145号から議案第150号まで以上6件については、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありますか。

（なし）

議長（児玉忠義） 次に、教育民生常任委員長、浅利美知子さん。

教育民生常任委員長（浅利美知子） おはようございます。教育民生常任委員長の浅利美知子でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案4件、予算外議案10件、請願4件、計18件につきまして、去る12月17日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査い

たしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第129号、平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

主な質疑として、歳入において、委員から、11款、2項、2目、民生費負担金のうち、敬愛園入所者他町村負担金101万2,000円の該当者数について質したのに対し、執行部から、現在1名を受け入れており10月1日から6か月分の負担金であるとの答弁がありました。

次に、歳出においては、委員から、4款、2項、2目、塵芥^{じんがい}処理費のうち、家庭ごみ指定袋制事業2,502万2,000円の減額に関連して、来年度のごみ袋制作費の見通しについて質したのに対し、執行部から、現在業者から来年度分の見積りを取っている段階であるが、今年度の入札価格1枚当たり税抜き6.9円を上回る7円台が提示されている状況である。今後も原材料となる原油価格の動向を注視していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員から、10款、6項、4目、総合運動公園費のうち、工事請負費75万円の内容について質したのに対し、執行部から、プレ国体・国体を控える中で総合運動公園内をスムーズに移動してもらうための案内看板の設置費用であるとの答弁がありました。

その他、各款にわたり、活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第129号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第130号、平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第131号、平成19年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第132号、平成19年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算（第2号）については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第152号、佐伯市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、執行部から、家庭から排出される一般廃棄物の収集区域の変更等に伴い、合併前の上浦町の区域について、粗大ごみステッカーによる定期収集を廃止し、また一般家庭から引っ越し等で一時的に多量に発生するごみ収集等への対応と市民の利便性向上の観点から、市の有料収集の範囲を旧佐伯市のエリアから全市域に拡大するほか、廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して規定を追加しようとするものであるとの説明がありました。あわせて、執行部から、本条例改正は、平成20年4月1日から施行しようとするものであるが、審議会に関する規定は公布の日から施行したいとの説明があり、議案第152号については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第153号、佐伯市一般廃棄物処理施設条例の一部改正については、執行部から、現在、蒲江地区で発生した一般廃棄物を処理するため当該一般廃棄物を自ら搬入する場合は、搬入先をエコセンター蒲江に限定している。これを平成20年4月からは、エコセンター番匠にも搬入できるようにしようとするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、エコセンター蒲江の閉鎖が今後予定されているが、現状で閉鎖した場合、エコセンター番匠でエコセンター蒲江のごみを受け入れることは可能なのかと質したのに対し、執行部から、現状では一般家庭ごみを10%削減しなければ非常に困難な状況である。そのため、3R、リデュース、リユース、リサイクルの推進を図り、ごみの減量化に努めていきたいとの答弁がありました。

その他、活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第153号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第154号、佐伯市保育所条例の一部改正については、執行部から、平成20年4月から佐伯保育所及び長島保育所を民間移管するに当たり、両保育所を廃止し、あわせて関係する条例の一部を改正しようとするものであるとの説明がありました。

なお、本議案の審査に当たっては、関連議案として本委員会に付託されております議案第155号、財産の無償譲渡について（佐伯保育所）及び第156号、財産の無償譲渡について（長島保育所）についても、本議案の審査において関連質疑がなされておりますのであらかじめ御了承願います。

議案第154号の提案理由説明に対し、委員から、社会福祉法人佐伯民生福祉会に対して佐伯・長島両保育所の建物等を無償譲渡することのだが、譲渡の相手方である佐伯民生福祉会の組織構成及び運営実績について質したのに対し、執行部から、民生児童委員総務会を主構成員として設立された法人で、現在は佐伯市内で3園の保育所を運営しているとの答弁がありました。

この答弁に対し、委員から、特定の個人がその職に長くとどまる懸念があると考えが、社会福祉法人佐伯民生福祉会の理事長はどのようなシステムで就任及び交替しているのかと質したのに対し、執行部から、民生委員・児童委員の会長が交替すれば社会福祉法人佐伯民生福祉会の理事長も交替するというシステムを取っているとの答弁がありました。

また、委員から、佐伯・長島両保育所の土地貸付け価格について質したのに対し、執行部から、公共用地は土地台帳価格がないため、土地貸付基準により近傍価格の評価額の100分の1相当額で両保育所とも賃貸借契約する予定であるとの答弁がありました。

また、他の委員から、旧佐伯市内に設置されている佐伯・長島・久部保育所の定員及び実員について質したのに対し、執行部から、佐伯保育所は、定員90名に対し実員89名、長島保育所は、定員60名に対し実員59名、最後に久部保育所は定員60名に対して実員65名である。なお、保育所の実員については、120%以内の範囲で受入可能であるとの答弁がありました。

また、他の委員から、保育所の民営化を提案する最大の理由は何かと質したのに対し、執行部から、最大の理由は、正規・臨時職員の職員構成比率が正規職員3に対して、臨時職員7となっており、保育所の運営が困難となってきた。このため、保育環境を維持しようとするため今回の提案に至ったとの答弁がありました。

さらに、他の委員から、保育所民営化の今後の予定について質したのに対し、執行部から、現在ある市営16保育所のうち、20年度で佐伯・長島の二つの保育所を、21年度に三つの保育所について民営化を計画しているとの答弁がありました。

この答弁に対し、委員から、この五つの保育所民営化が最終的な計画かと質したのに対し、執行部から、今後は保育所児童数の減少も考えられるので、他の統廃合についても検討していかねばならないとの答弁がありました。

また、他の委員から、五つの保育所の民営化が完了した場合の職員構成比率について質したのに対し、執行部から、正規職員が8、臨時職員が2という比率になるとの答弁がありました。

その他、活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第154号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第155号、財産の無償譲渡について（佐伯保育所）及び議案第156号、財産の無償譲渡について（長島保育所）は、執行部から、佐伯保育所及び長島保育所を社会福祉法人

佐伯民生福祉会に移管するに当たり、両保育所の園舎等の財産を同法人に無償譲渡しようとするものであるとの説明がありました。あわせて執行部から、保育所事業を実施する社会福祉法人に建物等を無償譲渡する場合には、建物等に係る国庫補助金の返還義務が両保育所とも市に生じないとの説明がなされました。慎重審査の結果、議案第155号及び第156号については、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第157号、佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正については、執行部から、平成20年度から、尾浦小学校を上入津小学校に統合することに伴い、尾浦小学校を廃止し、関係する条例の一部を改正しようとするものであるとの説明がありました。あわせて、執行部から、現在の児童数は尾浦小学校9名、上入津小学校75名との説明もなされました。

この説明に対し委員から、尾浦小学校の保護者に対する説明では、登校は1便、下校は2便で、貸切タクシーを使って児童を送迎し、1年間は無償で通学できるとの説明をしているようだが、1年後の方針については、まだ示されていないと聞いている。今後どのように検討していくのか質したのに対し、執行部から、スクールバスや大分バスへの委託など地域によって通学方法や費用負担などが異なっている状況にある。これは全市域にまたがる問題であるので、この1年間で検討委員会において検討していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員から、教育を受けるのに学校から遠い住民に過分の費用負担を強いるのはおかしい、行政として今後何らかの対応が必要ではないかと質したのに対し、執行部から、地域交通計画の実施計画を現在作成している段階で、その中で、コミュニティーバス・スクールバス等、どのようにすれば効率的に運行ができるかを検討していきたいとの答弁がありました。

また、他の委員から、なぜ1年間で期限を区切ったのか理解できない。蒲江地区では更に統合が進む状況であるが、通学費は無料ということで保護者に説明すべきではないかと質したのに対し、執行部から、大きな方向性が出たあとに保護者と相談するということで1年間の期限を設けている。現在の段階では検討委員会に付しているもので、明確な結論は出せないとの答弁がありました。

また、他の委員から、小学校統合に対する尾浦地区の反応について質したのに対し、執行部から、当初PTAにまず説明をする予定であったが、地域も含めて説明をしてほしいとの要望があったため、地域の自治委員、地縁団体の会長、PTA等に対して合同の説明会を行った。その席上で、平成21年度に統合を計画していると説明したところ、1年でも早く学習環境を整えてあげたいとの要望が地域からあり、今回の提案となったとの答弁がありました。

この答弁に対し、委員から、地区全体としては統合については賛成ということが感じられるが、地区からは教育委員会の検討する内容で任せるとの話を得ているのかと質したのに対し、執行部から、地元は教育委員会に任せる意向であると受け止めているとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁ののち、討論に入り、賛成の立場から、保護者・地域の方々は、非常に寂しい思いはあるけども、子どもたちの教育環境のために今回の統合を同意されている。今回の統合をしなければ良かったと言われぬよう教育環境を整え、成功してもらいたいとの賛成意見がなされました。

また、他の委員から、賛成の立場で、質疑の中で学校統合については、地域の人の要望ということが見えてきたが、通学の費用負担は基本として無料が原則だと考える。福祉と連携

した効率的な交通システムについて構築してほしいとの賛成討論がなされました。

採決の結果、議案第157号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第158号、佐伯市視聴覚センター条例の一部改正については、執行部から、佐伯市視聴覚センターに指定管理者制度を導入するために、条例の一部を改正しようとするもので、指定管理者の管理指定期間を5年間とし、使用料から利用料金へ改正するほか、佐伯市視聴覚センター運営協議会に関する規定を削除しようとするものであるとの説明がありました。

なお、本議案の審査に当たり、指定管理者の関連議案である議案第159号、佐伯市立佐伯図書館条例の一部改正について及び第160号、佐伯市立佐伯図書館及び佐伯市視聴覚センターを併せて管理する指定管理者の指定についても、本議案の審査において関連質疑がなされておりますのであらかじめ御了承願います。

議案第158号の提案理由説明に対し、委員から、本定例会で総務常任委員会に付託されている議案第140号、佐伯市情報ネットワーク施設条例の制定についての中で、佐伯放送センターを視聴覚センター内に設置するとしているが、指定管理をした場合における放送センターの取扱いについて質したのに対し、執行部から、佐伯放送センターの部分は除いて指定管理とし、光熱水費については別メーターを取り付け、また出入口についても別に設置するとの答弁がありました。

また、他の委員から、任意指定で指定しようとする特定非営利活動法人カルチャー佐伯の組織及び運営実績について質したのに対し、執行部から、カルチャー佐伯は今年9月にNPO法人としての認証を受け、理事長は旧佐伯市で教育長をしていた森脇一郎氏である。実績としては今のところないが、図書館の民間委託を検討する中で設立されたNPO法人であるとの答弁がありました。

この答弁に対し、カルチャー佐伯の組織構成及びその目的について質したのに対し、執行部から、NPO法人であるので趣旨に賛同される方は参加できる。現在は元教師や元市職員、さらに現在図書館に勤務している司書も参加しているとの答弁がありました。そして、その目的としては、図書館業務以外に社会教育活動として就学前・就学時の子どもたちの放課後の支援をしたいとのことであるとの答弁がありました。

また、委員から、図書館の開館時間及び学習室の拡充について質したのに対し、執行部から、図書館の現在の開館時間は、午前9時から午後6時までとなっているが、来年の春以降、体制が整い次第、午後8時まで延ばす。さらに学習室については、来年の春までに2部屋増やすとの答弁がありました。

その他、活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第158号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第159号、佐伯市立佐伯図書館条例の一部改正については、執行部から、佐伯市立図書館に指定管理者制度を導入するために、条例の一部を改正しようとするもので、指定管理者の管理指定期間を5年間とするほか、佐伯市図書館協議会に関する規定を削除しようとするものであるとの説明がありました。議案第159号については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第160号、佐伯市立佐伯図書館及び佐伯市視聴覚センターを併せて管理する指定管理者の指定については、執行部から、佐伯市立佐伯図書館及び佐伯市視聴覚センターにつ

いては、施設の特異性をかんがみるとき、公募による指定管理者の指定にはよらず、市民の生涯学習に関する事業を行う特定非営利活動法人カルチャー佐伯に対して任意指定で指定しようとするものであるとの説明がありました。

質疑ののち、討論では、委員から、賛成の立場で今まで行政ができなかった部分についても運営を広げてもらい、佐伯の文化の発展と児童・生徒の学力向上等に努力してもらいたいとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第160号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第163号、工事請負契約の変更について（宇目統合小学校造成工事）は、執行部から、宇目統合小学校造成工事について佐々木・赤嶺建設工事共同企業体との工事請負契約を一部変更するもので、追加内容は擁壁工のうち新たに背面砕石工を施工すること及び産業廃棄物の撤去処分費である。現在の契約金額1億4,091万円を1億5,230万8,800円に変更しようとするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、宇目統合小学校の開校時期及び幼稚園又は認定子ども園の設置の検討状況について質したのに対し、執行部から、開校予定は当初の予定を前倒しして平成22年4月を予定している。幼稚園又は認定子ども園設置の検討状況については、10月から検討委員会を立ち上げ、現在協議を進めているとの答弁がありました。

その他、委員から、工法及び予算変更手順等に関する質疑があり、討論、採決の結果、議案第163号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第14号、医師・看護師などを大幅に増員させるための法改正を求める請願を議題とし、本請願に対する執行部の意見及び紹介議員の説明を求めました。

執行部から、市としても医師の確保をするためにより一層の努力をしていきたいとの意見がありました。

次に、紹介議員から、全国的に医師・看護師不足が問題になっている。地域医療を守るためにも本請願が求める意見書を提出してほしいとの説明がありました。

質疑ののち、討論では、委員から反対の立場で、看護職員の配置基準については医療法、勤務条件については、医療機関の経営の問題と考える。よって、本請願が求める意見書提出については、反対するとの意見がありました。

挙手による採決の結果、請願第14号は、挙手少数により不採択すべきものと決しました。

次に、請願第15号、後期高齢者医療制度の凍結、撤回を国に求める請願を議題とし、本請願に対する執行部の意見及び紹介議員の説明を求めました。

執行部から、3月に大分県後期高齢者医療広域連合が発足し、現在準備を進めている。また、11月19日には、大分県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会も開催され、税率保険料等について可決されているとの意見がありました。

次に、紹介議員から、後期高齢者医療制度は来年4月から実施されるにもかかわらずまだ内容が明確でない点や高齢者に周知されていない部分がある。さらに、保険料の負担や給付に対するサービスの低下等々、非常に問題があると考えるので、本請願が求める意見書を提出してほしいとの説明がありました。

質疑ののち、討論では、委員から反対の立場で、来年4月から後期高齢者医療制度がスタートする予定で、当面は制度を見守り運営に協力するのが良いと考える。よって本請願が求める意見書提出については、反対するとの意見がありました。

挙手による採決の結果、請願第15号は、挙手少数により不採択すべきものと決しました。

次に、請願第16号、最低保障年金制度の実現を求める請願を議題とし、本請願に対する執行部の意見及び紹介議員の説明を求めました。

執行部から、請願事項の国の責任で一人残らず、消えた年金問題を早急に解決することについては、平成19年12月17日から年金加入歴等を知らせる、ねんきん特別便が送付され、加入記録に訂正のある場合は、訂正や再裁定の手続がなされる予定である。また、公的年金制度については、国の制度として推進され、根本にかかわる施策等については、国の責任において検討が行われているものであるので、執行部としては、特段意見はないとのことでした。

次に、紹介議員から、最低保障年金を確立し、国民の信頼にこたえるということが大切である。また、消えた年金問題の解決についても一刻も早くすべきと考えるので、本請願が求める意見書を提出してほしいとの説明がありました。

質疑ののち、討論では、委員から反対の立場で、全額税による最低保障年金については、納付した保険料に応じて給付が行われる現在の制度のあり方等、また生活保護との関係などさまざま課題がある。よって、本請願が求める意見書提出については、反対するとの意見がありました。

挙手による採決の結果、請願第16号は、挙手少数により不採択すべきものと決しました。

次に、請願第17号、介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択等を求める請願を議題とし、本請願に対する執行部の意見及び紹介議員の説明を求めました。

執行部から、療養病床等の再編等については、介護療養病床は平成23年度までに廃止、医療療養病床については、20年度から削減となっている。市としても県の計画を受けて、第4次の介護保険事業計画の中でこのことについては、検討していきたいとの意見がありました。

次に、紹介議員から、介護療養病床が廃止され、医療療養病床が大幅に削減されれば、医療難民・介護難民が各地であふれることは明らかである。よって、本請願が求める意見書を提出してほしいとの説明がありました。

質疑ののち、討論では、委員から反対の立場で、療養病床の再編成については、政府によって患者の状況に応じた居住環境の良い老健施設などを受皿とするとの方針が示されている。よって、本請願が求める意見書提出については、反対するとの意見がありました。

挙手による採決の結果、請願第17号は、挙手少数により不採択すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 次に、経済産業常任委員長、矢野精幸君。

経済産業常任委員長（矢野精幸） おはようございます。経済産業常任委員長の矢野精幸でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案2件、予算外議案2件、計4件につきまして、去る12月18日、委員1名欠席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

まず、議案第129号、平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

主な質疑として、歳入、15款、1項、2目、利子及び配当金のうち地域振興基金利子に関し、基金の積立額及び預金利率の内訳について質したのに対し、執行部から、基金総額は約40億円で、20億円ずつ2本に分けて2年の国債で運用している。預金利率は、それぞれ0.756%、0.847%となっており、半期ごとにそれぞれ約700万円が生じるため、それを今回1,400万7,000円の補正を行ったとの答弁がありました。

また、15款、2項、1目、不動産売払収入1億4,666万9,000円の内容について質したのに対し、執行部から、佐伯駅前の市営駐車場と九電の建物の間の旧国鉄清算事業団用地約540坪を公売に掛け、ルートインジャパンが落札をしたその金額を計上しているとの答弁がありました。

また委員から、ルートインジャパンのホテルの建設予定規模について質したのに対し、執行部から、現時点での計画段階で聞いていることは、10階建ての建物で、客室150室の規模で、来年5月ごろから着工し、21年4月ごろオープンしたいとのことである。また、雇用については、36人を雇用し、そのうち正規職員が10人、残りはパートで雇用する予定だと聞いているとの答弁がありました。

また、20款、1項、12目、合併特例債のうち、駅周辺活性化整備事業の内容について質したのに対し、執行部から、海崎駅及び狩生駅構内にトイレを設置する事業であり、一般財源から合併特例債に打ち替えるため補正を組んでいる。工事のスケジュールについては、来年1月中旬過ぎに工事を発注し、約100日程度の工期を考えている。当地は信号機等が近くにあるため、安全性を考え、機械ではなく手掘り作業で工事を進めていくため若干長めの工事になるとの答弁がありました。

次に、歳出に入り、7款、1項、5目、観光費のうち、観光事業費の映画「釣りバカ日誌」関係の事業に関し、佐伯市としてどのような取組をしていくのか。また、映画の中で、佐伯市をより強くアピールするための取組としてどのようなことを考えているのかと質したのに対し、執行部から、当事業費については、佐伯市の負担金2,000万円のうち、今年度分として500万円を計上し、映画のロケハンティングやシナリオハンティングの案内、支援を行う。また、本市の場面を映画の中でより多く放映してもらうように強くお願いをするとともに最大限の協力をしていきたいとの答弁がありました。

また、委員から、市内のロケ地選定について質したのに対し、執行部から、ロケハンティングやシナリオハンティング等であらかじめ決まる部分もあるが、ストーリーが決まり、監督がその場その場で判断するという部分があるので、今は何とも言えない。ただ、市の方から、釣り場は必ず佐伯市のどこかで撮影すること。また、東九州自動車道開通式のテープカットの場面を入れること。以上2点だけは是非入れていただきたいと要望している。また、佐伯寿司やごまだしうどんなど佐伯のカラーが出るような食材も是非取り入れてもらいたいと考えているとの答弁がありました。

その他、各款にわたり、活発な質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第129号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第134号、平成19年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算(第1号)については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第161号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(大字狩生)は、執行部から、霞ヶ浦漁港(小福良地区)海岸保全施設整備事業に伴う公有水面埋立工事のしゅ

ん工に伴い、新たに生じた土地を確認するとともに、字の区域に編入しようとするものである。当埋立地の用途は、護岸用地、野積場用地及び道路用地であり、埋立面積は、4,541.93平方メートルであるとの説明がありました。

これに対し委員から、埋立用地内の道路用地について、どのようになっているのかと質したのに対し、執行部から、埋立前の海岸部分がすべて道路となっており、道路の前面を埋め立てた形になっている。現在の道路は幅員4メートルであり、将来的には、幅員6メートルに拡幅する予定であり、現在道路に接している埋立用地部分から2メートル幅を道路用地として確保しているとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第161号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第162号、字の区域の変更について（中山間地域総合整備事業夢産地匠の里地区前高工区）は、執行部から、佐伯市本匠大字堂ノ間における中山間地域総合整備事業である野津宇目線沿いにある水田7,171平方メートルのほ場整備により、当該土地改良区域の一部で字の区域変更をする必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第162号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 以上の各委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

日程第2 討論、採決

議長（児玉忠義） 日程第2、討論、採決を行います。

議案第129号、平成19年度佐伯市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業各常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第130号、平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第131号、平成19年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第132号、平成19年度

佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算（第2号）、議案第133号、平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第134号、平成19年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第1号）、議案第135号、平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第136号、平成19年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第137号、平成19年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第1号）、以上8件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより8件を一括して採決いたします。

建設、教育民生、経済産業各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、以上8件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第138号、佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番、後藤幸吉君。

8番（後藤幸吉） おはようございます。私は、この議案に対して反対する理由は、補正予算との絡みもあって、少し多少無理な面があるのですが、どうしても普段職員の給与のことは、削減せないけんと言うことを普段から言っとるもんですから、ただ一概に私も今回のように、まあその若い職員の人たちの給料のようなものは上げるべきだというような考えもあります。ただ、この間の一般質問の中で50歳の職員で、740万円ほど、高すぎる。一律に上げるような議案には、賛成できません。例えば、若い職員だけを上げるというようなやつなら賛成できるんですが、その佐伯市の一般市民の感覚から多少なりとも給料を上げるのは、おかしいのではないかと私は思いますので反対いたします。どうぞよろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（児玉忠義） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第139号、佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第140号、佐伯市情報ネットワーク施設条例の制定についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第141号、佐伯市庁舎建設審議会条例の制定について、第142号、佐伯市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正について、第143号、佐伯市税特別措置条例の一部改正について、第144号、工事委託契約の変更について（日豊本線臼坪高架橋新設工事）以上4件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより4件を一括して採決いたします。

総務、建設各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、以上4件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第145号、訴えの提起についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第146号、訴えの提起についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、21番、河野豊君の退席を求めます。

(河野豊議員退席)

議長(児玉忠義) 御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

21番、河野豊君の復席を求めます。

(河野豊議員復席)

議長(児玉忠義) 次に、議案第147号、訴えの提起について、議案第148号、訴えの提起について(市営女島団地H棟3号)、議案第149号、訴えの提起について、議案第150号、訴えの提起について、以上4件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより4件を一括して採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上4件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第151号、佐伯市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第152号、佐伯市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、第153号、佐伯市一般廃棄物処理施設条例の一部改正について、以上2件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより2件を一括して採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上2件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第154号、佐伯市保育所条例の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

本案につきましては、地方自治法第244条の2第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の賛成を必要といたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(児玉忠義) 現在の出席議員数は40名であり、その3分の2は27名であります。

ただいまの起立者は40名であり、所定数以上であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第155号、財産の無償譲渡について(佐伯保育所)、第156号、財産の無償譲渡について(長島保育所)以上2件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより2件を一括して採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上2件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第157号、佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

賛成討論の通告がありますので発言を許します。

26番、和久博至君。

26番(和久博至) 26番議員の和久博至です。賛成の立場から意見を述べたいと思います。ただこれはあの合併が絡んでおりまして、統合の問題ですけれども、現在、尾浦小学校9名、上入津小学校75名ですね、上入津小学校にしても非常に少ない人数にはなっているんですけども、9名というのは教育をする環境としては非常に厳しい環境かなというふうには思います。地区の今まで核となっていた学校だと思えますけれども、やむを得ず統合に賛成せざるを得ないという状況だろうと思えます。ただ、合併をするときの基準と言いますか、これももちろん、市町村合併も同じなんですけれども、どうしても遠くから通わなきゃならん部分というのが出てくるわけなんです。特に、小学校だとあの毎日、土・日を除いては毎日通わなきゃならない事態になってますんで、その利用者が、車があれば、あるいは自転車に乗って行ければいいんですけども、それもかなわない人がやっぱり多いわけですね。小学生もそうですし、お年寄りもやっぱりそうです。その時に、だれがそれに代わってやるのかというと、やは

り親がせんといけん。あるいは、それに代わるものとして親が非常に大変ですから、仕事等で出なきゃならない、それを子どもに合わせてなんていうわけにはいきませんので、そうするとやはり、公的な部分がそこを補ってやらんといけんというのが基本だろうと思います。だから、統廃合するときの基準としましては、やはりそれは必要経費だろうと思うんですよ。その交通費というのはですね。余分に掛かる経費としては、それを必要経費として、考えていかんといけないんじゃないかと私は考えています。したがって、この場合どのようになっているのかと言いますと、1年間だけ無料、それ以降はまだ分かっていませんという中でこのこれは、あの統廃合決定になるわけですね。本来だったら、ここは決まった上で、統廃合というのが段取りだと思うんですけども、それもかなわないままに、決断せざるを得なかったという状況になっていると思います。だからそこは、やはり、これから一年と言わずにですね、やはり教育委員会なりが、無償というかですね、交通費はすべて面倒をみるという立場でいかれるのがいいんじゃないかと思えます。この前の答弁では、教育委員会としてはやはり無料という立場でいきたいと、検討委員会に臨みたいということを言われました。まあ、それがかなうか、かなわないかというのは、その市長決断、あるいは執行部の決断に掛かってくるだろうと思うんですね。教育委員会だけで済むものではなくて、やはり、予算絡みのことですので、その予算をまあ握っている執行部がどのように考えるかということだろうと思います。そこで、やはり子どもから、遠くに通う費用を取ってまで教育をさせるというのには、やはり問題があるかと思うんですね。で、無料という前提のもとに、後の経費が掛かることは、執行部が知恵を出して、そして安くしていくということが基本だろうと思います。これは福祉、教育だけではなくて福祉も絡んでおりますんで、福祉、教育やっばり一体となった交通の便を考えていくべきだろうと思います。現在、公共の交通機関等、タクシーあるいはバス等を利用しての交通体系というのが作られておりますけれども、まだまだ不十分だと思います。そここのところの検討が、これからの検討課題として残っていると思います。それも含めまして、是非より良い方向で結論を出していただきたいと。近いうちにですね出していただきたいと思えます。そのことを強く要望しまして賛成の立場から、意見を述べさせていただきます。

議長（児玉忠義） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

本案につきましては、地方自治法第244条の2第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の賛成を必要といたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

議長（児玉忠義） 現在の出席議員数は40名であり、その3分の2は27名であります。

ただいまの起立者は40名であり、所定数以上であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第158号、佐伯市視聴覚センター条例の一部改正について、第159号、佐伯市立佐伯図書館条例の一部改正について、第160号、佐伯市立佐伯図書館及び佐伯市視聴覚セン

ターを併せて管理する指定管理者の指定について、第161号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（大字狩生）、第162号、字の区域の変更について（中山間地域総合整備事業夢産地匠の里地区前高工区）、第163号、工事請負契約の変更について（宇目統合小学校造成工事）、以上6件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより6件を一括して採決いたします。

教育民生、経済産業各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、以上6件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、諮問第13号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者桑門超^{くわかどちよう}）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

諮問第13号は、原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、請願第14号、医師・看護師などを大幅に増員させるための法改正を求める請願を議題といたします。

賛成討論の通告がありますので発言を許します。

35番、高司政文君。

35番（高司政文） 35番議員の高司政文です。私は、全日本年金者組合大分県本部が提出しました請願第14号の医師・看護師など大幅に増員させるための法改正を求める請願に賛成の立場で意見を述べたいと思います。地方でも都市でも医師不足、看護師不足は重大な社会問題です。医師不足について言えば、最大の原因は医者が増えると医療費が膨張するといって、医師の要請数を減らし、日本は世界でも異常な医師不足の国にしてきた政府の失政です。さらに、診療報酬の削減、国公立病院の統廃合、大幅な病床削減など、公的医療保障を後退させる構造改革が地域の医療崩壊を加速させる結果となっています。例えば、医療費の削減で見ると、2006年度の診療報酬改定では、マイナス3.16%の改訂となり、医療費で1兆円が削られることになりました。その結果、医療機関に手術料、入院料の減収をもたらし、全国の病院で赤字や体制縮小、廃院を余儀なくされる事態を広げました。国民の命と健康を守り安全な医療を提供するには、思い切って医療費の総額を拡大することが不可欠です。看護師の不足、過密労働は、医療の安全を脅かす重大問題です。2006年、国は、看護師の配置基準を改定し、患者7人に看護師一人を配置した医療機関に報酬を加算して、手厚い看護体制を促す

仕組みを作りました。ところが、看護師の絶対数が不足している上に、構造改革で診療報酬全体が大幅に削減されたため看護師争奪戦が激化し、経営難の中・小、地方の病院で看護師不足が一層深刻化する事態が起きました。したがって、看護師数を抜本的に増やすことが必要です。また、7対1基準による混乱を解決するため、すべての配置基準で病院の診療報酬を緊急に引き上げることが必要です。また、看護師の労働条件を改善するためにも、公的支援、診療報酬改訂を進め、夜勤や複数、月8日以内という人事院判定の早期実現と看護師職員の大幅増員へ抜本的対策をとることが必要だと考えます。このように、今日の医師・看護師不足は、国の医療費削減の流れの中から出たものであり、医療費を削っておいて、あとは医療機関の経営の問題などというのは、実態を見ない議論であります。最後になりますが、このような医療現場での実態を理解していただき、この請願に賛同していただきますようお願い申し上げます、賛成討論とします。

議長（児玉忠義） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

請願第14号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第14号を採択と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

議長（児玉忠義） 起立少数であります。

よって、請願第14号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第15号、後期高齢者医療制度の凍結、撤回を国に求める請願を議題といたします。

賛成討論の通告がありますので発言を許します。

35番、高司政文君。

35番（高司政文） 35番議員の高司政文です。私は、全日本年金者組合大分県本部が提出いたしました請願第15号の後期高齢者医療費制度の凍結、撤回を国に求める請願に賛成の立場で意見を述べたいと思います。来年4月から予定されている後期高齢者医療費制度は、その中身が知られてくればくるほど高齢者や医療関係者などから、批判の声が大きく上がっています。それは、この制度が75歳以上の人を国保や健康保険から追い出し、高い保険料を年金天引きという形で無理やり徴収しながら、包括払い制度などを設け、必要な医療を受けられなくする最悪の制度だからです。大分県の年間平均保険料は、79,500円と当初の政府試算を大きく上回りました。保険料は2年ごとに見直され、医療給付費が増えたり、後期高齢者の人口が増えたりすると、引き上がる仕組みになっています。また、現在サラリーマンの被扶養者として健保に加入している人も半年間の徴収の猶予と減額措置が執られますが、2年後には全額保険料を課せられます。過酷な保険料徴収の一方で保険で受けられる医療の内容は差別制限されます。新制度では、後期高齢者と74歳以下の方は、診療報酬が別枠となります。今、検討されている包括払い制度は、診療報酬を定額制とし、保険が使える医療に上限を付けてしまうことです。そうなれば、後期高齢者に手厚い治療を行う病院は赤字となるため、医療内容を制限せざるを得なくなります。後期高齢者医療費制度の根拠となる高齢者医療確保法

は、老人保健法が掲げていた国民の老後における健康の保持という法の目的を削除し、代わりに医療費の適正化、つまり医療費の抑制を目的にしました。その趣旨で作られたのが本制度です。国は医療費抑制を言いますが、日本の総医療費は、GDPの8%。サミット参加国、7か国で最下位です。決して医療にお金を掛け過ぎているわけではありません。政府が国民の命と健康を守る責任を果たし、高薬価や高額医療機器などにメスを入れつつ、歳入歳出の改革で財源を確保するならば、公的医療保障を拡充することは可能です。政府も実施を前にして、一部見直しせざるを得なくなっていること自体、制度の破たんを示すものです。来年4月の制度実施については、凍結、撤回すべきです。この請願への皆さんの御賛同をお願い申し上げます、賛成討論とします。

議長（児玉忠義） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

請願第15号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第15号を、採択と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

議長（児玉忠義） 起立少数であります。

よって、請願第15号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第16号、最低保障年金制度の実現を求める請願を議題といたします。

賛成討論の通告がありますので発言を許します。

35番、高司政文君。

35番（高司政文） 35番議員の高司政文です。私は、全日本年金者組合大分県本部が提出しました請願第16号の最低保障年金制度の実現を求める請願に賛成の立場で意見を述べたいと思います。

最近の年金を巡る動きの中で、約5,000万件の持ち主不明の年金記録のうち、約945万件が最後までだれのものか照合できない可能性が明らかになりました。高い年金保険料を掛けてきたのに受け取れないでは済まされません。これまで放置してきたことに対しては、国の責任で解決するのが当然であります。

次に、最低年金保障制度についてです。日本の年金は、国民年金の受給者が、約900万人いますが、その平均は月額46,000円という低さです。保険料の未納率は4割に達し、免除や未加入者を含めると、払っていない人が1,000万人を超えています。今日、年金制度の緊急の課題は、この低い年金、予測される大量の無年金者といった制度の、空洞化に歯止めを掛け、いかに回収するかであります。それには、低年金、無年金をなくすため、最低保障年金制度が必要です。最低保障額を5万円からスタートして、それまで払ってきた保険料に合わせて、2万円、3万円と積み上げる方式です。大体25年も払い続けなければ1円ももらえない年金制度が世界のどこにあるのでしょうか。ヨーロッパでは数箇月で年金受給の資格がもらえます。この最低保障年金の財源は、法人税率や所得税の最高税率の見直し、法人税のゆるやかな累進制の導入、外国税額控除など大企業向けの優遇税制を改めることや、不必要な兵器購入が目立つ5兆円にもなる防衛費の見直し、無駄な公共事業の見直しなどで安

定的な財源確保が可能です。政府は、社会保障となると、すぐ消費税を持ち出しますが、このように必要な部分には手を付けず、国民に負担を押し付けようとする議論であり、消費税は、低所得者ほど負担率が大きくなる最悪の庶民いじめの税制であり、格差と貧困をますます拡大するものです。市民の暮らしを守る立場から、この請願に御賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長（児玉忠義） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

請願第16号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第16号を、採択と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

議長（児玉忠義） 起立少数であります。

よって、請願第16号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第17号、介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択等を求める請願を議題といたします。

賛成討論の通告がありますので発言を許します。

43番、寺島孝幸君。

43番（寺島孝幸） 43番議員の寺島孝幸でございます。請願第17号、介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択等を求める請願に賛成の立場で討論いたします。昨年の医療制度改革関連法の成立により、2012年3月末で12万床の介護療養病床を廃止し、2006年現在、23万床ある医療療養病床を15万床に削減することとなりました。しかし、昨年、厚生労働省がまとめたアンケート調査では、日中・夜間とも、自宅では介護できる人がいないとの回答が介護療養病床では61.4%。医療療養病床では、54.3%となっていますし、現在全国の特別養護老人ホームの待機者数は30万人以上と推計されております。政府は療養病床の転換先として、介護老人保健施設や特定施設などを示しておりますけれども、現在入所するには、入所時に何百万円ともいうような高額な費用を負担しなければならない。また、月々に何十万円という、とても年金で賄えるような金額を負担するような状況となっておりますし、本当に金持ちしかです入所できない状況が発生してまいります。それでも必要な医療も受けられません。このまま介護療養病床が廃止され、医療療養病床が大幅に削減されれば、どこにも行けない、行き場のない医療難民・介護難民が全国各地であふれることは明らかです。療養病床の大幅削減は、金のないものは家で死ねということだと言わざるを得ません。是非とも、皆さんの御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（児玉忠義） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

請願第17号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第17号を、採択と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

議長(児玉忠義) 起立少数であります。

よって、請願第17号は、不採択とすることに決定いたしました。

審議結果

議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第129号	平成19年度佐伯市一般会計補正予算(第3号)	分 割	原案可決
第130号	平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	教育民生	原案可決
第131号	平成19年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第2号)	教育民生	原案可決
第132号	平成19年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算(第2号)	教育民生	原案可決
第133号	平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	建 設	原案可決
第134号	平成19年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算(第1号)	経 済 産 業	原案可決
第135号	平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	建 設	原案可決
第136号	平成19年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	建 設	原案可決
第137号	平成19年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	建 設	原案可決
第138号	佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正について	総 務	原案可決
第139号	佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例の一部改正について	総 務	原案可決
第140号	佐伯市情報ネットワーク施設条例の制定について	総 務	原案可決
第141号	佐伯市庁舎建設審議会条例の制定について	総 務	原案可決
第142号	佐伯市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正について	総 務	原案可決
第143号	佐伯市税特別措置条例の一部改正について	総 務	原案可決
第144号	工事委託契約の変更について(日豊本線臼坪高架橋新設工事)	建 設	原案可決
第145号	訴えの提起について	建 設	原案可決
第146号	訴えの提起について	建 設	原案可決
第147号	訴えの提起について	建 設	原案可決
第148号	訴えの提起について	建 設	原案可決
第149号	訴えの提起について	建 設	原案可決
第150号	訴えの提起について	建 設	原案可決
第151号	佐伯市水道事業給水条例の一部改正について	建 設	原案可決
第152号	佐伯市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	教育民生	原案可決

第153号	佐伯市一般廃棄物処理施設条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第154号	佐伯市保育所条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第155号	財産の無償譲渡について（佐伯保育所）	教育民生	原案可決
第156号	財産の無償譲渡について（長島保育所）	教育民生	原案可決
第157号	佐伯市立小学校の設置に関する条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第158号	佐伯市視聴覚センター条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第159号	佐伯市立佐伯図書館条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第160号	佐伯市立佐伯図書館及び佐伯市視聴覚センターを併せて管理する指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第161号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（大字狩生）	経済産業	原案可決
第162号	字の区域の変更について（中山間地域総合整備事業夢産地匠の里地区前高工区）	経済産業	原案可決
第163号	工事請負契約の変更について（宇目統合小学校造成工事）	教育民生	原案可決

諮 問

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第13号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者桑門超）		異議がない

請 願

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第14号	医師・看護師などを大幅に増員させるための法改正を求める請願	教育民生	不採択
第15号	後期高齢者医療制度の凍結、撤回を国に求める請願	教育民生	不採択
第16号	最低保障年金制度の実現を求める請願	教育民生	不採択
第17号	介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止の意見書採択等を求める請願	教育民生	不採択

日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）

議長（児玉忠義） 日程第3、議案の上程を行います。

意見書案第27号、後期高校再編整備に関する意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

42番、戸山盛喜君。

42番（戸山盛喜） 42番の戸山です。意見書を朗読しながら、皆さんの御賛同を得たいと思って提案をさせていただきたいと思います。

意見書案第27号

後期高校再編整備に関する意見書

大分県教育委員会は、平成17年度に策定した「高校改革推進計画」に基づき、平成22年度から平成26年度にかけて、県南地区の佐伯市を始め、津久見市、臼杵市を含めた各県立高等学校の統廃合を含む後期高校再編に取り組む予定である。

私たちの佐伯市では、現在、各学年、700名前後の小・中学生が就学している。本年の10月に、佐伯市PTA連合会が実施したアンケート調査によると、子ども・保護者ともに佐伯市内の高等学校に進学したい・させたいとの希望が強く、市外の高等学校に進学させたいと考えている保護者は、わずか5%程度である。

本市は、一昨年に9市町村が合併し、新佐伯市としてスタートしたが、常に、過疎・少子・高齢化の課題を抱えながらまちづくりに取り組んでいる。このような状況の下、近い将来にまちづくりの中心となる高校生が、地元の高等学校に進学し、仲間づくりができ、地域をより深く学び、地域を愛する思いを醸成することは、非常に重要なことであると考え。地元の高等学校で学んだ若者たちが、新佐伯市のまちづくりの一翼を担う日も決して遠くはない。このような意味において、高等学校教育に対する市民の期待は非常に大きい。

以上の観点から、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 後期高校再編にあたり、十分にその必要性とその再編の内容を周知徹底していただきたい。
 2. 佐伯市内の高校の再編にあたっては、現行県立高校3校の存続を堅持していただきたい。なお、1校への編成については断固反対します。
 3. 佐伯市内のほとんどの中学生は、佐伯市内の高校に進学することを望んでおり、保護者も佐伯市内の高校に進学させたいと望んでいる。したがって、県立高校の定員については、再編により減少させることのないようお願いしたい。
 4. 進学系普通科高校と福祉系・商業系・工業系・農業系等の学科をもつ総合選択制産業系高校を設置してほしい。なお、福祉系学科には専攻科を設置することを強く望みます。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月21日

大分県佐伯市議会

平成19年第6回佐伯市議会定例会追加上程議案一覧表

意見書案

番 号	件 名
第27号	後期高校再編整備に関する意見書

議長（児玉忠義） これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

意見書案第27号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第27号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論、採決を行います。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

意見書案第27号につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第27号は、原案のとおり可決されました。

審議結果

意見書案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 27 号	後期高校再編整備に関する意見書		原案可決

日程第4 会議録署名議員の指名

議長(児玉忠義) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、40番、児玉輝彦君、43番、寺島孝幸君、以上の2名を指名いたします。

以上で本日の議事はすべて議了いたしました。

おはかりいたします。

今期定例会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、平成19年第6回佐伯市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年12月21日

佐伯市議会議長 児 玉 忠 義

署名議員 児 玉 輝 彦

署名議員 寺 島 孝 幸